

## 第351回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月12日	木	本会議	開会 知事の挨拶 会期の決定（15日間） 議案の上程30件（予算6、条例5、その他16、報告3） 提出者の説明 濱田知事 決算特別委員長報告（25件） 採決（350第15号—350第16号、350報第1号—350報第23号）
13日	金	休 会	議案精査
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	議案精査
17日	火	本会議	質疑並びに一般質問 加藤議員 大野議員 米田議員
18日	水	本会議	質疑並びに一般質問 今城議員 中根議員 下村議員
19日	木	本会議	質疑並びに一般質問 野町議員 依光議員 委員会付託
20日	金	休 会	委員会審査
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	委員会審査
24日	火	休 会	委員会審査
25日	水	休 会	
			委員長報告 修正動議（議発第1号） 提出者の説明 米田議員 討論 土森議員 採決 議案の追加上程4件（第28号—第31号） 提出者の説明

26日	木	本会議	濱田知事 採決 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙 議案の上程（議発第2号—議発第5号） 採決 議案の上程（議発第6号） 討論 岡田議員 採決 継続審査の件 副知事選任同意に伴う挨拶 閉会
-----	---	-----	--

## 第351回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（12月12日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
知事の挨拶	
濱田知事	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7
決算特別委員長報告	
三石決算特別委員長	13
採決	17

### 第2日（12月17日）

出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員出席者	20
議事日程	20
諸般の報告	21
質疑並びに一般質問	
加藤議員	21
1 政治姿勢（目指すべき県政実現に向けた意気込み、共感と前進の県政実現） について	21

2	経済の活性化（産業振興計画の評価と今後、関西圏との連携強化）について……………	22
3	農林水産業（Next次世代型施設園芸農業の現状と目標、生産現場や集出荷場の人手不足、原木生産の拡大、付加価値の高い製材品の供給と全国的な需要の掘り起こし、漁業生産額の維持・発展）について……………	23
4	観光振興（外国人延べ宿泊者数30万人泊の実現）について……………	25
5	防災対策（南海トラフ地震対策）について……………	25
6	インフラ整備について……………	26
7	日本一の健康長寿県構想（生活習慣病の予防や健康づくり、フレイル予防、少子化の克服、高知版ネウボラの充実強化）について……………	26
8	教育（教育振興に対する決意、高知市の全国学力・学習状況調査結果、不登校対応策の強化）について……………	28
9	中山間対策の充実強化について……………	29
10	い年の選挙事務について……………	29
	濱田知事……………	30
	西岡農業振興部長……………	36
	川村林業振興・環境部長……………	37
	田中水産振興部長……………	38
	吉村観光振興部長……………	39
	福留地域福祉部長……………	39
	伊藤教育長……………	40
	土居選挙管理委員長……………	42
	加藤議員……………	42
	大野議員……………	43
1	政治姿勢（霞が関から見た高知県、政党・会派に対する基本姿勢、共感と前進の県政運営、国への向き合い方、第1次産業の振興、中山間・奥山間地域対策、福祉施策、教育行政）について……………	44
2	不登校対策について……………	47
3	消費税増税（中山間地域の零細商店・事業所の状況）について……………	48
4	自治体のマンパワー不足対策（発災後の取り組み、土木技術職員）について……………	49
5	高知自動車道と国道33号（高知自動車道2車線対面通行有料区間の現状と4車線化、無料化の検討、市町村から早期の整備要望が出されている国道33号の整備促進、加茂地域の安全対策と長竹川の改修事業）について……………	49
6	厚生労働省による再編検討病院名の公表（国からの要請内容と県の対応、地域医療構想調整会議での議論、国との意見交換会の内容、対応姿勢）について……………	51
7	スポーツ振興（いきいき茨城ゆめ国体での県選手団の活躍の総括と課題、高知ユナイテッドスポーツクラブのJFL昇格と国体での県選手団の活躍に関	

する知事の所見、Jリーグ入りに向けた支援策) について……………	52
8 全天候型のドーム球場の整備について……………	53
濱田知事……………	54
伊藤教育長……………	59
近藤商工労働部長……………	60
堀田危機管理部長……………	61
村田土木部長……………	61
鎌倉健康政策部長……………	63
橋口文化生活スポーツ部長……………	65
大野議員……………	66
濱田知事……………	66
大野議員……………	66
米田議員……………	67
1 政治姿勢（開かれた県政運営、県民の声を聞く場、公務の役割と県職員の役割、総理大臣主催「桜を見る会」に関する首相の説明責任、公文書管理、米軍機低空飛行訓練の現状と対応、実態を示す動画記録の検討、中国四国防衛局との面談の公開、日米地位協定の抜本改訂、日米共同統合防災訓練、オスプレイへの対応、国の農業政策に対する基本認識、中山間地域等直接支払交付金制度、全国一律最低賃金の要望、厚生労働省による再編検討病院名の公表に対する反発、公表の撤回、地方自治を無視した国の対応、公立・公的病院の役割、国民健康保険に関する交付金減額措置）について……………	67
2 全国学力テスト（学校現場での自己目的化に対する所見、教育権を踏みにじる文書の中止、不登校児童生徒の出現率増加との関連性、教育事務所等の不適切な対応の実態調査、現場教員の声を受けとめる場）について……………	74
濱田知事……………	76
伊藤教育長……………	85
米田議員……………	86
濱田知事……………	87
米田議員……………	88

---

**第3日（12月18日）**

出席議員……………	89
欠席議員……………	89
説明のため出席した者……………	89
事務局職員出席者……………	90

議事日程	90
質疑並びに一般質問	
今城議員	91
1 政治姿勢（社会資本整備、緊急防災・減災事業債の恒久化を含む財源確保、新過疎法制定に向けた施策、人口の社会増減の均衡、関西圏からのインバウンド誘致、県西部の文化芸術拠点整備）について	91
2 災害への対応（公共事業の執行状況と円滑な推進、県管理河川の治水対策、洪水浸水想定区域図の作成促進、危機管理型水位計による情報提供、県管理ダムの洪水調節機能の強化と異常洪水時の情報提供）について	93
3 南海トラフ地震対策（宿毛市における長期浸水域の避難対策、住宅耐震改修の促進、漁港の燃油タンクや沈没船の漂流対策）について	96
4 認知症高齢者の行方不明者対策（効果の上がる取り組み、警察犬による捜索の体制強化と能力向上）について	97
5 水産振興（クロマグロやブリの人工種苗の生産技術確立）について	98
濱田知事	98
村田土木部長	101
堀田危機管理部長	104
田中水産振興部長	104
福留地域福祉部長	105
宇田川警察本部長	106
今城議員	106
中根議員	107
1 ジェンダー平等（到達点と課題、高知県男女共同参画推進本部の体制、男女にとらわれない婚姻制度の法整備、パートナーシップ制度の導入）について	107
2 子育て支援（生活困難世帯の割合の改善、学校給食の無償化、高校まで利用可能な就学援助制度、国民健康保険料の減免、子供の均等割廃止）について	108
3 母子福祉避難施設（妊産婦等福祉避難所の位置づけ、災害時の保健・医療体制の充実）について	109
4 教員の変形労働時間制（一方的な導入の是非、時間外労働の実態、現行法下での連続休暇の取得、現場の声が届く仕組み、導入による事務負担の増加、少人数学級の拡大と教員増）について	110
5 会計年度任用職員制度（官製ワーキングプアや公務職場多忙化の解消、常勤職員とすべき業務、事務補助業務等を担う臨時的任用職員、フルタイムからパートタイムへの移行、制度の本旨と異なる不利益変更、フルタイム任用のこれまでの必要性と行政サービスの保障）について	112
濱田知事	114
伊藤教育長	117

福留地域福祉部長	120
鎌倉健康政策部長	120
君塚総務部長	121
中根議員	123
濱田知事	123
下村議員	124
1 中山間対策の充実強化（集落活動センターの支援のあり方、人材育成）について	124
2 国際教育（複数教員の派遣、福祉分野先進地への派遣、志を持った支援）について	126
3 戦没者慰霊碑の管理（所見、検討状況）について	129
4 がん教育（取り組み状況、外部講師の活用、私立学校の取り組み）について	129
5 太平洋島嶼国へのアプローチについて	130
6 県庁でのデジタル技術の活用（RPAの開発と実証実験結果、対象業務の拡大）について	131
7 高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの整備について	132
濱田知事	132
川村中山間振興・交通部長	134
伊藤教育長	134
福留地域福祉部長	136
橋口文化生活スポーツ部長	137
君塚総務部長	137
岩城副知事	138
下村議員	139

---

#### 第4日（12月19日）

出席議員	141
欠席議員	141
説明のため出席した者	141
事務局職員出席者	142
議事日程	142
質疑並びに一般質問	
野町議員	143
1 高知版地域包括ケアシステム構築（知事の思い、高知あんしんネットの利用拡大、「高知家@ライン」利用状況とモデル事業の課題、あき総合病院患者の	

新規登録再開とモデル事業の延長、あき総合病院の役割、推進体制の充実) について……………	143
2 中山間地域活性化への取り組み（中山間対策の充実・加速化と農業振興、集 落活動センター運営実態と支援体制、やねだん型集落活動センター、市町村 との連携強化、学校教育との連携、集落営農組織等との連携、次代のリーダー 養成）について……………	145
3 農福連携（安芸地域における先進事例の分析、県内での現状と今後の支援策、 促進コーディネーターの役割と支援体制の充実及び定着支援を行う人材の確 保・育成、安芸地域の J A 無料職業紹介所での取り組みと横展開、農業サイ ドからのニーズへの対応）について……………	148
4 県立高等学校再編振興計画（高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学 校の統合後の状況と課題、ICTを活用した教育、安芸中学校・高等学校と 安芸桜ヶ丘高等学校の再編計画の進捗状況及び拠点校としての魅力度向上、 地域との情報共有、若者への教育面からのアプローチ）について……………	149
濱田知事……………	151
鎌倉健康政策部長……………	153
北村公営企業局長……………	154
福留地域福祉部長……………	155
川村中山間振興・交通部長……………	156
伊藤教育長……………	158
西岡農業振興部長……………	160
野町議員……………	162
依光議員……………	162
1 SWOT分析について……………	163
2 組織運営について……………	164
3 地域支援企画員の位置づけについて……………	164
4 龍河洞の再整備について……………	165
5 社会人経験者採用について……………	166
6 職場ドックの取り組みについて……………	166
7 市町村行政（職員数、採用1次試験の共通化、マンパワーや専門職員の不足、 県からの人的サポート、自治体クラウドの導入促進、ポイント発行システム と龍馬パスポートの電子化）について……………	167
濱田知事……………	171
君塚総務部長……………	174
吉村観光振興部長……………	177
依光議員……………	177
濱田知事……………	178



依光議員	178
議案の付託	178
請願の付託	178

## 第5日（12月26日）

出席議員	181
欠席議員	181
説明のため出席した者	181
事務局職員出席者	182
議事日程	182
諸般の報告	183
委員長報告	
上田(貢)危機管理文化厚生委員長	184
西内(隆)商工農林水産委員長	186
土居産業振興土木委員長	188
今城総務委員長	190
修正動議、提出者の説明（議発第1号）	192
米田議員	192
討論	194
土森議員	194
採決	196
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第28号—第31号）	197
濱田知事	198
高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙	199
議案の上程、採決（議発第2号—議発第5号 意見書議案）	200
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	200
岡田議員	200
継続審査の件	202
副知事選任同意に伴う挨拶	
岩城副知事	202
閉会の挨拶	
桑名議長	203
濱田知事	203

## 巻末掲載文書

委員会報告書	205
平成30年度高知県歳入歳出決算審査報告書	206
平成30年度高知県公営企業会計決算審査報告書	216
意見書に関する結果について	221
議案の提出について	224
人事委員会回答書	226
議案付託表	227
請願文書表	231
修正動議の提出について	
議発第1号 第1号令和元年度高知県一般会計補正予算に対する修正案	236
議案の追加提出について	238
意見書議案の提出について	
議発第2号 米軍機による超低空飛行訓練の中止を求める意見書議案	239
議発第3号 持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意見書 議案	242
議発第4号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案	245
議発第5号 林野関係予算の確保を求める意見書議案	247
議発第6号 内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書議案	250
継続審査調査の申出書	252
決算特別委員会審査結果一覧表	254
委員会審査結果一覧表	255
議決一覧表	257

## 招 集 告 示

### 高知県告示第518号

高知県議会定例会を、令和元年12月12日に高知県議会議事堂に  
招集する。

令和元年12月 5 日

高知県知事 尾崎 正直

### 議 員 席 次

1 番	土 森 正 一 君	2 番	上 田 貢太郎 君
3 番	今 城 誠 司 君	4 番	金 岡 佳 時 君
5 番	下 村 勝 幸 君	6 番	田 中 徹 君
7 番	土 居 央 君	8 番	野 町 雅 樹 君
9 番	浜 田 豪 太 君	10 番	横 山 文 人 君
11 番	西 内 隆 純 君	12 番	加 藤 漠 君
13 番	西 内 健 君	14 番	弘 田 兼 一 君
15 番	明 神 健 夫 君	16 番	依 光 晃一郎 君
17 番	梶 原 大 介 君	18 番	桑 名 龍 吾 君
19 番	森 田 英 二 君	20 番	三 石 文 隆 君
21 番	上 治 堂 司 君	22 番	山 崎 正 恭 君
23 番	西 森 雅 和 君	24 番	黒 岩 正 好 君
25 番	大 石 宗 君	26 番	武 石 利 彦 君
27 番	田 所 裕 介 君	28 番	石 井 孝 君
29 番	大 野 辰 哉 君	30 番	橋 本 敏 男 君
31 番	上 田 周 五 君	32 番	坂 本 茂 雄 君
33 番	岡 田 芳 秀 君	34 番	中 根 佐 知 君
35 番	吉 良 富 彦 君	36 番	米 田 稔 君
37 番	塚 地 佐 智 君		

## 第351回高知県議会定例会会議録

令和元年12月12日（木曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君

34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君  
 36番 米田稔君  
 37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会事務局長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君

代表監査委員 植田 茂 君  
監査委員 麻岡 誠 司 君  
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主査 宮脇 涼 君



議事日程(第1号)

令和元年12月12日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
  - 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
  - 第2号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
  - 第3号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
  - 第4号 令和元年度高知県電気事業会計補正予算
  - 第5号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
  - 第6号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算
  - 第7号 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案
  - 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例議案
- 第11号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 令和2年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第13号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第14号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第15号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 県有財産(高知新港港湾関連用地)の処分に関する議案
- 第24号 国道439号防災・安全交付金(大木絆第一橋)工事請負契約の締結に関する議案

第 25 号 県道川之江大豊線道路災害復旧工事 請負契約の締結に関する議案	350報第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険 事業特別会計歳入歳出決算
第 26 号 国道493号道路災害関連（小島トン ネル）工事請負契約の一部を変更す る契約の締結に関する議案	350報第10号 平成30年度高知県災害救助基金 特別会計歳入歳出決算
第 27 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化セン ターの消化槽工事委託に関する協定 の一部を変更する協定の締結に関す る議案	350報第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦 福祉資金特別会計歳入歳出決算
報第 1 号 令和元年度高知県病院事業会計補正 予算の専決処分報告	350報第12号 平成30年度高知県中小企業近代 化資金助成事業特別会計歳入歳 出決算
報第 2 号 高知県が当事者である訴えの提起の 専決処分報告	350報第13号 平成30年度高知県流通団地及び 工業団地造成事業特別会計歳入 歳出決算
報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告	350報第14号 平成30年度高知県農業改良資金 助成事業特別会計歳入歳出決算
第 4	350報第15号 平成30年度高知県県営林事業特 別会計歳入歳出決算
350第15号 平成30年度高知県電気事業会計未 処分利益剰余金の処分に関する議 案	350報第16号 平成30年度高知県林業・木材産 業改善資金助成事業特別会計歳 入歳出決算
350第16号 平成30年度高知県工業用水道事業 会計未処分利益剰余金の処分に関 する議案	350報第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善 資金助成事業特別会計歳入歳出 決算
350報第 1 号 平成30年度高知県一般会計歳入 歳出決算	350報第18号 平成30年度高知県流域下水道事 業特別会計歳入歳出決算
350報第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管 理特別会計歳入歳出決算	350報第19号 平成30年度高知県港湾整備事業 特別会計歳入歳出決算
350報第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管 理特別会計歳入歳出決算	350報第20号 平成30年度高知県高等学校等奨 学金特別会計歳入歳出決算
350報第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理 特別会計歳入歳出決算	350報第21号 平成30年度高知県電気事業会計 決算
350報第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特 別会計歳入歳出決算	350報第22号 平成30年度高知県工業用水道事 業会計決算
350報第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中 管理特別会計歳入歳出決算	350報第23号 平成30年度高知県病院事業会計 決算
350報第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別 会計歳入歳出決算	
350報第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業 特別会計歳入歳出決算	————— ∞ ∞ ∞ —————

午前10時開会 開議

○議長（桑名龍吾君） ただいまから令和元年12月高知県議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。



### 諸 般 の 報 告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

委員会報告書、平成30年度高知県歳入歳出決算審査報告書、平成30年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末205、206、216、254、221ページに掲載



### 知 事 の 挨拶

○議長（桑名龍吾君） この際、県知事の御挨拶

があります。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま御紹介をいただきました濱田省司でございます。

このたびの知事選挙により、今後4年間の県政の運営を任せていただくこととなりました。本日、就任後初めての県議会に臨むに当たりまして、県民の皆様から託された期待と責任の重さを改めて痛感し、身の引き締まる思いがいたします。

さて、退任されました尾崎正直知事は、対話と実行を基本姿勢に掲げられ、県民の皆様からの声に真摯に耳を傾け、長年の県政の重要課題に対して真正面から全力で取り組んでこられました。この結果、県民所得や有効求人倍率といった各種の経済指標は上昇傾向に転じ、県勢浮揚に向けた兆しが見え始めたところです。3期12年にわたって県政運営に取り組まれ、力強いリーダーシップを発揮して県勢浮揚を目指された前知事の御努力と御功績に、心から敬意を表します。

この尾崎県政で残された財産を継承しながら発展させていき、新しい時代の流れも加味しながら、これまで私が培ってきた行政経験や人脈を活用して、高知県政がさらに飛躍できるよう努力してまいる所存です。

また、県民を代表する県議会議員の皆様とも、緊張感のある建設的な政策議論を重ねながら、議会と執行部は車の両輪として目指すべき方向性を見定め、共有してまいりたいと考えております。そのために、よりよい県政運営に向けて、さまざまな方から御意見を頂戴し、全ての県民の皆様のご幸せを追求していきたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、以上をもち

まして私の御挨拶とさせていただきます。これからどうかよろしくお願いたします。(拍手)



### 会議録署名議員の指名

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

10番 横山文人君

23番 西森雅和君

35番 吉良富彦君



### 会期の決定

○議長（桑名龍吾君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月26日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月26日までの15日間と決しました。



### 議案の上程、提出者の説明

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末224ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第27号「浦戸湾東部流域下水

道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上30件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和元年12月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、今後の県政運営に臨みます私の基本的な考えを申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のお理解と御協力をお願いしたいと考えております。

私は、知事を目指すことを決意してから、ここ数カ月間、県内各地を回る中で、県民の皆様からさまざまな声をお聞かせいただき、地域における厳しい現状に接してまいりました。そのたびに、大切なふるさとをもっと元気にしたい、多くの若い人が戻ってくるような、さらには都会に出ていなくても誇りを持って定住できるような魅力あふれる県にしたい、そのために私のこれまでの行政経験を生かして高知に恩返しをしたいとの思いを、より強く抱くようになりました。

現在、高知県は、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくり、教育の充実を初めとするさまざまな政策によって、間違いなくよい方向に向かっております。例えば、1人当たり県民所得は、近年、全国の倍の伸びを見せており、長年にわたり生産年齢人口の減少と連動する形で減少傾向にあった県内総生産や各産業分野の産出額も、上昇傾向に転じております。また、地域



福祉の拠点であります、あったかふれあいセンターが県内各地に広がってきており、教育の面では、小中学生の学力が着実に向上してまいりました。

一方、現在の高知県の人口構成を見ますと、今後も人口減少が続くこと自体は避けられず、人口減少に伴う県経済の縮みや中山間地域の衰退といった困難な課題に対するこれまでの施策を一層強化していく必要があると考えます。さらには、近い将来起こり得る南海トラフ地震への備えも引き続き着実に進めなければなりません。

このため、私はこれまでの県政をしっかりと継承し、3つの目指すべき姿、すなわち、第1に、産業振興によって新たな雇用を創出する、いきいきと仕事ができる高知、第2に、教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりの取り組みなどを通じた、いきいきと生活ができる高知、第3に、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、インフラ整備の推進による、安全・安心な高知、これら3つの姿の実現に向けまして、さまざまな施策をさらに発展させ、高知県政を一段と高いステージへ引き上げてまいります。

私は、これからの県政の運営に当たり、共感と前進を基本姿勢としたいと訴えてまいりました。本県の直面する困難な課題に県民の皆様とともに立ち向かっていくためには、県民の皆様との対話を通じて県政に対する共感を得ていくことが重要であると考えます。

ここ高知には、豊かな自然を初め、脈々と受け継がれてきた歴史や文化などのすばらしい資源があり、そして何より高知を愛し、地域を支えていこうとして挑戦を重ねている皆様がおられます。そうした皆様の英知を結集し、心をつなげて、高知の強みを最大限に生かしながら、さらなる県勢浮揚に向けて全力で取り組みます。

その過程では、県民の皆様、議員の皆様はもとより、民間事業者の方々、市町村の皆様、さらには県庁職員ともしっかりと対話を重ね、コンセンサスを得ながら施策を練り上げてまいりたいと考えております。

そして、施策の実行を通じて、課題の解決に向けて一歩でも二歩でも確実に前進していくよう、成果志向の県政運営を目指します。このため、施策の目標を明らかにし、成果について科学的知見なども踏まえながら一つ一つ丁寧に検証した上で、いわゆるPDCAサイクルを一層徹底してまいります。

また、本県の直面する課題の解決に向けては、本県単独の施策のみでは限りがありますので、国などに対して時期を捉えた積極的な政策提言を行い、国の制度や施策をしっかりと活用してまいります。

この高知を活力ある県にしようという思いを同じくする県民の皆様とともに、国内外の方々のお力添えを賜りながら、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、高知の未来を切り開いていく県政が実現するよう、前へ前へと進んでまいり所存であります。

続いて、基本政策の取り組み方針について、御説明申し上げます。

まず、経済の活性化についてであります。

先ほども申し上げましたように、これまでの産業振興計画の取り組みを通じて各産業分野の地産外商は飛躍的に拡大し、本県経済は、人口減少に伴って縮む経済から、人口減少下にあってもむしろ拡大する経済へと構造を転じつつあるものと受けとめております。

しかしながら、各種の経済指標は依然として全国の絶対水準を下回っており、また人手不足や後継者不足は年々深刻化しております。加えて、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの目標に掲げる人口の社会増減の均衡に向けても、

まだ道半ばの状況であります。

県経済をさらに活気あるものとし、より多くの若者が高知に帰ってくるができるようにするため、あるいは若者が県外へ出ず、高知に定住する希望をかなえるようにするためにも、本県に付加価値の高い産業を生み出し、新たな雇用を一層創出していくことが重要であると考えております。このため、産業振興計画における各種施策をさらに強化し、発展させ、着実に推進してまいり所存であります。

具体的には、まず本県の強みである農林水産業に関して、先端技術の活用を通じてさらなる生産拡大を図るとともに、加工体制の強化や輸出も視野に入れた外商の拡大に取り組んでまいります。

また、デジタル技術と地場産業の融合をさらに進めることにより、新たな製品やサービスの開発を促進し、Society5.0関連の産業群の創出を目指します。

加えて、県外や海外とのさまざまなネットワークを強化し、外部の知見や人材を積極的に活用してまいりたいと考えております。特に、大阪を初めとする関西圏は、令和7年に開催される大阪・関西万博を控え、非常に経済活力に満ちております。こうした経済活力を高知に誘引するため、外国人観光客の誘致や地産外商のさらなる拡大など、関西圏での新たな経済活動の展開を検討し、その実現を図ってまいります。

さらに、各産業分野の担い手確保策と移住促進策を連携させ、担い手不足の解消に向けて、積極的に施策を展開してまいります。

あわせて、本県の発展に向けては中山間地域の振興が不可欠であるとの認識のもと、こうした取り組みの成果を確実に中山間地域の活性化にもつなげるよう意を用いてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

これまでの日本一の健康長寿県構想による取り組みを通じて、あったかふれあいセンターが、サテライトを含め、県内に約290カ所設置されたことを初め、各地域に医療・介護・福祉のサービス提供体制が一定整ってまいりました。また、がん検診や特定健診の受診率が向上するなど、県民の皆様の健康意識も着実に高まってきているものと感じております。

引き続き、県民の皆様が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられる高知県を目指して、日本一の健康長寿県構想のさらなるバージョンアップを図りながら、県民の皆様の健康寿命の延伸などに全力で取り組んでまいり所存であります。

具体的には、医師の確保や地域の実情に応じた医療提供体制の整備を図るとともに、県内各地域の医療・介護・福祉のサービス資源をネットワークとしてつなぎ、日常生活から入退院、在宅までを切れ目なく支援する高知版地域包括ケアシステムの構築を着実に進めてまいります。この中でも特に、地域における総合的な支え合いの拠点である、あったかふれあいセンターの取り組みを強化し、訪問看護や訪問介護サービスの拡充なども図ってまいります。

あわせて、医療や福祉の関係機関と連携し、在宅での療養環境を充実させる取り組みや糖尿病の重症化予防対策などを着実に推進することにより、県民の皆様一人一人の生活の質、いわゆるQOLの向上を図り、持続可能な社会保障モデルとして全国へ発信してまいりたいと考えております。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的に支援する高知版ネウボラの取り組みなどを通じて、発達障害のある子供たちが早期に適切な支援を受けられる体制づくりを進めるとともに、児童虐待防止の取り組みを一層強化してまいります。

このほか、ひきこもりの方々の社会参加や自立に向けた支援策などの抜本強化を図ってまいります。

次に、教育の充実と子育て支援の取り組みについて御説明申し上げます。

本県においては、平成20年にスタートした教育改革や、平成28年に策定した、教育等の振興に関する施策の大綱に基づく知・徳・体の分野ごとに目標を掲げた取り組みにより、小中学生の学力や体力、運動能力の状況は確実に改善が進み、成果もあらわれてきております。一方、小中学校における不登校の出現率は、全国と比べ依然として高い状況にあります。

この高知の未来を担う子供たちがみずからの夢や志を実現できるよう、県民の皆様のお知恵やお力を賜りながら、子供たちの知・徳・体それぞれの調和がとれた生きる力を育てていくことが、私の使命であると考えております。このため、学校が組織として諸課題に対応し、自律的に教育の質を高めていくことができるよう、チーム学校の取り組みを一層推進してまいります。

また、貧困や不登校、学力の未定着など、さまざまな困難を抱え厳しい環境にある子供たちをしっかりと支えるために、就学前から高等学校までの各段階における切れ目のない支援を充実してまいります。特に、増加傾向にある不登校の児童生徒への支援に関しては、未然防止の取り組みと迅速な初期対応に加えて、学校と教育支援センター、心の教育センターが連携した重層的な支援体制の構築を進めてまいります。

さらに、中山間地域の高等学校への遠隔教育システムを活用した授業の配信を初めとして、学習指導におけるデジタル技術の活用を積極的に推進するとともに、子供たちがデジタル社会に対応できる力を育むための教育の充実にも取り組んでまいります。

あわせて、こうした取り組みを確実に進めるためにも、教員が子供たちと向き合う時間を確保できるよう、教職員の働き方改革を推進してまいります。

次に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策に関しましては、南海トラフ地震対策行動計画に基づき、住宅の耐震化や津波避難空間の整備を初めとして、さまざまな対策が着実に進展してまいりました。その結果、最大クラスの地震と津波が発生した場合の想定死者数は、平成25年5月時点の約4万2,000人から本年3月時点では約1万1,000人と、約74%減少しております。引き続き、南海トラフ地震対策を着実に推進し、想定死者数を限りなくゼロに近づけていくことが重要であります。

このため、本年4月からの第4期行動計画に基づき、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も活用し、海岸堤防の整備や住宅の耐震化などのハード対策を加速してまいります。あわせて、要配慮者の迅速な避難に向けた個別計画の策定や南海トラフ地震臨時情報への対応を進めるとともに、県を挙げての災害対応力を向上させるため、これまで以上に実動訓練や図上訓練を実践的かつ効果的に実施するなど、ソフト面の対策もさらに充実させてまいります。

私は、東日本大震災の際、消防庁において、全国の消防機関の救急部隊を被災地へ応援派遣する任についての経験があり、南海トラフ地震対策を進めるに当たっては、こうした経験も存分に生かしてまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

本県のインフラに関しては、災害から県民の皆様生命や財産を守るとともに、地域の生活や産業振興を支える基盤として、積極的に整備

の促進が図られてきたところです。引き続き、県民の皆様の安全・安心を確保するとともに、地域の活力増進を図っていくため、他県と比べて立ちおけている本県のインフラ整備にスピード感を持って取り組んでいく必要があります。

このため、全国知事会や他県ともしっかりと連携し、国などに対してインフラ整備の必要性を訴えていくとともに、国の施策を最大限活用しながら、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護などのインフラ整備を着実に推進してまいります。

また、たび重なる台風災害や豪雨災害などに備えるため、豪雨災害対策推進本部を通じてハード・ソフト両面での対策を推進し、中小河川の河川改修を初めとする治水対策や土砂災害対策などにも取り組んでまいります。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

県土の約93%を占める中山間地域は、農業や林業といった第1次産業が盛んであり、また豊かな自然や食、文化といった本県ならではの資源を有する、本県の中長期的な発展の源となる地域であります。このため私は、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないという強い思いを持っております。

中山間対策につきましては、これまで、産業をつくる取り組みと生活を守る取り組みを柱として、県政の各分野において施策の展開が図られてまいりました。その結果、例えば中山間対策の核となる集落活動センターについては、これまでに31市町村、58カ所で立ち上がるなど、県内各地で着実に広がってきております。あわせて、移動手段の確保対策など、中山間地域の皆様の暮らしを守る取り組みも進んできているところです。

引き続き、こうした取り組みのさらなる拡充を図るとともに、中山間地域の子供たちが地元

を離れることなく、中心部の大規模校と同様に学ぶことのできる環境を整備するため、中山間地域の高等学校へのデジタル技術を活用した授業の配信を推進するなど、県政の各政策において中山間振興を念頭に置いた取り組みを進めてまいります。

次に、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

まず、少子化対策については、高知県少子化対策推進県民会議を立ち上げ、官民協働で、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージの各段階に応じた総合的な対策が進められてきました。その結果、本県の合計特殊出生率は、平成21年の1.29を底に回復基調にあり、平成30年までの伸び率は全国を大幅に上回っているところです。

また、女性の活躍の場の拡大に向けては、女性が希望に応じて働き続けられるよう、ファミリー・サポート・センターや高知家の女性しごと応援室を初めとして、社会全体で子育てや就労を支援する仕組みが整いつつあると感じています。

引き続き、少子化の要因分析と施策の検証などを不断に行いながら、官民協働で県民の皆様のお出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえることができるよう努めますとともに、女性の活躍の場を拡大してまいります。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興については、文化芸術振興ビジョンに基づき、県民の皆様が文化や芸術に親しむ機会の創出を図りますほか、県史の編さんなどを通じて高知の歴史や文化の研究と活用を進めてまいります。

また、スポーツの振興に関しては、第2期スポーツ推進計画に基づき、産学官民連携のもと、さまざまな取り組みが進められており、一定の

成果も出てまいりました。引き続き、競技力の向上対策を強化するとともに、地域でスポーツを気軽に楽しめる環境を整備するなど、県民の皆様がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和元年度高知県一般会計補正予算などの6件です。このうち、一般会計補正予算は、台風被害への迅速な対応や経済の活性化などの経費として、総額27億5,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額40億3,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を計上しております。

具体的には、台風第19号等による被害への迅速な対応として、高波により破損した防波堤の復旧や航路に堆積した障害物の除去に取り組むとともに、海浜に漂着した流木の処分を行うなど、漁港施設や海岸施設などにおける被害の迅速な復旧を図ってまいります。

また、経済の活性化に関しては、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されます来年、全国のよさこいが集結するプレミアムよさこいin東京2020を開催することとしております。この取り組みを通じて、海外におけるよさこいや、その発祥の地である本県の認知度の向上を図るとともに、よさこいの普及を推進し、外国人観光客のさらなる誘致拡大につなげてまいります。

さらに、今年20日から高知龍馬空港と神戸空港間において新たな路線が開設されますことから、本県の航空ネットワークの拡充を、県民の皆様の利便性向上と本県経済への波及効果の発現にしっかりとつなげることができそうです。航空会社による路線のPR事業に対する支援などを行ってまいります。

あわせて、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関し、現在実施している現地測量や基本設計などに加えまして、施設整備に伴う生活環境への影響のほか、動植物や景観への影響、工事中の騒音や振動による周辺環境への影響などを調査、予測し、評価する環境アセスメントを実施してまいりたいと考えております。今後、専門家や地域住民の皆様からも御意見を伺い、影響評価などを行う項目を決定した上で調査を実施してまいります。

このほか、地域医療介護情報ネットワークの普及促進や、地域の教育力向上及び活性化に向けた施設整備への支援などに要する経費を計上しております。

条例議案は、高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案など5件です。

その他の議案は、令和2年度当せん金付証券の発売総額に関する議案など16件です。

報告議案は、令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告など3件であります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



#### 決算特別委員長報告

○議長（桑名龍吾君） 日程第4、350第15号「平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第16号「平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに350報第1号「平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第23号「平成30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上25件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。  
決算特別委員長三石文隆君。

（決算特別委員長三石文隆君登壇）

○決算特別委員長（三石文隆君） 令和元年9月  
県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました平成30年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、平成30年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、平成30年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成30年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取り組みは一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

なお、今回の決算審査に当たり提出されました決算審査資料において、記載事項に誤りが見られました。今後はこのようなことがないよう、資料の提出に当たっては、十分精査することを

強く求めます。

まず、行財政運営等についてであります。

平成30年度は、県勢浮揚に向けた動きを将来にわたって確かなものとしていくために、各分野を担う人材の育成などに重点を置いて、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策などの5つの基本政策と、中山間対策の充実強化など3つの横断的な政策の抜本強化に取り組んでいます。

決算状況については、歳入では地方譲与税が増加し、歳出では補助費等や公債費が減少したことなどから、経常収支比率は前年度から改善したものの、自主財源が3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要があります。

職員のワーク・ライフ・バランスの推進については、業務のスクラップ・アンド・ビルドや事務の効率化など、さまざまな取り組みを進めていますが、所属によってその実現状況に差異があるものと考えられます。については、引き続き時間外勤務等の状況を十分把握しながら、働き方の改善に向けてしっかり取り組むことを望みます。

財務会計事務の処理については、監査委員からの指摘を踏まえ、さまざまな対策を講じていますが、依然として契約事務などにおいて基本的な処理の誤りが見られました。については、会計事務の基本を理解させる取り組みを引き続き行うとともに、各所属の課題を分析した上で再発防止に向けた研修を開催するなど、適正化に向けた一層の努力を求めます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

災害対応型給油所の整備については、整備促進事業費補助金の活用実績が年度当初見込みを大きく下回り、第3期南海トラフ地震対策行動

計画における目標数値の約半分程度の整備状況となっています。ついては、給油事業所に対し、より積極的に啓発を行うなど、市町村と連携して災害対応型給油所の整備を促進する取り組みを強化するよう求めます。

応急期機能配置計画については、圏域ごとの広域調整計画を策定したところではありますが、避難所や応急仮設住宅建設用地は、広域調整してもなお不足している状況であります。ついては、圏域を越えた対応の必要性についても検討するなど、必要な機能の早期確保に向けて取り組むよう望みます。

沿岸漁業の安全対策については、津波発生の際の情報を操業中の漁船と通信する沿岸漁業無線のネットワーク化に向けて、無線電波の伝搬状況などを調査し、海岸局の配置や機器の構成等の検討を行っています。ついては、情報発信のスキルや無線を搭載していない漁船への対応など、漁業者の命や船を守る対策をさらに推進するよう望みます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであります。

災害時の医療救護については、県保健医療調整本部・支部と市町村が緊密に連携し、その役割を十分果たせるよう備えることが必要であります。ついては、災害訓練等を通じて関係機関の連携強化を図るとともに、DMAT等県内外からの支援チームが円滑に医療救護活動を行えるよう、受援体制のさらなる充実を望みます。

障害者の就労支援における農福連携の取り組みについて、成功事例をさらに広めていくためには、地域のネットワークを通じたマッチングが重要となります。ついては、地域のネットワークの拡大と強化を図り、就労体験ができる機会を設けるなど、農業と福祉それぞれの関係者の相互理解を深める取り組みを充実するよう望みます。

こども食堂については、厳しい家庭環境にある子供たちに必要な支援を行うとともに、家庭において望ましい子育て、教育が行われ、また子供がたくましく成長するための支援も期待されます。ついては、食事の提供にとどまることなく、家庭の子育て力・教育力の向上につながるための支援も含め、こども食堂が果たす本来の役割を再確認した上で事業が展開されるよう望みます。

介護現場で働く人材の育成・確保については、介護を学ぶ高校がある一方で、小中学生のキャリア教育において介護分野の仕事を学び、接する機会は十分とは言えません。ついては、小中学生を対象としたキャリア教育に介護職も含め、将来の進路として魅力ある選択肢の一つとなるべく工夫するなど、現在の取り組みを拡充するよう望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

公共交通については、運転手の不足が便数減につながり、そのことによって利用者がさらに減少してしまう悪循環に陥ることが懸念されます。ついては、引き続き必要な支援を行い、地域生活を支える移動手段が確保されることを望みます。

貨客混載の取り組みについては、平成29年度以降、複数の地域において関係者を交えた地域部会で協議検討を行い、大川村では実証運行が開始されています。ついては、大川村など先行した地域で得られたノウハウを周知し、県内で取り組みが進むことを望みます。

地域において文化芸術の資源を発掘し、魅力あるものに仕立てていくためには、アイデアを生かせるよう人と人をつなぐことが重要で、またイベントの開催などにはさまざまなノウハウが必要となります。ついては、イベント開催などの活動を通じて得た人脈や経験が広く有効に活用できるよう、人員の配置も含め、文化芸術

に係る人材育成の取り組みの充実を望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

大学生就職支援事業については、県内への就職を促進するため、各種セミナーの開催やウェブを活用した情報発信、Uターン就職サポートガイドの配布などを行っていますが、県外大学生のUターン就職率は依然として低い状況であります。ついては、インターネットを活用した情報提供など、対象となる学生に向けて情報が確実に伝わる仕組みを検討することを望みます。

防災関連産業については、県内企業が行う防災関連製品技術の開発から外商まで一貫した支援を行い、すぐれた製品技術を国内外にPRする取り組みを進めてきた結果、防災関連認定製品の売上額は年々増加しています。ついては、平成30年度に実施した市場調査の結果などを有効に活用して引き続き支援を行うことで、防災関連産業のさらなる振興につなげることを望みます。

伝統産業分野については、土佐和紙や土佐打ち刃物などの技術やノウハウを伝承する後継者の育成支援を行い、長期研修修了者は地元で就業するなど、一定の成果は出ています。ついては、本県の伝統的な工芸品を維持していくために、さらに後継者対策を進めていくとともに、伝統産業の振興を図ることを望みます。

次に、観光の振興等についてであります。

平成31年1月まで開催された「志国高知 幕末維新博」では、トータルで334万人を超える来場者があり、一定の成果が得られています。ついては、幕末維新博で整備し磨き上げた地域の観光資源を、平成31年2月から始まった自然&体験キャンペーンにも生かし、継続した取り組みとなるよう望みます。

インバウンド観光については、海外の旅行会社に定期的なセールス活動を行うとともに、旅行商品の造成、販売に取り組んでいます。外

国人延べ宿泊者数は横ばい傾向となっています。ついては、本県単独の取り組みだけでなく、四国への外国人観光客が本県にも訪れるよう、遍路旅など四国4県で連携した特色ある取り組みが行われることを望みます。

客船の受け入れについては、歓迎行事やシャトルバスの運行などに多額な経費をかけており、効果的な取り組みが求められます。ついては、観光振興部のアンケート調査結果などで、客船により来高する観光客のニーズを把握し、満足度を高める取り組みを関係各所と連携して進めることを望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

農産物の生産力向上については、主要品目において、過去の出荷実績や気象データをもとにAIを活用した出荷予測システムを開発し、販売戦略や営農指導に生かす取り組みを行っています。ついては、さらに多様なデータの集積を行い予測精度を高めていくことで有利な販売につなげるとともに、他の品目でも活用が図られるよう研究を進めていくことを望みます。

6次産業化の推進については、計画づくりなどのアドバイスを行うセミナーの開催や、相談、課題対応のための6次産業化サポートセンターを設置し、加工・販売に取り組む農業者等の目的や段階に応じた支援を行っています。ついては、引き続き人材の発掘や育成に取り組むとともに、商品開発や販路開拓などの支援を行うことで、農業者等の所得の向上が図られるよう望みます。

県民参加の森づくりの推進については、森林環境税を活用して、森や山に関する情報の発信、木と触れ合う機会の創出や森林環境教育への支援など、森林への理解を深める取り組みが進んでいます。ついては、引き続き市町村や関係団体と連携しながら、子供から大人まで森林への



理解と関心が深まり、県産材の利用にもつながるよう、さらなる取り組みの充実を望みます。

県内の製材工場の強化については、経営力を強化するための事業戦略づくりや戦略を実践するために必要な技術者の育成など、支援を行っていますが、中小製材事業体などにおいては経営面で厳しい状況も見受けられます。については、経営コンサルタントに委託している事業戦略の策定・実践事業が事業体で効果的に活用できるよう、支援を進めていくことを望みます。

次は、社会基盤の整備等についてであります。

河川における水防活動については、近年、豪雨災害が頻発化している中、水位計の設置が県内全域で進んでおり、増水時に住民に対して危険水位を周知する取り組みが進められています。については、水位計の管理を適切に行うことで、異常気象時の河川氾濫等の危険性が住民に速やかに伝わり、地域の防災力が向上することを望みます。

次は、教育についてであります。

教員の働き方改革については、統合型校務支援システムの導入などにより業務の削減が図られていますが、教員の多忙化解消は依然として大きな課題となっています。については、引き続き県立学校及び市町村教育委員会とも連携をとりながら、働き方改革の取り組みを進めることを求めます。

小学校の英語の教科化への対応については、来年度からの全面実施に向けて、加配教員を配置しながら小中学校が連携して取り組んでいますが、まだ全ての小学校で十分な対応ができる状況には至っていません。については、小学校教員の採用方法の検討や英語力の向上などに引き続き取り組み、全ての小学校において英語教育が円滑に実施されるよう求めます。

高知海洋高等学校の産業教育実習船土佐海援丸については、高知海洋高等学校の実習のみな

らず、小中学生等を対象とした体験航海などを実施しています。については、他部局とも連携してさらなる有効活用ができないか検討することを望みます。

塩見記念青少年プラザについては、改築後の利用者数が目標を下回っています。については、施設を設置した趣旨に基づき、青少年への広報を充実するとともに、青少年以外の県民の利用促進につながる対策を検討し、利用者の増加に取り組むことを望みます。平成30年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、平成30年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成30年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が2億8,230万円余となっており、前年度に比べて7,238万円余増加しています。これは、修繕費が増加したことなどにより水力発電費が増加したものの、減損損失など特別損失が減少し、総費用が減少したことなどによるものであります。

平成30年7月豪雨の際には、発電施設の損傷により2カ月余りに及ぶ発電停止が発生しましたが、近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発しており、設備の劣化等により同様の被害が懸念される施設もあります。ついては、豪雨等による災害に備えるため、被災事例等を踏まえた施設の強靱化と管理体制の強化を着実に進めるよう望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が3,246万円余となっており、前年度に比べて223万円余増加しています。これは、減損損失など特別損失の減少により総費用が減少したことなどによるものであります。

鏡川工業用水道では、需要の低迷に対応するため企業訪問などの営業活動を実施していますが、当年度においては、前年度に比べ、給水先は2事業所減、給水の実績量は1.6%減少しています。また、給水区域において新たな用水型企业等の進出は期待できない状況となっています。ついては、新規給水契約の獲得に向け、引き続き積極的な営業活動を行うとともに、管路更新の際にはダウンサイジングの検討を行うなど、効率的な経営に努めるよう望みます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損失が4億4,524万円余となっており、赤字額は前年度に比べ2億7,444万円余増加しています。これは、給与費のうちの手当及び退職給付費が増加したこ

とで医業費用が増加するとともに、幡多けんみん病院の患者数の減少により医業収益が減少したことなどによるものであります。

経常損益は4億991万円余の赤字となっており、赤字額は、前年度に比べて3億592万円余増加し、第6期経営健全化計画における当年度の計画額に比べて1億7,621万円余多いものとなっています。ついては、委託費の見直しやジェネリック医薬品の利用拡大など、費用抑制の取り組みを一層進めるとともに、経営の健全化に向けた業務改善に当たっては、全ての職員がしっかりと課題意識を持ち、方向性を共有して取り組むよう求めます。また、地域に必要な医療を安定して提供できるよう、引き続き医師や医療スタッフの確保に努めるとともに、若手医師に対して指導、育成を行う体制を強化するよう望みます。平成30年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



## 採 決

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、350第15号議案及び同第16号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、350報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、350報第2号議案から同報第23号議案まで、以上22件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、以上22件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明13日から16日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月17日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月17日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分散会

## 令和元年12月17日（火曜日） 開議第2日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員会局長 麻岡誠司君  
 選挙管理委員長 土居秀喜君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第2号)

令和元年12月17日午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第4号 令和元年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正

する等の条例議案

- 第11号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 令和2年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第13号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第14号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第15号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 県有財産(高知新港港湾関連用地)の処分に関する議案
- 第24号 国道439号防災・安全交付金(大木絆第一橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第25号 県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第26号 国道493号道路災害関連(小島トン

ネル) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 27 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

報第 1 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

第 2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(桑名龍吾君) これより本日の会議を開きます。



### 諸般の報告

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

第9号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、同委員会の勧告の趣旨に沿ったものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末226ページに掲載〕



### 質疑並びに一般質問

○議長(桑名龍吾君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第27号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上30件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

12番加藤漠君。

(12番加藤漠君登壇)

○12番(加藤漠君) おはようございます。宿毛・大月・三原選出の加藤漠でございます。議長より登壇のお許しをいただきましたので、自由民主党会派を代表して質問をさせていただきます。

まずは濱田知事、御就任まことにおめでとうございます。高知県にとっては12年ぶりとなった県知事選挙、大変厳しい戦いだったと思いますが、濱田知事の豊富な行政経験や誠実なお人柄、さらには尾崎県政の継承と発展を掲げた訴えを、多くの県民の皆様から御支持いただいた結果だと思っております。総務省の幹部という重責にありながら退路を断って挑戦されたその大きな決断に対して、改めて敬意を表する次第でございます。

我々自由民主党は、これまでの県政の流れをとめてはいけない、そういう思いで濱田県政の誕生を切に願い、公明党とともに推薦をさせていただいて、選挙戦とともに戦いました。関係者の皆様の御協力はもちろん、多くの皆様の御支援により見事に当選という結果になりましたことは、我々としても大変うれしく思っております。県民の皆様からの期待を背に受けて、高知県の新たなリーダーとして手腕を発揮されますことを心から祈念しております。

知事は、大学進学をきっかけに高知県を出られ、以来30年以上の歳月を県外で過ごしてこられました。知事選挙に挑戦する決意を固められて高知に戻り、県内各地での活動を通じてさまざまな県民の声を聞かれ、また現場を見て、外から感じていた印象どおりだったこと、あるいは印象が違っていただけもあったことと思います。また、選挙戦を経験して、改めてふるさと高知を元気にしたい、そういう思いをより強くされたのではないのでしょうか。

前任の尾崎知事は、平成19年当時全国最年少の40歳で知事に当選し、あふれんばかりの情熱と実行力を持って、その類いまれなリーダーシップを発揮されました。12年間の任期中は、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策を中心に取組み、長年にわたって下降・縮小傾向にあった県勢指標が、明確に上昇傾向へと転じてまいりました。そして、高知県はやればできる、そういう機運が県民の中に間違いなく醸成されたものと感じています。

一方、濱田知事は、現在56歳、総務省はもとより、福岡県庁や島根県庁、大阪府など、地方自治体の現場で豊富な行政経験を培ってこられました。また、強い郷土愛と温かなお人柄をお持ちであり、今後の県政を担っていかれるに当たり、前知事と同様、県民の皆様から高い評価を得られるものと確信しております。

知事は選挙において、もっと若者が帰ってきたくなる、移住したくなるような高知を目指したいとお訴えになりました。ぜひ、その思いを実現するためにも、これまでの経験やネットワークを生かし、濱田知事らしい県政運営を進めていただきたいと思っております。

まず冒頭、目指すべき県政の実現に向けた意気込みを知事にお伺いいたします。

また、知事は県政運営の基本姿勢として、共感と前進を掲げられました。先日の提案説明に

おいて、県民の皆様との対話を重視するとともに、成果志向で県政を展開していきたいとの思いを述べられました。

それぞれの市町村や現場に足を運び、地域の方々との対話を出発点に政策を実行していただきたいと思いますが、どのように共感と前進の県政を実現していくのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

次に、経済の活性化についてお伺いいたします。

たとえ人口が減っても高知県の経済は元気になる。人口減少に伴って縮んでいた本県の経済を、拡大する経済へと転換してきたという意味で、産業振興計画はまさに尾崎県政のレガシーと言える取り組みとなりました。

直近の有効求人倍率は1.27倍。平成27年11月以降48カ月、実に4年間連続で有効求人倍率は1倍を超え、失業率についても史上最低水準に近い状況が続いています。かつての仕事がない状況から人手が足りない状況へと変わってきました。1人当たりの県民所得は、昭和61年度から平成24年度まで26年にわたり、全国で40番位の順位が続いてきました。これが、直近の平成28年度では37位、4年連続で30番位となりました。かつては地元の高校生の約6割が県外に出て就職するという厳しい状況でしたが、現在は反対に約6割の生徒が県内に残るようになったことも、大変うれしく思っています。

しかし一方で、知事が強く訴えられているように多くの若者が戻ってくる高知になっているかという点、まだまだ課題が多いと感じています。特に、県外の大学へ進学した若者について顕著であり、県が行った意識調査の結果では半数の方々が高知に戻りたいとの希望を持っていますが、実際に戻って就職する方々は2割以下となっています。さらに、若者だけでなく全体の人数で見ても、県内へ転入される人よりも県

外へ転出される人が多い状況も依然として続いており、昨年度の社会減は2,547人、前年から1,000人近く増加する厳しい状況となりました。

仕事の数は間違いなくふえてきましたが、さらにもっと、働きたいと思えるような仕事をつくっていくこと、いわば、いかに雇用の質の向上を図るか、さらにその情報を発信していくかということが、今後の大きな課題の一つだと感じています。今後、さらなる人手不足が予想される中で人材を確保していくためにも、付加価値の高い産業を生み出し魅力ある雇用をつくっていくこと、いわば仕事の数の確保から、質の向上を目指して、産業振興計画のさらなる発展が必要であると思っております。

知事は、産業振興計画の取り組みをどのように評価されているのか、引き続き計画を推進していくに当たってのお考えをあわせてお聞きいたします。

高知県の経済を元気にしていくために、知事は、ことしの7月まで約2年間大阪府の副知事として務められた経験から、関西圏と連携を強化し、経済活力を高知に取り込むことの重要性を強調されておられます。

令和7年に開催予定の大阪万博は、5月から11月までの半年間にわたって開催され、経済産業省によれば約2,800万人の来場者が想定されています。高知県議会では昨年の2月定例会において、2025年国際博覧会の誘致に関する決議を採択いたしました。その際にも、関西圏域のみならず、本県に対しても産業振興や観光など経済波及効果を期待するという内容で決議しております。大阪万博を高知県の魅力を発信できる絶好の機会と捉え、県としていかにかわっていくのか、その検討の余地は大きいのではないのでしょうか。

また、関西圏と直接つながる航空路線についても、既存の高知－伊丹線に加えて、昨年から

は、インバウンドの玄関口とも言える関西国際空港とのLCC路線が就航いたしました。さらに、今議会にて関連予算も提案されていますが、12月20日からは神戸－高知線の新規就航が予定されているなど、関西圏との交流拡大がこれまで以上に期待されているところです。

加えて、関西圏では令和3年に、生涯スポーツの国際総合競技大会であるワールドマスターズゲームズの開催も予定されており、ビッグイベントをきっかけとして、経済の発展に向けて関西地域が一体となって取り組みが進んでいるなど、本県が交流や連携を一層強化するにはまさに絶好の機会であると言っても過言ではないと思います。

大阪で培われた経験やネットワークも生かして、ぜひ関西圏との交流や連携をさらに強化し、本県経済の活性化につなげていただきたいと思います。今後どのように検討していくお考えなのか、知事にお聞きいたします。

産業振興計画に関連し、農林水産業についてお伺いいたします。

高知県の農業産出額は、平成20年の1,026億円から、直近の平成29年には17.1%増の1,201億円にまで増加しました。この間、農業就業者数は毎年1,000人を超えて減少しており、高知県の農業は、人が減る厳しい状況の中でも生産をふやしてきたという意味で、産業振興計画の象徴的な分野とも言えます。

特に、次世代型こうち新施設園芸システムを初めとする環境制御技術の普及によって、野菜の生産量が大きく増加し、面積当たりの農業産出額は全国トップの生産性になるなど、大きな成果につながっています。現在は、さらなる収量増加や高品質化、省力化などを目指して、次世代型こうち新施設園芸システムにAIやIoTなどの最先端の技術を融合させた、Next次世代型のシステム開発に向けて取り組みが進んで



います。将来は、農業への貢献のみならず関連する機器などの輸出産業となることを目指して、その取り組みが進められています。

Next次世代型施設園芸農業の導入について現在どのように進捗しているのか、今後の目標とあわせて農業振興部長にお聞きいたします。

今後も農業生産を拡大していくためには、最先端技術の導入とあわせて国内外への有利な販売先の確保など、生産から流通・販売までそれぞれの段階に応じた取り組みが必要不可欠となりますが、中でも現在現場で深刻化している課題は人手不足であります。もともと農業に従事していた方々の高齢化や後継者不足の現状もあり、農繁期に労働力が不足してしまう状況は経営に多大な影響を及ぼしかねません。また、意欲ある農業者が規模拡大を考える上でも大きな障壁となってくることが懸念されます。

直面する事態に対応するためにも、農作業の省力化に向けた取り組みや、地域や品目を超えた労働力確保の仕組みづくりなど、生産現場や集出荷場における人手不足への対応が必要不可欠であります。県としてどのような対応を考えているのか、農業振興部長にお聞きいたします。

林業分野における昨年の原木生産量は、64万6,000立方メートルにまで拡大しており、直近の10年間では1.5倍を超える生産増となりました。林業従事者の減少や高齢化が進む中でも、1人当たりの原木生産量は年々増加傾向にあり、中山間地域の活性化にもつながっているものと感じています。しかし一方では、今年度の目標としている原木生産量78万立方メートルにはいまだ達しておらず、今後は原木増産対策をいかに強化していくかということとあわせて、将来の森林資源を確保する観点から再造林をより一層進めていくことが欠かせません。

県は、これまで原木生産の拡大に向けて、施業地の集約化や路網整備、高性能林業機械の

導入など、生産性の向上に努めてきました。さらに、昨年度からは林業大学校を本格開校させるなど、人材の育成にも力を入れてきたものと承知をしております。

産業振興計画に掲げた目標達成も見据え、さらなる原木生産の拡大に力を入れていただきたいと思いますが、林業振興・環境部長に御見解をお伺いいたします。

また、森林、林業の再生を進めるためには、供給体制を整備するのみならず、木材に対する需要を拡大することも重要となります。

市場のニーズに応じた付加価値の高い製材品の供給体制を強化するとともに、全国的な木材需要を積極的に掘り起こしていくことが必要だと考えますが、今後の取り組みを林業振興・環境部長にお聞きいたします。

水産分野における漁業生産額については、目標とする460億円前後で毎年推移しており、農林業と同様に、1人当たりの生産額は年々増加してきました。水産加工出荷額についても、毎年目標とする200億円前後と好調に推移しており、加えてことしは宿毛市に大型水産加工施設が本格稼働したことから、養殖魚の加工が増加し、海外への輸出の取り組みが加速することによって、さらなる出荷額の増加が見込めるのではないかと期待をしております。

また、水産業における最先端技術の活用を進めるため、高知マリノイノベーションにも取り組まれてきました。黒潮牧場を高度化することで魚の集まりぐあいなどの情報を提供するシステムの構築や、市場への自動計量システムといった新しい技術の導入により、さらに効率的な操業が可能になってくるのではないかと期待しています。

現在、漁業就業者の半数以上が60歳を超えていることから、今後はさらなる就業者の減少が見込まれる中、漁業生産額を維持して一人一人

の暮らしを守っていくため、より一層の取り組み強化が欠かせません。

今後も、引き続き担い手の確保に努め、さらに効率的な生産・流通体制への転換を図っていくことが重要だと考えますが、どのように漁業生産額の維持・発展を目指していくのか、水産振興部長にお聞きいたします。

観光の分野は、高知県にとって外貨獲得の主要産業へと飛躍してきました。長らく県外観光客入り込み数は300万人台で推移していましたが、平成25年以降は安定的に400万人台で推移してきており、昨年は441万人と過去最高を更新しました。また、観光総消費額についても同様に、800億円前後であったものが、平成25年以降は1,100億円前後まで増加してきました。

一方、国際観光、いわゆるインバウンドの誘致に関しては、まだまだ伸び代があるのではないかと感じております。インバウンド客数は全国的にも前年度を上回って年々伸びてきており、本県においても、クルーズ客船の寄港の増加や四国内の空港に海外からの直行便がふえたことなども追い風に、外国人延べ宿泊者数も、昨年は過去最高の約7万9,000人泊となりました。平成23年の1万6000人泊と比較すると、7年間で6万3,000人泊増加してきています。しかし、平成28年以降は宿泊者数が横ばいとなっていることから、その伸び率は四国の他県と比較しても低い状況が続いています。また、本県の宿泊者数は、島根県、福井県に次いで全国で3番目に少ない実績ともなっています。

今後のインバウンドの誘致については、高知龍馬空港の国際化が検討されていることや、今議会にも東京オリンピック・パラリンピックの機会を通じてよさこいを海外へ情報発信する取り組みが提案されているなど、積極的な展開が図られており、さらなる誘客の拡大を期待するところです。

産業振興計画の目標に掲げる外国人延べ宿泊者数30万人泊に向けて、どのように実現を目指していくお考えなのか、観光振興部長にお尋ねいたします。

次に、防災対策についてお聞きいたします。

ことしも大きな自然災害が相次いで発生いたしました。お正月三が日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震に始まり、8月に九州北部での豪雨、9月には千葉市で最大瞬間風速57.5メートルを観測した台風15号や、東日本の13都県に大雨特別警報が発表され多数の河川が氾濫した台風19号など、地震、集中豪雨、記録的な暴風などにより全国各地に被害をもたらしました。本県においても、台風19号などによって、住宅や農業用ハウスの被災に加え、高波で防波堤や海岸堤防が決壊するなど公共施設も被害を受けており、今議会にも補正予算が提案されているところです。

大きな災害が発生するたびに、避難所の運営や停電、断水といったライフラインにかかわる問題など、次から次へと課題が見えてきます。特に、大きな災害では、多くの高齢者や障害のある方が犠牲になっているケースが見受けられます。津波から避難できる避難路はできたけれど、実際に上がっていけるのかどうか。それぞれの状況に応じた個別計画の策定を進めるといった、災害時の要配慮者対策を徹底していくことが求められています。また、地域の方々からも、津波から逃げた後の避難所や仮設住宅の建設用地、あるいは福祉避難所の不足といった課題についても御心配の声をお聞きすることも多く、圏域を超えた対応を早急に検討していく必要があるものと考えております。

8年前、知事は東日本大震災が発生した当時、消防庁で予防課長として勤務されており、全国の救急部隊を動員して被災者の搬送業務に当たるなど、災害対策の指揮をとられたともお聞き

しております。

危機管理に関する経験も生かして、高知県の防災・危機管理体制のさらなる充実に尽力されることを期待しますが、南海トラフ地震対策に取り組む決意を知事にお聞きいたします。

最近では、大雨や台風のために、数十年に一度の雨の降り方といった言葉を頻繁に聞くようになりました。気象庁の発表によると、雨が降る日数は減少傾向にあります。1日に100ミリ以上の大雨の降る日数が増加傾向にあるそうです。また、1時間当たり50ミリ以上の豪雨になる頻度も増加傾向にあるなど、降れば大雨という雨の降り方に変ってきています。今後は、異常気象が異常ではなくなってくることを前提に対策を検討することも必要ではないかと感じています。

現在、国の国土強靱化に基づく3カ年緊急対策の後押しも大いに受けて、県内の中小河川の改修を初め、道路のり面の防災対策や砂防施設の整備といった予防的な対策、南海トラフ地震発生時の長期浸水対策など、自然災害への備えが急ピッチで進んでいます。また、災害時には命の道ともなる四国8の字ネットワークは、8カ所、67キロメートルが事業化され、それぞれの区間で調査や工事が着実に進捗してきています。私の地元の中村宿毛道路についても、平田一宿毛間で今年度内の開通が予定されており、一日も早い開通を期待する声もお伺いするところです。

しかし一方では、県の東部や西部に多くのミッシングリンクが残されており、また中山間地域を中心として国道や県道などに未整備箇所も多く、まだまだ道路の改良率も約63%と、全国最低レベルの水準となっています。安全・安心の実現に向けて、また地域の生活や産業振興を支える基盤として、引き続き地域の実情を踏まえたインフラ整備を着実に進めていかなければな

りません。

知事は提案理由説明において、他県と比べて立ちおけている本県のインフラ整備にスピード感を持って取り組んでいく必要があるとの認識を示されていますが、今後どのように推進されていくお考えなのか、御見解をお聞きいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想について伺います。

本県の最も大きな課題の一つは、急速に進む少子高齢化への対応です。そのため県では、保健・医療・福祉の各分野に対応することを目指し、平成22年に日本一の健康長寿県構想を策定し、壮年期男性の死亡率の改善や高知版地域包括ケアシステムの構築、厳しい環境にある家庭への対応も含めた子育て支援など、積極的に取り組みを進めてきました。

長年の課題となっていた男性の壮年期死亡率は、平成21年と平成29年を比較すると7割程度となるまでに改善したことを初め、医師不足に改善の兆しが見えてきたことや、福祉の拠点となるあつたかふれあいセンターの整備が進むなど、それぞれの成果があらわれてきています。また、高知家健康パスポートについても多くの方々に活用されており、県民の健康意識が高まってきていると感じています。

知事は提案説明において、今後は特に、在宅での療養環境を充実させる取り組みや糖尿病の重症化予防対策などを推進し、持続可能な社会保障モデルとして全国へ発信していきたいとの思いを述べられました。高齢になっても、できるだけ在宅で充実した生活を送り、さらに生活習慣病の発症や重症化を防ぐことができれば、生活の質が上がり、結果として医療費の削減にもつながる。ぜひ、こうした健康の好循環モデルに向けて取り組みを進めていただきたいと思えます。

生活習慣病の予防や健康づくりの推進についてどのような施策を重視し、日本一の健康長寿県構想の改定を図っていくのか、知事のお考えをお伺いいたします。

厚生労働省は、来年度から75歳以上の方々を対象に、フレイル健診の導入方針を決定いたしました。介護が必要となる状態と健康の間の期間を、フレイルと呼んでいます。これまでの疾病予防、重症化予防における個別的な対応のみならず、幅広い方々に対して、フレイル予防に着目した保健事業のアプローチが推進されるものと期待しています。

現在、高知県内の高齢者人口は34%を超えており、3人に1人は65歳以上となっています。また、平均寿命と健康寿命の差は男性で約9年、女性では約12年あり、亡くなる前のおよそ10年間は要介護状態である期間があるという状況です。

介護や認知症の予防のためには、適度な運動や栄養バランスのとれた食生活などが欠かせませんが、フレイル予防で特に注目をされているのは、社会参加の重要性です。定年退職後に外出するきっかけがなくなり、家に閉じこもりがちになってしまう。そうしたフレイルの兆候にいち早く気づき、日常生活を見直すなど適切な対応をとることで、健康な状態に戻ることも可能となってまいります。

健康寿命を延ばしていくためにはフレイルの予防と早期発見、改善をしていく視点も重要になると思いますが、どのように対策を進めていくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

高知県の少子化の状況については、昨年の合計特殊出生率が1.48となり、平成21年の1.29を底として、徐々にではありますがおおむね上昇傾向になってきています。しかし一方で、40年前には1万人だった出生数は、平成28年には5,000人を割り、昨年は4,559人となりました。出生率

は改善傾向にあるものの、若い世代の減少とともに、生まれてくる子供の数は年々減少してきています。

10月からは、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼児教育・保育の無償化がスタートいたしました。あわせて、来年4月からは、高等教育について授業料の減免や給付型奨学金の支給も開始されます。待機児童の問題や高等教育の無償化についても、その対象が一部に限られているといった課題もありますが、子育て世代の負担を軽減していく取り組みが力強く推進されていることを、大変心強く感じています。

今後も引き続き、若い世代の結婚や出産の希望を実現していくために、出会いや結婚・妊娠・出産・子育てといった各段階に応じた対策に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

出生率の回復に向けた取り組みをさらに推進するとともに、国などに対して政策提言も積極的に行っていくべきと思いますが、どのように少子化の克服を目指していくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

また、子供の貧困については、世代間の連鎖を通じて、子供たちの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねない大きな課題となっています。しかしながら、一定数の子供たちは、生活が大変という経済的な要因だけでなく、学力の未定着や虐待、非行、いじめといった困難な状況に置かれています。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の健康な成長を確保するため、親の妊娠や出産期から、生活に困窮していることも含めた家庭内の課題を把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。そのため県では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う、高知版ネウボラの取り組みが推進されています。子育て世代包括支援センターや地

域子育て支援センターが県内市町村へ広がることによって、子供の貧困対策に限らず、地域による子育て支援の充実にもつながってきております。

今後は、さらに高知版ネウボラの取り組みを県内全域に広げ、子供たちの見守り体制をさらに充実強化する必要があると考えますが、地域福祉部長に御所見をお聞きいたします。

次に、教育についてお伺いいたします。

今月3日、先進諸国が加盟するOECDの国際学力調査、いわゆるPISAの結果が公表されました。日本の平均点は、数学的応用力が6位、科学的応用力が5位となりトップレベルを維持していますが、一方読解力は15位で、去年の8位から順位を落とし過去最低の順位となりました。

これまで、PISAの結果は日本の教育政策に大きな影響を与えてきました。平成15年に行われた調査では、読解力や数学の順位が大幅に低下し、PISAショックとも言われ、ゆとり教育からの転換を図るきっかけとなりました。読解力は国語に限らず全ての教科の土台とも言えるため、今回の結果を受けとめて、県としても、読解力を含めた児童生徒の学力向上に向けて授業改善を進めていただきたいと思います。

高知県では、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストが開始されて以降、その調査結果をもとに各学校においてきめ細かな分析を行い、課題解決のため組織的に授業改善が進められているものと承知しています。また、県版の学力定着状況調査についても同様に、全国調査で対象となっていない小学4年生と5年生、中学1年生と2年生へと学年を広げて取り組んでいます。

その結果、子供たちの学力は着実に改善ってきており、小学校については全国平均を超える結果が得られるようになりました。また、開始

当時には大変厳しい結果となっていた中学校についても、全国平均まであと一歩という状況まで改善が進んできています。

今後とも、より一層基礎学力の定着に向けた取り組みが必要だと思いますが、教育振興に対する決意を知事にお聞きいたします。

特に、今後の中学校の学力向上を図る上では、高知市と連携した取り組みの強化が不可欠だと感じています。ことしに実施された中学校の全国学力テストの結果では、国語、数学、さらに初めて実施された英語も含め、全ての科目で高知市が県平均を下回る厳しい結果となりました。県内の児童生徒の約半数は高知市内の中学校に在籍しているため、高知市の学力向上は県全体にとっても重要な課題であり、県と高知市の連携のもと、徹底した学力向上対策が不可欠となっています。

また、全国学力テストの調査には県内の公立中学校等が参加しており、調査結果に私立中学校は含まれていません。本県は、全国の都道府県の中でも東京都に次いで私立中学校に通学する生徒の割合が高いことに加え、私立学校は高知市に集中しているため、市内のおよそ3割近くの生徒が私立中学校へ進学しています。私立中学校を受験する子供たちの多くは、大学への進学を希望する御家庭の児童生徒だと思いますので、調査結果に対する影響は少ないのではないかと感じています。

しっかりとその現状を分析するとともに、将来大学進学を希望する児童生徒も安心して公立中学校へ入学できるよう、中学校の学力向上対策、さらにはその先の進路となる県立高校の魅力化など、より一層の教育環境の充実に努めていくことが必要だと考えております。

高知市の学力テストの結果をどのように捉え、今後の対策に生かしていくのか、教育長の御見解をお尋ねいたします。

不登校の児童生徒数が増加傾向にあり、本県にとって喫緊の課題となっています。昨年度、1年間に30日以上欠席をした不登校の児童生徒は、小中学校で1,059人となっており、1,000人当たりの数は全国でも2番目に高い割合となっています。不登校になると、夜遅くまでインターネットの動画やゲームに熱中してしまい生活習慣が乱れることから、さらに不登校を抜け出せなくなってしまうという話もお伺いいたします。不登校の児童生徒への支援に関しては、未然防止の取り組みと迅速な対応が必要不可欠となっています。

不登校の要因は多岐にわたりますが、県教育委員会では、教職員と生徒双方で、不登校の原因認識にずれが生じているのではないかと懸念している状況もあります。不登校の理由を、教職員は家庭や生徒自身の問題として捉え、生徒は友達や教職員との関係性を挙げているといった認識の違いであり、不登校の予防や支援については子供の視点から考えて対応することも重要と言えます。

そのため、公立小中学校において実施しているQ-Uアンケートを初め、全国学力テストにおける子供の生活習慣全般に対するアンケートなどの結果も参考にしながら、子供たちが楽しく学校生活を送ることができるよう、不断の努力を続けていきたいと思っております。

増加傾向にある不登校に対してどのように対応策を強化していくのか、教育長にお聞きいたします。

次に、中山間対策について伺います。

中山間対策の核となる集落活動センターについては、これまでに31市町村、58カ所で立ち上がり、県内各地域に広がってきているとの御報告が知事からありました。三原村のやまびこカフェは、年間1万人以上、開所から3年で4万人を超える方々が来店される、人気のランチス

ポットとなりました。地元の食材を利用することや交流人口の拡大など、地域経済への波及効果も生まれてきています。そのほかにも、観光イベントの実施やシシトウのハウス栽培、さらにはコインランドリーの運営など、今や地域にとってなくてはならない拠点となっています。

県内それぞれの集落活動センターでは、地域の資源を生かした独自の事業展開が進められており、改めて、地域に愛着や誇りを持ち、生き生きと暮らしている方がふえてきているように感じています。また、中山間地域の対策については、これら地域を元気にする取り組みとあわせて、水道が普及していない地域における生活用水供給施設の整備や買い物支援、移動手段の確保など、住みなれた地域での生活を守る対策も実施されてきました。

知事は提案説明の中で、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないという強い決意を述べられました。今後、どのような施策に力を入れていくお考えなのか、中山間対策のさらなる強化に向けた知事の思いをお聞きいたします。

最後に、選挙事務についてお尋ねをいたします。

本年は12年に1度の、い年の選挙であり、春の統一地方選挙に始まり、夏の参議院選挙、7つの自治体における首長選挙、県知事選挙と、大型選挙が続きました。選挙管理委員会においては、それぞれの選挙についての手続や啓発活動、市町村に対する助言など、大変な年ではなかったかと拝察いたします。

い年の選挙では投票率が落ち込む傾向があるとも言われますが、県内の児童生徒に向けた選挙啓発作品コンクールや参議院選挙の啓発キャラクターの採用、知事選挙の投票を呼びかける啓発イベントを行うなど、特に若年層を対象とした啓発活動の工夫がされてきました。先日行

われた県知事選挙の投票率は、選挙戦となった12年前と比較すると、前回をおよそ2ポイント上回る47.67%となり、年々投票率が低下傾向にある中、一定の改善が見られたことは、選挙管理委員会の取り組みの成果もあったものと思います。

ただ一方、全国的に選挙事務の誤りが増加していることも指摘されており、夏の参議院選挙においては、全国の自治体から報告があった選挙事務の誤りなどが200件に上り、記録が残っている平成7年以降、最多となりました。本県においても、選挙区と比例代表の投票用紙を間違えて渡し、一部が無効票となるといったケースがあったことなどが報告されています。また、投票の際には、選挙区と比例区で一緒の記載台が使用されていたため、それぞれの候補者の氏名を誤認し、比例代表の用紙に選挙区の候補者の氏名を記載するといった事例があったともお聞きしております。

有権者の意思が的確に反映されるよう、それぞれの選挙において得た教訓を今後の再発防止策につなげていただきたいと思います。

ことし行われた一連の選挙をどのように総括し、今後の選挙執行に活かしていくのか、選挙管理委員長に御見解をお伺いいたします。

以上で、私からの第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、目指すべき県政の実現に向けた意気込みはどうかというお尋ねがございました。

私は、大学進学を機に高知を離れまして、34年間の公務員生活を県外で過ごしてまいりました。その間、ふるさと高知が、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進み、いわば課題の先進県となっており、その解決に向けて尾崎知事のも

と、県勢浮揚に向けたさまざまな取り組みが進められていることを承知しておりました。この流れを途切れさせることなく高知をもっと元気にしたい、若者が誇りを持って定住できる魅力あふれる県にしたいとの思いから、知事の職を目指すことを決意いたしました。生まれ育った大好きなふるさと高知県のために、これまでの行政経験や人脈を生かしてお役に立ちたいと考えております。

今後は、まず前知事が築き上げてこられた財産である、県勢浮揚に向けた方向性を継承しながら発展させていき、さらに新しい時代の視点に立って、活力ある高知県を県民の皆様とともに作り上げていきたいと思っております。

そのための道筋として、3つの目指すべき姿の実現に向けて、さまざまな施策を展開させる必要があると考えます。すなわち、第1に、産業振興によって新たな雇用を創出する、いきいきと仕事ができる高知、第2に、教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりの取り組みなどを通じました、いきいきと生活ができる高知、第3に、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、インフラ整備の推進により、安全・安心な高知という、3つの姿であります。

尾崎県政のもとでは、県勢浮揚を目指す県民の皆様の中に灯をともし、いわば県民総参加で取り組みが進められたからこそ、この成果に結びついたものだと考えております。だからこそ、私としてもこうした姿勢を継承し、県民の皆様と心をつなげて共感を得ながら、成果を求めて着実に前進する県政を行ってまいりたいと考えております。

また、選挙の際に県民の皆様から、御期待の声や激励をたくさん頂戴いたしました。そうした負託に応じて、行政経験や人脈を生かした私ならではの成果を上げていかなければならないという責任感で、身が引き締まる思いでございます。

ます。さらに、このことが、しっかりと県政のかじ取り役を務めていこうという意気込みの原動力にもなっているところでもあります。

今後、さらなる県勢浮揚に向けまして、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、高知の強みを十分発揮できるような創意工夫を持って、県政運営に全力で取り組んでまいります。

次に、どのように共感と前進の県政を実現していくのかについてお尋ねがございました。

私はこれまで、人口減少に伴います県経済の縮みや中山間地域の衰退といった、本県の直面する困難な課題の解決に向けまして、県民の皆様との対話を通じて県政に対する共感を得ていくこと、そして地域を支えていこうという熱意を持った皆様の英知を結集して成果を生み出し、課題の解決に向けて着実に前進をしていくこと、この共感と前進を基本姿勢としたいと訴えてまいりました。

これから県政を運営するに当たって、まず共感につきましましては、県民の皆様と膝を突き合わせる座談会のような場などを通じまして、できるだけ早い時期に全ての市町村において、地域の皆様から率直な御意見をいただく機会を設けることができるように、スピード感を持って取り組みを進めてまいります。

また、前進につきましましては、自分たちの地域を支えていこうという気概と熱意を持った多くの県民の皆様からの英知を結集するとともに、私のこれまでの知見や人脈を生かして関西圏の活力を取り込むための戦略的な仕組みづくりを、私が先頭に立って指揮するなど、成果を追求し、課題の解決に向けて着実に前進をしてまいりたいと考えております。

今後、県民の皆様と気持ちを一つにして、新しい時代の流れや外部の知見も取り入れながら、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、高知の持てる潜在力を十分発揮できるような県政

運営に取り組んでまいり所存であります。

次に、産業振興計画の取り組みの評価と、引き続き計画を推進していくに当たっての考え方についてお尋ねがございました。

これまでの産業振興計画の取り組みを通じまして、県内総生産や1人当たりの県民所得といった経済指標は好転をしており、本県経済は、人口減少に伴って縮む経済から、人口減少下にあってもむしろ拡大する経済へと構造を転じつつあるものと受けとめております。

こうした成果は、多くの皆様に産業振興計画の取り組みに御参画いただき、官民協働による取り組みを進めてきたからこそなし得たものであると感じております。私自身、ここ数カ月県内各地を回る中で、産業振興計画の取り組みにより心に灯をともしられた県民の皆様が地産外商に挑戦している姿を拝見し、本当に心強いと思いました。そして、ここにこそ高知の未来があると確信をいたしました次第であります。

そして、これまでの取り組みをしっかりと引き継ぎ、その土台の上に立って、より多くの若者が戻ってくることができる、さらには都会に出ていなくても誇りと志を持って定住ができる、魅力あふれる県を目指してまいることこそが、私の使命であると考えております。その実現のためには、仕事の質の向上と多様な仕事の創出、この2つの点が特に重要であると考えております。第1の仕事の質の向上につきましましては、本県産業をさらに付加価値や労働生産性の高い産業にしていく、そういうことで企業の体力を一層強化するとともに、働き方改革の促進を通じまして、その実現を図ってまいります。第2の多様な仕事の創出につきましましては、若者の多様なニーズに応えるためにも大変重要だと考えております。地域アクションプランや各産業分野におけます地産外商の取り組み、さらには起業や新事業展開を促す取り組みなどを一層



強化してまいります。

そして、この第1と第2の取り組みの大きな推進力になると考えておりますのが、デジタル技術と地場産業の融合を図る取り組みであります。これを大いに進めることによりまして、各産業の付加価値や労働生産性の飛躍的な向上、さらにはSociety5.0関連の産業群の創出に、挑戦をしてみたいと考えております。

こうした取り組みを中山間地域においてもしっかりと展開いたすとともに、多くの若者に、多様で、かつ魅力ある仕事があることが伝わるように、情報発信もあわせて強化をしてみたいと思います。

次に、関西圏との交流や連携の強化によりまして本県経済の活性化について、どのように検討していくのかというお尋ねがございました。

大阪を初めとする関西圏は、令和7年に開催をされる大阪・関西万博に向けまして再開発が進むとともに、外国人観光客も数多く訪れるなど、経済活力に満ちております。また、万博における経済波及効果は約2兆円とも言われております。さらに、令和3年のワールドマスターズゲームズや、また大阪府市一体となって進めているIR誘致なども相まって、今後さらに大きな経済成長が期待をされているところであります。

本県では、これまでにも産業振興計画に基づき、関西圏において地産外商公社による外商活動や観光客の誘客などに取り組み、一定の成果につなげてきておりますけれども、今後の関西圏の経済成長を本県に取り込むことができれば、拡大基調にある本県経済をさらに上昇気流に乗せていけるものと考えております。

例えば、国内外から多くの方々が集まる関西圏におきまして本県の強みである食を発信し、食料品の販売拡大につなげることで、本県への経済波及効果を一層高めることができるものと

考えているところであります。また、観光分野におきましては、万博やIRを訪れる多くの外国人観光客を本県に誘客することによりまして、本県の観光振興をもう一段高いレベルへ引き上げていくことができるのではないかとというふうに考えております。

こうした取り組みを成果につなげていくためには、関西圏での新たな経済活動の戦略をつくり上げ、スピード感を持って効果的かつ効率的に展開していくことが重要であると考えております。このため、来年度のできるだけ早い時期に、これまで私が築いてきた人脈、あるいは経験も活用しながら、関西圏の行政機関、あるいは経済界の皆様にも御参画いただきまして、このための戦略を検討する組織を立ち上げるべく、年明け早々にも大阪に出向き、関係者の皆様と意見交換をするなど、準備を進めてまいりたいと考えております。

この場合の戦略といたしましては、食料品の販売拡大におきましては、いわゆる中食・外食向けの食料品の外商の強化、観光振興では、関西圏と高知を結ぶ新たな観光ルートや旅行商品の開発、さらには万博関連施設での県産材や県産食材の活用促進など、さまざまな取り組みが考えられます。関係の皆様から御意見、御助言もいただき、しっかりと練り上げた上で、関西圏の経済活力を活用した本県経済のさらなる浮揚に向けまして、全力で展開をしてみたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策に取り組む決意を聞くというお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策につきましては、県や市町村、事業者、県民の皆様がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめた行動計画を策定し、PDCAサイクルによりまして検証と改善を徹底することで、着実に推進をしてみたいと思います。

現在の第4期の計画におきましては、揺れや津波から命を守る対策のさらなる徹底を図り、次に助かった命をつなぐ対策を幅広く展開するとともに、第3に復旧・復興期の生活を立ち上げる対策も推進をいたしております。中でも、要配慮者の支援や避難所の確保対策などについては、重点的に取り組む課題として加速化を図っております。

御質問にございました要配慮者の支援対策につきましては、約6万人の避難行動要支援者に対しまして、今、個別の避難計画の策定が12%程度にとどまっております。この策定を加速化するとともに、福祉避難所の確保でございますとか、一般の避難所での受け入れ体制の強化などに取り組んでまいります。

避難所の確保対策につきましては、想定される約23万人の避難者に対しまして不足する約2万人分の確保に向けまして、学校の教室や地域集会所の利用に加えまして、ホテルや旅館などの民間施設の活用も進めてまいります。

応急仮設住宅の建設用地の確保につきましては、各市町村において公園や校庭などの公有地の活用を検討いたしますとともに、圏域ごとの広域調整により対策を進めてまいりました。しかしながら、まだ約4万6,000戸分が不足しております。今後は、民有地の活用や2階建て、3階建てでの建設などの検討によりまして、その確保に努めてまいります。

こうした取り組みに加えまして、私自身がこれまで消防庁などで、東日本大震災を初めとする大規模災害にかかわってきた経験を生かして、ソフト対策を一段と高いステージに引き上げてまいります。

具体的には、消防や自衛隊、DMATなどの応援部隊が迅速に人命救助活動を行えますよう、県や市町村における受援計画——支援を受けるための計画でございます——この作成を推進し

てまいります。これは——昨年の夏、私自身が大阪の北部地震で経験をいたしました。特に震源地になりました高槻市、茨木市、こういった都市で、応援の受け入れというのに、特に発災直後に非常に問題があったという点を反省点だと思っております。

また、市町村物資配送拠点の運営マニュアルの作成でございますとか物流事業者との連携強化によりまして、住民の皆様へ支援物資が確実に届く仕組みづくりを推し進めてまいります。さらに、より実践的で効果的な訓練を実施することで、県や市町村の職員一人一人の災害対応力の向上にも努めてまいります。

県民の皆様への命と暮らしを守り、安全・安心な高知を実現するため、南海トラフ地震対策を県政における最重点課題と位置づけまして、市町村や関係機関とも連携をしながら、全庁挙げて全力で取り組みを進めてまいります。

次に、他県と比べまして立ちおけている本県のインフラ整備について、今後どのように推進していくのかというお尋ねがございました。

道路や河川、海岸堤防、港湾などのインフラは、南海トラフ地震などの自然災害から県民の生命や財産を守りますとともに、産業や観光振興を下支えする基盤として、県政全般に大きくかかわる大変重要なものでございます。このため本県では、国などに対して積極的に政策提言を行いながら、四国8の字ネットワークでございますとか浦戸湾の三重防護事業など、地域の生活を支え、南海トラフ地震対策などにも資するインフラ整備を、着実に推進してまいりました。

一方、近年、毎年のように全国各地において、これまでに経験したことのないような豪雨が頻発し、深刻な水害や土砂災害がもたらされております。本県におきましても、昨年の7月豪雨では、県内で初めてとなる大雨特別警報が発表

されるなど、記録的な豪雨により甚大な被害が発生をいたしました。これらの災害につきましては、昨年来被災箇所の復旧に全力で取り組みますとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限に活用しながら、中小河川の河床掘削や樹木伐採を初め、河川や海岸堤防の強化など、豪雨災害に事前に備える対策に取り組んでいるところでございます。

加えて、発生確率が高まる南海トラフ地震など、本県を取り巻く危機的状況は厳しさを増してきております。全国水準に比べて大きく立ちおけております本県のインフラについて、その整備水準を高め、災害対応力を強化していかなければならないと意を強くしております。

このたびの国の経済対策におきましても、国民の安心・安全を確保するため、防災・減災、国土強靱化の取り組みをさらに強力に推進しなければならぬとされております。この13日に閣議決定されました補正予算案では、頻発化、激甚化する災害を踏まえまして、河川や海岸堤防の整備、土砂災害対策などの整備費用が盛り込まれております。

こういった国の動きも注視をいたしまして、国の施策も最大限に活用しながら、今後とも全国知事会や他県ともしっかりと連携をいたしまして、あらゆる機会を通じて国などに対しまして、インフラの必要性、あるいは整備に要する予算が確実に確保されるよう強く訴えながら、全力でインフラ整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活習慣病の予防や健康づくりの推進につきましてどのような施策を重視し、健康長寿県構想の改定を図っていくのかというお尋ねがございました。

まず、尾崎正直前知事が取り組み、成果を上げてこられました日本一の健康長寿県構想の各

施策は、しっかりと継承してまいりたいと思っております。その上で、生活習慣病の予防や健康づくりといった点で言えば、日常生活を制限なく送っていただける期間、いわゆる健康寿命の延伸に向けた施策を一層強化していきたいと考えております。

健康寿命を延伸するためには、広く多くの方々に対して健康増進を図ります、いわゆるポピュレーションアプローチと申します方法と、特に疾病の発症リスクの高い方々に絞ったハイリスクアプローチ、この2つの面がございまして、この両面から取り組んでいく必要がございます。

このうち、いわゆるポピュレーションアプローチといたしましては、これまでの取り組みによりまして、がん検診、特定健診の受診率が向上するなど、県民の皆様の健康意識も着実に高まってきておると思っております。まずは、これまでの高知家健康パスポート事業を初めといたしまして、健康的な生活習慣の定着に向けた施策を通じまして、県民の皆様の健康づくりに向けた行動変容を後押ししたいと考えております。そして、さらに生活習慣病の予防につながり、健康状態に大きな影響を与える要素でございます、食生活の改善や運動の習慣化、禁煙、適正飲酒などについて、県民運動につながるような取り組みを新たに展開してまいりたいと思っております。

一方で、いわゆるハイリスクアプローチにつきましては、これまで、人工透析になれば生活の質が低下し、さらに医療費が高額となりますために、保険者による介入が効果的とされます、中等度の病状の糖尿病性腎症の方への重症化予防に取り組んできたところでございます。私といたしましては、新規の透析導入患者数の減少に向けました目標値を新たに掲げました上で、重症度の高い方も新たにこの対象に加えて取り組んでいきたいと考えております。最初は、一部の地域に対象が限られることも想定されます

けれども、事業効果をしっかりと検証できる仕組みを整えまして、可能な限り早く結果を示すことにチャレンジをいたしまして、その結果をもとに県内全域に横展開をしていくということによりまして、この目標を達成してまいりたいと考えております。

次に、教育振興に対する決意に関しましてお尋ねがございました。

本県の子供たちがこれからの時代をみずからの力で力強く生き抜き、夢や志を抱いて羽ばたいていくためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てていくことが必要であります。特に、変化が激しく将来の予測が難しい時代においては、基礎学力をしっかりと定着させるとともに、それらを活用して課題を解決する力、あるいは論理的に考える力、また創造性や表現力を育むことが重要であるというふうに考えております。

来年度からは、新たな教育大綱のもとで、基礎学力の定着や思考力、表現力などの育成に向けて、成果の上がってきたこれまでの取り組みを継承しながら、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。具体的には、授業改善の進捗を客観的な指標ではかりながら、教員同士が主体的に授業の質を高めていきます、いわゆるチーム学校の取り組みをより一層推進していくことや、就学前から高等学校までの各段階において、多様な課題を抱える厳しい環境にあります子供たちに放課後などの学びの場を用意するなど、切れ目ない支援を充実させてまいります。

さらに、先端技術の活用は、個別最適化された学びの実現や、中山間の小規模校の教育の充実に向けて大変有効な手段でございまして、積極的に導入をしていく必要があると考えております。

加えて、プログラミング教育や理数系科目の

教育の充実、AIやデータサイエンス分野におけます高度な人材の育成に向けた高大連携の推進など、子供たちがデジタル社会に対応できる力を育むための教育の充実にも取り組んでまいります。

あわせて、こうした取り組みを進めていくためには、教員が子供と向き合うための時間や、教員としての資質・指導力を高めることができる時間の確保が重要であります。このため、学校における働き方改革をさらに推進してまいります。

こうしたことにつきまして、総合教育会議において教育委員会としっかり協議をし、本年度内に新しい教育大綱を策定いたしまして、成果、効果を意識した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、中山間対策のさらなる強化に向けて、今後どのような施策に力を入れていくのかについてお尋ねがございました。

中山間対策につきましては、これまで産業をつくる取り組みと生活を守る取り組みを柱として、県政の各分野においてさまざまな施策を展開してまいりました。

その結果、中山間対策の核となる取り組みとして市町村との連携のもとで推進してきました集落活動センターは、現在31市町村、58カ所で立ち上がり、県内各地で着実に広がりを見せております。また、それぞれのセンターにおいては、生活店舗の運営といった生活を守る取り組みのほか、産業振興計画の取り組みとも連動した経済活動も展開されております。議員のお話にもありましたように、今や地域の暮らしを支える集落維持の拠点となっていると言えます。あわせて、32市町村におきまして移動手段の確保対策が実施をされるなど、中山間地域の皆様の暮らしを守る取り組みについても、着実に進んできているところです。

一方で、中山間地域におきましては、多くの集落で人口減少に歯どめがかからないなど厳しい状況が続いております。今回の知事選挙で私自身、県内各地の中山間地域を回らせていただきまして地域の皆様のさまざまな声をお聞きする中で、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないとの強い思いを持ち、中山間地域の振興を一層図っていかねばならないと、決意を新たにしたところでございます。

県といたしましては、今後も中山間対策のテーマであります、産業をつくる、生活を守るを対策の柱として、集落活動センターの取り組みをさらに拡大させますとともに、産業振興計画におきましては、デジタル技術と地場産業の融合などによりまして、地産外商と担い手確保の取り組みを強化いたしますほか、日本一の健康長寿県構想、教育、インフラ整備など全ての施策を、中山間地域を念頭に置いてさらに充実強化いたしてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、Next次世代型施設園芸農業の導入に係る現在の進捗と今後の目標についてお尋ねがございました。

Next次世代型施設園芸農業につきましては、九州大学の北野教授や東京大学大学院の越塚情報学環長を初めとした、世界でもトップレベルの農学研究者やITの専門家を招聘するなど、先端技術の研究開発に取り組むための体制を構築し、多様な園芸作物の生理・生育情報のAIによる可視化と利活用を実現するIOP——インターネット・オブ・プランツのコンセプトのもと、現在100名を超える研究者により、生産から流通、消費までの13の多様な研究群に取り組んでいるところです。

これまでの進捗状況としましては、昨年本県の主要品目であるナス、ピーマン、キュウリの

出荷データと気象データを学習させたAIの活用により、個々の生産者が3週間先までの出荷予測などをスマートフォンやタブレット等で閲覧できる、高知県園芸品生産予測システムを開発し、現在安芸市や土佐市などの5つの集出荷場において、生産者の皆様の栽培管理の改善等に活用いただいております。また、AIを用いた画像解析によりナスの開花数や着果数を自動計測するシステムや、生産者の皆様が農薬や肥料の使用履歴をスマートフォンを活用して簡単に入力、集計できるシステムがほぼ完成しつつあります。

来年度は、これらのシステムに加えて、ハウス内の環境データ、ボイラーや炭酸ガス発生機の稼働状況など、さまざまなデータ群を自動で収集、蓄積できる仕組みを確立していきます。その上で、これらのデータ群とIOPの多様な研究開発により得られる多くの知見や技術を統合、解析し、有益な情報として生産者にフィードバックするためのデータ共有基盤、IOPクラウドを令和4年度中に構築してまいります。

このクラウドを活用したきめ細かな営農サービスの展開により、さらなる収量・品質の向上や省力化を実現し、生産者の皆様の所得向上につなげるとともに、クラウドに集積されたビッグデータを活用した、新たな機器やシステム、アプリケーション等の開発を加速し、本県施設園芸農業の飛躍的発展と施設園芸関連産業群の創出につなげてまいります。

次に、生産現場や集出荷場における人手不足への対応についてお尋ねがございました。

本県農業の維持・発展を図る上で喫緊の課題となっております、生産現場や集出荷場における人手不足に対しましては、人の確保と省力化の両面から取り組むことが重要であると考えております。

まず、人の確保の面では、長期の雇用を望む

求職者のニーズに対応するため、本年度にJAグループとともに実施しました、品目ごとの人手が不足する時期や作業などの調査結果に基づいて、野菜の収穫や集出荷場で荷づくり作業など、繁忙期の異なる複数の作業を組み合わせた、長期間の農作業体系を構築してまいります。また、昨年ショウガの収穫作業に29名を確保した、県外や地域外からのアルバイトの呼び込みを強化するためのJAによる宿泊施設の確保や、JA無料職業紹介所の機能を強化するための、担当職員のコーディネート力を向上させる研修への支援などによりまして、地域、品目を超えた効果的なマッチングを進めてまいります。さらに、JAグループや関係団体と連携しまして、農福連携の県内全域への拡大、外国人材の受け入れ体制の整備など、新たな労働力の掘り起こしにも取り組んでまいります。

次に、省力化の面では、これまでに100台以上が導入されたニラのそぐり機を初め、作業を省力化できる機械の導入や、農家とJA集出荷場13カ所で実施をしておりますトヨタのカイゼン方式による作業の効率化、軽労化などへの支援を継続してまいります。また、ドローンによる病害虫防除やロボットによる箱詰めなどのスマート農業技術の導入を図り、さらなる省力化につなげてまいります。

こうした人の確保と省力化の取り組みを、JAグループなどと緊密に連携しながら、スピード感を持って進めてまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、産業振興計画に掲げた目標達成も見据え、さらなる原木生産の拡大に力を入れることについてお尋ねがございました。

これまで、産業振興計画の林業分野における取り組みによりまして、大型製材工場や木質バイオマス発電施設などの整備を進めるとともに、

これらの原木需要の増加に応じて安定的に原木を供給するため、施業地の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入、担い手の育成などを推進してまいりました。その結果、原木の生産量は10年前に比べ20万立方メートルを超えて増加し、平成30年は64万6,000立方メートルとなっております。

現在、第4期産業振興計画に向けて原木の需要を精査し、生産量の目標値の見直しを進めているところではございますが、豊富な森林資源を活用し中山間地域の振興につなげていくためには、今後もさらなる原木増産を推進していく必要があると認識しております。

このため、引き続き安定的な原木生産に必要な施業地の集約化や、10トントラックが走行可能となる基幹的な路網の整備と高性能林業機械の導入などを進め、これらを組み合わせた効率的な作業システムを構築することにより生産性の向上に努めてまいります。

また、引き続き林業大学校では、現場で即戦力となる人材から将来の中核となる人材まで幅広い人材の育成に取り組むとともに、今後は林業事業体の事業戦略づくりを推進し、経営基盤の強化とあわせて労働環境の改善を図る中で、労働生産性の向上につなげる取り組みを新たに進めてまいりたいと考えております。

さらに、持続可能な森づくりに向けて、引き続き地域ぐるみで再生林を推進していくとともに、再生林の省力化に向けて、皆伐の際に発生する林地残材の整理等を支援してまいりたいと考えております。

こうした取り組みにより、皆伐と再生林を一体的に推進して将来の森林資源量を確保しながら、目標の達成に向けてさらなる原木増産に取り組んでまいります。

次に、付加価値の高い製材品の供給体制の強化と全国的な木材需要の掘り起こしに向けた今

後の取り組みについてお尋ねがございました。

将来の人口減少に伴い、住宅の需要は縮小していくことと見込まれていることから、これまで木材が余り使われてこなかった非住宅建築物における木材需要の拡大が、林業・木材産業全体の重要なテーマとなっております。

そのため、本県では、木材協会に設置したT O S A Z A Iセンターが、全国レベルの建築家集団であるN P O法人チーム・ティンバライズと連携し、非住宅建築物の木造化、木質化に向けて、都市部の民間企業などへ積極的な提案・営業活動を推進するとともに、県内企業を加えたワーキンググループを立ち上げて、付加価値の高い商品開発などにも取り組んでいるところでございます。

あわせて、中小製材事業体の共同化、協業化などにより、J A S認定された構造用製材品の安定供給体制を整えていくとともに、オフィス向けの内装材等についてもしっかりと供給できるよう、県としても支援してまいりたいと考えております。

また、全国的な木材需要の拡大を図るために、経済同友会と連携し、全国各地域の経済同友会や自治体、民間企業、324団体による木材利用推進全国会議を、11月7日に設立しました。この全国会議では、シンポジウムやセミナーを通して、木材活用の意義などについて施主となる企業などの理解を深め、具体的な木材利用を促していくこととしており、本県としてもその先導的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

現在、都市部の民間企業では、S D G sや環境、社会、企業統治に配慮したE S G投資に対応するための取り組みが始まっています。木材は持続可能な建築材料であり、木材の活用への関心が高まってきております。こうした動きも追い風にしながら、新たな木材需要の積極的な

掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

(水産振興部長田中宏治君登壇)

**○水産振興部長(田中宏治君)** 担い手の確保に努め、さらに効率的な生産・流通体制への転換を図っていくことが重要であると考えているが、どのように漁業生産額の維持・発展を目指していくのかとお尋ねがございました。

漁業者の高齢化や減少が進む中、生産額を維持・増大させていくためには、議員からお話がありましたように、担い手の確保に加え、効率的な生産・流通体制への転換が必要であると認識しております。そのため県では、黒潮牧場の高機能化を初め、メジカの漁場予測システムの開発や産地市場への自動計量システムの導入など、生産から流通におけるI o T化に取り組む、高知マリンイノベーションを推進しているところでございます。

今後は、大学や民間企業と連携してA Iなどのより高度なデジタル技術を活用することで、さらなる生産性の向上を図るとともに、その成果を関連産業の創出にもつなげてまいりたいと考えております。

あわせて、地元の合意を前提に、定置網漁業や養殖業における未利用漁場への企業参入を促進して、新たな雇用の創出や生産額の維持・増大につなげてまいります。

また、外商をさらに推進していくためには、加工体制を強化することで水産物の付加価値を高めるとともに、活力ある海外市場への販路を拡大することが必要であることから、これまで取り組んでまいりましたシンガポールやベトナムなどの東南アジアに加え、中国や米国などの巨大市場への輸出拡大を一層強化してまいります。

これらの取り組みを力強く進め、漁業生産額をしっかりと確保し、就業者の所得の向上を図

ることが、担い手の安定確保につながるものと考えています。このような好循環を生み出すことで、持続的かつ付加価値を創造する産業への転換を強力に推進してまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長（吉村大君） 外国人延べ宿泊者数30万人泊をどのように実現していくのかについてお尋ねがありました。

本県では、これまで外国人観光客の誘致拡大のために、台湾や香港など8つの重点市場に海外セールス拠点等を設けて、海外の旅行会社やメディアとの関係づくりを強化しながら、団体旅行を初めとする商品造成や情報発信に取り組んでまいりました。また、特に個人旅行向けには、日本在住の外国人専門家や中国最大手のオンライン旅行会社との連携などによる、外国人目線での商品づくりも推進しております。

こうした取り組みにより旅行商品の数が増加した一方で、売れ行き伸びは微増にとどまっております。海外の旅行会社からは、旅行先としての高知の認知度がまだ低いのでさらに高めてほしいとの意見をいただいているところです。

このため、来年度は、重点市場の訪日旅行に関心を持つ方々に向けて本県観光の魅力をダイレクトに伝える情報発信を、さらに充実強化したいと考えています。加えて、日本を代表する祭りに成長したよさこいと発祥の地高知を海外メディアなどにアピールする場を通じて、観光地としての高知の認知度も高めてまいります。

さらに、高知龍馬空港を初め四国内の空港を活用したチャーター便の誘致や、新たな四国周遊商品の造成に4県が連携して取り組むなど、これら一連の施策によって、令和5年の外国人延べ宿泊者数30万人泊を実現してまいりたいと考えています。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長（福留利也君） まず、健康寿命

を延ばしていくためのフレイルの予防と早期発見、改善について、どのように対策を進めていくのかとお尋ねがございました。

フレイル予防につきましては、高齢者の方が要支援・要介護状態とならないための重要な取り組みであると考えており、今年度から、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの中で、フレイルチェックを活用した住民主体の健康づくりを進めているところです。

具体的には、高齢者の集いの場などにおいて住民同士でフレイル状態となる危険度をチェックし合い、その結果をもとに、栄養や歯科・口腔、運動などの専門職がその方の状態に応じた改善プログラムの実施につなげていくことに取り組んでおり、今後はこうした取り組みを県内全域に横展開してまいりたいと考えているところです。

このような中、来年度からは、高齢者一人一人に対しきめ細かな保健事業に取り組む、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が予定されており、75歳以上の高齢者を対象に新たにフレイル健診も導入されることとなっています。

こうした状況も踏まえて、県としましては、各市町村でフレイル予防に取り組む際の参考としていただくため、フレイルチェックの方法やアセスメントのあり方、改善プログラムの実施事例などを示した、高知県フレイル予防推進ガイドラインを策定することとしております。この策定に当たっては、県医師会や県歯科医師会などの関係機関の御協力をいただき、ガイドラインの内容について協議検討する検討会を今年度内に立ち上げることであります。

あわせて、県民の皆様へのフレイル予防の普及啓発のため、福祉保健所の圏域ごとに講演会を開催しますとともに、予防を担う専門職の育成や、あったかふれあいセンターにおける介護予防の促進など、積極的に市町村の取り組



みを支援してまいります。

次に、どのように少子化の克服を目指していくのかとのお尋ねがございました。

少子化の克服に向けましては、県民の皆様の出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなえられますよう、ライフステージの各段階に応じた対策のさらなる強化が必要であると考えております。

このため、まず出会い・結婚につきましては、婚活サポーターを増員し情報発信を強化するとともに、マッチングシステムの利便性の向上や、会員に対する個別相談会の開催など支援のさらなる充実を図り、より多くの出会いの機会を創出してまいりたいと考えております。

また、高知版ネウボラの取り組みにより、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進しますとともに、働きながら子育てしやすい環境づくりを強化してまいります。本県では、育児をしている女性の有業率が大きく上昇する一方で、出産や育児を理由に離職した割合は全国を上回っておりますことから、企業等における働き方改革の推進とあわせて、育児休業の取得促進や時間単位年次有給休暇制度の導入を支援しているところです。

こうしたライフステージの各段階に応じた取り組みについて、官民協働による県民運動として推進し、より大きな効果につなげていきたいと考えております。あわせて、特に出生率が高い傾向にある中山間地域において、高知版地域包括ケアシステムの構築などを通じて、誰もが地域地域で安心して住み続けられる環境を整え、少子化の克服を目指してまいりたいと考えております。

国に対しましては、こうした取り組みを後押しいただけるよう、地域少子化対策重点推進交付金の充実などについて、全国知事会とも連携して提言してまいります。

最後に、高知版ネウボラの取り組みを県内全域に広げ、さらに充実強化する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

高知版ネウボラの取り組みでは、母子保健や子育て支援、児童福祉、教育など多くの関係機関が連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制づくりを進めることにより、全ての妊産婦や子育て家庭の不安の解消と、働きながら子育てできる環境づくりに取り組んでいるところです。このうち、特に母子保健と児童福祉の連携については、厳しい環境にある家庭をリスクに応じて適切な支援につないでいくため、両者の連携を強化し、支援体制を充実させてまいりました。

今後は、各取り組みの実効性を高めていくため、子育て世代包括支援センターなどにおける相談支援機能のさらなる強化を図るとともに、地域子育て支援センターを初め、保育所やあつたかふれあいセンター、子育てサークルなどの地域資源を活用した子育て支援の場の拡充に取り組んでまいります。

さらに、発達障害のある子供への支援につきましては、心理職等の専門職が関与してアセスメントを実施することにより、できるだけ早い段階で身近な地域で適切な支援が受けられるよう、体制を整備してまいります。加えて、保護者の就業支援につきましても、高知県の女性しごと応援室などの関係機関と連携しながら支援の充実を図ってまいります。

こうした高知版ネウボラの充実強化策とあわせて、市町村の実情に応じた推進体制の構築に向けて、市町村などの関係機関を対象とした研修会の開催や意見交換の実施、アドバイザーの派遣など、きめ細かな支援を行っていくことで、県内全域への拡大に取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、高知市の学力テ

ストの結果をどのように捉え、今後の対策に生かしていくのかとお尋ねがございました。

本年度の高知市の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、8月に開催した知事、市長と県市の教育長による連携会議において、高知市から、「全体として改善傾向は見られるが、高知市と高知市以外の地域との差が大きい」という課題は十分に認識している。こうした中で県市連携の取り組みにより、大規模校であっても大幅に学力が向上した学校も見られ始めた。引き続き、県との連携を深めて取り組むことなどにより、「成果を上げていきたい」といった趣旨の発言がありました。意見交換の後、改善の方向が見えてきたので、成果の出た学校をモデルとし、県と市がしっかりと協力して学力向上に取り組んでいくといった取り組みの方向性を、県市で確認しております。

高知市から報告があった、大きな伸びを示した学校の取り組みを分析しますと、教員が行っている業務を見直し、思い切ったスクラップと業務の精選を行うことで、教員が生徒と向き合う時間や授業研究のための時間の確保に取り組まれていました。また、学習指導の改善を検討する教科会には、高知市の学力向上推進室から指導主事の派遣を受けて充実が図られているほか、学校全体として、常に課題解決を意識した授業の改善や、家庭学習等の推進に向けた取り組みや手だてが徹底されておりました。

現在、このような取り組みを高知市内の他の学校へも拡大していくため、県から高知市に派遣しております13名の指導主事を中心に、県教育委員会も連携して学校訪問を実施しているところです。加えて、新学習指導要領において目指す授業づくりを、教材研究や研究授業を通して学び合う、授業づくり講座を実施しており、多くの高知市の教員が意欲的に参加をしております。

今後も、こうした取り組みをさらに充実し、県と市が連携して高知市の学力向上に取り組んでまいります。

次に、増加傾向にある不登校に対してどのように対応策を強化していくのか、お尋ねがございました。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果において、平成30年度の本県の小中学校の不登校児童生徒数は前年度より大幅に増加し、不登校の出現率において全国平均を大きく上回る状況にあります。県教育委員会としましては、この結果を大変厳しく受けとめており、先般開催された総合教育会議においても、不登校の要因やその対応について集中的に議論をしたところです。

総合教育会議での議論を踏まえ、現在不登校に対する学校の支援体制を強化するとともに、不登校の児童生徒に多様な学びや相談の場を保障する取り組みを充実するための検討を進めております。

まず、学校の支援体制の強化については、県内全公立小中学校において不登校担当の教員を位置づけ、管理職と担当教員が連携しながら、校内の不登校支援についてトータル的なコーディネート役割を担っていただくことを考えております。あわせて、不登校児童生徒が多い学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを重点的に配置し、専門的なアセスメントの実施やアドバイスにより、校内支援会の充実を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、各学校における、初動から組織的な支援に至るまでの校内支援体制を強化していきたいというふうに考えております。

次に、学校以外で、児童生徒の学びの場の保障の観点から、市町村の教育支援センターの設置推進と機能強化が必要であると考えております。このため、教育支援センターをスクールカ

ウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動拠点として相談支援や家庭支援ができるような体制の強化と、教育支援センターでの学習支援のさらなる充実に向けた支援などについて検討していきたいと考えております。

これらに加え、県の心の教育センターによる学校、教育支援センターへの支援を強化し、学校、教育支援センター、心の教育センターによる、不登校児童生徒への3層構造での重層的な支援体制を強化してまいります。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○選挙管理委員長(土居秀喜君) ことし行われた一連の選挙をどのように総括し、今後の選挙執行に生かしていくのかとお尋ねがございました。

県選挙管理委員会では、ことし実施予定の一連の選挙執行を念頭に、昨年度から投票率の向上や選挙事務のミス防止などの観点から、各種の取り組みを行ってまいりました。

投票率の向上の観点からは、選挙出前授業などのこれまでの取り組みに加えまして、県内の企業などを対象に選挙時の啓発に御協力いただく選挙啓発サポート団体の募集や、県内の若年層を対象に、携帯電話会社のメール配信サービスを活用した投票日の周知などの新たな取り組みも実施いたしました。

ただ、投票率につきましては、参議院議員選挙及び県知事選挙では前回は上回ったものの、県議会議員選挙では過去最低を更新する残念な結果となりました。このように、依然として投票率は低い傾向にありますことから、今後も投票率の向上に向けて、選挙出前授業などの選挙啓発の取り組みを、市町村選挙管理委員会や教育委員会とも一層連携し、粘り強く行なってまいります。

次に、選挙事務のミス防止の観点からは、昨年度県内の全ての投票所の投票手順やレイアウト

トなどの実態調査を実施した上で、市町村選挙管理委員会に対しまして、投票用紙の交付事務の改善点や県内でのミス防止対策のすぐれた事例の紹介などの助言を行ったところでございます。

しかしながら、ことし実施された一連の選挙では、投票用紙の二重交付や別の選挙の投票用紙を誤って交付するなど、20件を超える選挙事務に関するミスが発生いたしました。言うまでもありませんが、これらのミスは選挙事務の信頼を揺るがすものであり、あってはならないものでございます。

今後の再発防止に向けまして、ミスが生じた原因について改めて検証するとともに、外部の有識者などからのアドバイスも取り入れた選挙事務の留意点や改善点などについて、選挙事務講習会などの場を通じ、市町村選挙管理委員会に周知徹底を図ってまいります。

また、参議院議員選挙におきましては、議員御指摘のとおり、比例代表の投票用紙に選挙区の候補者の氏名を記載したことにより無効となった投票が多くありました。このような無効票が生じた主な原因は、選挙区と比例代表の投票について同じ記載台を使用することにより、記載台に掲示されている候補者の氏名等を選挙人が見間違えたことによるものではないかと考えられます。このため今後、選挙区と比例代表それぞれの記載台が設置できるよう投票所のレイアウトを工夫するとともに、やむを得ず同じ記載台を使用する場合におきましても、事務従事者による説明や注意事項の掲示を徹底するなど、市町村選挙管理委員会とともにこの問題の解消に努めてまいります。

○12番(加藤漢君) それぞれ皆さん、御答弁をいただきましてありがとうございました。再質問は特にいたしませんけれども、各分野において積極的な取り組みが進んでいるというふうに、

改めて感じさせていただいたところでございます。

また、濱田知事にとっては、きょうが初めての質問戦ということになりました。特に、選挙戦でお訴えになられたことを中心に質問もさせていただきまして、関西との連携であったり、防災の取り組みであったり、健康づくりと、こういった積極的にお訴えになられたことを、より一段深掘りできた議論になったんじゃないかなというふう感じたところでございます。

万博の誘致に携わった濱田知事だからこそできることがあるんじゃないか、そんなふう感じましたし、また高槻市なんかの事例も含めて、受援計画の必要性もおっしゃっていました。役場にたくさん支援の物資が来たけれど、そこからあとラストワンマイル届かない、こういうことを高知県でもなくしていくことは、本当に大事なことだというふうに思います。

また、健康づくり、透析のお話もされましたけれど、1週間に3回も病院に行って3時間も4時間も透析を受ける、こういうことは本当に御負担になることですので、できる限り予防の徹底をしていく——こういう取り組みも力強く進むんだなというふうに、期待をさせていただいたところでございます。

1期4年間、新しい濱田県政の船出にエールを送って、また私たち自民党会派も全力で頑張って令和を明るい時代にしていきたいと、こういうことをお誓い申し上げて、私からの一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩



午後1時再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

29番大野辰哉君。

(29番大野辰哉君登壇)

○29番(大野辰哉君) 県民の会の会の大野辰哉でございます。濱田知事が就任されて初めての県議会質問戦初日に、諸先輩・同僚議員たくさんおられる中、質問させていただく機会を与えていただき、大変光栄に思います。議長のお許しをいただきましたので、大変僭越ではございますが、少しの間お時間をいただきまして、知事初め執行部の皆様に質問させていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

改めまして、濱田省司知事におかれましては、このたびの高知県知事選挙において、17万票を超える多くの県民の皆様からの支持を得て見事当選され、公選知事としては8人目、官選を含めると50人目、第62代の高知県知事、本県のリーダーとしてこれから4年間、高知県のかじ取り役という大役を担うこととなりました。まづもって、心よりお祝いを申し上げます。本当におめでとうございました。

県政運営において知事と県議会は、健全な緊張感を保ちながらも、お互いに県民の声を代弁する二元代表として切磋琢磨し合い、県民の幸せの実現に向け仕事を遂行する、よく例えにありますが、車の両輪のような関係でなくてはならないと私も思っております。私自身はまだまだ大変微力ではありますが、濱田新県政においても、これまで同様、全ては高知県民のため、常に地域住民の目線で考え、よいものはよい、悪いものは悪いという是々非々の姿勢で、あったか県政を目指してしっかりと議論をさせていただきながら、ともに汗をかかせていただきたいと思います。改めまして、県民の皆様を

初め、濱田知事、執行部の皆様、同僚議員の皆様、どうかよろしくお願ひいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺ひしたいと思います。

午前中の加藤議員の質問と重なる部分も多々あると思いますが、御答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

知事は、ふるさと高知県を離れ東京大学に進学し、同大学を卒業後、旧自治省に入省され、総務省、消防庁、内閣府といった中央省庁での活躍のみならず、大阪府副知事や島根県庁、福岡県庁など地方の現場でも仕事をされてこられるなど、34年間の長きにわたって、地方も含め行政の中核で勤務されてこられました。

そして、この夏に総務省を退職され、総務官僚から政治家、高知県知事として新たなステージに立たれたわけですが、これまで東京、霞が関から見ていた高知県は知事の目にどのように映っておられたのか、お伺ひしたいと思います。

尾崎前知事は、初出馬のときには当時の民主党も含め、自民党、公明党、社民党といった各政党を初め、各種団体などからも幅広い推薦、支援を受け初当選され、当選後も、対話と実行を通じて多くの県民の皆様の声に耳を傾けるなど、幅広い、県民全体のリーダーとして職務を果たされてまいりました。そんな前知事の姿に多くの県民が信頼を寄せ、以降2回の選挙は無投票、3期12年間にわたってオール高知とも言える安定的な県政運営の上に立って、さまざまな政策を実現、具現化させてまいりました。その結果として、停滞していた本県において各種の経済指標などが上昇するなど、さまざまな成果を上げてこられたのは御承知のとおりであります。

無投票が必ずしもよいというものではありませんが、県民の不毛な対立を生まない尾崎前知

事の県政運営やスタンスに、私自身は大変共感をしていましたし、多くの県民もそうした前知事の姿勢を支持してこられたのではなかったかと思ひます。

その尾崎前知事が、8月突如、自民党からの国政くらがえ出馬を目指すとして知事選不出馬を表明されました。その後継者として濱田省司現知事が指名され、本県政界は激震、風雲急を告げることとなりました。県民から8割を超える支持を得ていた尾崎前知事の不出馬、国政挑戦の表明により、無風状態から一転、急転直下の短期決戦となり、マスコミも連日のように取り上げるなど、県民からも大きな注目を集めることとなった今回の知事選挙ですが、12年ぶりに県民がおらんくの知事を決める、県政のリーダーを選ぶことのできる貴重な機会でありながら、最終的な投票率は50%を切り、選挙戦はさながら国政選挙のようでした。

令和おじさんと呼ばれ人気の菅官房長官を初め、各政党の党首など、国政のいわゆる大物と言われる国会議員も多く来高され、県内各地で行われた応援演説では、候補者の高知県に対する思いや政策、人となりより、国政与野党間の激しい批判合戦が主となり、高知県の未来へのビジョンや政策論争が薄れた感もありました。立候補されたお二人ともがすばらしい候補者だっただけに、私自身は少し残念な思いがしましたし、県民の間にも少なからず混乱や戸惑いもあったのではないかと思ひます。

国政与野党の対立を知事選、県政に持ち込み、県民を分断へと転換させた要因の一つには、尾崎前知事の次の目標である衆議院議員選挙出馬への思いや戦略が働いたこともあるのかもしれませんが、濱田知事本人の選挙に臨む体制において、これまでの尾崎前知事のような幅広い政党や団体の支援体制はとられずに、自民党、公明党の国政与党のみに寄り添った姿勢や、国政

野党に対するスタンス、距離感にも原因の一端があったのではないかと思います。

私自身はマスコミ報道でしかそのことを存じ上げませんが、当初は国政与野党問わず各政党に対しても推薦を申し入れるなど、尾崎前知事と同じ体制での出馬を検討されていたとも言われていますが、結果として国政与党のみの推薦・支援体制をとられました。

そうした体制となった真意と経緯も含め、今後県政運営を担っていく上において、各政党、県議会の各会派とはどのようなスタンス、距離感を持って県政運営に当たられるおつもりか、知事の各政党、県議会の各会派に対する基本姿勢についてお伺いしたいと思います。

人口減少や過疎化が全国に先駆けて進んでいる本県にとって、そうした課題の解決や県勢浮揚を果たしていくためには、県民誰もがそれぞれの立場や考え方など違いを乗り越え、力を合わせて頑張っていくことが最も大切なことだと思っています。しかしながら、今回の知事選挙には、国政与野党の対立が色濃く県民の間に持ち込まれてしまい、そうした対立軸を県民に強いたことに、私自身は少なからず責任を感じています。

「在和栄郷」、和がある里には栄がある。私が地方自治の基本を教わった故片岡音吉吾川村長の言葉です。私の生まれ育った旧吾川村の多くの集会所には、今も片岡村長の在和栄郷の書が飾ってあります。どんな選挙であっても選挙後はノーサイド、選挙後に住民の間に不毛な対立や分断をつくらないようにすることも政治の大切な役目、役割だと、片岡村長は教えてくれました。

知事には、与党とか野党とかの枠組みや、立場や考え方の違いを乗り越え、豊富な行政経験や人脈を生かしながら、濱田知事らしく、和をもって、思いやりのある優しいワンチームの県

政運営にも期待をしたいと思います。

そこで、知事のキャッチフレーズでもある共感と前進の県政運営への思いについて知事にお伺いしたいと思います。

本県はことし、推定人口で70万人を割りました。本県の人口が70万人台を割り込むのは大正時代の末以来ということで、人口に限って言えば、昭和、平成を経て、大正時代末と同じにまで減少してきている状況となっています。一方、東京においては人、物、金、全てが集中し、地方とは、不動産価値を含め、経済的な格差はますます広がっています。

戦後、高度経済成長期やバブル崩壊などさまざまな局面を経ながら、日本社会は、政治も含め、そうした国づくりを行ってまいりました。人、物、金を一つの都市に集中させ国際的な競争に打ち勝っていくという方向性は、理解できなくはないですが、例えば、万が一東京に大規模な災害などの有事があった際に、国全体の危機管理体制が機能し維持できるのか危ぶまれますし、地方においては、里山に住む人が減少することによって、これまで守られてきた田畑や山林が荒れ、命を育む水の管理や自然災害へのリスク対応もできなくなってきました。

そうした東京一極集中化の弊害がさまざまな面で現実となってきた中、国においては近年、公文書のデータ改ざんや破棄など、全体の奉仕者であるはずの官僚の一部の、安倍政権、官邸に対するおもねる姿勢、そんたくが問題となっています。また、地方においても、国からの補助金や交付金をめぐって全国の市町村に競争を強いる地方創生などにより、地方自治体や議会からも、国や政権に対するそんたくやおもねる姿勢が強くなっているように感じます。

昨年12月、土佐沖で訓練中の米軍機2機が接触し墜落しました。県民の生命や財産を守るため、二度とそうした事故のないように、事故の

原因究明と再発防止を国や米軍に求めることは当然のことだと思いますが、高知県議会からは、国などに対して意見を求める決議は示されませんでした。

また、文科大臣の発言が発端となり延期、見直しとなった、大学入試テストでの英語の民間試験の導入についても同じ結果となり、田舎に住み、これから受験に挑戦していく子を持つ親の立場からしても、その結果には大変残念な思いがしたものでした。本県のように、交通網も脆弱で都市部との経済的な格差も大きいなど、さまざまなハンディがある中で頑張っている子供たちに、少しでも不利益のない受験環境をつくっていくことは、私たち大人や政治、行政の責務でもあると思いますが、残念ながら、本県議会から国に対して物申す、意見を求めることはかないませんでした。

そうした状況の中、県政運営を担われることとなった官僚出身の知事には、政権や国におもねるのではなく、高知県民の立場、県民の生活に軸足を置いた立場で、市町村との連携・協調など、地方の現場に寄り添ったビルドアップ型の政策提言を行っていただきたいし、国に対しても時には意見し物申す姿勢を期待したいと思います。

そこで、知事の国に対する向き合い方、基本姿勢についてお伺いしたいと思います。

本県経済の土台を支える根幹でもある農林水産業、第1次産業の振興は、県勢浮揚のための一丁目一番地であることは言うまでもありません。しかしながら、地域の現場では、高齢化による人手不足や担い手不足、後継者不足が深刻な問題となっています。

優良農地で経営を続けてきた農家からも、人手が足りなくて困っている、後継ぎの子供は県外で働いていて帰ってくる気もなさそう、私の代で廃業せざるを得ないとの声や、先代やその

前から代々田畑を守り農業を続けてきたけれど、年がいてようやらんなりゆう、後継ぎもおらんし、もうやめようかと思いつつと言いながら、曲がった腰、老体にむち打って、黙々とくわを振りおろし続けるおじいさんもいました。そうした状況などから、作付されない荒らした田んぼや畑が地域の中で毎年どんどんふえているのを実感します。

知事は提案説明の中で、農林水産業は本県の強みであり、新たな雇用の創出など、いきいきと仕事ができる高知の実現により産業振興の実現を図っていくとおっしゃられていました。

そこで、人口減少、高齢化などによる担い手不足、働き手不足など、さまざまな課題を抱えながらも頑張っておられる本県の第1次産業についての現状認識と、今後の取り組みの方向性について知事にお伺いしたいと思います。

人口減少や過疎・高齢化、移動手段や生活用品の確保、医療・福祉体制の維持など、本県の中山間地域を取り巻く環境や課題の解決は、県政施策の最重要課題の一つともなっています。

知事は提案説明の中で、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないとして、県土の約93%を占める本県の中山間地域を中長期的な発展の源として、これまで行ってきた集落活動センターの整備や移動手段の確保対策などの政策を引き継ぎ、産業をつくる取り組みや生活を守る取り組みを柱とする中山間対策のさらなる強化、拡充を図るとされました。

私自身、生まれも育ちも中山間地域、いや、まだその先の奥山間地域の者でありますので、中山間地域の衰退という困難な課題に立ち向かおうとする知事の力強い言葉に大きな期待を寄せるとともに、私自身も、地域の現状、現場の声をできる限りお伝えさせていただくなど、中山間・奥山間地域の少しでもお役に立てればと思っているものであります。

そこで、知事の中山間地域、奥山間地域についての現状認識と今後の取り組みの方向性についてお伺いしたいと思います。

県民、住民の生活スタイルや地域環境はさまざまに異なり、また経済力もそれぞれに違います。みずからの力で夢や希望をかなえられる地域や住民もあれば、社会的な環境や経済力などにより生活に困窮している人や地域もあります。

誰もが自力で克服が困難な状況に陥ったときには、誰であっても必要な支援を受けて、誰もが住みなれた地域で安心して生活できる環境をつくり上げなくてはなりません。そのための社会的支援や仕組みが福祉や社会保障であり、そうした支援や仕組みをどこに、どうつくり、どう運用していくのか、社会のセーフティーネットをどこに、どう張りめぐらせていくのか、そうした社会づくりこそが行政や政治の最大の使命、役割でなければならないと思っております。

本県においては、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられる高知県の実現を目指して、日本一の健康長寿県構想を策定し、高知型福祉、あったかふれあいセンターの取り組みや、高知版地域包括ケアシステム、障害者施策、厳しい環境にある子供たちへの支援など、子供から障害者、高齢者まで幅広く、制度の切れ目のないさまざまな福祉施策を行ってきております。そうした本県の福祉施策の取り組みは、全国に10年、15年先駆けて高齢化社会となっている課題先進県の取り組みとして、全国からも注目されています。

そうした中で、知事が目指す県政は、社会的弱者と言われる方々にどう寄り添うのか、誰もがどこでも心豊かに安心して暮らせる高知県を今後どうつくっていかれるのか、知事の本県福祉施策についての現状認識と今後の取り組みの方向性とあわせ、福祉に対する知事の思いをお伺いしたいと思います。

本県においては、これまで、教育等の振興に関する施策の大綱や教育振興基本計画などによる、チーム学校の取り組みや教科の縦持ち化など、さまざまな施策を通じて、子供たちの学力や体力の向上など、知・徳・体それぞれの分野で一定の成果を上げてられました。しかしながら一方で、いじめや不登校、発達障害など、厳しい環境にある子供たちが増加傾向にあるなど、教育行政を取り巻く環境や課題はますます複雑化、多様化してきています。

近年、公教育の中にも国際化の波や厳しい競争、格差が持ち込まれ、子供たちや保護者、学校、教職員、教育委員会などにおいても、そうしたさまざまな変化への対応が求められるようになってまいりました。

そうした中、来年度からは小学校において新学習指導要領も始まり、今後はさらに情報化や学力向上対策、学校現場の働き方改革、小中一貫教育の制度化、学校と地域の連携など、教育に関するさまざまな課題への対応が求められることとなります。

また、平成27年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長、教育委員の任命や、教育大綱の策定、予算編成など、さまざまな面で知事の教育行政における役割も強化されています。

そこで、知事の教育行政に対する現状認識と今後の取り組みの方向性についてお伺いしたいと思います。

次に、不登校対策についてお伺いしたいと思います。

私は保育園のときに、自分の中にある壁をどうしても乗り越えられず、約2年間不登園になった経験があります。また、教育委員会の職員時代には不登校生徒の勉強や遊びの相手をしていたこともあり、今自分自身が親となり、PTA活動などを通じて多くの学校や親御さんらとか



かわる中で、不登校対応の複雑さ、難しさを日々実感しています。

よく、不登校に対する処方箋はないとか、不登校自体が悪いことで治さなければならないと捉える向きもありますが、不登校となる原因は子供たち一人一人それぞれに違い、一くくりにできるものではありません。私のように自分自身が壁を乗り越えられずそこから逃げてしまう子供もいれば、いじめや人間関係から学校に行きたくても行けなくなっている子供もいます。また、にぎやかな学校では勉強に集中できないからと、家庭で勉強に集中したい子供もいるでしょう。

生活環境や親の育て方も、それぞれに違います。不登校がふえる原因の一つに、そうした多様な考え方やライフスタイルの変化に、学校や教育現場が追いついていないこともあるのかもしれないし、もしかしたら、これまで行ってきた画一的な学校の教育スタイルそのものに、多様性や変化が求められるようになってきているのかもしれない。

これまで、教育行政での不登校対策の多くが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、対症療法的な支援が主となっていましたが、学校に行かない、行けない子供たちがふえる中、そうした対症療法だけでなく、例えば、学校での集団学習を基本としながらも、情報通信を用いた家庭での遠隔教育や地域の公民館、集会施設での学習を認めるなど、学校に行かなくても教育が受けられる柔軟な環境や体制を整える時期に来ているのではないかと思います。

そうしたことも踏まえ、本県の不登校対策の現状と今後の取り組みについて教育長にお伺いしたいと思います。

次に、消費税増税以降の県内中山間地域の零細商店や事業所の状況についてお伺いしたいと

思います。

10月から、消費税が一部を除いて8%から10%に引き上げられました。政府は、消費税の増税による買い控えや低所得者への激変緩和対策として、スマートフォンやクレジットカードなどキャッシュレス決済による還元策を実施。県内でも、10月以降さまざまな商店や店舗などにおいてキャッシュレス決済の導入が進みました。急速な普及により、中にはキャッシュレス決済のできるレジなど端末の導入やシステム化が、還元策に間に合わない店舗も少なくない状況ともなっています。

お財布を持たずに携帯一つで買い物ができるなど、特に若者などスマートフォンを使いこなす利用者にとって大変メリットのあるキャッシュレス決済ですが、一方で、スマートフォンを持たない層や使い方がわからない高齢者などには、キャッシュレス決済の便利さはもとより、消費税増税に伴う還元策の恩恵が受けられないなどの不利益も生じています。

私は2月県議会において、特に中山間地域の零細商店や高齢者が経営されている商店でのキャッシュレス決済の導入には、レジやシステムの導入など新たな負担が大きく、結果として店を畳んだり経営を諦めてしまったりする方が出てくるのではないかと、またポイント還元を求めてお客さんの流れが変わることへの懸念なども申し上げさせていただきました。

消費税増税以降、ある中山間地域の若手店主の方は、還元策の導入により市部の大型店舗やコンビニエンスストアへの買い物客の流れがより強くなり、明らかに客足が減ったと感じると、地域の中小の商店から大規模な量販店やコンビニエンスストアに客の流れが進んでいる現状を憂慮する声もありました。

消費税の増税やその還元策により、ますます大手と中小零細や、都市部と地方の経済格差が

広がっているように思われます。そうした実態をしっかりと調査し把握した上で、今後の中小零細商店や事業所への対策をとらなければならないと考えますが、10月に消費税が増税されて以降の、特に県内の中山間地域の零細商店や事業所の現状と今後の対策について商工労働部長にお伺いしたいと思います。

次に、自治体職員のマンパワー不足の課題についてお伺いいたします。

昨年の西日本豪雨に続き、ことしも東日本を中心に各地で台風や記録的な豪雨により大規模な災害が発生し、多くのとうとい命が奪われ、いまだに行方不明者やもとの生活に戻れない方々がたくさんおられる状況となっています。改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福と、被害に遭われた皆様の一日も早い復旧・復興をお祈りするものでございます。

東日本の各地で起こった豪雨災害後の自治体の現場において、役所の職員が来るのが遅い、公務員が全く足りていないなどの声が多くあったことが報道されてきました。ある自治体では、要配慮者の方が避難所に避難をしたいと申し入れたことに対して、その要配慮者に日常業務で常に接して顔や状況を知っていたのが非正規の職員であったことから、現場で対応に当たった正規職員が要配慮者の顔を知らなかったため、本人確認に時間がかかり、避難までに時間を要したことが報道されてきました。

そうした事例は、その自治体の対応に当たった方々だけの問題なのかもしれません。しかしながら、私も自治体職員として災害の現場や避難所などでの業務をした経験からいえば、そうした現場での人員不足の問題、自治体職員のマンパワー不足による現場の混乱は、起こるべくして起こっていると思えます。特に小泉改革以降この15年間、公務員たたきをすれば票になるということで、特に地方の公務員は政争の具と

して矢面に立たされ、職員数は削減され続け、非正規化も進みました。

そうした中、東日本大震災や近年の豪雨災害など、全国各地で大規模災害が発生する中、全国の地方自治体の多くで、災害時や被災後の現場における職員が足りず、自治体の最も大切な役割である住民の安全を確保することが困難な状況も顕在化してきています。

そこで、本県の災害時、発災後における自治体職員のマンパワー確保の取り組みと今後の対策について危機管理部長にお伺いしたいと思います。

近年、災害が続発する中で、土木技術職員の確保が大きな課題ともなっています。国土交通省のデータによると、技術系職員のいない市町村の割合は全国で約3割にも上っており、大規模災害後、全国に応援職員の派遣を依頼しても復興・復旧に携われる職員が派遣されず、被災各地で対応に当たれる職員が足りないなどの課題も浮き彫りとなっています。

本県においても、若者の土木離れ、民間企業との競争の激化、低賃金などにより、特に自治体職場における土木技術職員の人材の確保が難しくなっています。今後、災害の発生だけでなく、高度成長期以降に整備された道路や橋梁、トンネル、上下水道など、生活に身近で、なくてはならない社会資本、インフラが建設後50年以上経過し老朽化を迎えることから、社会インフラの新設や補修、修繕など、災害や老朽化対策・対応も急がれており、土木技術職員などの人材の確保は喫緊の極めて重要な課題となっています。

そこで、本県における土木技術職員の現状と対策について土木部長にお伺いしたいと思います。

次に、高知自動車道の2車線対面通行区間の解消と国道整備についてお伺いしたいと思います。

す。

国土交通省は、この秋、現在2車線の対面通行で運用がされている全国の高速道路122区間、約880キロメートルについて、4車線化をしていくという方針を示されました。そのうち本県関係では、高知自動車道の土佐パーキングエリアから須崎東間の約9キロメートルが選定され、今後、順次工事が始まっていくこととなりました。

国土交通省では、今後そうした有料の対面通行区間を、財源を確保しながら順次4車線へと整備していく方針とのことで、今後、3年から5年後をめどに対象区間の見直しも検討していくとのことであります。4車線化により、渋滞の解消はもとより、交通事故の抑制、災害対策、流通、利便性の向上など、さまざまな面において効果が期待されます。

そこで、県内の高知自動車道のうち、2車線対面通行区間における有料区間の現状と今後の4車線化の見直しについて土木部長にお伺いしたいと思います。

現在、2車線対面通行区間の高知インターチェンジから土佐パーキングエリア間は、水質日本一の仁淀川流域の各市町村と全国をつなげる交通の入り口、窓口としても、大変重要な区間でもあります。

また、慢性的な渋滞や大雨時に冠水が発生する国道33号と一部並走する区間もあることから、緊急時の救急搬送や朝夕の通勤ラッシュの解消策としても、早期の4車線化が期待されています。しかしながら、この秋の国土交通省の4車線化の計画には入っておらず、沿線住民や利用者からは落胆の声も聞かれています。

そこで、2車線の対面通行区間の無料化を図ることにより、現在費用の面から毎日の通勤には利用できない方などに高知自動車道を御利用いただき、沿線住民の利便性の向上や地域経済

の活性化、渋滞解消につなげていくことも検討できないかと考えますが、高知自動車道の2車線対面通行区間の無料化の検討について土木部長にお伺いしたいと思います。

一般国道33号は、高知市から仁淀川町を経ながら四国山地を縦断し、愛媛県久万高原町、松山市に至る延長約124キロメートルの路線で、産業、経済及び日常生活を支える重要な幹線道路であるとともに、大規模災害時には沿線住民の命の道ともなる道路でもあります。

以前は、高松市と高知市を結ぶ国道32号と並んで、愛媛、高知の県庁所在地を結ぶV字ルートとしても大変重要な路線でしたが、慢性的な朝夕の通勤ラッシュや雨量による通行規制に伴う通行どめも多く、またイベント開催や交通事故が起こったときなどには大渋滞も発生するなど、2桁国道としては大変脆弱で、沿線住民などから早期の改良を望む声が強く出されています。

特に雨量による通行規制区間となっている越知町横倉から仁淀川町、愛媛県境までの区間は、連続雨量が250ミリ以上となると事前通行規制に伴う通行どめが行われ、越知町の一部と仁淀川町が陸の孤島状態となることから、地域の沿線住民にとって国道改良による事前通行規制区間の解消は悲願ともなっています。

そうした中、いよいよ来月には、愛媛県との県境に橘中津トンネルが開通する運びとなり、関係各位に心から感謝を申し上げます。橘中津トンネルの開通以降、今後、現在工事が進む越知道路2工区の完成、さらには仁淀川町までの区間の一日も早い整備により、事前通行規制区間の解消が期待されています。

そうしたことから沿線自治体では、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会を結成し、市町村が共同し力を合わせて、国などに対して早期整備の要望を行うなどの活動を行って

おり、先般私も吾川郡選出の横山県議とともに国への要望活動に同行させていただき、国土交通省の道路局長や財務省の主計局長を初め、関係機関とも協議をさせていただくなど、地元自治体とも連携しながら整備促進に取り組んでいるところでございます。

そこで、国道33号整備に関して、現在特に各市町村から早期の要望が出されている高知市旭地区、高知西バイパス、日下橋、川内ヶ谷橋、越知道路2工区を含む事前通行規制区間の防災対策について、それぞれの整備の進捗状況と今後の見通しについて土木部長にお伺いしたいと思います。

私はことし2月の定例県議会において、新産業廃棄物最終処分場に関連する質問の中で、施設を佐川町加茂地区に整備する前提として、地域の社会基盤の整備と地域振興策は別に考えるべきであると申し上げました。というのは、新産業廃棄物最終処分場が整備される予定の仁淀川流域は、先ほども述べましたとおり、高速道路の四国8の字ネットワークからも外れるなど、その社会基盤、インフラは大変脆弱な地域で、そうしたところに、都市部で大量に出される産業廃棄物が持ち込まれる場所が再び整備されることに対して、地域住民の皆さんが複雑な気持ちを持つ、不満を持つのは当然のことであると言えます。

都市部と同等とはいかないまでも、せめて安心・安全な地域生活が行える社会基盤の整備は暮らしのベースとしても当然のことであり、そうした意味においても、これまで地域から強い要望がありながら整備がなかなか進んでこなかった加茂地域の国道33号の安全対策や整備、河川の改修については、産廃施設の地域振興策とは切り離して考えるべきであると申し上げたものですが、当時の尾崎前知事からは、地域振興策とあわせて、河川の増水対策や国道の安全対策

を講じ、住民の皆様の不安の解消を図っていくと、前向きな答弁をいただいております。

そこで、岩目地交差点の改良など国道33号の安全対策と長竹川の改修事業の進捗状況並びに今後のスケジュールについて土木部長にお伺いしたいと思います。

次に、厚生労働省による再編統合の再検討が必要とされた病院名の公表についてお伺いたします。

ことし9月、厚生労働省は全国の公立・公的病院のうち、診療実績が乏しく、再編統合について特に議論が必要と分析、判断した全国の424の病院名を公表しました。本県については、いの町の仁淀病院や佐川町の高北病院など5つの病院がその該当となり、対象となった地域の住民などからは、病院がなくなるのではと不安の声が出されるなど、行政や医療関係者の間にも動揺が広がっています。

人口減少や高齢化が進み、医師不足も深刻化する中で、地域医療の形を早期に検討することは避けられない課題とはいえ、住民の命と健康に密接にかかわる、地域のセーフティーネットとも言える公立・自治体病院の再編や統合を、単に医療費の削減や財政の効率化優先の議論で、国が強権的に進めることは決してあってはなりませんし、地域の実情に合わせた保健・医療・介護の提供など、幅広く地域全体から見た検討、現場主導の議論を求めるものであります。

改めて、病院名の公表における厚生労働省からの要請内容とその後の県の対応について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

過疎化、高齢化が進み、公共交通も脆弱な中山間地域における公立・自治体病院の役割は、地域住民の命と健康を守る大変重要なものであり、医療従事者は、患者さん一人一人の状況やニーズを把握され、住民に密着したかかりつけ医としての機能も果たしながら地域医療の核と

なって、介護も含めた多種多様な診療やケアを行っています。

また、その医療機関が急性期、高度急性期、回復期、慢性期のどの機能や役割を担い受け持つのか、さらには地域の民間病院や介護事業所などとの連携も重要なことであり、これまで各地域における地域医療構想の議論の中では、そうしたことも前提としながら、さまざまな議論がなされてきていることと思います。

そこで、病院名の公表の対象となった仁淀川流域の地域医療構想調整会議では、これまでどのような議論がなされてきたのか、健康政策部長にお伺いしたいと思います。

また、厚生労働省による病院名の公表以降、地方の多くから困惑の声や要請を受け、総務省は国と地方との意見交換の場を新たに設けられ、10月末には岡山県において、中国・四国地方を対象とした国との意見交換会も開催されたとのことですが、その意見交換会ではどのような議論が交わされたのか、健康政策部長にお伺いしたいと思います。

また、今回、国が地域の個別事情を踏まえず全国一律の基準による分析のみで、公立・自治体病院の再編統合を——来年9月までに結論を出すことを地方に迫っている現状について、県として、今後どのような姿勢、方向性を持って対応していくおつもりか、知事にお伺いしたいと思います。

続いて、スポーツに関する質問をさせていただきたいと思います。

ことしの国民体育大会、いきいき茨城ゆめ国体において、本県は6年ぶりに最下位を脱出し、46位となりました。団体競技においては、ソフトボール少年男子が県勢としては9年ぶり、単独では10年ぶり、11度目の全国制覇を達成したのを初め、ゴルフの少年男子とクレール射撃のトラップが準優勝、卓球少年男子と成年男子が3

位に輝くなど、4競技、7種目で入賞を果たしました。個人でも、レスリング少年男子フリースタイル60キロ級で高知南高校の清岡幸太郎選手、少年女子高飛び込みで高知商業高校の山崎佳蓮選手がそれぞれ優勝、陸上少年男子800メートルで小津高校の石元潤樹選手が3位となるなど、陸上を初めレスリング、水泳飛び込み、馬術、カヌー、空手、クレール射撃、ゴルフで入賞者を出すなど、好成績をおさめました。

本県においては、これまでスポーツ推進計画に基づき全国トップレベルの指導者を招聘するなど、質の高いトレーニングにより強化を行う全高知チームの活動や、競技に応じた科学的、合理的な練習方法の提供ができるスポーツ医科学拠点の整備など、全国で戦える選手の育成など競技力の向上を図ってまいりました。そうしたことが実を結び、ことしの茨城国体での最下位脱出にもつながったのではないかと思います。改めて、県選手団の健闘に敬意と感謝を申し上げます。

そこで、令和で最初の国民体育大会、いきいき茨城ゆめ国体における本県選手団の活躍の総括と今後の課題について文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

知事選挙のあった11月24日は、高知県にとっても一つの歴史的な大一番、戦いが行われていました。福島県で開催された全国地域サッカーチャンピオンズリーグ決勝ラウンドで、本県のサッカークラブチーム、高知ユナイテッドSCが、1勝1敗からの最終戦で京都の強豪チームを3対1で下し、高知県勢としては初めて日本フットボールリーグ、JFLへの昇格を決めました。

高知ユナイテッドSCは、2016年に当時の県内の強豪クラブ、アイゴッソ高知と高知UトラスターFCが、高知からJクラブをとの合い言葉のもと統合し、高知の子供たちに夢と目標を

の理念を掲げて戦ってこられました。

今回、同チームが昇格するJFLはサッカーのアマチュアリーグの最高峰に位置づけられ、リーグ戦で年間4位以内に入り観客動員数など条件を満たせば、さらなる高みであるプロのJリーグに昇格できることから、チームの目標であるJリーグ入りに大きく近づく快挙となりました。

改めて、高知ユナイテッドSCの選手、監督を初め、サポーター並びに関係者の皆様のこれまでの努力と活躍に敬意と感謝を申し上げます。本当におめでとうございました。

こうした本県のスポーツ界にエールを送る意味で、高知ユナイテッドSCのJFL昇格と、いきいき茨城ゆめ国体における本県選手団の活躍について知事の御所見をお伺いしたいと思います。

高知ユナイテッドSCの新たな戦いの舞台となるJFLリーグは、北は青森から南は宮崎まで、全国の強豪16チームが参加し、ホームとアウェー、全30戦のリーグ戦が行われることとなります。

リーグ戦の半数は四国外となるため、宿泊費などの遠征費の増加など、クラブの運営費の確保が課題となる一方で、高知県で行うホームゲームには、相手チームの選手やスタッフはもちろん、サポーターやファンなどが全国から大勢来高されることとなり、県経済や観光の面において大きな効果を得られるチャンスともなります。そうしたことから今後は、県内外の経済界や県スポーツ協会などと連携した官民挙げての支援が、より必要となってくると思われま

そこで、Jリーグ入りを目指す高知ユナイテッドSCへの今後の支援策について文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

最後に、子供たちや若者に夢を与える全天候型のドーム球場の整備についてお伺いいたしま

す。

本県に足りないもの、それは子供たちに夢や希望を与えられる機会や場所です。知事からの提案説明においても、多くの若者が戻ってこられる、都会へ出ていかななくても誇りを持って定住できる魅力ある県にしたいとの決意が述べられました。本県において、特に若者が憧れを持つスポーツや芸能といったジャンルの、例えば、プロ野球などスポーツの最高峰の戦いや、ジャニーズや嵐、サザンオールスターズといった大物アーティストのコンサートなどは、そのほとんどが東京など大都市圏での開催のため、高知県に住むファンはチケット代金のほか、旅費やホテル代といった大金をはたいて大都市まで出向いて、それぞれの憧れのスターを見に行っているのが現状となっています。私自身もスポーツやコンサートを見るのが好きで、わざわざ東京へ何度か足を運んだものでしたが、都会への憧れはそうしたことから発生し、高知から都会への若者の流出につながっている要因の一つだとも思います。

例えば、そうした憧れのスターが公演や試合を行う東京ドームという職場で、イベントスタッフや売り子など裏方で働くことさえも、ファンにとっては憧れの存在を身近に感じることでできる夢の仕事ともなります。そうした夢のある職場をつくる意味においても、本県にプロ野球の公式戦が開催できる規模の全天候型ドーム球場があれば、レベルの高いプロの試合はもちろん、大物アーティストの公演も開催が可能となるなど、子供たちが本物を見られる機会がふえるとともに、若者に夢のある雇用の場の創出にもつながっていくと考えます。さらに、ドーム球場なら全天候型のため、災害時には大規模な避難施設ともなり得ます。

本県は、昨年のLCC就航ともあわせ、12月からFDAの神戸ー高知線が就航されるなど、

国内だけでなく、世界中から本県への交通アクセスも格段によくなってきています。観光産業での付加価値や新たな雇用にもつながり、何よりも高知に若者が残って、高知で誇りを持って生活していくための環境整備の一つの取り組みとして、プロ野球の公式戦が開催できる規模の全天候型のドーム球場の整備は有効ではないかと考えます。

そこで、子供たちや若者に夢を与えるドーム球場の整備について文化生活スポーツ部長にお伺いいたしまして、第1問とさせていただきますと思います。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、東京、霞が関から見ていた高知県は私の目にはどのように映っていたのかというお尋ねがございました。

私は、当時の自治省、今の総務省に入省後、消防庁や内閣府といった中央省庁での勤務でございますとか、大阪府、島根県など地方自治の現場で行政経験を重ねてまいりました。その間、東京や首都圏では、政治、経済、文化などの中心として、人や物、資金、サービスなど社会における資本、資源が集中する、いわゆる東京一極集中の状況が発生をしており、東京は活力に満ちあふれておりました。その一方で、吸い取られるように地方が衰退していくことは、国全体のさらなる発展という視点で見ると、決して喜ばしいことではないというふうに考えておりました。

一方、ふるさと高知も、全国に先駆けて人口減少、高齢化が進む、いわば課題の先進県となっております。その解決に向けて、尾崎知事を筆頭に皆様が懸命に努力を続けてこられたことは承知をいたしておりましたし、私としても、何かお手伝いをしたいという思いを抱き続けて

おりました。

そのことありまして、今回の選挙では、この解決に向けた流れをとめてはならない、さらに言えば高知をもっと元気にしたい、若者が都会に出ていなくても誇りを持って定住できる、そんな高知にしたいという思いを訴えてまいったところであります。

地方には、首都圏など大都市部とは異なる豊かな資源と、またすぐれた潜在力があります。それらを生かしまして地方の人々の暮らしを守ることが、東京一極集中の是正に向けて必要不可欠であるというふうに考えております。

こうして県民の皆様から負託を受け、県勢浮揚に向けて取り組む機会を与えられた責任の大きさに、身が引き締まる思いがいたします。人口減少下においても、高知のよさを生かして暮らしやすさを実感できる県にすることで、大好きなふるさと高知に恩返しをする、そうした強い思いで職務に邁進をしております。

次に、各政党、県議会の各党派に対する基本姿勢についてお尋ねがございました。

今回の知事選挙では、私としては、できるだけ多くの方々の御支持をいただくべく、自民党、公明党のみならず、さまざまな政党、団体に御支持をお願いする努力をいたしましたけれども、結果として、いわゆる自公対野党共闘といった、国政を反映した構図となったところでございます。

しかしながら、私には、県政と国政の課題は同じではございませんので、国政の対立をいたずらに県政に持ち込むことは建設的ではないという思いがございます。さらに、選挙を通して県民の負託を受けたからには、県知事として、さまざまな方々から意見を頂戴し、全ての県民の皆さんの幸せを追求していく、このことが必要であると考えておりましたし、こうした2つを基本姿勢として県政に臨んでまいりたいと考え

ております。

そのような姿勢を基本といたしまして、まず県民の皆さんを代表いたします県議会議員の皆様とは、執行部とともに県政を前進させていくための車の両輪といたしまして、緊張感のある建設的な議論を通じて、目指すべき方向性を共有させていただきたいというふうに住じます。

このため、私どもの提案に共感がいただけるように、まずはこれまで選挙で御支持いただいた議員の皆様いろいろなことを御相談すると、これは当然とさせていただきまして、一方で各党、各会派の皆様にも、これまでと同様に丁寧な説明を行わせていただきたいというふうに住じます。このように、各党、各会派の皆様とも可能な限り一致点を見つけながら、県政を前へ前へと進めてまいりたいと考えております。

次に、共感と前進の県政運営への思いについてお尋ねがございました。

私はこれまで、人口減少に伴います県経済の縮みや中山間地域の衰退といたしました、本県の直面する困難な課題の解決に向けまして、県民の皆様との対話を通じて県政に対する共感を得ていくこと、そして地域を支えていこうという熱意を持った皆様の英知を結集して成果を生み出して、課題の解決に向けて着実に前進をしていくこと、この共感と前進を基本姿勢としたいと訴えてまいりました。

まず、この共感につきましては、県民の皆様から率直な御意見をお伺いいたします座談会の開催などに、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

また、前進につきましては、県民の皆様からの英知を結集しながら、例えば関西圏の活力を生かした経済活性化などについて、早期の成果を意識しながら取り組んでまいりたいと思います。

今後、県民の皆様と気持ちを一つにして、新

しい時代の流れや外部の知見も取り入れながら、成果を追求するための施策を練り上げてまいります。その実行段階におきましては、目標を明確にして成果を丁寧に検証するといったPDCAサイクルを一層徹底してまいります。

活力のある高知を皆様とともに作り上げるため、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、高知の持てる潜在力を十分発揮できるような県政運営に取り組んでまいり所存であります。

次に、国に対する向き合い方、あるいは基本姿勢についてお尋ねがございました。

私は、昭和60年に当時の自治省に入省いたしまして、34年間地方自治行政に携わる中で、福岡県や島根県、さらに大阪府といった自治体の職員として、まさに地方自治の現場で職務に精励をしてまいりました。こうした行政経験も踏まえまして、私は、国と地方は対等・協力の関係であるべきという理念のもと対応していくことを基本姿勢としたいというふうに住じます。

一方、課題が山積いたします本県の現状を考えますと、本県独自の施策のみでこれを解決することには限界があることも、また事実でございます。そのため、いたずらに国と対立するのではなくて、県政の課題解決のために国と連携・協調し、強い信頼関係を確立したいという思いがございました。それとともに、課題先進県として培ってきた知見を生かしまして、率先して国に対して目指すべき方向を示しながら理解や共感を得ていくということも、重要ではないかと考えております。

こうした考え方のもと、今後も県内の市町村と連携・協調いたしまして、例えば、国土強靱化関連予算の確保でございますとか地方創生推進交付金の拡充などにつきまして、積極的に国に対して政策提言を行い、本県の実情や地域の声をしっかりと訴えてまいりたいと思います。



あわせまして、本県の県勢浮揚の大きな後押しになるように、国の施策を最大限に活用してまいります。

あわせまして、例えば御質問にございましたような、米軍機によります危険性の極めて高い超低空飛行訓練でございますとか夜間訓練などの異常な訓練の中止の問題、あるいは条件が厳しい中山間地域におけます農林漁業の振興に向けた施策の強化の問題などにつきまして、県政の課題解決のために、国に対して申すべきことはしっかりと申し述べてまいりたいというふうに思います。

次に、本県の第1次産業の現状認識と今後の取り組みの方向性についてお尋ねがございました。

本県の第1次産業は、中山間地域の基幹産業であるとともに、食品産業やものづくり産業、あるいは観光産業といった産業群に派生をする重要な産業であります。そのため、これまで産業振興計画において重点的な振興を図ってきたところでありますが、減少傾向にあった農業産出額や原木生産量、漁業生産額といった指標は、今や担い手が減少する中であっても、金額自体は増加傾向に転じるという形になっております。

この流れを持続的なものとしていくためには、特に生産面を支えます担い手をしっかりと確保していくということが重要であります。そのため、農業担い手育成センター、林業大学校、あるいは漁業就業支援センターなどの学びの機会をさらに充実させてまいります。これとあわせまして、若者が参入しやすいように、引き続き雇用型就労の拡大でございますとか、自営におけます初期投資の負担軽減策の強化などを図ってまいりたいと考えております。また、各分野の担い手確保策と移住促進策との連携を一層強化いたしまして、移住希望者へのアプローチも強化をしてまいりたいと考えております。

加えまして、担い手を確保していく上では、第1次産業を夢や希望がかなえられる魅力的な産業にしていくということも極めて重要であると思います。そのため、第1次産業とI o T、A Iなどのデジタル技術との融合を進めまして、第1次産業を、さらに付加価値や労働生産性が高い産業として育ててまいりたいと考えております。具体的には、施設園芸農業の飛躍的な発展を目指しますNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトでございますとか、水産業におきましてI o T化を進めます高知マリノイノベーションなどの取り組みを加速してまいります。

また、生産の拡大にあわせまして、今後は新たな市場を切り開いていくことがより重要となっております。このため、海外への輸出の強化などにも、これまで以上に取り組んでまいりたいと思います。

こうした大きな方向性のもとで、次期の産業振興計画におきまして、いわゆる川上から川下までの対策のさらなるバージョンアップを図りまして、第1次産業の振興に全力で取り組んでまいります。

次に、中山間地域、奥山間地域についての現状認識、あるいは今後の取り組みの方向性についてお尋ねがございました。

私は、今回の知事選挙で県内をくまなく回りまして、中山間地域にお住まいの多くの県民の皆様から、さまざまな声をお聞かせいただきました。こうした中で、中山間地域では人口減少、高齢化が進行して、地域住民の皆様の暮らしを守る移動販売の継続が困難になりつつあるといったお話でございますとか、鳥獣被害に苦勞されているというようなお話をお聞きいたしました。また、このほかにも産業振興、医療や福祉、教育、インフラ整備などのいろいろな分野におきまして、大変困難な課題に直面をしてい

るという現状に接してまいったところでございます。

一方で、豊かな自然、あるいは食、文化といった本県ならではの資源を有する中山間地域の潜在力というものも、改めて認識をいたしたところでございます。現在31市町村、58カ所で開設をされております集落活動センターを訪問した折には、地域に非常に愛着を持って集落を元気にしていこうとする皆様、たくさんの方々の熱い思いに触れまして、こうした方々とともに前に進んでいこうという決意を新たにいたしたところでございます。

高知県といたしましては、これまでの間、産業をつくる取り組みと生活を守る取り組み、この2本の柱で中山間地域の振興対策を進めてまいりました。産業振興計画の産業成長戦略、あるいは地域アクションプランなどによります、産業をつくる取り組み、もう一つは、移動手段の確保といった生活支援、あるいは高知版地域包括ケアシステムの構築などといった、生活を守る取り組みでございます。

今後、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないとの強い思いを持ちまして、中山間地域の隅々にまで目を向けながら、これまでの取り組みを継承、発展させてまいります。産業振興計画や日本一の健康長寿県構想を初めといたします県の施策を総動員して、中山間地域振興にしっかりと取り組んでまいります。

次に、福祉施策についての現状認識、今後の取り組みの方向性、あるいは福祉に関する思いはどうかというお尋ねがございました。

本県は、全国に大きく先行して人口減少、少子高齢化が進んでおりまして、単独高齢者世帯が増加をし、地域の支え合いの力が弱まるといった課題を抱えております。また、県内には、家庭の経済的困窮などといった困難な状況に直面

している子供たちが存在をしております。

こうした本県の実情を踏まえまして、高知版地域包括ケアシステムを構築するために、地域の支え合いの拠点として政策的に整備を推進してまいりました、あつたかふれあいセンターを活用いたしまして、介護予防などに取り組んでまいりました。また、中山間地域においても必要なサービスが行き届きますように、訪問看護や訪問介護のサービス提供に対して独自の支援を行ってまいりました。これらに加えまして、いわゆる高知版ネウボラを推進いたしまして、全ての妊産婦や子育て家庭の不安解消、子供たちを守り育てる環境づくりに取り組んでまいったところでございます。

以上申し上げましたように、本県の福祉施策は、本県が抱えます困難な課題に真正面から取り組み、地域の実情に応じた解決を図ろうとするものでございます。今後の福祉施策の推進に当たりましても、これまでのこうした取り組みについてはしっかりと継承し、発展をさせてまいります。

また、今回の選挙にかかわります活動を通じましても、子供の発達障害、あるいはひきこもりといった悩みを抱えまして御苦労されている方々の貴重なお話を伺わせていただきました。私は、こうした困難な環境を抱えている本人や御家族にも寄り添いまして、切れ目のない支援をより強固にしていかなければならないという思いを強くしております。

具体的には、発達障害のある子供たちにつきましては、できるだけ早い段階から適切な支援を行うことが重要であります。引き続き、乳幼児健診での早期発見に取り組んでまいります。また、健診後には専門職がアセスメントを実施し、身近な地域で支援を受けられる体制づくりをぜひとも進めていきたいと考えております。また、ひきこもりの方への支援では、その人の

状況に応じて適切な支援ができますよう、社会参加や自立に向けた支援策の抜本的な強化を図ってまいりたいと考えております。

今後、福祉施策を推進する上では、施策の多くの役割を担っていただいております市町村との連携・協働が、ますます大事となってまいります。私自身、これまでの行政経験を生かしまして、県として求められる必要なサポートをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

次に、教育行政に関する現状認識と今後の取り組みの方向性についてお尋ねがございました。

尾崎県政のこれまでの取り組みによりまして、本県の子供たちの知・徳・体のそれぞれの状況は、確実に改善が進んだと考えます。また、学校教育はもちろんのこと、オーテピア高知図書館の開館など、いわゆる生涯学習、社会教育などのさまざまな分野を通じて、教育の充実が図られてきたものと考えております。

一方、小中学校におけます不登校の出現率は全国水準と比べまして依然として高い状況にあるといった、多様な課題を抱え厳しい環境にある子供たちへのさらなる支援の充実が必要な状況にあると考えております。私は、こうした子供たちお一人お一人に抜かりなく支援を届けていくということを、選挙期間を通じて県民の皆様にお約束してまいりました。

今後、総合教育会議におきまして、教育大綱を策定してまいります。こうした中では、これまで成果を上げてきたチーム学校の推進などの取り組みをさらに発展させてまいります。また、不登校の児童生徒や特別な支援を要する子供への重点的な支援など、厳しい環境にある子供への支援の充実に特に意を払ってまいりたいと思っております。また、デジタル社会に向けました教育、あるいは学校における働き方改革を推進するとともに、地域の皆様のお力もおかりしながら、子供たちの、知・徳・体の調和のと

れた生きる力を育てまいりたいと考えております。こうした新しい教育大綱のもと、県教育委員会とともに教育行政のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、厚生労働省によります再編統合の再検証が必要な病院名の公表につきまして、今後どのような姿勢、方向性を持って対応していくのかというお尋ねがございました。

全ての団塊の世代が後期高齢者となります2025年のあるべき医療提供体制を医療機能別に整理したものが、いわゆる地域医療構想でございます。この構想の実現に向けまして、全国に先駆けて高齢化の進んだ高知県におきましては、地域に必要な医療資源の量、あるいは医療機能の範囲をしっかりと見据えて、民間も含めて、医療機関がどのように機能分担をしていくかという観点からの議論が必要であるというふうに考えております。

このため、2025年において必要な医療機能を議論するに当たりましては、まずは公立・公的病院が率先して検討するということが望ましいと考えられますので、今回、厚生労働省が医療機関名を公表し具体的対応方針の再検証を促したことは、これ自身、拙速であるとか唐突という非難は免れないと思っておりますけれども、地域における議論を喚起したという点で意義はあるというふうに思います。

他方で、県内の16の公立・公的病院は、数百床の基幹病院から、数十床規模でございますがその地域では唯一の医療機関というところまで、規模や医療機能が実にさまざま、多様でございます。したがって、地域で担うべき役割は、診療実績の多寡ですとか構想区域全体におけるシェアといった数値によって、一律に判断されるものではないというふうに考えております。

地域におきまして、公立・公的病院でしか担うことができない役割があるとすれば、それは

当然確保していかなければならないと思いますし、また高齢化が進みました本県では、公立・公的病院には、民間医療機関との適切な役割分担をしながら地域包括ケアシステムの一端を担っていく、そのために、地域の近隣の医療機関と連携した地域医療支援を通じまして、地域の医療ニーズに応じていく、こういったことも期待されているというふうに考えます。再検証に当たりましては、そうしたそれぞれの地域の実情を踏まえた丁寧な議論が必要であるというふうに考えております。

今回再検証の対象となりました5つの病院には、この機会を捉えまして、改めまして、将来にわたって必要な人が必要な医療を受けられるために、地域の医療機関との連携や役割分担について検討していただきたいと考えております。その上で、地域医療構想調整会議での、行政と住民、各病院の診療を担う医療従事者が共感できるような方策の合意形成に結びつけていただきたいと考えております。県といたしましては、そうした議論がしっかりと行われるようにサポートをしてまいる考えであります。

最後に、高知ユナイテッドスポーツクラブのJFL昇格と、いきいき茨城ゆめ国体におけます本県選手団の活躍に関する所見についてお尋ねがございました。

まず、高知ユナイテッドスポーツクラブにおかれましては、2016年のチーム発足から4年目の今シーズン、全国地域サッカーチャンピオンズリーグを勝ち抜き、このたび見事JFL昇格を勝ち取られました。これは選手、スタッフの絶え間ない努力が結実をし、県内にJリーグクラブを誕生させたいという多くの県民の夢に一步近づいたものであり、私といたしましても非常にうれしく、大変喜ばしいことと受けとめております。

今後、JFLでは厳しい戦いも予想されると

と思いますが、チームの活躍が多く県の民に感動を呼ぶものと思います。選手、スタッフの皆様さらなる御活躍とサポーターの皆様の熱い応援を期待いたしますとともに、私も県民の一人としてしっかりと応援をしております。

また、さきに行われました茨城国体におけます本県選手団は、今回6年ぶりに最下位脱出となります、46位の結果をおさめました。このことは、選手の頑張りに加えまして、これまで各競技団体、あるいは関係者の皆様が地道な取り組みを行ってこられたことが、実を結んだものであると考えます。ここ数年低迷した本県の競技力が高まる、確かな一歩になったのではないかとこのように思います。

今後も、競技力の向上対策に引き続き取り組みますことで、こうした国体の成績だけでなく、スポーツ推進計画に目標として掲げました、国内外の競技大会に本県から日本を代表する選手を多く輩出すると、こういうことが実現するようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 不登校対策の現状と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

県教育委員会ではこれまで、不登校の未然防止を図るため、子供の自尊感情を育む生徒指導を実践する研究事業や、子供の居場所づくりを進める魅力ある学校づくりを推進してまいりました。また、厳しい環境にある児童生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全市町村配置、さらにそうした専門人材を活用した校内支援会を全ての学校で実施してまいりました。

しかしながら、本県の不登校の出現率は全国と比較しても高く、その児童生徒数は増加する

傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況も見られ、県・市町村教育委員会、医療・福祉などの関係機関が密に連携して対応しなければならない喫緊の課題であるというふうに捉えております。

このため、県教育委員会においては、まず各学校に不登校担当の教員を位置づけるなど学校体制の充実や、医療・福祉の専門機関との連携体制の構築のほか、不登校児童生徒の学校以外の学びの場の充実を図ってまいります。具体的には、各市町村が設置する教育支援センターのさらなる機能強化に加え、地元教育支援センターがない、あるいは地元であるがために地元の教育支援センターには通うことができない児童生徒も存在しますので、教育支援センターが未設置の町村に対しては設置を促すとともに、市町村を越えた広域での児童生徒の受け入れができるよう、市町村への支援策なども検討するなどして働きかけてまいります。

また、不登校のお子さんを持つ保護者への支援も重要と考えております。現在、心の教育センターにおいては、保護者の相談を受けたり、保護者同士が悩みなどを出し合える場を設けるなどの取り組みを行っております。そうした保護者支援を充実させる観点から、心の教育センターの日曜日の開所や、東部地域や西部地域に心の教育センターのサテライト機能等の整備など、不登校児童生徒や保護者がどこに住んでいてもいつでも気軽に相談できるよう、体制の充実について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 10月に消費税が増税された以降の、特に県内の中山間地域の零細商店や事業所の現状と今後の対策についてお尋ねがございました。

12月9日に公表されました日本銀行高知支店の金融経済概況によりますと、個人消費につきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られているものの、基調としては持ち直しているとされています。

引き上げ後の状況を把握するために、11月に商店街等を対象に県が行いましたアンケート調査では、売り上げや客数については、特に変化はないという回答も6割から7割ございますものの、下がったという回答が高知市中心商店街で33.7%、高知市以外の中山間地域で20.1%ございます。また、キャッシュレス決済の導入状況は、高知市中心商店街では7月の調査から約10ポイント上昇しまして76.7%に、中山間地域では約20ポイント上昇し40.2%となっております。一定進んできたものの、まだ中山間地域では低い状況にありますし、導入された決済手段も事業者によって異なります。

これらのことから、売り上げなどの減少は、駆け込み需要の反動などの影響のほか、キャッシュレス・消費者還元事業により顧客がキャッシュレス決済可能な店舗に流れている影響も、少なからず考えられるところです。

キャッシュレス決済の導入は、インバウンドを初めとする観光客への対応や今後の消費者ニーズの高まりを考えますと、大変重要であると考えています。そのため引き続き、関係団体と連携をして、中山間地域を中心に勉強会や個別相談会を開催し、経営の効率化や新たな顧客獲得といったメリットがあることも十分御理解いただけるよう努めてまいります。

あわせて、初期投資や手数料負担といったデメリットもございますことから、国の助成制度の活用のほか、人手不足や後継者問題など、ほかにも多くの課題に直面する地域の事業者の方々に対しまして、商工会や商工会議所を通じた経営計画の策定、実行など、個々の事業者へ

の伴走支援や、商店街の振興計画策定など面的な支援を強化することで、小規模事業者の経営基盤の強化を図ってまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 発災後における自治体職員のマンパワー確保の取り組みと今後の対策についてお尋ねがございました。

被災した自治体にとりまして、マンパワーの確保は重要な課題であると認識しています。このための取り組みと対策としましては、大きく3点あると考えています。

1点目、まず大切なことは、被災自治体が発災後に実施すべき優先業務を絞り込んでおく業務継続計画、いわゆるBCPをあらかじめ策定しておくことだと考えており、本県では、地域本部がその策定支援を行っているところです。

2点目としては、住民の皆様や民間団体に行ってください役割を事前に決めておくことも必要であり、例えば県内で策定を進めている避難所運営マニュアルでは、地域の方々に避難所の運営を行っていただくこととしております。

3点目として、そうした上でも被災自治体職員のマンパワー不足が生じることがありますことから、本県では、市町村のニーズをお聞きして県職員の派遣を行っておりますし、県内市町村の災害時相互応援協定に基づいて市町村職員の派遣も行われています。

昨年の7月豪雨では、被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛県や県内の被災市町村で職員が不足し、本県からも被災自治体に職員を派遣して支援を行っております。総務省においても、昨年の3月から職員派遣の仕組みとして被災市区町村応援職員確保システムをスタートさせており、ことしの台風第19号では、本県からも被災した福島県本宮市へ、このシステムによる対口支援として10月23日から12月7日まで、県や市町村の職員計52名を7班に分けて順次派遣し

ました。

このように、災害時のマンパワー不足を補うためさまざまな取り組みを行っておりますが、今後とも計画や制度を充実させるとともに、市町村においても実践的な訓練を行っていただけるよう、積極的に支援してまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、土木技術職員の現状と対策についてお尋ねがございました。

地方公共団体の土木技術職員は、県民の生活や産業振興の下支えをするインフラ整備を行うほか、道路などのインフラの維持管理や豪雨などによる災害復旧などの大変重要な役割を担っております。

県の土木技術職員の新規採用については毎年計画的に行っておりますが、近年応募者数が減り、人材の確保が難しくなっております。

平成26年や平成30年の豪雨などでは県内各地が被災し、県や市町村では、災害査定や復旧工事のための土木技術職員が大幅に必要となりました。このため県では、土木部本課や被害の少なかった事務所から被害の多かった事務所に、職員を派遣するなどの対応を行いました。一方、市町村から土木技術職員の派遣要請がありましたが、県管理施設の災害対応で職員数に余裕がなかったことから、一部の市町村への支援にとどまった経緯もございます。

このような災害対応や、今後ますます増大するインフラの老朽化対策などを考慮しますと、土木技術職員の確保は大変重要となります。このため県では、県内の大学や高校へのガイダンスの実施、インターンシップの受け入れに取り組んでいるところですが、今年度からさらに年齢層を広げ、中学生の職場体験の受け入れを進めております。

今後は、これらの取り組みをさらに進め、採用試験の応募者数の増加に向けて土木職場の魅

力発信に努めてまいります。

また、総務省では、近年の豪雨等による大規模災害時の対応やインフラの維持管理を行う上で、市町村の土木技術者が慢性的に不足していることを受けて、都道府県から市町村に対して応援職員の派遣ができるよう、都道府県の人員増強を支援する制度を創設するといった動きもございますので、このような国の動向も注視しながら、県内の土木技術職員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県内の高知自動車道のうち、2車線対面通行区間における有料区間の現状と今後の4車線化の見通しについてお尋ねがございました。

県内の高知自動車道のうち、現在暫定2車線により供用している有料の区間は、高知インターチェンジから須崎東インターチェンジ間の33キロメートルです。このうち、9月に国土交通省が策定した、高速道路における安全・安心基本計画において、暫定2車線区間の中から優先的に4車線化を進める区間として、土佐パーキングエリアから須崎東インターチェンジ間が選定されました。この区間を除いた有料の暫定2車線区間は、高知インターチェンジから土佐パーキングエリア間の24キロメートルとなります。

今回選定された区間につきましては、高速道路における安全・安心基本計画において、おおむね10年から15年で4車線化を目指すとしております。残る区間の4車線化の見通しにつきましては現在示されておりませんが、高速道路の対面通行区間につきましては、反対車線への飛び出しによる重大事故の発生や自然災害発生時の代替路の確保などにおいて、大きな課題があると認識しております。

このため、県としましては、引き続き暫定2車線区間の4車線化の早期実現に向けて、四国経済連合会などの関係団体の皆様とも連携しながら、国などに積極的に働きかけてまいりたい

と考えております。

次に、高知自動車道の2車線対面通行区間の無料化の検討についてお尋ねがございました。

高知自動車道の川之江ジャンクションから須崎東インターチェンジ間は、事業者が整備に必要な費用を民間などから調達し、供用後に利用者から料金を徴収して返済に充てる有料道路として整備されました。これにより、国直轄事業で整備を進めている区間に比べ、長い延長を短期間で供用開始することに寄与したものと考えております。

さらに、高知インターチェンジから須崎東インターチェンジ間を初め、全国各地の高速道路の一部区間においては、少ない費用で建設できる暫定2車線により整備が進められた結果、より短い期間で日本全体の高速道路の供用延長を伸ばしていくことにつながったと認識しております。

この手法で整備され、平成9年度に供用を開始した高知インターチェンジから伊野インターチェンジ間と、平成14年度に供用を開始した伊野インターチェンジから須崎東インターチェンジ間の沿線や周辺の地域には、特産品の販路拡大や自然災害発生時の円滑な緊急輸送の確保など、多様な効果が継続してもたらされております。

有料道路の整備費用につきましては、道路整備特別措置法に基づき、徴収する料金やその期間等が定められており、利用者から料金を徴収して、着実に償還が進められる必要があります。また、喫緊の課題でもある高速道路の老朽化対策を今後も計画的に進めていく必要があり、限られた予算の中で無料化を行うことは、道路事業全体の進捗への影響も懸念されることから、今直ちに2車線対面通行区間を無料化することは困難と考えております。

県としましては、引き続き暫定2車線区間の

4車線化の早期実現と国道33号の整備促進が図られるよう、道路整備の促進を訴える団体の皆様とも連携しながら、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国道33号の高知市旭地区や高知西バイパスなどの整備の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねがございました。

国道33号の整備につきましては、道路を管理している国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所において進めていただいているところです。

まず、高知市旭地区につきましては、旭駅前通交差点などにおいて交差点改良の調査、設計が進められております。今後は、とさでん交通株式会社と電停構造などについて協議を進め、早期の工事着手を目指していくと聞いております。

高知西バイパスにつきましては、来年度の全線開通に向け、JR土讃線の跨線橋の架設工事などが進められております。今後は、構造物などの工事が完了した箇所から順次舗装工事などに着手していく予定と聞いております。

日下橋につきましては、令和2年7月までの予定で橋梁の架設工事が進められております。その後、取り合わせの舗装工事を進め、令和2年度の完成を目指していくと聞いております。

川内ヶ谷橋につきましては、これまでに橋梁の詳細設計や地元との設計協議が完了しております。今後は、用地調査を進め、令和2年度から用地買収に着手する予定と聞いております。

越知道路2工区につきましては、仁淀川を渡る2本の橋梁工事が進められており、今年度末には現道の対岸を通るトンネル工事について契約する予定と聞いております。今後も、早期完成に向けて工事を推進していくと聞いています。

県としましては、引き続きそれぞれの事業箇所の整備が着実に進められるよう、直轄負担金

を確実に確保するなど、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、岩目地交差点の改良など国道33号の安全対策と長竹川の改修事業の進捗状況並びに今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

岩目地交差点の改良につきましては、この交差点で国道33号と接続する道路が県道であることから、まずは県道側の拡幅計画について、現在検討を進めているところです。また、長竹地区における国道33号の安全対策につきましては、土佐国道事務所におきまして、車両の急制動データなどを用いて、岩目地交差点から佐川町の霧生関トンネル間の潜在的な危険箇所を把握し、具体的な対策の検討を進めていると聞いております。

長竹川の改修につきましては計画策定に向け、本年4月に地域の皆様と現地を確認させていただくとともに、9月に開催された住民説明会では河川整備につきまして御意見を伺っているところです。これを受けて県では、その後、測量作業や現地踏査を実施し、現在その結果をもとに、概略計画の作成に向けて、現況河川の流下能力の確認などを行っております。

来年1月にも住民説明会が予定されておりますので、道路と河川事業の進捗状況を御説明するとともに、改めて住民の皆様の御意見もお伺いし、今後の設計などに生かしてまいりたいと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、厚生労働省による再編統合の再検証が必要な病院名の公表に関して、厚生労働省からの要請内容とその後の県の対応についてお尋ねがございました。

現時点では、国から都道府県に対して正式な再検証の要請はなされていませんが、9月に国が公表した際には文書で、必ずしも医療機関そ



のものの統廃合を決めるものではないこと、また、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイジング、機能分化等の方向性を機械的に決めるものでもないとし、今回の取り組みは、一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするものであるとの考えを示しております。

この公表を受け、県としては、再検証の対象となった5つの病院の管理者や開設者に対し、個別の意見交換や文書で、近隣の医療機関や医師会等の関係団体との間で、医療機能の役割分担や、将来の人口減を見据えた規模の見直し等の必要性はないかなどといった点について、検討をスタートしてほしいとのお願いをいたしました。

また、国に対しては全国知事会を通じて、地域における議論を進めるために民間病院も含めた病院全体のデータを早急に公表するなど必要な情報開示を行うこと、地域医療構想の実現に向けて国費による思い切った財政支援を実施することなどを政策提言しています。

恐らく民間病院の診療実績データの提供と同時になるものと見込まれますが、今後国からの正式な通知が出されれば、地域医療構想調整会議での協議を開始し、再検証に着手したいと考えております。

次に、病院名の公表の対象となった仁淀川流域の地域医療構想調整会議では、これまでどのような議論がなされてきたのかのお尋ねがございました。

県内4つの構想区域に地域医療構想調整会議を設置しておりますが、中央区域は広域にわたるため、中央西福祉保健所管内の6市町村の医療機関や介護事業所、市町村の担当者で構成される、仁淀川部会を設置し、地域の医療提供体

制のあり方や各病院の具体的対応方針についての議論を進めてきたところです。

そこではこれまで、地域の各医療機関が担っている役割や2025年に向けての具体的対応方針を議論するほか、病床機能の転換計画についての個別協議や、地域医療構想に関する国の動向などについての情報共有を行ってまいりました。

また、昨年度には、仁淀病院、高北病院、土佐市民病院の3つの公立病院が策定した、2025年に担うべき医療機能や病床数等を定めた新公立病院改革プランについての協議を行い、現状の医療機能及び病床数を維持するとの内容での合意が得られたことから、その旨を国に報告したところです。

最後に、国との意見交換会ではどのような議論が交わされたのかのお尋ねがございました。

厚生労働省が主催の、地域医療構想に関する自治体等との意見交換会のうち、10月30日に開催された中国・四国ブロックの意見交換会に、本県からは県職員3名、県内の公立・公的病院や医師会等から14名が出席いたしました。

意見交換会では、まず厚生労働省の担当者から、対象となった病院の公表の仕方が唐突であったことを反省し、今後は丁寧に説明していきたいとの説明がありました。

会場からは、既に患者が減少するなどの風評被害が発生している、患者や住民の不安をどう解消するか説明がない、平成29年6月の1カ月のみの診療実績をもとにした分析結果であり、今回の分析では見えない役割を担っている病院が評価されていない、再編統合を行う場合の結論を来年9月までに行うのは無理があるなどの意見がありました。

これに対し厚生労働省からは、今回の公表は国として何か強制をするものではなく、あくまでも議論の活性化のためのものであり、データの分析には限界があることから、地域の実情を

踏まえて議論していただきたいなどの回答があり、一方、患者や住民の不安解消や再検証の期限の延長については、具体的な回答はありませんでした。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長(橋口欣二君) まずスポーツ振興について、茨城国体における本県選手団の活躍の総括と今後の課題に関するお尋ねがございました。

今回の本県選手団は男女総合成績の天皇杯におきまして、昨年の大会を120点上回る競技得点を獲得し、6年ぶりの最下位脱出となりました。この結果は、選手の皆様の健闘はもとより、各競技団体や関係者の皆様の地道な努力が実を結んだものであると考えております。

今大会におけます選手団の活躍の総括といたしましては、例年に比べて、個人・団体競技の入賞数、特にベスト4以上の上位入賞数がふえております。また、種別ごとに見てみますと、少年男子が大幅に得点を伸ばしました。これは、各競技団体がレスリングや飛び込みに代表される、ジュニアからの系統的な選手育成に取り組んできたことや、段階的な目標を定め、課題を捉えた強化対策を進めてきたことが結果に結びついたものと考えております。

また、団体優勝した少年男子ソフトボールチームでは、メンタルトレーニングを大会前に実施したことが好成績につながったとお聞きしており、スポーツ科学センターによる医科学サポート面でも成果があったものと捉えております。

今後の課題といたしましては、今回のような成績を連年でおさめるには、ジュニアから成年まで系統立てた一貫した強化計画を各競技団体が引き続き徹底し、実行していくことが、何より重要であると考えます。

そのため、小学生から一般までの有望選手を集めた常設の全高知チームの強化、ジュニア期

にかかわる指導者の指導力向上などの取り組みが各競技団体で着実に進められ、裾野の拡大や競技力の全体的な底上げにつながるよう、引き続き高知県スポーツ協会等と連携し、しっかりと支援をしてまいります。

次に、高知ユナイテッドスポーツクラブへの県の今後の支援策についてお尋ねがございました。

クラブにおかれては、このたび全国地域サッカーチャンピオンズリーグの激戦を勝ち抜かれ、見事JFL昇格をつかみ取られました。多くの県民が期待しているJリーグ参入に一步近づいたことは、大変喜ばしいことと感じております。

今後、Jリーグ入りを果たすためには、JFLでのホーム戦の観客動員数が平均2,000人以上であることや上位4チームに勝ち残ることなど、大変厳しい条件をクリアする必要があります。また、クラブからは、ホームゲームの会場や練習場の確保のほか、クラブ運営面でも遠征費が増大するなど、課題があるとお聞きをしております。

こうしたことから、今後どのような強化策や運営計画を考えているか、まずはしっかりと聞かせていただいた上で、他県の例も参考にしながら、どういった支援策が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

最後に、子供たちや若者に夢を与えるドーム球場の整備についてお尋ねがございました。

県内のスポーツ施設に関しましては、これまでも競技団体から、活動拠点が少ないといったことや、大規模な大会を開催できる施設が欲しいといったような御要望が寄せられております。

このため、スポーツ振興推進本部などで議論をし、今年度、スポーツ振興や観光振興、防災など、幅広い観点から研究を行うため、各担当部署の課長で構成するワーキンググループを設

置したところでございます。これまで、先進地視察や有識者からの意見聴取なども行ってきたところですが、プロ野球の本拠地となるようなドーム球場は大都市圏しか立地しておらず、研究の対象とはしておりませんでした。

ドーム球場を初め大規模なスポーツ施設を整備する場合、土地の確保や多額の建設費用、運営コストなど、その実現に向けては大きな課題があるものと考えております。今後、専門家の御意見などお聞きをしながら、さまざまな課題を整理していきたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） それぞれ御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

これから先、知事とは、子供たちや若者たちを初め、県民の皆様に夢や希望を与えられるような議論もしていきたいと思っております。きょうは最初の記念すべき質問戦でもありますので、知事のほうに——知事も野球がお好きということをお伺いしましたので——夢のドーム球場の整備について、2問目を質問させていただきたいというふうに思っております。

本県では、四国アイランドリーグ、高知ファイティングドッグスとか頑張っていますけれども、以前から高知でプロ野球のチーム戦をという県民の声は多々あったことなんですけれども、これまで開催のネックになってきたのは、やっぱり球場の問題でした。そうした球場の問題とか、いろんな困難な課題をクリアするのもまた、これは県、知事の役目の一つでもあると思うんです。そうしたクリアすべき問題も多々あると思うんですけれども、お願いしたいということが1つです。

あと、もう一つ夢を言いますと、四国4県の官民が力を合わせたら、四国をフランチャイズとするプロ野球の球団の誘致なんかも可能じゃないかなというふうに、自分は思っておるんです。野球王国高知に、そうした夢の実現の牽引

役も果たしていただきたい。知事のほうには、その牽引役も果たしていただきたいというふうに思っております。そうした機運の盛り上がりのためにも、ドーム球場の整備について、知事から夢と希望が膨らむような答えをいただきたいなというふうに思って、2問目としたいと思います。お願いします。

○知事（濱田省司君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

プロスポーツを身近に見られる機会ができるということは、野球に限らず、また多くのスポーツについて、若者だけではなくて県民の皆さんにまことに夢がある話だと、そのこと自身には同感をいたします。

一方で、ドーム球場の整備という問題に関して申しますと、先ほど文化生活スポーツ部長からもお答えいたしましたとおり、課題がいろいろあると、大変多いということだと思います。

まずは、関係者、専門家の御意見でございますとか、県民の皆さんのお声、そういったものをお聞きするということから始めさせていただきたいと思っております。

○29番（大野辰哉君） 知事初め、執行部の皆様からそれぞれ丁寧な御答弁をいただき、本当にありがとうございました。

特に濱田知事におかれましては、知事として、きょう初めての県議会答弁ということで、その姿勢についてさまざまな質問をさせていただきました。それぞれ懇切丁寧な御答弁をいただき、本当にありがとうございます。

知事は提案説明の中で、成果志向の県政運営を目指すとしておりました。その目指す成果なんですけれども、もちろん数字も大切なんですけれども、数字ばかりを追い求めるのではなく、濱田知事らしく、その成果を県民の気持ち、県民の心にも求めていただければ大変ありがたいと思います。

県民誰もが幸せで未来への希望が持てる明るい高知県の実現に向け、これから4年間、いや、もっともっとになるかもしれませんが、濱田知事の卓越した行政手腕を遺憾なく発揮していただきますことを心より御祈念申し上げ、私の一切の質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。(拍手)

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩



午後3時10分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番（米田稔君） 私は、日本共産党を代表して、濱田省司新知事の政治姿勢について質問を行います。

日本共産党県議団は、暮らしと地方破壊を進める自公政権のもとでも、現場の課題、地域の資源に目を向けて、それをしっかり支援する尾崎県政の努力は評価するとともに、一方学力テスト偏重の教育行政のひずみを指摘しつつ予算にも賛成してきました。しかし、その頑張っている尾崎県政のもとでも人口流出はとまらず、強みとする農業人口も耕作面積も減少し、また地域の商店など事業所数も減っています。室戸では入院できる病院がなくなり、県下で出産に対応できる医療機関も減少しています。

県政が努力するとともに、国の政治のあり方を変えないと地方は成り立たないという現実があります。産業振興で努力しても、消費税がこの数年で2倍になり、税を価格に転嫁できない

中小業者の努力が限界を超えてきています。TPP、EPAで安い1次産品が入ってくる、さらに一部の輸出大企業を潤す円安政策により、燃料、材料費の高騰が1次産業、中小業者を直撃しています。県の抱える少子化、人口減の克服には国政の転換が必要であり、今までの延長線で、県の努力で解決できる範囲は限定的だということ指摘しなければなりません。その上で、高知県の課題解決のために、私たちも力を合わせることでできるところは力を合わせ、全力で取り組んでいくことを表明し、質問に入ります。

濱田知事は知事選挙の中で、尾崎県政の継承を最大の柱として訴えましたが、その尾崎県政も、橋本県政の開かれた県政、住民力を重視した県政運営の継続を明言しスタートをしています。行政経験のない橋本大二郎氏は、庶民の常識ではあり得ないだろうという視点で、それまでの県政運営にメスを入れたことが改革の出発点となりました。特定勢力と結びついたしがらみや不合理な慣行の一扫を進め、県職員が真つすぐ県民に向き合って仕事ができる環境をつくったことが、尾崎県政が活躍できた土台にあると考えます。

また、尾崎前知事は2007年当選後に、橋本知事は県民から積極的に話を聞いた、これは今後も継続していくと答え、実際、対話と実行座談会に取り組んできました。こうした真つすぐ県民に向き合う決意でスタートしたことが、あらゆる施策の前提にありました。

橋本県政以来の県政改革の流れである、公正・公平で真つすぐ県民に向き合う姿勢で県政運営に臨むことが必要と思いますが、県民に開かれた県政の意義をどう認識されているのか、県政運営の基本姿勢について知事にお聞きをします。

県民の意見をよく聞くという点ですが、尾崎県政では、我が党が提案した企業訪問を実行に

移し、課題や得意分野などを把握するところから始めて、産業振興計画をつくったことは評価してきました。同時に、その後の対話と実行座談会では、成功事例やそれに準ずる方々への意見聴取に偏重してきたのではないかと感じています。

今回の知事選で、誰ひとり取り残さない県政という訴えが大きく共感を広げた背景には、取り残されていると実感している多くの県民の実態があると思います。濱田知事は、三十数年間高知から離れて生活をしています。まず、一部の成功事例だけではなく、県民のリアルな実態、取り残されているという思いを抱いている方々と向き合っていたきたいと思います。

例えば、こども食堂やホームレス支援、ひきこもりの対応、無料低額診療などに取り組む団体の方々から実情と課題を聞き、それを県民課題として発信し、課題を解決することが極めて大事だと思いますが、そうした県民のリアルな声を聞く場を設定するおつもりはないか、知事にお聞きいたします。

次に、公務の役割についてお聞きいたします。尾崎県政では、官民協働型の県政運営を目指しながらも、官から民へでは済まない厳しい現実に向き合わなくてはならないと公務の役割を重視し、橋本県政のときに作成した知事部局3,000名体制の方針を3,300名へと改めています。

県は、総務省に提出した財政比較分析表でのコメントには、人口当たりの職員数が多いことに対し、「本県は面積が広く、県土の大部分を森林が占め、地形も東西の距離が約190キロメートルに及んでいることから、行政サービスの提供が非効率となり得る地理的な要因を有している。また、人口規模の小さな市町村が多く、県から市町村に対して多くの人的・財政的支援を必要としている。職員数は、面積や地形等の地理的要因、県内の市町村の規模によって大きく影響

されることから、実数をもって本県の職員が多いとは言えない」と明言していることも、評価されるものです。

ことしの6月議会で尾崎前知事は、地方創生や防災対策などの行政需要の高まりに応じて職員数が増加しているという実態がある中、今後行政需要の増加や複雑化に対応するためには、必要な人員体制を確保することが重要であると答弁しています。2015年12月の地方財政審議会の意見では、社会保障等の対人サービスの適切な提供にはマンパワーの確保が重要である、今後少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められると指摘をしています。

県は、課題解決先進県として、5つの基本政策に基づき積極的な取り組みを進めていますが、貧困と格差の拡大、TPP、日欧EPAなど、自由化、規制緩和から地域経済を守る取り組みなど、行政需要は拡大を続けています。その一方で知事選では、現場から、50代の先輩方が自己退職をたくさんした、職員は駒で、疲れ切った駒は使い捨てだという苛酷な実態の告発もありました。また、消費者相談など専門性の高い職員を正規化できない現状もあります。

これらの点は、我が党が、職員体制3,300人の枠組みに縛られているからで、その枠組みが限界に来ているのではないかと指摘したことに対し、尾崎前知事は、「行政需要の拡大や災害対応などのため業務量が増加する中、職員定数に縛られることでやるべき業務ができない、あるいは職員に過度な負担が生じるということがないよう留意する必要があると考えています。知事部局3,300人体制の見直しについては新年度——つまり今年度ですが、検討することとしておりますが、いずれにしても必要な人員をしっかりと配置できる体制を目指していきたい」と答弁をしています。

最近、教員の働き方は余りにもブラック過ぎると、若者が教職を敬遠しているとの報道がされるまでになりましたが、公務員の職場も例外ではないと危惧しています。若手、後輩に経験や専門性を継承できる、OJTが可能な一定の余裕がある、そして職場と家庭が両立できる職場環境を実現することが、ひいては県庁全体のパフォーマンスを中長期的に安定的に維持し、高めていけることにつながると考えます。

新知事は、高知県における公務の役割とそれを支える県職員の役割をどう認識しているのか、また行政需要の拡大に応じた体制の強化が必要ではないか、あわせてお聞きをいたします。

次に、総理主催の桜を見る会疑惑について知事にお伺いします。安倍首相と自民・公明政権は、野党がルールに基づいて要求した国会の会期延長、予算委員会開催を拒否し、9日国会を閉じました。強く抗議するとともに、桜を見る会疑惑にふたをし逃げ切りを図るなど、絶対に許されるものではありません。

10日付高知新聞社説は、「立法府軽視が強まった」として、「安倍政権が公的行事や税金を私物化し選挙や後援会活動に利用したのではないかといった疑いが晴れていない。」「政府・与党ももっと真摯に説明責任を果たすよう努めなければならない。国民の納得が得られなければ、桜の「疑惑の芽」はこれからも膨らみ続けるだろう。」と強調しています。また、朝日新聞の社説は、「臨時国会閉幕 政権の専横を忘れまい」と題して、「政治権力が国民への説明を放棄した先に待っているのは、民主主義の土台の崩壊である。」と指摘をしています。

桜を見る会私物化疑惑は、安倍首相の後援会員を買収した疑惑を初め、虚偽答弁、招待者名簿や資料の廃棄、隠蔽など、安倍政権の本質的な特徴が凝縮しています。その上、ことしの会の招待者1万5,000人中、首相や自民党の枠での

招待者が8,000人に上り、悪徳マルチ商法会社ジャパンライフによる実害をこうむった人が多数いること、公職選挙法、政治資金規正法を初め、財政法、公文書管理法などに違反する首相直結の疑惑が多岐にわたる点で、より深刻です。

まさに、民主主義の根幹にかかわる大問題であり、数の横暴による幕引きを許さず、真相の究明と憲法、地方自治法に基づく政治の確立こそ、圧倒的な国民、県民の願う道ではないでしょうか。

知事にお伺いします。長年、総務官僚、そして地方行政に携わってきた政治家として、疑惑の解明と真相究明のために、安倍首相が説明責任を果たすよう求めるべきではありませんか、お聞きします。

次に、公文書の管理にかかわって知事にお伺いします。ことし5月、日本共産党の宮本徹衆議院議員が質問準備のため推薦者名簿を資料要求したところ、内閣府はその直後に廃棄しました。さらに問題なのは、バックアップデータはしばらく残っていたにもかかわらず、廃棄したと、うその説明をしてきたことです。悪質な隠蔽というほかありません。

また、各省庁には推薦者名簿が保存されているのに、内閣官房にあるはずの総理・長官等の推薦者、与党による推薦者の名簿だけが廃棄された。これが事実ならば、安倍政権のもとで内閣府と内閣官房は、公文書のまともな取り扱いさえできない行政府になり果てたと言わなければなりません。

反社会的勢力が招待されたのかという事実確認さえ、できないで終わらせることは許されません。やましいところがないならば、首相の責任で電子データを復元させ、全ての名簿を明らかにすべきです。

2日の参議院本会議で、日本共産党田村智子議員は次のように発言をしています。「国立公文

書館には、桜を見る会の文書が多数保存されています。岸信介内閣時代の名簿は永久保存です。1957年の名簿は、戦後の引揚者、戦後の復興への功績・功労者として、招待者の名前が全て開示されています。政府がどのような考え方で、どのような施策を行ったのか、後世においても検証できるよう、国民の財産として公文書を保管する。自民党政権のもとでもこうした歴史と伝統、政府としての矜持は受け継がれてきたはずです」と呼びかけました。そして、「安倍政権の7年間で公文書が隠され、改ざんされ、廃棄される。官僚の答弁は、総理をかばうために矛盾に矛盾を重ねる。いつまでこんなことを繰り返すつもりなのか。日本の民主主義が壊されていくことを黙認などできるはずがありません」と厳しく指摘をしています。

菅官房長官の、バックアップデータは公文書ではない発言は、全くのへ理屈と思いますがどうか、また今後の高知県の公文書管理にどう臨むのか、知事にあわせてお伺いをします。

米軍の低空飛行訓練について知事にお伺いをします。高知県は過去4度の墜落事故を経験するなど、米軍機の低空飛行訓練が県民の安全と安心を脅かしています。尾崎県政では、我が党の要望に応え、市町村からの目撃情報の収集と公表、騒音測定器の設置などにより、その実態を告発するとともに訓練中止を求めてきました。しかし、子供が泣き叫ぶような訓練はやまっています。ドクターヘリ、防災ヘリの飛行の安全性も脅かされ続けています。それどころか、この11月ごろから嶺北地域で、昼夜を問わず米軍機と思われる機体による低空飛行訓練がふえているとの声が寄せられています。

それによると、昼間は保育園の午睡中や園庭で遊んでいる時間であってもお構いなしに、保育園の真上を低空飛行し、建物の中でも振動を感じるほどの騒音です。保育園の子供たちは、

戦争の飛行機、爆弾が落ちてくると怖がっています。夜間は20時前後が多く、住民からは、うるさい、子供が怖がると不安と怒りの声が出ています。その後も毎日のように不気味な音が響き渡るので、1994年10月の早明浦ダム湖の事故のように墜落するのではないかと、沖縄県緑ヶ丘保育園のように部品が落ちてくるのではないかと、不安を感じています。12月6日の12時過ぎの低空飛行は、町内の山、雁山標高431メートルより低く見えたなど、その恐怖とともに訓練中止を求める強い願いが出されています。

まず、この間の低空飛行訓練の状況をどう把握し対応したのか、また今後どう対応するのか、知事にお聞きします。

昨年12月の高知沖の墜落事故の調査の中で、手放しの操縦や飛行中の読書、ひげを整えながらの自撮りなど重大事故につながりかねない規則違反が横行していることが判明しました。報告では、背景として部隊内に、薬物乱用、アルコールの過剰摂取、不倫、指示違反といった職業倫理にもとる実例が存在すると指摘されており、背筋の凍るような実態です。

実は4年前にも、嶺北での低空飛行訓練中の自撮りの動画が、あれが掘っ立て小屋だとのタイトルでインターネット上に配信され、大問題になった事件がありますが、これ以降も全く反省していなかったわけです。

新知事も、米軍の低空飛行訓練の中止を求める姿勢を継承するとともに、さらに踏み込んだ対応が必要と思います。

中止を強く求めるのは当然とし、さらなる証拠を積み上げ、国民世論に訴えるためにも、住民などが撮影した低空飛行の実態を示す動画を県のホームページで公表する、また県がドライブレコーダーのような録画装置を設置し、動かぬ証拠をつかむことを検討すべきと思いますが、知事にお聞きをします。

また、知事と中国四国防衛局とのやりとりは公開してきました。この点もしっかり継承すべきと考えますが、お聞きをいたします。

なぜこんな横暴が繰り返されるのか。その根本には、米軍の無法を容認している地位協定の問題があります。ドイツ、イタリアなど他国では米軍訓練をしっかり規制していることは、県議会の場で取り上げできました。先日、全国知事会の場で、沖縄県によるオーストラリアの実態が報告されています。領空内に米軍管理の空域はない。米軍機が配備される際は分解・洗浄し、オーストラリア検疫当局の検査を受ける。飛行経路も厳しく規制。住宅地上空の飛行はなく、騒音問題もないとのこと。広大なオーストラリアでもこうした規制をしています。政府の姿勢の問題です。

この屈辱的な日米地位協定の実態をどう認識されているのか、また全国知事会も提言している地位協定の抜本改定を実現するため、地元選出の国会議員と一致して連名で要望するなど、これまで以上に踏み込んだ対応が必要と思いますが、知事にお聞きをいたします。

米軍と自衛隊の共同防災訓練などへの対応で、県政の継承についてお聞きをします。南海トラフ巨大地震が発生すれば、あらゆる支援の受け入れが必要であり、米軍参加の訓練であっても、党県議団は一律に否定はしていません。ただし、防災訓練である以上、高知での訓練については、県がしっかり把握し、県民にも内容を公表し、安全性、生活への影響で問題はないかチェックをし、県民にとってより有効な訓練となるようにすべきだと申し入れをし、副知事との話し合いの中で課題意識を共有してきました。

防災訓練である以上、しっかり県が内容を把握し、県民に公表する立場をとるべきと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、オスプレイへの対応です。内外で多発する事故を受け、尾崎前知事も、県民の安全性について懸念があるとし、訓練の実施計画に当たっては、市街地上空を飛ばないこと、進入時の高度、コース——可能な限り河川の上——を確認、転換モードは海上で実施などを条件とし、その実施を確認するために、県職員2名が同乗することを防衛省に約束させています。

県民の安全・安心を守るために、この立場を堅持すべきと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、産業振興と人口減対策について、まず国政との関連で、県が産業振興計画の土台に位置づけている農業政策への認識をお聞きします。次世代型のハウス園芸、6次産業化、担い手育成、地産外商など、県としてきめ細やかな努力をしていますが、日本政府の農業と食料の安全保障に対する認識と政策が、欧米諸国と比べ著しく貧困であることを認識されているでしょうか。

各国の農業政策にも詳しく、TPP推進を厳しく批判してきた東京大学の鈴木宣弘教授の指摘は重要だと思います。日本農業は過保護だ、だから競争力の強化をという主張は、根拠がありません。まず、日本の農産物関税ですが、米、こんにゃくなど高関税のものもありますが、9割の製品の関税は非常に低く、平均関税率11.7%でEUの19.5%の半分程度しかなく、既に相当低く、大型の自由貿易協定の発効前でも苛酷な競争にさらされている現実があります。

次に、農産物の輸出大国アメリカは、競争力があるからその地位を確立したのではないということです。コストが高くても食料自給は当たり前、それに加えて、食料を武器に世界をコントロールするため、いかに増産するかという食料戦略をとっているからだと説明しています。

アメリカ農務省経済研究局のデータによると、



ほとんどの年度、作物では販売額より生産コストが上回っています。あれだけ大規模経営でも赤字なのです。そのためアメリカは、農家が満足に暮らし営農を再生産するために必要な目標価格と国際市場で競争力を持つための市場価格の差額を、全額政府が所得補填しており、その額は多い年で1兆円にもなります。農家所得に占める政府補助金の割合は、米、綿花の場合4割から5割になる年もあります。

2006年の統計ですが、農業所得に占める直接支払いの割合は、アメリカが26.4%、フランスは90.2%、イギリスは何と95.2%、一方、日本は15.6%です。このどこをとって過保護というのでしょうか。農業をこんなに軽んじている国はほかに見当たりません。

欧米では、穀物、乳製品の生産がふえ支持価格を下回ると、支持価格で無制限に買い上げて、国内外の援助物資や補助金をつけて輸出するなど、政府が最終的に価格を確保し、価格を支える仕組みを築いています。それは、国民の命を支える、国土・環境を保全する、国の独立性を守るという観点から、単なる商品ではないとの哲学があるからです。

日本の農業政策は、欧米諸国に比べて余りに貧困ではないか。農業人口の減少がその証左ではないのか。この農業政策の違いを無視して諸外国との自由貿易の競争にさらすのは、日本の農業を潰す亡国の道だと思いますが、知事の基本認識をお聞きいたします。

また、中山間の多い本県の特徴を考慮すれば、中山間地域で希望を持って働ける、そして暮らし続けられるような施策を充実させていくことが重要です。

その一つとして、日本型直接支払交付金の有効活用が大切だと考えます。多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、そして環境保全型農業直接支払交付金等が、中山間地域

の農業振興にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、そして良好な景観の形成等に利用され、関係者から高く評価されています。とりわけ中山間地域等直接支払交付金は、農業生産活動の継続に向けた前向きな取り組みにとどまらず、農業以外の組織との連携など集落機能の強化のためにも活用されてきています。

今後は、高齢化や人口減少が著しい地域のコミュニティを維持していくためにも、また地域の魅力を発信するとともに地域外の人たちとの連携も図れるようにしていくなど、さらに使い勝手のいい制度として活用範囲を広げていき、他の施策とも連携させて、地域が守れる、農業の担い手ができる、そして自然豊かな中山間地域で暮らし続けられるようにしていくことが大切だと考えます。中山間地域の農家は、単に作物をつくっているだけではありません。地域の文化や棚田の風景やたくさんの生き物、そして子供たちの豊かな体験を育んでいます。そうした里山の果たす役割が引き継がれていくようにしなければなりません。

国に対して、中山間地域等直接支払交付金の総額をふやすこと、地域の実態に沿った単価設定にすること、農地だけでなく集落の維持や若者の参加をさらに促す加算メニューをふやして活用範囲の拡大を図ることなどを求める考えはないか、本県での同制度の成果、そして今後のこの制度の果たす役割についての認識をあわせて知事にお聞きをします。

次に、人口減少の問題についてお聞きします。本県の推計人口は、ことし6月1日に69万9,522人となり、70万人を割り込みました。そして10月1日の推計では69万7,674人と、さらに減少しています。この10年間では、出生数から死亡数を引いた自然増減で4万9,967人減少、転入から転出を差し引いた社会増減では2万656人減少し、合わせて7万623人、年平均7,000人余も減少し

ています。本県は、全国より10年以上先行して人口減少と少子高齢化が進んでおり、特に中山間地域では、その傾向が著しくなっています。

しかし、この人口減少は、決して自然現象ではありません。他の先進諸国では、2015年から2050年までの人口増加率が20%前後になると予測される国が2つあります。アメリカ18%とカナダ20%の増加です。一方、イタリアはマイナス8%、ドイツはマイナス3%と減少の予測ですが、日本ほどの減少率ではありません。この日本の人口減少は、政治の責任が大きいと言わなければなりません。非正規や派遣労働をふやし、若者が生活の将来設計をしにくくしてきた国の経済政策の抜本的な見直しが必要です。

人口の社会減を食いとめるには、子育てしやすい労働環境を整えることとあわせて、賃金の地域間格差を平準化することが大切です。全国一律の最低賃金にして、時給1,000円、1,500円へと引き上げる。これを経済的に対応が困難な中小企業への支援策と一体に取り組むことが重要です。賃金格差がなくなれば東京一極集中が緩和され、高知のような自然環境のいい、食べ物のおいしいところで働きたい、また高知に移住したいという人がふえてきます。

本県の人口減少を食いとめるためにも、政府に対して全国一律の最低賃金を求める考えがあるのか、知事にお聞きをします。

次に、地域医療構想を踏まえた公的医療機関等2025プランについて伺います。昨年度、本県においても各公立・公的医療機関等が策定した新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランについて、地域医療構想調整会議において協議し、合意に至ったものを厚生労働省に提出しました。

しかし、厚生労働省は、提出されたプランでは現状と大きな変化がないと判断し、同省において、対象医療機関の診療実績データ分析を行

い、診療実績が特に少ない、または構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつお互いの所在地が近接していると位置づけた公立・公的医療機関等について、本年9月個別病院名を挙げ、改めて、再度協議を行うよう各都道府県に要請しました。

再編統合の議論を促すようにと挙げられた病院は、公立・公的病院の4分の1にも及ぶ424病院。本県では、佐川町立高北病院が診療実績が特に少ない病院として挙げられ、JA高知病院、高知西病院、仁淀病院、土佐市民病院が、診療実績が類似かつ近接している医療機関があるとの理由により、名指しで具体的対応を検討せよと要請されています。

全国一律の物差しで地域の実情も無視して、しかも2017年のわずかな期間のみの実績で個別病院名を名指しした今回の厚生労働省の発表に、全国知事会からも、当該病院からも抗議の声が上がるのは余りにも当然です。

まず、地域特性も無視した唐突な個別病院名の公表に対する地方の反発をどう受けとめておられるのか、知事に伺います。

今回の2つの指標の設定も問題です。まず、診療実績が少ない問題では、その根底に医師や看護師、助産師などの人材不足があります。地域にニーズがあっても、それに医療機関が応えられない。そうした事態を改善することにこそ、本来の国の役割が果たされるべきです。

さらに、近接の範囲が車で20分以内とされていますが、本県のように高齢者が多く、運転免許の返上で車を手放す方も多く、公共交通機関も不十分な地域には、一律に当てはめることのできない基準です。病院間が20分であっても、その病院に行くまでに時間を要する高齢者にとっては大きな負担となります。

こうした実態を無視した余りにも乱暴な病院名公表で、各病院は風評被害も受け、医師や看

護師、患者や地域に不安が広がっており、一旦白紙撤回すべきだとの声が広がっています。厚生労働省は、あくまでも検討材料としていますが、そんな言い分で、広がった不安が払拭できるものではありません。

今からでも国に撤回を求めるべきだと思いますが、知事の御所見を伺います。

今回の再検討を求めた国の姿勢は、地方自治を無視したものと言わなければなりません。さきに述べたとおり、各都道府県は、平成30年度末には公的医療機関等2025プランを地域医療構想調整会議で協議し、決定したものです。その結果を無視した唐突な病院名の公表は、都道府県での協議、決定を覆すものと言わなければなりません。

病院の再編は国が強制すべきものではないと思いますが、知事の御所見を伺います。

さて、少し前の話となりますが、日経メディカルの2007年7月号特集連動企画に掲載された記事に、当時の総務省自治財政局企業経営企画室長濱田省司氏のコメントが掲載されています。知事は当時、自治体病院は原則民営化あるいは廃止・統合、それができない場合には、地方公営企業の全部適用や指定管理者による公設民営制度などを考えてほしいと述べられています。

この間、本県の高齢化率、家族構成、地域特性を見てこられたと思いますが、改めて自治体病院の果たす役割についてどのようにお考えか、住民が安心して住みなれた地域で暮らし続ける上で、公立・公的病院の果たす役割の重要性について知事の御所見をお聞かせください。

次に、国民健康保険について伺います。政府・厚生労働省は、国保料の値上げを抑制したり、引き下げたりするために、一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う市町村に対し、国からの予算を減らすペナルティー措置を2020年度から本格導入しようとしています。高い負

担に苦しむ住民生活を無視し、地方自治も踏みにじり、事実上国保料値上げへの圧力をかけるようなことは許されるものではありません。

国保保険者努力支援制度という名による国が出す交付金で、全国で市区町村分500億円、都道府県分500億円の予算です。各自治体の国保行政を国が採点し、成績がよい自治体に交付金をふやす仕組みです。

採点項目には、計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について全て取りまとめて公表するなど、市町村の公費繰入金を減らすよう都道府県が指導した場合に、交付金をふやすことなどを盛り込んでおり、繰入金の削減による国保料値上げを誘導しかねないことが問題になっています。そして、2020年度からは市町村も含めて、公費繰入金の削減・解消の取り組みを進めれば交付金をふやす、そしてそれだけでなく、取り組みを進めないと交付金を減らすというのであります。

交付金が減額されるケースとして、市区町村の場合、公費繰入金の削減・解消計画策定対象だが計画をつくっていない、同計画の中で削減の目標年次、削減額、具体的取り組みのいずれかを定めていない、2018年度までに解消が見込まれるとして計画未策定だが、2018年度に昨年度以上の公費繰り入れを行ったなどです。都道府県の場合は、計画策定対象の市区町村のうち1割以上が上記ケースのどれかに該当している——さきに紹介した市区町村のケースを指している——などです。

厚生労働省はこれまで繰り返し、公費の繰り入れは自治体の判断と、国会答弁をしています。

地方分権に逆行し、地方自治体の自主性を踏みにじり、住民に負担を押しつけることは許されないと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、全国学力テストに関してお聞きします。

9月県議会において我が党の吉良県議が、全

国学力テストの結果を絶対的な学力の物差しと捉え、正答率向上策を学校現場に求める県や地教委によって、教職員と子供たちが振り回されている現場の実態を示し、学テの抽出化と県版学テの取りやめを求め、あわせて県の教育大綱の見直しを求めました。知事は、学力テストの結果だけが自己目的化するというものであってはいけないと述べ、教育長も、学テの結果によって子供たちがどんどん追い込まれていくということであってはならないと答弁をしています。

しかし、その思いと裏腹に、この間も学テの正答率アップが自己目的化した学校現場の様相を告発する声は後を絶ちません。学校によっては、県版学テ、全国学テにまさに命を燃やしている管理職がいます。学テの結果がよかった教科の先生たちを連れて御飯をごちそうし、逆に結果が悪かった教科の先生を人格否定も含めて非難したりしている学校長がいる。本来の授業をせずに、テスト前1週間を学テの教科のみの授業で埋めて学校の独自性を出す学校がある。また、学テでは無回答の割合も比較対象となるので、生徒に対して、わからなくても書け、無回答が多かったら校長室に呼ぶと言う教員が出てきています。さらには、校長会では学テの結果がよい学校の校長は大きな顔をし、結果が悪ければ顔を上げることができないと、職員会議で全教員に学テ対策を十分行うようハッパをかける校長の例も告発されています。

知事は、この声にあるような校長や学校現場をどう考えるのか、また学力テストが自己目的化することがあってはならないという考えをお持ちなのか、お聞きをします。

県版学テをめぐるのは、さきの9月議会でも福井県や広島県の例を示し中止を求めました。知事も教育長も、自己目的は問題だとの真つ当な認識であることも示されましたが、その意図とは正反対の指導が、教育事務所、地教委を通

して学校現場におろされています。

「中学校第2学年 平成31年度高知県学力定着状況調査出題予定範囲」という現場に配布された文書では、教科領域・範囲を示し、県教委作成の単元テスト、数学シート、国語学習シート、高知これ単など使用教材まで明記し、学習内容を指定しています。また、別の文書では、チェック項目を5点にわたって明示。全国学テや県版学テの課題があると見られる問題は、授業や加力指導で取り出して計画的に確実に改善をと特別な取り組みの指示に始まり、特に小学5年生、中学2年生には、各校でことしの全国学力テストを再実施せよと明示。また、県作成の問題集や過去問を活用し、改善状況を把握するよう指示しています。

全国学テ、県版学テに対する県教委、教育事務所、地教委のこのような微に入り細に入る文書での指示こそが、知事と教育長が否定している点数結果を追い求める、自己目的化を推し進めていると断言できます。

自己目的化はあってはならないというのであれば、これらの現場教員の教育権を踏みにじる文書の類いは即刻やめるべきだと考えますが、教育長にお聞きします。

単元テスト、県版学テ、過去問、授業振りかえなど学テ体制に命を燃やす現場の構築に努めた結果、全国学テの小学校算数が12年前の43位から6位へと大きく上昇しておりますと、さきの9月議会で知事はアピールしました。しかし、それは小学校算数で言えば、全国平均との差でマイナス1.7点だったのがプラス1点になったにすぎません。その陰で、本県の不登校の生徒数は悪化の一途をたどってきました。不登校の小中学校における出現率は依然として高く、さらなる対応が求められる状況ですと知事は述べていますが、2009年度と2018年度を比較すれば、小中合計で1.4倍に大きく増加しているのであっ

て、それは依然として高くではなく、急激に悪化していると言えます。依然として高くという、事実を糊塗する表現はすべきではありません。正直に、全国2位の高さにまで増加してしまったというべきでありましょう。

この間、学テ体制で強化され、教員と子供からゆとりが奪われてきたことと、その陰で不登校が4割もふえていることとに関連性があるとする研究報告もなされています。

不登校児童生徒の出現率の増加傾向について知事の認識をお聞きします。

教育長は、9月議会でのさきの自己目的化への答弁に次いで、しっかりと市町村教育委員会とも連携・協議していきたい、現場の先生方の声というのは非常に大事だ、積極的にお話もこれからも聞かせていただいて教育施策に反映していきたいと述べています。

学力テストの結果を見た教育事務所や各地教委が点数を上げることを自己目的化し、現場教員の頭越しに点数をあおるような指導、教育内容・方法まで押しつけている実態の有無をまず調査すべきだと考えますが、教育長にお聞きします。

また、現場教員の声を直接しっかり受けとめる場を、年間を通じてどう確保するおつもりなのか、教育長にお聞きいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県民に開かれた県政の意義をどう認識しているかという県政運営の基本的姿勢についてお尋ねがございました。

先日、初登庁時の訓示で職員を前にして、私自身が仕事を進める上で気をつけている5つのキーワードを申し上げました。その中でも、第1の基盤として保持していただきたいと申し上

げたのは、透明性であります。

私は、行政に携わる者として、県民の皆様にもしっかりと説明ができる、透明性がある県政運営を行うことが県民の皆様のご信頼を得て、共感の県政を実現していくための必要不可欠な最低条件であるというふうに考えております。これが確固たるものとなって、初めて県政への信頼と理解が進み、官民協働、市町村政との連携・協調が図られるものと考えております。

このような基本的姿勢をとりつつ対話を通じて県民の皆様のご共感を得ることで、課題の解決に向けて着実に前進してまいりたいと考えております。

次に、課題を解決するために、県民のリアルな声を聞く場を設定するつもりはないかというお尋ねがございました。

知事を目指すことを決意いたしましてから、ここ数カ月間、県内各地を回る中で県民の皆様からさまざまな声をお聞かせいただき、地域における厳しい現状に接してまいりました。

本県の直面する困難な課題に県民の皆様とともに立ち向かっていくためには、県民の皆様との対話を通じて県政に対する共感を得ていくことが重要であると考えております。

したがって、私も共感と前進という形で前知事の基本姿勢を継承いたしまして、できるだけ早い段階で、座談会のような形式で県内各市町村にお伺いし、住民の皆様のご御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。その際には、市町村の御意見も伺いながら、幅広い皆様からお話を聞くことができるように工夫してまいります。

こうした取り組みに加えまして、県内各地のイベント、会合に参加させていただくときなど、県民の皆様から御意見をいただく機会は数多くございます。庁内におきましても、各部局との協議の中で地域の情報に多く接してまいり

ととなります。

今後、あらゆる機会を通じまして、さまざまな立場の皆様の御意見にしっかりと耳を傾けさせていただきたいと考えておりますし、職員ともそうした意識を共有してまいります。

次に、高知県におけます公務の役割と県職員の役割についての認識、行政需要の拡大に応じた体制の強化についてお尋ねがございました。

本県におきましては、全国に先駆けた人口減少、少子高齢化など、課題が山積しております。これらを解決するために、引き続き国や市町村、民間事業者、大学などと連携して取り組みを進めることが重要であります。

その中で県は、進むべき方向性を示し、関係者の協力を得ながら率先して取り組む必要があることから、果たす役割は非常に大きいと認識をしております。そして、県職員は、企画を立案し、関係者の方々との対話を通じて、実際にこれを推進し成果を出していく、大変重要な役割を担っているというふうに認識いたしております。

また、行政需要の増加、複雑化に対応し、しっかりと県勢浮揚を目指す取り組みができる体制づくりを図る必要があると考えております。このため、これまでも業務の状況に応じた職員配置や事業のスクラップ・アンド・ビルドなどに取り組んできたところであります。

今後は、さらにデジタル技術を活用して抜本的な事務の効率化を図ることとしております。その上で、こうした事務の効率化の成果、効果が出るまでの間におきましては、県政運営指針に掲げております知事部局3,300人体制について、時限的に、一時的にこれを超える一定のマンパワーの確保が必要ではないかと考えまして、先般開催いたしました県政運営指針の検証委員会に御提案をしたところでございます。

職員の体制については、今後検討を進めてま

いりますが、簡素で効率的な組織の構築に努めながら、必要な人員をしっかりと配置できる体制を目指してまいります。

次に、桜を見る会につきまして安倍総理が説明責任を果たすよう求めるべきではないかというお尋ねがございました。

桜を見る会につきましては、招待者の基準や支出のあり方、公文書の管理などに関する問題が指摘され、さきの臨時国会において議論が行われてきたものと承知しております。

これに関連し、安倍総理、あるいは政府関係者の説明に十分に納得していない国民が多いといった報道もされているところであります。このため、国会閉会中ではございますが、適切な機会を捉えて丁寧に説明していただくことが重要であると、私も考えております。

政府におきましては、既に来年度の開催の中止を決定し、招待基準の明確化や予算の見直しなどを図ることとされております。こうした中で、国民に対する説明がなされるべきものと考えておるところでございます。

次に、桜を見る会に関します菅官房長官の発言内容に関する認識、あるいは本県の公文書管理についてどうかというお尋ねがございました。

まず、菅官房長官からは、バックアップファイルは一般職員が業務に使用できるものではないことから、組織共用性を欠いており、行政文書に該当しないという説明があったものと承知をしております。

これは、内閣府におけます公文書管理のルールと手続に基づいた御発言であるというふうに認識をしております。

次に、本県の公文書管理につきましては、本年6月議会で議決いただきました高知県公文書等の管理に関する条例を、来年4月から施行することといたしております。この条例では、職員に文書の作成義務を課した上で、その件名や

保存期間などを記載した公文書ファイル管理簿を公表することといたしております。また、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管または廃棄の取り扱いにつきましては、各実施機関での判断、これが第1段階、それから公文書館長との協議、これが第2段階、そして知事の附属機関である公文書管理委員会での確認という、三重のチェックをかけるということにいたしております。

条例に基づいた取り組みを徹底いたしますことで、県政の透明性を確保し、県民の皆様への説明責任を適切に果たしてまいります。

次に、米軍の低空飛行訓練に関しまして、状況をどう把握し対応したのか、また今後の対応はどうかというお尋ねについてでございます。

本県では、従来から市町村に対しまして、低空飛行訓練の目撃情報を報告するよう依頼いたしております。報告された情報につきましては、その都度、速やかに集約して中国四国防衛局に伝えているところでございます。その際、同局におきましては、本県での低空飛行の実態、あるいは苦情などの内容をアメリカ側に伝え、住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていると承知をいたしております。

また、本県は、危険性の極めて高い超低空飛行訓練など異常な訓練を行わないこと、あるいは飛行ルートや時期を事前に情報提供することなどを、繰り返し国に要請してきたところであります。しかしながら、これまでの要請にもかかわらず、本年の10月末からは、戦闘機のほかプロペラ機による低空飛行訓練の目撃回数が大幅に増加しております。また、配慮があるべき夜間における飛行、あるいは子供が怖がるような超低空飛行訓練も報告されているところでございます。

この間の目撃情報につきましても、従来と同様に中国四国防衛局にお伝えしたところであり

ますけれども、特に私が知事に就任してからも、超低空飛行訓練なども含め目撃情報が多くございました。こうしたことから、今月12日に外務・防衛両大臣に対しまして、異常な訓練は行わないよう米国に強く要請すること、あるいは事前の情報提供などを改めて求める要請書を提出いたしましたところでございます。

今後も、目撃情報の収集や状況の把握に努めまして、超低空飛行訓練が繰り返される場合などには是正の要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、住民などが撮影しました動画を県のホームページで公表する、あるいは県が録画装置を設置する、こういったことを検討すべきではないかというお尋ねがございました。

御指摘がございました動画の公表でございませつか録画装置の設置につきましては、航空機の飛行実態などを把握するために、確かに有効な選択肢の一つとしては考えられると思います。ただ一方で、提供される動画の真贋、あるいは、録画の撮影の方法、映像の精度など技術面での問題がございませつか、装置の維持管理、インシヤル・ランニング両面でのコストの問題など、さまざまな課題があるというふうに考えております。

全国知事会では、国の責任で実態調査を行うということ提言いたしてございませつか、本県といたしましても、先日提出いたしました要請書におきまして、国として現地における低空飛行訓練の状況を把握する方策を講じることを、新たに求めたところでございませつか。

一方、防衛省におきましては、本年8月に広島県内におきまして米軍機の飛行実態を把握するための観測用カメラを設置したというような情報に接してございませつか。防衛省からは本県に対して、現地における状況を詳細に把握するべく、現在どのような方策をとるべきか鋭意検討して

いる——これは本県においてということですが、そのような御説明もいただいているところでございます。

こうしたことから、本県といたしましては、国の責任で実態調査を行っていくことも含めまして国や関係市町村の意見もお聞きしながら、引き続き検討を行ってまいりたいというふうに思います。

次に、尾崎前知事と中国四国防衛局とのやりとりを公開してきた点も継承すべきだという点のお尋ねがございました。

米軍機に関しまして、知事と中国四国防衛局長との直近のやりとりといたしましては、米軍の事故調査結果を報告するため、前知事のころへ局長が先月2回説明に来られた例がございます。この面談につきましては、その一部始終を情報機関に公開したというふうに承知しております。

私は、先ほど申し上げましたように、仕事を進めていく上で透明性を確保することが、県民の皆様のご信頼を得るための第1の基盤だと考えております。県民の皆様にはしっかり御説明ができるように、そして御納得がいただけますように、私が中国四国防衛局と県庁にて面談を行う際には、これまでと同様に、報道機関の皆様にも公開してまいりたいと考えております。

次に、日米地位協定の実態をどう認識しているか、またこの抜本改定を実現するため、これまで以上に踏み込んだ対応が必要ではないかというお尋ねがございました。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。こうした中にありまして、日米地位協定は、日本と極東の平和と安全に寄与する目的で駐留いたします在日米軍の円滑な活動を確保する観点から、日米安全保障体制にとって極めて重要なものになっているという認識でございます。

全国知事会が、米軍基地負担に関する提言を昨年7月に取りまとめておりますが、この提言におきましては、日米安全保障体制は国民の生命・財産や領土・領海などを守るために重要であると、こういう前提に立った上で、地位協定は我が国にとって依然として十分とは言えない現況であるといった課題を取りまとめておりまして、その内容については私も共感いたしております。

日米地位協定の抜本的な見直しを求めるこの知事会の提言の実現に向けて、まずは全国知事会の一員として、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。政府におかれましては、国民の理解と協力が得られるよう、地位協定のあるべき姿を不断に追求していただきたいというふうに考えております。

次に、米軍と自衛隊による共同防災訓練は、県が内容を把握し、県民に公表する立場をとるべきではないかというお尋ねがございました。

南海トラフ地震は、東日本大震災をはるかに上回る甚大な被害が想定されております。在日米軍を初めとした外国からの支援も必要であるというふうに考えております。このため、在日米軍と自衛隊が共同した防災訓練を行い、連携を強固なものとしておくことは、大変重要なものであると考えております。

これまでも本県は、南海トラフ地震を想定した日米共同の統合防災訓練が3回実施されております。それぞれ一定の成果を上げたと思っております。一方、防災訓練は、安全が最優先でございますので、訓練に使う機材の安全性、あるいは地域住民への生活環境に十分配慮して実施されるべきものであると考えております。

このため、本県におきまして日米共同での防災訓練が実施される際には、これまでと同様に防衛省から、訓練内容、あるいは安全対策、生



活環境への配慮など詳細な説明をしっかりと受けたいと思います。その上で内容をしっかり把握いたしまして、安全対策も確認した上で、その概要を県民の皆様公表したいと考えている次第でございます。

次に、オスプレイへの対応について、これも前知事の立場を堅持すべきではないかというお尋ねがございました。

オスプレイにつきましては、垂直に離発着ができる特性を持った上で、一般的なヘリと比べて速度や航続距離の面で高い性能を有しており、災害時の物資、人員の受け入れ、負傷者の搬送など、災害応急活動に有用であるという認識でございます。このため本県でも、過去にオスプレイを活用する防災訓練が計画されたことはございますけれども、その都度具体的な安全対策をとるよう、防衛省に要請してきたものと承知をいたしております。

一方で、近年事故や緊急着陸が相次いだことを考えますと、県民の不安感は完全には払拭されていないと思われまます。このためオスプレイによる防災訓練については、飛行の高度や経路、飛行モードの転換場所によっては、県民の皆様から懸念の声が出るということも考えられるところでございます。

仮に、今後本県で行われます防災訓練にオスプレイが参加する場合には、これまでと同様に防衛省に対し、1つには、安全の確保に向けた具体的な対策をとっていただくこと、2つには、訓練内容の詳細な説明を求めることをしてまいりたいと思います。同時に、県としても安全対策の確認をしっかりと行っていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、欧米諸国との農業政策に違いがある中で、諸外国と自由貿易をすることの認識はどうかというお尋ねがございました。

我が国の農業は、食料の安定供給のみならず、

国土や環境の保全といった多面的な機能を有しております。このため、農業生産活動が持続可能なものとなるよう、所得保障や価格補填を含めた国の政策によりまして、しっかりと農業者を支えていくということが重要であると考えております。

諸外国におきましても同様に、各国の実情に応じた農業施策を講じているものと考えます。ただ、その考え方につきましては、それぞれの国によって成り立ちに過去の経緯や背景がございまして、一律に同じ土俵で議論することは難しいというふうに考えております。

したがいまして、議員のお話にありました諸外国の国内施策と単純に比較をすることは難しいと考えておりますが、我が国では、例えば経営所得安定対策、あるいは野菜価格安定制度といたしました農業経営の安定対策が講じられております。これに加えまして、日本型直接支払のように、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る地域活動、あるいは農業生産活動に対する交付金制度などによりまして、これまで農業者を支援してまいったところでございます。

さらに、今般日米貿易協定に関する最終合意を受けまして、政府は、総合的なTPP等関連政策大綱を改訂されまして、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るための奨励金制度の創設、あるいはスマート農業の開発・実証といたしました生産基盤の強化など、国際競争力を高めるための新たな対策を盛り込んだと承知しております。国においては、改訂後の大綱に基づき国内対策を十分に講じていただきたいと思います。

県といたしましても、国のこうした施策も活用しながら、自由貿易における県内農家への影響を最小限に抑えられるように、しっかりと取り組んでまいります。あわせて、本県の中山間地域の厳しい実態も踏まえて、必要に応じて国

に対して政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、特に中山間地域等直接支払制度に関しまして、新たな加算措置などを国に求めること、あるいは本県でのこの制度の成果、今後の役割についてどうかというお尋ねがございました。

この制度は、農業の生産条件が不利な地域におけます農業生産活動を支援するものであります。本県の大半を占めます中山間地域の農業を守りますとともに、地域の活性化を図る上でも重要な制度であるというふうに考えております。

本県でも約600の集落におきまして、年間約10億円の交付金を活用いたしまして、農業生産活動が継続されております。このことによりまして、耕作放棄地の発生が防止されるという効果に加えまして、集落機能の維持、あるいはコミュニティーの活性化といった成果があらわれていると考えております。

また、議員のお話にもありました地域の実情に沿った支援策の充実につきましては、本県の厳しい実態なども踏まえまして、これまでも政策提言などを通じて国に訴えてまいりました。

その結果、現在の第4期対策におきましては、例えば高齢化などによりまして5年間農地を保全管理しなかった場合、本来交付金を返還しなければいけないわけですが、交付金の返還免除規定が置かれまして、あるいは超急傾斜の農地を対象といたしました加算措置が設けられるといった形で、要件緩和や支援策の充実が図られてまいったという実績がございます。

また、来年度から新たに第5期の対策がスタートするわけですが、この中でも今国のほうでは、交付金の遡及返還規定のさらなる緩和、あるいはより生産条件の厳しい棚田地域を対象といたしました加算措置の創設など、地域がより取り組みやすい制度への見直しに向けて検討が行われているというふうに承知しており

ます。

本県といたしましても、こうした要件緩和、あるいは拡充される加算措置の内容も踏まえまして、今後においても地域の実情に応じた制度となりますように、国に対して提言活動を行ってまいりたいと思います。あわせまして、市町村と連携して制度の周知を図るなどいたしまして、第5期の対策におきましても、各地域におけます農業生産活動の継続につながりますよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、本県の人口減少を食い止めるためにも、政府に対して全国一律の最低賃金を求める考えがあるのかというお尋ねがございました。

本県が抱えます人口減少の要因には、経済状況、生活環境など、さまざまなものがございますが、県内企業の労働生産性、あるいは労働環境が改善をされて、働く方々の賃金が向上することは、大変望ましいことであるというふうに私も考えます。

最低賃金につきましては、国のいわゆる骨太の方針におきまして、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す旨が示されております。一方で、日本商工会議所など中小企業の関係者からは、最低賃金の大幅な引き上げは、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者の経営を直撃し、雇用や事業存続自体を危うくする旨の緊急要望がなされておりますし、私自身も、そういった声を中小企業の経営者の皆様からお聞きしているところでございます。

本県の最低賃金はここ数年は3%以上の上昇を続けておりまして、本年決定されました790円は、引き上げ額、上昇率ともに現行制度下で最大となっております。また、1人当たりの現金給与総額も、産業振興計画を推進してきた本県におきましては、全国を上回る伸びを示しております。

しかしながら、絶対水準では全国との開きが

あるというのが実態でございまして、経済力に一定の格差がある現状におきましては、全国一律の最低賃金の導入は現実的ではないというふうに私としては考えております。

県といたしましては、事業戦略の策定・実行の支援、あるいは産業振興計画の着実な実績により、中小零細規模が大多数を占める県内企業の生産性の向上や経営基盤の強化を図ることがまず先決であると思っております。これによりまして働く方々の賃金の向上と、いきいきと仕事ができる高知が実現できるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、地域医療構想に関しまして、厚生労働省が行いました個別の病院名の公表に対する地方の反発をどう受けとめているかという御質問についてでございます。

国のほうでは9月に、診療実績が少ないなどの理由で、2025年に向けた具体的対応方針の再検証が必要な病院として、全国424の公立・公的病院の名前を公表されました。これは、必ずしも医療機関そのものの統廃合を機械的に決めるものではないとされておりますが、公表された医療機関にとっては、御質問にもございましたように、影響は少なくないということだと思います。したがって、公表に当たりましては、事前に再検証の留意点でございますとか、国の支援策、こういったものを十分に説明するなど、慎重かつ丁寧なプロセスが必要であったというふうに思っております。

こうしたプロセスを経ずに、いわば唐突に個別の病院名を公表した形になっておりますので、地域の実情を無視したでありますとか、あるいは統廃合ありきではないのかといった地方の懸念、反発を生じてしまったということにつきましては、国は反省すべきであるという認識でおります。

次に、それでは国に対して公表の撤回を求め

るべきではないかという御質問がございました。

先ほども申し上げましたように、国は、そのことが与える影響は決して少なくないにもかかわらず、個別の病院名を公表に至ったプロセスが、いわば拙速であったということは否めない、そういう認識は持っております。

しかしながら、地域医療構想を実現するためには、やはりまずは法的な位置づけ、あるいは財政・税法上の措置が民間医療機関とは異なって特別な措置を講じておられます公立・公的病院が、率先してこの問題の検討に当たっていくことが必要なんだろうというふうに思っております。そのためには、2025年におけます必要な医療機能を議論し、今後の高齢化の進展などを見据えた対応を、公立・公的病院が率先して検討していくということが必要であると思っております。

したがって、国が医療機関名を公表し、具体的対応方針の再検証を促したことは、地域における議論を喚起したという意味では、この点では意義があるというふうに考えております。

また、国のほうも、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではないということ、あるいは病院が将来担うべき役割等の方向性を機械的に決めるものではないという説明をして、考え方を示しておりますから、国に撤回を求めることまでは必要ないという考えでございます。

次に、病院の再編は国が強制すべきものではないというお考えについてどう考えるかというお尋ねがございました。

言うまでもございませんが、病院のダウンサイジングや機能連携、機能分化を含めた広い意味での再編統合は、地域住民の意向も踏まえて、医療機関、あるいは設置者でございます自治体が主体的に議論し決定すべきものであると考えております。国は、民間病院も含めました診療実績のデータを早急に公表するとともに具体的な支援策を示すなど、地域でしっかりと議論が

行われるような環境を整える役割に徹するべきだと考えます。

お話にございましたように、地域医療構想調整会議におきまして、一度は新公立病院改革プランや公的医療機関等2025プランを合意しているところではございます。しかし、今回再検証の対象となった5つの病院には、この機会を捉え、同会議におきまして改めて協議を行っていただきまして、地域の医療機関との連携や役割分担について、行政と住民、各医療機関の診療を担います医療従事者が共感できるような方策を議論していただきたいと考えております。

県といたしましても、そうした議論がしっかり行われるようサポートしてまいります。

次に、自治体病院の果たす役割、あるいはその重要性についてお尋ねがございました。

約10年前になりますが、平成19年ころ、私はかつて総務省で公立病院改革ガイドラインの策定にかかわっておりました。このころと比べましても、本県の人口は10万人近く減少し、高齢化率は26.8%から35.2%まで上昇いたしております。さらに、高齢夫婦世帯、あるいは高齢単身世帯の割合がふえるといった形で、家庭における看護力、介護力が低下してきているという状況の変化もございます。また、医療資源が高知市周辺に一極集中する一方で、郡部における医師不足などの地域偏在が顕著になってきたというような状況もあります。

こうした状況の中で、公立・公的医療機関には、中山間地域など民間医療機関が少ない地域におけます、一般診療、あるいは救急、小児、周産期など不採算とされる医療の確保、さらにはがんなどの高度先進医療、さらに申し上げますと、医師などの人材育成などの役割を果たしていただくことが必要だというふうに考えております。

また、民間医療機関との適切な役割分担をし

ながら地域包括ケアシステムの一端を担っていただいて、近隣の医療機関と連携した地域医療支援を通じて地域の医療ニーズに添えていく、こうしたことも公立・公的な病院にも期待されている一つの役割だと思います。もちろん、地域におきまして、公立・公的医療機関でしか担うことができない役割というのがあれば、それは当然確保していかなければならないという考えでございます。

高知市への極端な人口集中が進みます一方で、過疎が進む中山間地域を多く抱える本県につきましては、公立・公的医療機関の役割は大変重要であると考えております。今後、地域の医療機関との連携や役割分担について、さらに御議論いただきまして、住民が安心して住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、県も一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険に関しまして、一般会計から国保特別会計に独自に繰り入れを行う市町村に対します国の交付金の減額措置の導入に関しましてお尋ねがございました。

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、受益者でございます被保険者の国保料、そして法定の国庫負担金などの公費により必要な支出を賄いまして、国民健康保険の特別会計におきまして当該年度の収支を均衡させる、このことが重要であり、運営の基本だと考えております。

お話にございましたように、国は、令和2年度の保険者努力支援制度の市町村評価指標におきまして、新たに国保料の引き上げの抑制などを目的としました法定外の一般会計繰り入れの有無でございますとか、赤字削減・解消計画の進捗状況に応じて評価する項目を設けたところでございます。このため、例えば計画策定対象市町村であるにもかかわらず計画を策定しない

市町村は、交付金が減額されるということになります。

しかしながら一方で、この新たな指標によりますれば、これまで評価されておりませんでした法定外繰り入れを行っていない市町村でございますとか、策定した赤字削減・解消計画に沿って削減や解消している市町村につきましては、交付金が交付されることとなります。これは、国保財政を安定的に運営していくための基本に基づいた見直しであるというふうに考えております。

県といたしましては、国保の財政運営の責任主体といたしまして、引き続き法定外繰り入れの解消も含めまして、国保が将来にわたって安定的に運営できることが大事だと思っておりますので、その方向で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、全国学力・学習状況調査に関しまして、学校現場についての声に対する考え、あるいはこの調査結果の自己目的化に関する考えがどうかというお尋ねがございました。

私は、学力はその子供の人生や将来を豊かにする能力の一つであると考えております。学校においては、子供たちに考える力や創造力、あるいは表現力といった力をしっかりと育てていきたいと考えております。そして、9月議会において尾崎前知事や教育長が答弁されているように、私も、学力調査の数値や順位だけを追い求めて、その結果が自己目的化するようなことがあってはならないと考えているところでございます。

このため、全国学力・学習状況調査の実施やその活用に当たりましては、児童生徒の学力の定着状況を把握して授業改善を図ったり、個々の子供の指導に役立てるとの意図や狙いをしっかりと学校や教員が理解し、共通認識を持っておくことが大切であるというふうに考えます。

そうしたことから、もし議員からお話があったような自己目的化といったことが学校現場で行われているのであれば、それは決して好ましいことではなく、早急に是正されるべきものと考えます。

今後とも、学力調査の本来の趣旨に鑑みまして、県はもとより、各市町村教育委員会や学校において、学力調査への取り組みが適切に行われますように、県教育委員会においては、自己チェックを働かせるとともに、市町村などに対しまして十分に説明し、理解をいただくよう取り組んでいくことが必要だと考えております。

最後に、不登校児童生徒の出現率の増加傾向についてお尋ねがございました。

不登校につきましては、一面では、学校に行かない時期が心の休養となったり、自分を見詰め直す時間となるという積極的な意味を持ち得る面はあると思います。ただ一方で、義務教育の機会が十分に保障されず、学業のおくれなどによりまして社会的自立を阻害するリスクを内在するものでもございまして、重要な教育課題の一つというふうに捉えております。

近年の不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にございますが、本県においては、その出現率が全国より高い状況が続いております。関係者が総力を挙げて対応すべき喫緊の課題であると認識しておりますし、不登校の増加原因については、社会の変化等さまざまな背景要因が複雑に関連し合っているというふうに考えております。

そうした中で、本県の各学校からの報告によりますと、不登校となります主な要因といたしまして、第1に家庭に係る状況、次いで友人関係をめぐる問題、そして3番目として学業の不振が挙げられております。このようなことから、各学校におかれましては、1つには、子供たち一人一人の居場所がある学級・学校の実現、あ

るいは2つ目には、わかる授業づくりに努めていく、こういったことによりまして、子供にとって魅力ある学校をつくっていくということが大切であると思います。あわせて、教員が子供と向き合う時間を確保するための働き方改革、これは推進していくことも重要な課題だというふうに考えております。

加えまして、市町村や関係機関と連携いたしまして、第1には、学校以外に多様な学びの場を保障すること、第2には、心理と福祉の両面から子供や保護者をサポートしていくこと、また第3には、就学前から高等学校までの各段階において、児童生徒の社会的自立を目指した切れ目のない支援を実施していくこと、こうした3つのことが必要であるというふうに考えております。

今後、こうした施策の充実に向けまして、県教育委員会としっかりと協議を行い、連携して取り組みを実行してまいります。

私からの答弁は以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、現場教員の教育権を踏みにじる文書は即刻やめるべきではないかとお尋ねがございました。

高知県学力定着状況調査において、出題範囲を明確に示すことについては、各学校において調査実施までに履修漏れがないように、計画的に授業で取り組んでもらうためにも必要なことと考えております。また、学力調査後に調査結果から見えてきた課題を克服するために、学力調査等の問題を活用した授業方法などを例として提供することは、県教育委員会として必要なことと考えております。

しかし、御指摘がありましたように、これまでに教育事務所から発出した文書の中には、過年度の学力調査問題の活用を指示し、学力調査の正答率を自己目的化すると捉えられかねない

内容の文書がありました。御指摘のあった8月29日付の中部教育事務所が発出した文書につきましては、9月11日に校長会などからの情報提供が県教委にありましたので、その内容を確認し、直ちに同教育事務所に、文書を撤回し、今回御指摘いただいた部分など不適正と思われた部分はその時点で全て削除した上で出し直すように指示いたしました。同教育事務所では、9月13日付で訂正した文書を持って管内の各市町村教育委員会を回り丁寧に説明し、さらに各市町村教育委員会から各学校へ周知していただいております。

御指摘のあった文書は訂正して出し直しをしましたが、県教育委員会が、このような市町村教育委員会や学校の権限や裁量の範囲を超えた指示と捉えられるような文書や、点数を上げることを自己目的化すると捉えられるような文書を発出することは、あってはならないものと考えております。

今後は、県教育委員会全体として、全国学力調査及び県版学力調査の目的や趣旨が理解され、各学校において活用が図られるような適正な資料や文書の提供に努めてまいります。

次に、学力テストの点数を上げることを自己目的化し、点数をあおるような指導、教育内容や方法まで押しつけることの有無を調査すべきとお尋ねがありました。

教育事務所は、市町村教育委員会や学校の教育活動が充実するよう、それぞれを支援することが主な役割となっています。例えば、学力調査に関して言えば、市町村教育委員会の協力のもと管内の小中学校の学力状況を把握し、学校の強みや弱みを分析して、市町村教育委員会の担当者が集まる研修会や学校訪問指導において、必要な支援策を提案したり、進捗状況を確認することになります。このような役割から、教育事務所は、市町村教育委員会や学校が学力向上

などを進める上で参考となる資料や学力調査の分析シートなどを作成し、提供を行っているところですが。

しかし、このたび教育事務所が発出した文書の中で不適切なものがあるとの御指摘をいただきましたので、先日各教育事務所から市町村教育委員会や学校へ学力調査の実施に関して提供した資料やシートがどのようなものであったのか、全ての文書について調査を実施いたしました。その結果、議員から御指摘があった文書の配付以外にも、学校全体の学習状況を把握するためのものという思いではあったものの、点数を上げるためと受けとめられるような、毎月の学力向上への取り組みを書き込むシートの様式を示すなど、学校が負担に感じるような取り組みが見受けられました。

市町村教育委員会や各学校に対して、強制的に指導や文書の提出を求めるものではありませんでしたが、市町村教育委員会や各学校の権限や裁量の範囲を超えることはあってはならないものですし、学校の負担感についても十分な配慮が必要だと考えております。

そのため、先日緊急に教育事務所長会を開催して、県教育委員会として、適切な資料提供や指導・助言がなされるように、私が全ての教育事務所長と直接確認を行ったところです。

最後に、現場教員の声を直接しっかり受けとめる場を、年間を通じてどう確保するつもりかとのお尋ねがございました。

県の教育行政を確かな方向に推進していくためには、県民の皆様を初め、さまざまな教育関係者の方々の声に耳を傾け、その総意で教育大綱や教育振興基本計画の理念の実現に向け進んでいくことが大変重要だと考えております。そのため、子供たちに直接教育を行い、さまざまな課題を体験している現場の教職員の声を聞くことは、特に大事なことと認識をしております。

これまでも、校長会や教頭会、養護教諭や栄養教諭の代表者、さらには各職員団体など、管理職やさまざまな職種、立場の皆様と本県の教育の現状について話し合う機会を設けてまいりました。また、全ての県立高校及び特別支援学校、一部の市町村立学校にも直接出向き、授業参観や教職員の皆様との懇談会も実施しているところであり、今後も継続して実施してまいります。また、今後は特に、市町村立学校の教職員の方々と意見交換する機会をできるだけふやしてまいりたいと考えております。

○36番（米田稔君） 丁寧な答弁ありがとうございます。第2問行いたいと思います。

さきに伊藤教育長が言われたように、教育事務所とか地教委でいろいろあったとしても、やっぱり現場が一番大変ですので、どうなっているかということによく耳を傾けて、その対応をぜひしていただきたいということを強く、重ねてお願いしておきたいと思います。

ただ、勝手にやり過ぎではなくて、震源はやっぱり学テなんです。ですから陰に陽に、県の教育委員会も、結局1点2点、順位を上げるためにそういう流れに向かっているわけですね、皆さんね。2007年の平成19年のときの小学校算数で、AB合わせて大体マイナス1.7点になるんですけれど、全国平均からいうと、何と1.7点の間に19の県がひしめき合っているわけですよ。それを、みんなが0.何ぼずつ伸ばそうという、ある意味、競争が実際あっているわけですね。

2019年も、その当時よりも2.7点上がりましたけれど、全国平均より1点ふえた、前進したと。しかし、その中に6つぐらいの県がひしめき合っていると。結局1点2点を争う、1位2位をまあ言うたら争うために、今学校の先生たちは追い立てられている。そして、子供たちは、安心・安全な場所を追い立てられている、居場所がなくなっている。そういう実態があることを、私

はぜひ見ていただきたいと思ひますし、現場でいろいろ聞いていただきたい。

特に2009年と2018年を比べると、2009年のときは子供の数が6万人で、不登校775人でした。2018年は5万人の子供に減って、1,059人です。出現率は1.26%から2.09%、この10年の間に1.65倍ふえているんですよ。

学テの実施と無関係どころか、点数を争い、先生が追い込まれ、子供たちが追い込まれる中で、学校になじめない、学業なんかについていけない、友達と勉強を中心にしてうまいこといかない、いっぱいあるわけですよ。私は、この不登校の子供たちの実態は、一つはやはりそこに大きな要因があるのではないかなと思うんです。これは知事にお聞きしたいんですが、どういうふうにご考慮されるのかということです。

そして、新しく担当の人をふやすと言われてはいますけれど、やっぱり今一番大事なのは、一人一人の子供に向き合える先生に時間を保障する、学校の先生をふやす、それがなければ絶対できませんよ。兼任で不登校担当を持っても見れんじゃないですか。結局、仕事がふえるだけですよね。そんなんでできるがやったら、前からやっちゅうわけですよ。だから、僕らは新聞を見て喜んだけれど、何のことはない、兼任でやりますということでしょう。それでは打開になりません。本当に、先生も大変、子供たちも大変ということ、ぜひ打開するために取り組んでいただきたいと思ひます。それが急がれているのではないかなというふうに思ひます。それは回答もされましたけれど、再度お伺いしたいと思ひます。

それと、国民健康保険のペナルティーと公的病院のことですけど、知事は最初のところで、国と地方との関係は対等と協力やと言われた。しかし、これは対等ですか。決して対等やないですよ。行政はまだええかもしれんけれど、そ

こに通っている患者さん、そこに勤めている医療スタッフ、意欲が出んと言うんですよ。お医者さん、看護師さんが集まらんと言うんですよ。それでも頑張ってるんだけれど、そこまで言わいでええと今知事言いましたけれど、この公的病院の再編問題は一度撤回させるべきですよ。

去年、皆さんが力を合わせて、地域医療構想どうするかと知恵を集めてやったわけでしょう、高知県も。それを1年もせんうちに、国が、2つの単純な指標で、これはだめですと来るわけですよ。こんなやり方許されますか。私は、優秀な県の職員の方が地域医療構想、新公立病院の改革プランと2025年プランつくったわけでしょう。自信持ってつくったわけでしょう。それをだめだというわけですから、足りんというわけですから。国にはそう言われても、私たちは責任持って地域を守りますと言うて、やったらいいじゃないですか。それが一回撤回をする、誤りなら撤回をする。それが常道ですし、それが初めて対等と協力関係があるということになるわけですので、その点も知事にあわせてお聞きして、第2問といたします。

○知事（濱田省司君） 米田議員の再質問にお答えいたします。

1点は、不登校の問題ということだと思ひます。特に学力テストが不登校の増加原因になっているのではないかとこの点でございます。

各学校からの報告を見ますと、学業の不振といったような言い方での報告はされておるものも多いと思ひますが、スクールカウンセラーからの聞き取りにおきましても、学力テストそのものが実施をされることですか、あるいは高い点をとるようなプレッシャーがあったというようなことが要因となって不登校となったというケースは、今のところ報告は受けていないというふうに私も承知をいたしております。



今後、不登校となりますさまざまな要因があると思いますので、こういったものを把握し、適切な対応をしていくために、学力テストと不登校の関係性につきましても、スクールカウンセラーの皆さんから情報収集を行っていくということが必要だと思っておりますし、学業の不振といたしましたときに、これが主な要因となっているという可能性にも十分留意をいたしまして、分析をしっかりと教育委員会でしてもらいたいというふうに考えております。

それから、公立・公的病院の再編の関係でございます。

これに関しましては、確かに今回の厚生労働省の進め方には拙速なところがあり、また唐突感を与えたというのは事実だと思います。各病院にいたしますと、事前に何らの情報なしに固有名詞が挙げられたということで、戸惑い、反発があったというのは、これは紛れもない事実だと思います。

ただ、公立・公的な病院も含めました地域医療構想をしっかりと進めていく、2025年に向けて、必要な地域の医療に向けて現状の医療の提供体制を改革していく、このこと自体はやはりやっていけませんと、県民の皆さんの健康、医療を守ることができない大事な課題であると思えます。その意味で、今回の手法、やり方は、いささか乱暴だというそりは逃れられませんけれども、そうは申しましても、今のまま各地域が現状を維持したい、ないしはどんどんふえていく医療の需要に応じて医療機能をふやしていきたいというような形でまいりますと、医療機関が共倒れになってしまうというのが一番恐ろしい事態だと思います。

そうした意味で、いろんな機能分担ですとか連携、そして現に果たしている機能との関係での見直し、こういったものはやっていけませんと、高知県全体の医療の維持・確保ということ

に支障を来してしまうおそれがあると思います。今回いささか乱暴な形になったということは否めませんが、一つの議論のきっかけをいただいたというふうに捉えて、しっかりと対応を検討していく必要がある、こういう課題ではないかというふうに考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

2017年には、公立小中学校における不登校要因というのが調査されていまして、その大きな部分を占めているのに、学業の不振というのがあるんですよ。できる人はまだいいですよ。しかし、多くの課題に困難を持っている子は、やっぱりプレッシャーになります。大変な圧力になりますということ、ぜひ現場を見ていただきたいと思います。

それと、公立・公的病院ですけど、やっぱり本当に対等というならば、きちんと御破算にして、一緒に再度考えましょうという姿勢でないといけません。もともと公的病院の再編問題は、骨太の方針に出されてきた、経済界、財界から持ち込まれたものですから、そんなきれいごとではないというふうに思います。

最後に、新しい知事も含めて、ぜひ誰ひとり取り残さない、そういう県政に向けて努力していただきたいということを要望して、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明18日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時47分散会

## 令和元年12月18日（水曜日） 開議第3日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第3号)

令和元年12月18日午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第4号 令和元年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例議案

- 第11号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 令和2年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第13号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第14号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第15号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 県有財産(高知新港港湾関連用地)の処分に関する議案
- 第24号 国道439号防災・安全交付金(大木絆第一橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第25号 県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第26号 国道493号道路災害関連(小島トンネル)工事請負契約の一部を変更す

る契約の締結に関する議案

第 27 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

報第 1 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

第 2 一般質問  
(3人)



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 直ちに日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第 27 号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案」まで及び報第 1 号「令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から報第 3 号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上 30 件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

3 番今城誠司君。

(3 番今城誠司君登壇)

○3 番（今城誠司君） おはようございます。自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出

の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

初めに、濱田知事におかれましては、野党統一候補との一騎打ちを制し、60%を超える得票率で見事当選されました。心よりお祝いを申し上げます。

濱田知事の初めての定例会において、自民党会派からは知事のふるさと幡多地区から選出の 3 名が続きます。四万十市出身の濱田県政の船出を祝い、質問ができることを大変光栄に思っております。

それでは、知事の政治姿勢についてから順次質問に入らせていただきます。

初めに、本県の社会資本整備についてお伺いをいたします。国の来年度予算編成については、各省庁からの概算要求が出そろい、財務省にて取りまとめられました。各省庁が提出した概算要求の総額は、一般会計で約 105 兆円となり平成 31 年度予算の要求総額 102 兆 8,000 億円を超え、2 年連続過去最大規模となっております。また、政府は一連の災害からの復旧・復興や経済の下振れリスクに備えるための施策として、事業規模が総額で 26 兆円程度となる新たな経済対策をまとめ、5 日の臨時閣議で決定し、今年度補正予算と来年度予算に必要な経費を計上するとされております。

一方で、財務省の財政制度等審議会は、11 月 25 日に令和 2 年度予算の編成等に関する建議をまとめ、大臣に提出されております。この建議において、社会資本整備については、整備水準が概成しつつあることを考慮すれば、いたずらに量を拡大する状況にはないと強調した上で、既存施設の有効活用、料金収入の活用、新技術の活用による一層の効率化を求め、相次ぐ自然災害で全国各地において甚大な被害が発生し、国土強靱化に向けた歳出の必要性が高まる中で

も、量の拡大には歯どめをかけることを提言しております。

本県においては高速道路を例にとっても、その整備率はやっと55%の達成率であり、未事業化区間も残っており、その整備促進が県民の悲願となっております。全国に比べると、本県は生活を支える重要な社会資本整備水準については概成にはほど遠く、著しく整備水準の低い本県の現状に対して今後どのように取り組んでいけるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、緊急防災・減災事業債制度についてお伺いをいたします。緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施をする必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業を対象として平成23年度に創設され、本県においても、津波避難タワーや、津波浸水想定区域内にある防災対策の拠点である庁舎や消防庁舎の移転等に活用することにより、南海トラフ地震対策が大いに加速できたところであります。

当初、この制度は平成28年度の終了予定でありましたが、まだまだ必要とされる対策が数多く残っており、東日本大震災の復興・創生期間である令和2年度末までの延長とされております。制度の終了期限が刻々と迫る中、庁舎移転等の大規模な事業に取り組んでいる財政力の非常に弱い本県の市町村にとって、制度の再延長が強く望まれております。

地方自治体が今後計画的に、さらに南海トラフ地震対策に取り組むことができるように、緊急防災・減災事業債の恒久化も含め、その必要な財源確保についてどのように取り組んでいけるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、次期新過疎法制定に向けてお伺いをいたします。戦後の高度成長に伴い、農山村地域から都市地域に向けて人口移動が起り、過疎問題が発生し、昭和45年に議員立法により10年

間の時限立法として、過疎地域対策緊急措置法が制定されました。以来、4次にわたって特別措置法が制定をされ、現行過疎法は2000年の過疎地域自立促進特別措置法であります。2010年には6年間延長され、過疎地域要件の追加、過疎債のソフト事業への拡充、対象施設の追加、失効期限の延長が行われ、現行法の有効期限は令和3年3月末となっております。

県内においては、平成22年4月1日付で須崎市、香美市、黒潮町が過疎地域として追加をされ、合計で24市町村の全域、4つの市町で一部、県全体面積で約80%、人口の約27%が過疎地域に該当しております。また、国の特別交付税の算定においては、過疎地域と同様に人口減少が著しく、財政基盤が脆弱な過疎地域に限りなく近い地域として、準過疎地域が位置づけられており、県内においては宿毛市、日高村、芸西村、佐川町が該当し、特別交付税が加算をされている状況があります。

県内の市町村がほとんど過疎関係地域に位置づけられている本県では、人口減少や少子高齢化等により地域社会における活力が低下をするとともに、身近な生活交通の不足、地域医療体制の弱体化が進み、深刻な状況が続いております。次期過疎対策の制定に向けて、高知県次期過疎対策検討会において提言内容をまとめて、要望活動を本格化しているところとお聞きをしております。

新過疎法制定に向けて期待をされる施策についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、人口社会増減均衡に向けてお伺いをいたします。高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標2、新しい人の流れをつくるにおける数値目標として、今年度に本県における人口の社会増減の均衡という高い目標を設定し、取り組んでいるところであります。

総務省の2018年人口移動報告によりますと、本県は2,307人の転出超過、社会減であり、高知市でマイナス741人、須崎市でマイナス311人、室戸市でマイナス236人、土佐市でマイナス215人、四万十市でマイナス206人と続き、24の市町村で社会減の結果となっております。一方で、社会増は、香美市がプラス210人で四国1位になっており、香南市プラス68人、黒潮町プラス50人、日高村プラス39人と続き、好転している市町村もありますが、社会増減の均衡という高い目標の達成は厳しい状況であります。

転入促進策と転出抑制策の充実により、本県における人口の社会増減の均衡を図ることが当面の大きなターゲットであります。今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、国際観光の推進についてお伺いをいたします。本県における宿泊を伴う外国人観光客数は、観光庁がまとめた平成30年の宿泊旅行統計調査によりますと、都道府県別外国人延べ宿泊者数は7万9,160人泊となり、島根県、福井県に次いで全国で3番目に少ない結果となっております。前年からの伸び率についても5%程度であり、四国では最低、全国でも7番目に低い結果にとどまっております。

高知新港がクルーズ客船寄港地として定着するなど、外国人観光客を受け入れる環境整備が一定進んでまいりました。本県における宿泊を伴う外国人観光客数は、産業振興計画の今年度の目標値であります14万8,000人泊の達成を目指し、プロモーションの対象市場の拡充に取り組んでまいりましたが、3年連続で7万人台の泊数にとどまっている状況があります。さらなる外国人向け旅行商品の造成、販売促進や効果的な情報発信とセールス活動の取り組みが必要とされております。

知事は、2025年の万博をターゲットとして、

関西圏からのインバウンドの誘致に取り組むと発言をされております。その戦略づくりについてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、県西部の文化芸術環境の整備についてお伺いをいたします。本県では、平成18年より文化芸術振興ビジョンを策定し、芸術祭の開催や県立文化施設における事業の充実などを通じて、県内の文化芸術活動の振興に取り組んでいるところであります。平成28年度高知県県民世論調査において、文化芸術振興に関する意見や要望に関するニーズ調査が実施をされ、今後県が文化芸術振興を進めるに当たり、どんな施策に力を入れる必要があると思いますかの問いに対しまして、文化芸術を鑑賞・体験できる機会の充実が26.6%と最も高く、次いでホール・劇場、美術館、博物館等の文化施設の充実が23.4%と、県内の文化施策のさらなる充実を求める県民ニーズが明らかとなりました。

幡多広域圏での結果を見てみますと、両項目は27.7%、24.9%と県下の平均値より高い数字になっております。しかしながら、県立の文化施設は、南国市の歴史民俗資料館以外の全ての施設は高知市に集中している状況となっており、幡多地域からの文化施設の利用については大きなハンディがあります。平成29年度には、日本洋画の巨匠として美術界の第一線で活躍されております宿毛市出身の奥谷博先生が、牧野富太郎博士以来の高知県から2人目となる文化勲章を受章されました。今年9月には、宿毛市ではその作品を常設展示できる美術館建設を求める9,619人の署名とともに、市に対して要望書が提出をされております。

県西部の文化芸術環境のレベルアップが必要であり、県市連携による拠点整備についてその御所見を知事にお伺いいたします。

次に、災害対応について。

初めに、公共事業の円滑な施工確保対策についてお伺いをいたします。昨年の平成30年7月豪雨災害の大きかった市町村において、公共工事の入札不調が数多く発生している実態があります。安芸市の執行する先月の入札結果は、30件発注のうち26件が不調となり、入札執行の86.6%が入札不調に終わっております。宿毛市の執行分についても、先月分で24件発注のうち15件が不調となり、入札執行の62.5%が入札不調に終わる危機的な状況が続いております。条件つき一般競争入札において、市外業者にも公募を広げても応札者がなく、さらに入札不調が続く案件も発生しており、早期の復旧・復興に向けての事業執行が課題となっております。

県発注工事については、昨年の7月豪雨に係る災害復旧や、国土強靱化基本計画に基づく「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に伴う事業量の増大に適切に対応するために、効率的な事業執行を目指して、今年度当初に大幅な入札・契約制度の変更が行われ、入札不調の抑制に取り組んでいるところでもあります。

これまでの公共事業の執行状況と、今後の公共事業の円滑な推進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、気候変動を踏まえた治水対策についてお伺いをいたします。今年10月12日夜に伊豆半島に上陸し、関東地方を縦断した台風19号は、東日本の広い範囲に大雨や暴風、高潮をもたらしました。気象庁は最大級の警戒を呼びかける大雨特別警報を13都県に発令し、各地で記録的な大雨により河川の氾濫や土砂災害を引き起こしております。

国土交通省によりますと、河川の決壊は7県、71河川、140カ所に上り、市街地を広域で浸水し、死傷者や住宅被害の数を押し上げております。140カ所の決壊箇所のうち、国の直轄管理区間が

7河川、12カ所に上り、昨年の西日本豪雨では、堤防の決壊が国管理の小田川で2カ所と都道府県管理河川で35カ所の計37カ所だったのに比べると、今回はその4倍近く、浸水面積も極めて広く、約3万2,300ヘクタールであり、西日本豪雨の約1万8,500ヘクタールを大きく上回りました。

先日、西内隆純議員、土森議員とともに茨城県的那珂川の被災地に調査に入ることができました。この那珂川では、河川決壊3カ所全てで200メートル以上にわたって崩壊し、越水により川裏側の堤防が破壊され、決壊に至ったと見られる箇所でありました。

関東地方整備局では、2016年に那珂川河川整備計画を策定し、30年間をめどに堤防のかさ上げや河道掘削を進めている状況であります。国管理区間全体の20.4%が堤防高や断面積が計画高水位に対応していない暫定堤防区間であり、決壊箇所はこの区間で発生しております。近年の気候変動の影響と見られる想定以上の大雨が頻発しており、現在の整備計画に沿って堤防をつくっても将来の降水量に対応できない可能性は高く、今回完成堤防区間でも数多くの氾濫を起こしております。

本県の河川についても、今後気候変動による豪雨のさらなる頻発化、激甚化に対して、現行の整備計画を気候変動の影響も考慮した治水対策に向けて、県管理河川についてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、洪水ハザードマップ等の充実についてお伺いをいたします。今回の台風19号によりましてお亡くなりになった方は98名に及んでおります。お亡くなりになった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げ、一日も早い復旧・復興を願っております。

近年の豪雨災害による死亡者は、土砂災害に

よるものが多く発生しましたが、今回の災害では半分以上が堤防の決壊による急激な水位上昇による浸水被害であったと報道されております。今回被災した各河川で、それぞれの自治体が公表している洪水ハザードマップの浸水想定区域は、実際の浸水とよく一致し、避難に有効であったと言われております。

他県においては、浸水想定区域図の作成にはやはり費用も時間もかかるため、過去の水害実績などの水害の危険性を示した水害リスクマップを、全ての県管理河川で作成している県もあります。愛媛県においては、水害が起こりやすい地域をあらかじめ伝えることで、住民の防災意識の向上につなげるために、各河川において過去40年間に発生した水害での浸水範囲、洪水浸水想定区域を表示し、水位観測所、雨量観測所、土砂災害の発生場所、土砂災害特別警戒区域などの情報を1枚にまとめたものになっております。

一方、県内における浸水想定区域図の作成状況は、国の直轄管理では洪水予報河川に指定をされている物部川、仁淀川、四万十川と、水位周知河川に指定をされている中筋川、後川、宇治川、県管理河川では水位周知河川に指定をされている国分川、鏡川、宇治川、松田川で公表されております。水位周知河川に指定されていないその他の県管理河川についても、順に作成に向け取り組んでいるとお聞きをしております。

自分が住む場所の浸水被害を予測し、豪雨が発生した場合は迅速な避難行動により、より安全を確保するために、洪水ハザードマップの作成のもととなる洪水浸水想定区域図の作成促進が重要と思われませんが、現在どのように取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、危機管理型水位計についてお伺いをいたします。今回の台風19号で決壊をした河川の

うち、宮城県や福島県など5県が管理する13河川で水位計が設置をされていなかったと報道されております。各自治体は、気象庁の警報や雨量、定点カメラ、水位計のデータを災害時の住民避難の判断材料とします。通常の水位計の設置費用は、1カ所当たり1,000万円から2,000万円程度と高額でありましたが、近年中小河川で豪雨災害が相次いでおり、洪水時に水位観測に特化した低コストの水位計が開発をされ、これまで水位計のなかった河川や、地先レベルで細やかな水位把握が必要な河川への危機管理型水位計として設置が進められております。

本県においても、昨年度94の県管理河川に102カ所設置をされ、水位観測網の充実が図られており、ことしの4月から運用されているとお聞きをしております。この危機管理型水位計は、その設置場所ごとにどのような基準で氾濫危険水位を設定し、増水や氾濫の危険を市町村に対して提供されているのか、また地域住民に対してもどのように工夫をして情報を提供しているのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、県管理ダムにおける異常豪雨の頻発に備えた対応についてお伺いをいたします。昨年の西日本豪雨では、愛媛県の肱川で国土交通省の野村ダムと鹿野川ダムが満水となり洪水調節機能を失い、異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流の実施となり、ダムへの流入量と同程度の放流量とした結果、下流域で浸水する地域が相次ぎ、自宅付近や車で避難しようとしていた9人が犠牲となりました。より効果的なダム操作や有効活用、より有効な情報提供や住民周知が課題となりました。

今年の記録的豪雨をもたらした台風19号においても、貯水の限界の見込まれた6カ所のダムが緊急放流に追い込まれました。神奈川県が管理をする城山ダムにおいても、ダム建設以来初めての緊急放流となりました。懸念をされた河



川の氾濫は起きなかったものの、県が発表する放流予定時刻が二転三転したり、川の水位が急上昇する間違った水位の予測が示されたり、流域自治体の現場は混乱し、情報伝達や共有のあり方が課題となったと言われております。

台風の接近が予想され、大規模な洪水が予想される場合には、あらかじめダムを水位を下げておくことにより、より多くの洪水調節容量を確保しておく事前放流が効果的であります。今回この6つのダム全てで、あらかじめ水の利用者と協議して事前に水を放流するルールを決めていないなど、事前放流の実施体制が整っていなかったことがわかりました。このうち高柴ダムや美和ダムなど台風の接近に伴って、急遽利水者に了承を得るなどして事前放流をしたダムもありましたが、水の量が回復しない場合を懸念し、積極的に水位を下げる事ができていませんでした。

本県においても、近年の水害の激甚化を踏まえて、県管理ダムの洪水調節機能の強化等について、また異常洪水時防災操作移行時の的確な情報提供や住民周知についてどのように取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策について。

初めに、長期浸水対策についてお伺いをいたします。長期浸水対策については、近年発生確率が高まっている南海トラフ地震に伴う被害のうち、特異かつ顕著な現象である高知市浦戸湾周辺と宿毛市中心市街地周辺の地盤沈降による長期浸水被害について、浸水抑制による被害軽減、浸水域からの安全な避難・救助、迅速な排水による早期復旧を目的として取り組む対策について、高知市は平成25年3月、宿毛市については平成27年3月に検討結果が公表されております。ハード対策は進められておりますが、依然長期浸水域内に多くの住民が取り残されるこ

とが想定されており、具体的な住民避難対策が必要とされております。

宿毛市の長期浸水対策を着実に実施していくために、定期的に関係機関と対策の実施についての協議や計画の進捗管理についてどのように取り組んでおられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、住宅耐震化促進についてお伺いをいたします。昨年度までを計画期間とする第3期南海トラフ地震対策行動計画では、第2期の行動計画の成果を踏まえ、特に重点的に推進していく対策として、住宅耐震化を初め地域に支援物資を届けるルートの確保など、8つの重点課題を設定し、目標達成に向け特に加速化を図りました。その結果、地震対策の一丁目一番地である住宅の耐震化については、国の総合的な支援メニューの創設や低コスト工法の普及による所有者の負担軽減、戸別訪問の実施による啓発の強化などにより、目標としていた4,500棟の耐震改修を達成し、耐震化率についても77%から82%となっております。

これまでの取り組みによる減災効果としては、住宅耐震化に加え、津波早期避難意識率の向上や津波避難空間の整備が進んだことから、想定死者数については、2013年の第2期行動計画策定時に算出した4万2,000人から昨年度末までに約74%減少し、約1万1,000人にまで減らすことができる見込みとなりました。今年度からは、第4期行動計画として、いまだに耐震化が必要な住宅は多数存在することから、住宅耐震化率を87%に目標設定しスタートしているところであります。

しかしながら、住宅の耐震改修の進捗状況には市町村によって大きく差があります。平成17年度から平成30年度末までの耐震改修の補助実績9,182棟の内訳によると、耐震改修が多い自治体の実績では、高知市の3,435棟、土佐市の846

棟、南国市の650棟となっております。幡多地域において最も多い自治体の実績は、黒潮町の501棟となっております。一方で、耐震改修が進んでいない自治体もあり、大月町ではわずか2棟にとどまっている状況があります。

第4期行動計画において、市町村の住宅耐震改修実績の差の原因をどのように分析し、さらなる住宅耐震化促進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、津波による漁業施設の漂流対策についてお伺いをいたします。温暖で生産性の高い宿毛湾では、養殖やまき網を初め多種多様な漁業が営まれており、多くの漁業施設が設置をされております。また、宿毛湾内を初め県内の漁港では、漁業者の廃業などによって放置された漁船が多く見られるほか、漁業活動に欠かすことができない燃料タンクについても、流出などの危険性が指摘をされております。津波が発生した場合には、津波とともにこれらの施設が漂流物として漁港背後の市街地や集落、泊地や航路に流され、家屋の倒壊、避難の妨げ、航路・泊地の閉塞、さらには燃油の流出による火災の発生など二次被害を増大させる危険性を抱えております。

これに対して県は燃料タンクや沈廃船について対策を進めておりますが、これまでの取り組み状況と今後どう取り組んでいかれるのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、高齢者の行方不明対策についてお伺いをいたします。

警察庁の統計によりますと、昨年1年間に警察に届け出があった認知症の行方不明者は延べ1万6,927人で、前年より1,064人多く、統計をとり始めた2012年の1.76倍となり、6年連続で過去最高を更新している状況となっております。2017年以前に捜索願が出された人を含めて、昨

年1年間で死亡が確認されたり、届け出が取り下げられたりした認知症の人は1万6,866人、うち1万6,227人の生存、所在が確認をされ、死亡が確認されたのは508人と報告されております。

県内においても、今月上旬には四万十町の64歳の女性が行方不明になった翌日の朝発見され、死因は低体温症と見られております。今年の4月、私の地元宿毛市でも、87歳の男性が自宅から4キロ離れた山中で行方不明から3日後に遺体で発見され、死因は同じく低体温症であったと報道されております。

認知症の人が行方不明になったときに素早く捜し始められるよう、行政、警察署、消防、市民などが連携してつくった連絡網、捜索体制のSOSネットワークを構築している市町村もありますが、市町村において取り組みの差があります。厚生労働省では、今年6月に決定となった認知症施策推進大綱において、認知症の方が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった際に、早期発見・保護ができるように、既存の捜索システムを把握し、広域捜索時の連携体制を構築するとともに、捜索ネットワークづくりやICTを活用した捜索システムの普及を図るとされております。

市町村の圏域を越えても対応できる見守りネットワークの構築については、県がネットワークのかなめとして重要な役目を担っておりますが、効果の上がる高齢者の行方不明対策についてどのように取り組んでおられるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、警察犬の現状についてお伺いをいたします。行方不明に気づいたときは、自分たちだけで捜そうとせず、すぐに警察に連絡することが大切です。自分たちで捜し出そうと、ちゅうちょしがちではありますが、時間がたてばたつほど認知症の人は遠くへ行ってしまう可能性があるため、捜索がより困難となります。

行方不明者の捜索については、人間の3,000から6,000倍ある嗅覚を持つ警察犬の出動要請が高齢化の進行に伴い急増しており、平成26年の捜索活動の出動が29回であったものが、平成30年には58回と2倍に伸びているとお聞きをしております。その大部分を直轄警察犬が出動し、県西部の行方不明者捜索や出動要請が重なったときには、嘱託警察犬が出動している状況であります。

今後、さらに行方不明者の捜索の出動回数が伸びることが予想される中で、十分な対応のできる警察犬の確保や体制の強化についてどのように取り組んでおられるのか、また警察犬の捜索能力向上のため、どのような訓練を行っているのか、警察本部長にお伺いをいたします。

最後に、クロマグロやブリの人工種苗の生産技術の確立についてお伺いをいたします。

数ある魚の中でも不動の人気を誇るクロマグロは、近年日本食ブームの影響などから資源枯渇が懸念される中、養殖クロマグロに注目が集まっております。高知県内の養殖クロマグロは、全て高知県最西部の町、大月町で育てられており、県単位の生産量は全国3位となっております。

世界的な漁獲量規制により、天然種苗の生け込み尾数が制限をされる中で、人工種苗生産による養殖クロマグロの安定供給に向けて、平成26年から取り組みを始めて、順調に成果を上げておりましたが、昨年度は産卵条件が整わず受精卵が確保できず、種苗出荷サイズまでの飼育についても目標尾数を下回り、生産を中止したとお聞きをしております。一方で、輸出を目的としたブリ人工種苗の生産技術開発については、4センチの沖出しサイズを10万匹の生産に成功したとお聞きをしております。

これまで取り組んできたクロマグロ、ブリの人工種苗の生産技術の確立について、現在どの

ような課題があるのか、またその課題の解決にどのように取り組んでいくのか、水産振興部長の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、全国に比べ著しく整備水準の低い本県の社会資本の現状につきまして、今後どのように取り組んでいくのかというお尋ねがございました。

本県におきますインフラに関しましては、これまで国などに対して積極的に政策提言を行いながら、地域の実情に応じた整備に取り組んでまいりました。このことによりまして、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護など、その整備は着実に進展をいたしております。しかしながら、四国8の字ネットワークの県内の整備率はいまだに55%にとどまっております。こういった状況でございますので、産業振興といった県の重要政策をさらに推進していく上でも、本県のインフラは十分に形成されているとは言えない状況でございます。

このたび財政制度等審議会が取りまとめた、令和2年度予算の編成等に関する建議では、議員から御紹介もございましたように、ストックの整備水準が概成しつつあることを考慮すれば、いたずらに量を拡大する状況にはないという形で述べられております。その上で、今後は効率的なインフラの整備、活用を図っていく必要があるといった内容になってございます。

限られた公共事業予算におきまして、効率的にインフラを整備、活用していくといった視点を持つこと自体は必要であります。しかし、一方で整備水準が全国から大きく立ちおけております本県のインフラは、概成と言うにはほど遠い状況にあると考えております。

今後とも、安定した公共事業予算を確保しながら、未来にわたって地域経済へさまざまな効果をもたらす質の高いインフラを着実に整備していかなければならないと考えております。このため、あらゆる機会を通じて、国などに対しインフラの整備効果、その必要性をしっかりと訴えてまいります。あわせて、国の施策も最大限に活用しながら、これまでのスピードを緩めることなく、インフラ整備に全力で取り組んでまいります。

次に、緊急防災・減災事業債の恒久化を含めた財源確保への取り組みについてお尋ねがございました。

本県では、これまで御指摘がございました緊急防災・減災事業債の制度を活用いたしまして、南海トラフ地震対策行動計画に基づきます防災・減災のための取り組みを加速して進めてまいりました。その結果、県や市町村において津波避難想定区域内にあります庁舎の移転、あるいは津波避難タワーの整備、こういったものが大きく前進をしたところでございます。

しかしながら、庁舎の移転などにつきましては、関係者や連動する事業との調整が必要でございますので、中長期的、計画的に行う必要があるものでございます。本県でも、令和3年度以降に着手となる事業が存在するというふうに見込まれております。このほかにも、取り組みを進めることで新たに明らかになってくる課題もございます。こうしたことから、今後も引き続き防災・減災のための取り組みを停滞させることなく、さらに加速させていくということが重要であると考えております。

こうしたことから、本年度におきましても、緊急防災・減災事業債の恒久化を含みます継続の検討について、全国知事会や南海トラフ地震関連の10県知事会議とも連携をいたしまして、国への政策提言を行っております。

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災に係ります復興・創生期間である令和2年度までの時限措置とされておりまして、制度の見直しの時期が近づいております。しかしながら、本県のように高い確率で大規模地震の発生が見込まれております自治体にとりましては、非常に重要な財政支援制度であると考えております。

そのため、これからも引き続き緊急防災・減災事業債の恒久化を含めまして、必要な財政措置が講じられますよう、全国知事会などと連携して大いに訴えてまいります。こうしたことによりまして、南海トラフ地震対策に支障が生じないよう、より一層取り組んでまいる考えでございます。

次に、新過疎法制定に向けて期待される施策についてお尋ねがございました。

国の過疎対策につきましては、これまでの特別措置法などに基づく支援制度によりまして、本県におきましても、例えば産業の振興、生活環境の整備などといった分野で成果を上げてきたものと考えております。一方で、過疎地域では依然として人口減少、少子高齢化が進行いたしております。また、公共交通の減便、商店の閉店などによりまして日常生活への影響、さらには担い手の減少によりまして集落機能の低下など、現在でも深刻な状況が続いているところでございます。

こうしたことから、高知県次期過疎対策検討会におきまして、市町村とともに次期過疎対策に向けた提言を取りまとめたところでございます。11月には県と関係市町村長で、県選出国会議員への要望活動を行いました。

新たな過疎対策法の制定に向けましては、引き続き過疎対策の必要性を強く訴えまして、まず過疎対策の対象地域として、いわゆる一部過疎の取り扱いを継続するべきだというふうにご提言では述べております。あわせて、議

員からお話のありましたように、過疎地域と同様に厳しい状況にあります地域を過疎地域に準じる地域として、必要な支援策が講じられるべきであるというふうに考えております。また、過疎地域などへの支援のあり方といたしまして、地方交付税のほか、過疎対策事業債の財源を十分に確保し、過疎関係市町村の財政基盤を強化することが必要であると考えます。

さらに、本県のように小規模で財政基盤が脆弱な過疎関係市町村を多く抱える県におきましては、過疎対策を進める上で県の果たす役割が極めて重要であります。こうしたことから、新たな過疎対策法において県の役割を明確化するとともに、県に向けた新たな財政措置を求めてまいります。

こうした考え方のもと、令和3年度を初年度といたします新たな過疎対策法が、本県の実情に沿った制度として実現するよう、引き続き提言や要望活動を重ねてまいります。

次に、人口の社会増減の均衡に向けてどのように取り組んでいくのかというお尋ねがございました。

本県の人口の社会減は、かつての全国的な景気回復局面に比べまして2分の1程度にまで改善をいたしておりますけれども、その均衡に向けましてはまだ道半ばという状況でございます。そのため、次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、引き続き人口の社会増減の均衡を目指すことといたしまして、その実現に向けて、大きく2つの方向性によって取り組みを強化してまいりたいと考えております。

1つ目は、多くの若者が高知に帰ってくるができるように、あるいは若者が県外に出ず、高知に定住する希望をかなえるようにすることです。このため、引き続き各産業分野におきまして、地産外商により安定した雇用を創出する取り組みを全力で進めてまいりま

す。特に、各産業分野とデジタル技術の融合をさらに進めまして、新たな製品やサービスの開発を促進いたします。このことによりまして、各産業分野におきます付加価値や労働生産性のさらなる向上に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、若者の雇用の受け皿といたしまして、高知ならではのSociety5.0関連産業群の創出に挑戦をしてみたいと思います。加えて、こうした多様かつ魅力ある仕事が高知にあるということをもっと多くの若者にPRをし、伝えてまいります。さらに、企業の事業戦略づくりを通じまして、経営と両立する形で働き方改革を進めまして、働きやすい魅力ある県内企業をふやしてまいりたいと考えております。

大きな2つ目は、県外からの移住を促進する取り組みであります。このことは、中山間地域などにおきます人材を確保するためにも、取り組みをさらに強化していく必要があると考えております。具体的には、高知家プロモーションと連携をいたしました交流人口、関係人口からの誘導を強化してまいります。また、移住促進・人材確保センターを中心に、関係団体や市町村と連携いたしまして、仕事や住まいの掘り起こしの強化を図りまして、都市部人材とのマッチングを一層進めてまいります。

この大きな2つの方向性のもとで具体の施策のバージョンアップを図りまして、本県の人口の社会増減を均衡させるという目標に引き続き挑戦をしてみたいと思います。

次に、大阪・関西万博をターゲットにいたしました関西経済圏からのインバウンド誘致の戦略についてお尋ねがございました。

私は、この7月まで大阪で勤務をしておりましたが、本当に多くの外国人観光客でにぎわっておりますし、京都など人気の観光地も同じような状況でございます。こうした状況にありま

す関西圏におきまして、万博を開催するという  
こととなりますので、この活況にさらに拍車  
がかかるというのは明らかなと考えております。  
国が示しました2025年国際博覧会検討会報告書  
におきましても、万博期間中の入場者を全体で  
約2,800万人、うち海外からは約350万人と見込  
まれております。こうしたことから、本県が  
外国人観光客の誘致を進める上では、万博を含  
めまして、関西圏からの誘客に取り組むことが  
大変重要であるというふうに考えております。

このため、来年度のできるだけ早い時期に、  
関西圏の行政関係の機関や経済界の皆様など、  
これまで私が築いてきた人脈、経験も活用いた  
しました検討組織を立ち上げまして、関西圏か  
ら外国人観光客を本県に呼び込むための戦略づ  
くりを進めてまいります。この戦略づくりの中  
で、例えば関西圏における本県観光の魅力の発  
信を初めといたしまして、関西圏と高知を結ぶ  
新たな観光ルートやイベントなどの企画を練り  
上げてまいりたいと考えております。

こうして練り上げた戦略と、それに基づく具  
体的な施策によりまして、関西圏、ひいては万  
博、あるいは大阪で整備が予定されております  
I Rからの誘客を目指してまいりたいと考えて  
おります。

最後に、県西部の芸術文化環境のレベルアッ  
プのための拠点整備についてのお尋ねござい  
ます。

本県の文化振興を図りますためには、多くの  
県民の皆様が多様な文化芸術に触れる機会を創  
出することが必要であると考えております。こ  
のため、これまでも美術館を初めといたします  
県立文化施設におきまして、施設の特色を生か  
した企画展などの内容の充実に努めております。  
また、県内各地域に出向いて出前講座などを  
行いますアウトリーチ活動でございますとか、児  
童生徒を各館へ招聘いたしますミュージアムバ

スなど、さまざまな事業に取り組んでいるとこ  
ろでございます。

お話にございました奥谷博先生の作品を展示  
する美術館につきましても、すぐれた文化芸術  
に触れる機会の一つになるものと考えておりま  
す。今後、その整備のあり方などにつきまして  
は、宿毛市において検討を行うというふうに伺っ  
ております。県といたしましては、その内容も  
お聞きした上で、どのように連携を図っていく  
ことができるのか考えてまいりたいと思います。  
私からは以上でございます。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、公共事業の執  
行状況と公共事業の円滑な推進に向けた取り組  
みについてお尋ねがありました。

本年度の土木部の公共工事関連予算は、昨年  
7月の西日本豪雨による災害復旧工事や、国の  
3カ年緊急対策に係る事業費などにより、前年  
比で約1.2倍となっております。

この事業費の増大に伴う発注件数の増加など  
に起因する入札の不調・不落対策として、難易  
度が同程度の複数の工事をまとめて発注するこ  
とで、現場に配置が義務づけられる技術者数の  
抑制を図るなど、入札・契約制度の大幅な改正  
を昨年度末に行いました。また、各土木事務所  
におきましても、管内の建設事業者の手持ち工  
事量や市町村の発注見通しを勘案しながら、同  
時期に発注が集中しないように調整するなど、  
不調、不落の発生要因の逡減に努めているとこ  
ろです。

今年度の不調・不落件数は例年よりも多い状  
況にありますが、工事の速やかな再発注に努め  
た結果、予算額に対する契約済み額の割合を示  
す執行率では、11月末現在で前年同期の執行率  
を上回っており、これまでの取り組みの効果が  
あらわれていると考えております。

今後とも、災害に強い県土づくりを着実に進

めていくため、建設業界の皆様の御意見もお聞きしながら、入札結果の分析と検証、改善に取り組む、公共事業の円滑な執行に努めてまいります。

次に、気候変動による豪雨のさらなる頻発化、激甚化に対して、県管理河川の治水対策にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

国土交通省は、気候変動による豪雨のさらなる頻発化、激甚化への対応を検討するため、平成30年4月に気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会を設置し、本年10月に気候変動を踏まえた治水計画のあり方の提言を受けております。この提言では、過去の観測データをもとにしたこれまでの治水計画から、将来の予測を活用した治水計画への転換の必要性が示されており、例えば平均気温が2度上昇した場合には降水量が1.1倍程度に変化するなど、今後増大する水害リスクへの対応が求められております。これを受けて国土交通省では、個々の河川の整備計画の策定に当たって目標とする降雨の見直し方法や、対策メニューの検討を行っているところです。

県管理河川の整備につきましては、まずは現在策定済みの計画に基づく整備を着実に進めながら、国の動向も十分に注視し、気候変動への対応を検討していきたいと考えております。

次に、洪水浸水想定区域図の作成促進が重要と思われるが、現在の取り組みについてお尋ねがございました。

みずからが居住する土地の水害リスクを把握し、いざという場合に適切な避難行動を行うための情報として、洪水浸水想定区域を県民の皆様にお示しすることは大変重要であると考えております。特に、河川の洪水位に比べて地盤が低く、堤防で守られているような土地では、万一が堤防が決壊した場合にその被害も甚大とな

ることから、その必要性が高いと考えております。

そのような河川の中でも流域人口が多く、水位周知河川に指定された河川については、計画規模の降雨による浸水被害に対する洪水浸水想定区域図の作成を実施してきており、平成21年に鏡川、平成22年に国分川、松田川で公表を行っております。また、平成27年に水防法が改正され、1,000年に一度起こるかどうかの豪雨を想定した洪水浸水想定区域図の作成が義務づけられたことから、これに基づく検討を行い、平成29年に宇治川、本年10月に鏡川、国分川で公表しております。残る松田川につきましては、来年度の公表に向けて準備を進めており、その他河川につきましても、近年浸水被害のあった河川などから重点的に作業を実施しております。

次に、危機管理型水位計について、増水や氾濫の危険を市町村や地域住民に対してどのように情報提供しているのかのお尋ねがございました。

危機管理型水位計は、県民の皆様が洪水時に周辺の河川水位を把握できるように設置したもので、その場所の特性に応じて、道路冠水や宅地の浸水などが発生するおそれのある水位を氾濫開始水位として設定し、その水位までの余裕高を観測しております。現在、避難するタイミングの参考となる氾濫危険水位は設定できておりませんが、今後観測を続け、一定のデータを蓄積した後、そのような水位設定を検討してまいります。

また、危機管理型水位計の情報は、県の水防情報システムとは別の全国統一のシステムである川の水位情報で公開されており、従来の水位計の情報と同じシステムで見られるよう、県のシステムを改修しているところでございます。

さらに、危機管理型水位計の多くは住宅地近くに設置しており、地域の皆様の目にとまりや

すいことから、水位計であることの表示や水防情報システムへの接続を促すQRコードを張りつけるなど、利用促進に向けた広報にも取り組んでまいります。

次に、県管理ダムにおける洪水調節機能の強化や異常洪水時防災操作移行時における的確な情報提供と住民への周知についてお尋ねがございました。

本年10月の台風19号では、全国の洪水調節を行った146ダムのうち6ダムにおいて、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と放流量を同程度とする異常洪水時防災操作に移行いたしました。

本県においても本年10月の台風18号では、鏡ダムで10月としては異例となる流域平均時間雨量83ミリを観測し、異常洪水時防災操作移行の可能性について高知市などの関係機関に連絡するなど、対応に迫られる状況がありました。幸い、その後天候が回復し、異常洪水時防災操作に移行することはなかったものの、このような状況となりましたのは、洪水に備えてダムの貯水位を低く設定する夏場の時期から外れた出水であったためと考えております。

今回の経験からも、今後はこれまでの常識では想定できない洪水の発生が懸念されますので、ハード整備による洪水調節機能の強化や、洪水に備えるための貯水位設定の見直しなどを早急に検討する必要があると考えております。

また、異常洪水時防災操作移行などの緊急事態が発生した際には、住民へ避難を促すための情報を確実に伝えることが重要と考えます。これまで関係機関が連携し、ダムからの放流に関する情報の周知について取り組んできたものの、昨年の7月豪雨やことしの台風19号などを受け、さらなる強化が必要と考えております。まずは、サイレンなどの警報が川の利用者のみならず周辺の住民にも伝わるよう施設改良

を加えるとともに、ダム情報のアナウンスの内容を見直すなどの取り組みを進めてまいります。

最後に、第4期南海トラフ地震対策行動計画において、市町村の住宅耐震改修実績の差の原因をどのように分析し、さらなる住宅耐震化促進にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

県では、これまで耐震診断の無料化、設計費や改修工事費への補助などの需要の掘り起こしにつなげるための支援体制の強化に取り組んでまいりました。また、耐震改修に携わる設計事務所や工務店等の事業者を育成すると同時に、低コスト工法の普及に努めるなど、供給能力の強化にも取り組んでまいりました。

市町村では、国や県の支援制度を活用するとともに、住宅の耐震化をさらに加速するため、戸別訪問などによる耐震化の啓発、住宅所有者の経済的な負担を軽減するための上乘せ補助の実施や、事業者が直接補助金を受け取る代理受領制度の導入などに取り組んでまいりました。これらの取り組みの結果、第3期南海トラフ地震対策行動計画の目標に掲げた4,500棟を上回る住宅耐震改修が実施できたものと考えております。

一方で、耐震改修の実績には地域差が見られ、実績が少ない自治体では、診断を実施した後、改修設計や工事に進む率が低い傾向が見られ、改修工事を行う住宅所有者の経済的負担の軽減につながる低コスト工法がそれらの地域に十分普及していないことが、その要因の一つと考えているところです。

このため、県では、特に実績の少ない自治体と協力して、低コスト工法をその地域で実施できる事業者の育成に取り組み、診断を受けた住宅所有者が改修工事に進みやすい環境整備に努め、住宅耐震化の促進につなげてまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)



○危機管理部長（堀田幸雄君） 宿毛市における長期浸水域の住民避難対策についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すれば、宿毛市では最大2.4メートルの地盤沈降によって、宿毛駅の周辺などで約360ヘクタールが長期浸水すると想定をされています。その地域には約8,000人の方がおられ、多くの方が取り残された場合、救出に時間がかかることが大きな課題となっております。

このため、国や県、市などの対策を行う関係機関が検討を行い、堤防、護岸の耐震補強や排水ポンプ車の確保などの止水・排水対策と、避難空間の整備や孤立者情報の把握、救出のための資機材の整備などの住民避難対策について、平成27年3月に取りまとめております。これらの対策を早期に進めるため、平成27年10月に関係機関による連絡会を設置して定期的に開催をし、取り組みの進捗状況や課題を共有するとともに、対応策についての協議を行っています。

これまで住民避難対策として、宿毛市において地域津波避難計画の見直しや避難路の現地点検を行うとともに、新たに整備した35カ所を含む合計95カ所の避難場所を確保しております。加えて、避難場所で孤立した方への情報提供のための宿毛市防災アプリの導入なども行っております。

さらに、来年度から長期浸水域に取り残された住民を速やかに救出するために、応急救助機関が活動するための拠点や、救出するためのルート、資機材などについて、宿毛市と関係機関が協力して具体的な検討を進める予定です。

一方、住民の皆様にも長期浸水が発生することを踏まえ、適切な準備や行動をとっていただくことが重要です。そのため、長期浸水の発生や救出には一定の時間が必要となることなどについて、宿毛市の広報や自主防災組織の学習会

などを通じた啓発を、宿毛市と連携して引き続き行ってまいります。

（水産振興部長田中宏治君登壇）

○水産振興部長（田中宏治君） まず、南海トラフ地震対策における燃油タンクや沈没船対策のこれまでの取り組み状況と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

県では、津波による流出や火災による被害を防止するため、燃油タンクと沈没船についての対策を南海トラフ地震対策行動計画に位置づけ、取り組みを進めてまいりました。

このうち、まず燃油タンクについては、平成24年度に県内全ての燃油タンク施設の調査を実施し、対策が必要な34基の地上タンクを特定いたしました。これらのタンクについて、地下タンク化やタンクローリー給油への転換により撤去することを基本に取り組みを進めてきました結果、本年度末までに28基の撤去が完了する予定となっています。

来年度以降に残る6基のうち5基については、令和3年度までに撤去することで既に地元漁協と調整済みであり、残る1基についても撤去後の給油策についての協議を進めております。今後は、地下タンクなどの代替施設の設置に計画的に取り組むことで、早期の撤去完了を目指してまいります。

次に、沈没船対策については、所有者に自主的に撤去していただくことを基本として、所有者が不明の場合には漁港の管理者である県や市町村が簡易代執行などにより撤去を行ってまいりました。昨年度末までに県管理漁港、市町村管理漁港を合わせて426隻の沈没船を撤去してまいりましたが、新たな発生もあり、いまだ570隻余りが放置されている状況にあります。

今後は、沈没船の発生を未然に防ぐため、他県の取り組みも参考にして、漁船登録を抹消する際に、解体や譲渡などの処理が行われたこと

を確認する手法も取り入れながら、市町村や漁協との連携を一層強化して、早期の撤去に取り組んでまいります。

次に、クロマグロ、ブリの人工種苗の生産技術の確立についての課題と、その解決への取り組みについてお尋ねがございました。

まず、クロマグロ養殖では、国際的な資源管理の一環として天然種苗の受け入れ尾数が制限されたことや、資源の悪化による天然種苗の確保への影響が懸念されたことから、養殖生産を維持・拡大するため、県では平成26年度から人工種苗の生産技術の開発に着手いたしました。

その結果、採卵から種苗生産業者が養殖業者に引き渡す30センチメートルサイズまで育成する技術を確認しており、今後の課題としましては、30センチメートルサイズから、生存率が安定する1歳までの生育状況の確認が残されております。

これまでの取り組みの中では、議員からお話がありましたように、昨年度は7月豪雨や台風接近で産卵や海上での飼育が大きな影響を受け、試験を中止いたしました。また、今年度は4センチメートルサイズの種苗が、水質の悪化と思われる要因で減少しましたが、残った種苗は順調に成長しております。こうした台風などの特殊な要因がなければ、安定的に人工種苗を生産できるものと考えております。

一方で、近年県内のクロマグロ養殖業者は、大型でサイズが均一な天然種苗を一度に大量に確保できる状況となっており、現状では人工種苗の需要がございません。しかしながら、天然種苗の受け入れ尾数が制限される中で、新規参入による生産量の拡大や、トレーサビリティや資源の持続的な利用への関心が高い海外への輸出拡大等に向けて、人工種苗は必要なものと考えております。このため、先ほど申しました1歳までの飼育試験に取り組むことで、一連の

種苗生産技術を確立したいと考えております。

次に、ブリ養殖につきましては、海外への販路拡大を振興の大きな柱に位置づけております。輸出を拡大するためには、クロマグロと同様に、人工種苗が必要でありますことから、県では本年度、ブリ本来の産卵期である4月に採卵して人工種苗を生産する技術を確認いたしました。

一方、北米や中国市場では、本県の出荷サイズであります3キロから5キログラムを上回る6キログラム以上の大型養殖ブリに需要があります。大型の養殖ブリを生産するには、飼育期間が従来より長期化しますことから、餌代などの経費が増加することとなります。そのため、産卵による成長のおくれを避けることで、飼育期間を短縮することができる9月の採卵技術を、県内の民間企業が確立したところです。県としましては、今後9月に採卵した人工種苗を養殖業者へ普及することで、大型の養殖ブリの輸出拡大を推進してまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 効果の上がる高齢者の行方不明対策についてどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

高知県内で昨年1年間に警察が受理した認知症またはその疑いによる行方不明者につきましては、延べ60人となっており、このうち所在が確認された方が43人、警察において死亡が確認された方が4人、その他行方不明の届け出を取り下げた方などが13人となっています。

このような中、県内では高齢者が行方不明になった場合に、市町村、警察、消防などの関係機関や住民が協力をして捜索を行うSOSネットワークの構築など、認知症高齢者の見守り事業に取り組む市町村がふえてきている状況にあります。また、そうした取り組みの中では、行方不明者の行動や位置情報の把握が可能となるGPS機能がついた携帯機器を認知症高齢者の

方が常に身につけておくことができるよう、購入費の支援や機器の貸し出しを行う取り組みも行われるようになってきております。

あわせて、県におきましても行方不明者の広域的な捜索体制の強化とさらなる迅速化を目指し、行方不明者の情報が市町村を通じて県に提供された場合、あるいは警察に情報提供があった場合に相互に情報共有ができるよう、警察本部との間で連携を強化するための協議を進めているところです。

さらに、今後はICTを活用した行方不明者の捜索システムの普及に向け、市町村に対して県内外の導入事例の紹介を行うほか、民間企業の最新機器やシステムを実際に使った捜索模擬訓練の実施などを通して、効果的な対策の県内全域への展開を図ってまいります。加えて、国に対しましても、ICTの活用の促進に向けた支援策の創設、拡充などについて提言してまいりたいと考えています。

(警察本部長宇田川佳宏君登壇)

○警察本部長(宇田川佳宏君) 今後さらに行方不明者の捜索活動の増加が予想される中で、警察犬の確保や体制の強化と、捜索能力向上のためにどのような訓練をしているのかということに関するお尋ねがございました。

警察犬による行方不明者の捜索出動回数でございますが、議員のお話にもございましたとおり、年々増加傾向にございまして、平成30年は58件、本年は11月末現在で既に70件、昨年同期に比べまして19件増加しているところでございます。この70件のうち生命に危険が及んでいる行方不明者を警察犬が発見し、保護に至った事例は4件ございました。

現在、県警察の警察犬の体制につきましては、直轄警察犬2頭と担当者1名、嘱託警察犬7頭と指導手5名により対応しているところでございます。このうち、直轄警察犬につきましては、

2頭の同時出動を想定し、来年度から警察犬の担当者を1名増員することを検討しているところであります。

また、嘱託警察犬につきましては、現在日本警察犬協会が犬種としてドイツシェパードなど7犬種を指定しているところでありますが、今後はこれらの犬種以外にも間口を広げて募集することにより、多くの優秀な警察犬を確保してまいりたいと考えているところであります。

警察犬の捜索能力向上のための訓練につきましては、足跡追及訓練でありますとか地域捜索訓練などを中心に、直轄警察犬、嘱託警察犬がそれぞれに、また定期的に合同訓練を実施しているほか、直轄警察犬につきましては、大阪府警察や広島県警察が主催する訓練にも参加するなどして、日々能力の向上に努めているところでございます。

県警察では、引き続き行方不明者の捜索や逃走被疑者の捜索に資するべく、警察犬の体制確保や捜索能力の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

○3番(今城誠司君) 執行部の皆さんにはそれぞれ丁寧な御答弁をありがとうございました。

これから令和2年度の予算編成も本格化してまいります。濱田県政がロケットスタートをすることを期待申し上げまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩



午後1時再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) それでは、男女共同参画、ジェンダー平等について知事のお考えをお聞きしたいと思います。

男女共同参画社会基本法が制定をされて、本県でも、こうち男女共同参画プランが策定をされて、さまざまな取り組みがなされてきました。しかし、賃金格差はいまだに25%ほどの開きがあり、共働き家庭における家事労働時間も圧倒的に女性に負担がかかっています。県庁における女性幹部の登用も、低過ぎる10%の目標に対して、平成30年度でやっと11.3%です。庁議のメンバーに至っては女性は1人だけで、この議場を見ても実態は歴然としています。1979年に女性差別撤廃条約が成立して40年、昨日世界経済フォーラムが発表した日本のジェンダー・ギャップ指数は、153カ国中121位と過去最低となりました。

知事は、今日の本県の男女平等の到達点と課題をどのように考えておられるか、まずお伺いいたします。

本県での男女共同参画の推進は、行政の全ての分野で目的——意識的に進められなくてはならず、部局横断的に対策が講じられなくてはなりません。これまでも、高知県男女共同参画推進本部の本部長を知事が務めてこられました。濱田知事もその体制、役職を引き継がれるおつもりか、お伺いをいたします。

個別課題としてさまざまな問題がありますが、さきの9月議会でも質問をした性的マイノリティー、LGBTQの方々の人権保障について伺います。世界は今、豊かな人権保障、性の多様性を認め合う社会へと前進してきました。本県においても、2019年3月に改定された高知県人権施策基本方針で、県民に身近な人権課題として、性的指向・性自認の項目が追加され、啓

発の推進や支援体制の充実がうたわれました。

日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定められています。本来、誰と結婚するかどうかの自由は侵害されるべきものではありません。

そうした議論の一方で、憲法第24条第1項で、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とするとの記述があり、同性婚は憲法上認められていないとの議論もあります。しかし、憲法第24条で述べられる両性や夫婦の記述は、男性、女性でなくてはならない規定ではなく、婚姻という形態を望む2人の性であり、婚姻の形態を夫婦と表現したもので、個人の幸福追求権を阻害するものではないと思います。

政府において多様な性のあり方を認め、男女にとらわれない婚姻制度の法整備を進めるべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

政府における法整備が遅々として進まない中、男女のカップルという結婚の形態だけでなく、多様な結婚の形を制度的に認めるパートナーシップ制度が、国内の自治体に広がっています。パートナーシップ制度とは、法律婚が認められていないLGBTQ当事者のカップルに、自治体が婚姻に相当する関係を認める制度で、来年4月1日から導入予定の高松市を含め、導入予定と検討中は約30自治体、既に29の自治体でこの制度が実施されています。当初は、いわゆる証明にとどまっていたのですが、最近では、親族同士を条件とする県営住宅への入所申請や、県立病院での面会、手術の同意などができるようになるといった、茨城県のように具体的な施策の実施にまで踏み込んでいます。

豊かな人権を保障し、個人として尊重される高知県を全国に発信するためにも、本県でもぜひパートナーシップ制度の導入を早期に実施していただきたいと思いますが、知事の対応をお伺いいたします。

次に、子育て支援策のさらなる充実について伺います。

2014年施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律が6月に改正され、政府の基本方針である子供の貧困対策に関する大綱が5年ぶりに見直されました。11月29日に閣議決定された大綱は、よりきめ細かく貧困家庭の実態を捉えようと、25項目の指標に加えて、公共料金の未払い経験の有無や、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合など、39項目の指標を設定しています。親の妊娠から出産、生まれた子供の社会的自立まで、切れ目なく支援していく方針を盛り込んだ大綱が、子供の貧困率を改善させ、貧困の連鎖を断ち切るものとなるように、行政が役割を果たしていかなければなりません。

高知県でも毎年見直しを重ねながら、高知家の子どもの貧困対策推進計画がつくられています。平成28年度に実施した高知県子どもの生活実態調査からは、生活困難を定義するための要素として、1、低所得——これは等価世帯所得が135.3万円未満、2、生活必需品の非所有——子供の生活に必要なと思われる環境、宿題ができる場所や年齢に合った本やおもちゃ、生活の必需品や急な出費のための貯金5万円以上等がない状況、3、支払い困難経験——学校の遠足や課外授業の参加費、学校の教材費、学校の給食費、家賃、光熱水費、公的年金や保険料が、過去1年間に経済的理由のために支払いができなかった経験。この3つの要素を加味した生活困難世帯の割合は、何と33%にも上っています。生活困難世帯に必要な施策を講じていくことが一番の子育て支援になり、高知県の将来を大き

く左右すると言っても過言ではありません。

知事はこの数値をどのように捉えますか。また、この4年間に深刻な実態を改善するためにも、目標値を示すことが必要だと考えます。改善するための知事の決意をあわせてお伺いいたします。

具体的な子育て施策について幾つか伺います。

まず、学校給食の無償化についてです。政府は約70年前の1951年、文部委員会で日本共産党の参議院議員の質問に対し、義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したいとし、学用品や学校給食の無償化も考えていると答弁しています。昨年12月に、参議院の文教科学委員会で吉良よし子議員が、1951年当時の認識を政府が今も継承しているのかと確認をいたしました。憲法第26条は、「義務教育は、これを無償とする。」と定めていますが、無料なのは授業料と教科書だけです。政府もこのことを認識していることを確認いたしました。

食育のためにも大切な学校給食は、本来無償化されるべきものです。憲法のもとで義務教育は無償ということを保護者も実感できるよう、教育条件を整える点でも、子育て支援の観点からも、まずは高知県が実施をするよう強く求めるものです。学校給食の無償化の実施について教育長の御所見をお聞きいたします。

また、実態調査からも、ほぼ義務教育化が進んでいる高等学校に進学した子供たちの就学援助制度を創設する必要があります。高校入学はうれしいが、高い制服や教科書代などを工面するのが大変な家庭が、そのままになっています。就学援助制度を高校まで利用できるよう要望するものですが、教育長に御所見を伺います。

次に、経済的支援、暮らしを応援することにもなる社会施策の充実が急がれると考えるものです。その重要な一つが、国民健康保険における子供の均等割保険料の軽減、廃止だと考えま

す。子育て世代の国保料を格段に高くしている均等割は、子供の貧困解消や少子化対策にも逆行するものです。全国知事会、全国市長会、全国町村会などが国に対して支援制度を強く求めています。

ことし2月議会では吉良議員が、県として子供の均等割の減免に踏み出すことを提案しました。子供が生まれて喜ぶ一方で、生まれた途端に収入のない赤ちゃんにかかる国保料の心配をしなければならないこの制度のゆがみは、一日も早く解決しなければなりません。経済指標の低い、少子高齢化が全国より早く進んでいる高知県に、いつまでも国の施策を待つ余裕はありません。

全国的に市町村での取り組みが広がっています。政令指定都市の仙台市では、申請は不要で均等割の3割分が減免されています。南相馬市では、医療分と後期高齢支援の2万7,000円全額免除です。加賀市は、「なぜ、子どもの均等割減免なの？」というお知らせもつくり、5割分が減免です。国民健康保険法第77条で、被災、病気、事業の休廃止など特別な事情のある場合は、市町村の判断で保険料を減免でき、特別な事情に政省令の定めはありません。各地の独自減免はこの規定を利用し、子供がいることを特別な事情として実施しています。

知事は、減免を実施している自治体の努力をどう評価されるでしょうか、伺います。

高知県にはゼロ歳から14歳までの被保険者が、平成30年9月時点で1万920人います。子供の均等割の3割軽減をすれば、1人当たりの減免額が9,089円、均等割減免算定額は約9,900万円です。2分の1の軽減では、減免額は1万5,149円、減免算定額は約1億6,000万円、全額減免実施の場合、減免額は3万298円、減免算定額は約3億3,000万円です。

高知県では、これまで国に要望していくと答

弁し続けてきましたが、これ以上待てない状況です。首長の判断ですぐに実行できることは、直ちに実行しようではありませんか。

国保の子供の均等割廃止に向けてどう取り組んでいくのか、知事にお聞きいたします。

次に、災害時の母子福祉避難施設の開設について伺います。

南海トラフ地震対策は県を挙げての取り組みになっています。先日、医師や助産師さんなど、母乳育児支援について学ぶ講座に参加しました。四国各地から熱心に参加された皆さんと一緒に、災害時の乳児栄養と支援者に必要な基本知識を学び、1981年に世界保健機関、WHOがつくった、母乳代用品のマーケティングに関する国際規格が、日本ではいまだに法制化されていないことを知りました。

さまざまな気づきはさておいて、講座の質疑の中で県外から来られた参加者が、災害時の避難所に乳児を連れた親御さんがいなくて一体どこに避難をしたのかと不思議に思った、車での寝泊まりや、一家で安全な場所に移動したのかわからず戸惑ったとの声を上げられました。また、別の方は、熊本地震の救援に行き民間の施設を借りて母子福祉避難所を開設しようとしたが、国の認可がおりるまでに時間がかかり過ぎた経験から、今から乳児、幼児のいる家庭や、妊産婦である人々が安全に家族と過ごせる場をつくっておくことが必要だと強く感じたと話していました。

京都市や東京都文京区などでは、妊産婦等福祉避難所を位置づけ、「妊産婦等福祉避難所とは？」というネット情報をアップし、母子健康手帳を交付の際に渡す、母と子の保健バッグなどに案内チラシを入れて周知を図っています。ここには、産婦人科や助産師会との連携を欠かすことはできません。京都でも東京でも大学と協定を結んで、大学のキャンパスを避難所に位置

づけています。

平時から準備をし、スタッフがトレーニングされることも必要ですし、該当する皆さんに、ここに行けば大丈夫だと周知することも大事です。日ごろから保健師や産前産後のケアに携わる拠点施設があれば、日常的にも活動しながら即座に災害に備えることができるのだがとの積極的な意見も聞こえてきています。まずは避難所へととなるにしても、その後生後間もない赤ちゃんや幼児と一緒に避難させる場所があることは心強いことです。ここに父親が参加できないことが、心細さや利用しないといった要因にもなるという話も聞かれます。状況によっては柔軟な対応も求められると考えます。

まず、高知県の妊産婦等福祉避難所の位置づけはどのようになっているのか、地域福祉部長に伺います。

さらに、災害時における妊産婦等への保健・医療体制の充実が必要だと思いますがいかがでしょうか、健康政策部長にお伺いいたします。

教員の過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。教員の長時間労働の是正は、日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題となっています。この問題の根底に、公立学校の教員給与特別措置法があります。4%の教職調整額の支給と引きかえに、労働基準法第37条の割り増し賃金の規定を適用除外し、残業代を支給しないとしましたものです。時間外労働を規制する手段を奪い、際限のない長時間勤務を引き起こしたのです。

12月4日に成立をした改定給特法は、これまでの給特法の枠組みには一切手をつけず、公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を導入するものです。これは、1日8時間労働という大原則を壊す、労働法制の大改悪、憲法違反の法律です。しかも、变形労働時間制の導入は、長期にわたり8時間労働の原則をあってなきもの

にする、重大な労働条件の不利益変更にもかかわらず、地方公務員である教員に労使協定さえ結ばせずに、条例で变形労働時間制の導入を可能とするものです。労使対等原則を踏みにじるものであり、教員の労働者性を否定するものとなります。

今日の教員の多忙化の原因には、定額働かせ放題となっている給特法に根本問題があるのではないかと考えます。それに手をつけずに、さらに1日8時間労働の原則を崩し、民間では労使で協定を結び労働基準監督署に届け出る必要のあるものを、一方的に条例によって变形労働時間制を導入する、このことは、教員の地位に関する勧告82項及び89項にも反すると思いますが、教育長にお聞きをいたします。

同制度は恒常的な時間外労働のないことを前提としています。導入できる条件は今の働く現場には存在していません。2018年9月に、10年ぶりになる2016年度の教員勤務実態調査の確定値が明らかになりました。学内の勤務時間は、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分、10年前の調査よりもそれぞれ40分から30分増加をしています。現在、1日当たりの正規の所定勤務時間は7時間45分ですから、公立学校の教員の時間外勤務は小学校で月59時間、中学校で月81時間に及びます。

1週間当たり55時間以上勤務している教員の割合は、小学校57.8%、中学校74.2%という結果になっていますが、今回の調査では持ち帰り業務も調べられており、大体1日20分から1時間となっていますので、週55時間以上の勤務というのは、実質月80時間以上の時間外労働という、過労死ラインを超える長さに相当してしまいます。小学校で6割近く、中学校で7割が過労死ラインを超える状態で働いているという、こういう実態があるのです。

变形労働時間制導入の前提である、あらかじめ

め予想される恒常的な時間外労働がないというのは、現実を無視した虚構ではないかと考えます。高知県の教員の時間外労働の実態をどう認識しているのか、教育長にお聞きします。

同法は、恒常的な時間外労働がないことが前提と言いながら、一方で上限ガイドラインは、時間外労働が月45時間まで、年間360時間までと、矛盾をした内容を示しています。政府も、この指針を全員が守れないと導入はできないと答弁をしています。この指針においても導入は不可能です。

変形労働時間制を導入すれば、政府の言うようにまとまった休みがとれるのでしょうか。現状は、夏休み中も連日のように業務があり、年次有給休暇の消化すらできないのが実態です。今のまま休日を設定しても実際には休めない、多くの教員が指摘をしています。また、仮に夏の業務が減って休みがとれるようになった場合、今度は各自の代休や年休等を使う機会がなくなるという問題に直面します。この点でも導入の根拠はありません。

教員がまとまった休みをとることは、教員の健康と生活、教育の充実にも積極的な意義がありますが、これは現行法でも可能なことです。1つは、行政研修、部活動の各種大会などの夏の業務を大幅に削減し、基本的に教員の義務的な業務が入らない、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間を設けること。2つ目は、休日出勤や超過勤務に対する代休確保を厳格に行い、年休と合わせ、まとまった休みがとれるようにすることです。

現行法でもまとまった休みの取得は可能だと思いますが、教育長の御所見を伺います。

そもそも勤務時間の正確な把握ができていないのかという問題があります。タイムカードを導入した学校現場では虚偽の時間把握が蔓延し、目標達成ができなくなるので5時半には打刻し

てくれと管理職に言われるなど、全国各地からの訴えに対し、文科省は実態すら把握していないことが法案審議の中で明らかになりました。

高知県内でも私たちのもとにはさまざまな声が届いています。長時間労働のデータが出ると管理職からの指導や医者との面談を勧められるなど、面倒くさいこと、余計な時間がとられてしまうなどの理由から、正確な記録をしない教員が職場の半数以上いる。ひどい職場では、管理職が勝手に勤務時間を修正、長時間労働となった人は指導だからと管理職が職員室で発言するとか、管理職に近い教員が、勤務時間を短目にうその記録をするよう、時には冗談めかして、時には威圧的に迫ってくるという告発です。

まず、どうやれば実態がつかめるのか、現場の教員の声が教育長にダイレクトに届く仕組み、安心して実態を届けることができる仕組みを真剣に検討すべきだと思いますが、教育長にお聞きいたします。

変形労働時間制を導入するには、校長など管理職が、一人一人の教員から事情を聞き取って変形制の対象教員を決め、年間スケジュールに合わせて労働日や労働時間を決める必要があります。しかも、最低でも向こう30日間の日々の労働時間を、その初日の1カ月前に決めて、途中での変更が許されません。これは現実を無視したものです。その結果、学校管理職の負担が大きくふえることになります。

既に変形労働時間制が導入されている国立大学附属校では、労働日数と総労働時間が異なるスケジュールが月単位で4パターン、年間では9パターンあり、それらのスケジュールを組み合わせなければなりません。国会審議でも、政府は新たな業務が生じると認めました。

文科省調査でも、副校長、教頭の勤務時間が際立って長くなっています。この現状からも、見かけの残業時間を削るために新たな事務負担



をふやす変形労働時間制は、導入の根拠が崩れていると思いますが、教育長の所見をお聞きします。

何より今日の教員の多忙化、子供に向き合う時間がとれない状況の解決には、学力テスト対策に追い立てられるような政策を改めることと、何より抜本的な体制の充実が必要となります。教員の一番の業務である授業の持ちこま数を減らしていくことも、軸に据えなくてはなりません。教員が週26こま、1日で5こま、6こまも受け持っていたのでは、所定の勤務時間内に仕事が終わらないのは当然です。1人当たりの持ちこま数を抜本的に減らして、それに見合うだけの教員をふやしていく、このことしか解決策はありません。

11月25日付沖縄タイムスに、「体がもたない」教育実習で体験した長時間労働 若者が教員を避ける要因に」との記事が載りました。3月には雑誌AERAに、「教職のブラックすぎが原因！？教育学部の志願者数が約10年で「激減」の衝撃」との記事が出ています。私たちの周りにも、教育実習を体験し、自分には務まらないと志望先を変えたとか、親からあんなブラックなところはやめなさいと言われたとの声が寄せられています。このままでは担い手がなくなるという危機感が私たちにはあります。

教員の勤務条件を改善することが、その力を存分に発揮し、子供の成長に寄与するとともに、働きやすく働きがいのある学校現場をつくることとなります。多くの若者にとって、教師をするなら高知県でという魅力ある現場をつくること、教員不足解消にとっても最も効果のある対策となるはずです。

高知県は、橋本県政が先駆的に少人数学級を導入し、尾崎県政でさらに充実、実施しました。現在、小学校1、2年生30人、3から4年生が35人、中学1年生が30人となっています。しか

し、この10年間は足どめ状態で、その間に全国では、小中学校の全ての学年で少人数学級を実施する県が22県となりました。

小手先ではなく、教師をするなら高知県でと言われるような、働く環境の抜本的な改善のために、少人数学級の拡大と教員増に努めるべきだと思いますが、教育長の所見をお聞きいたします。

次に、会計年度任用職員制度についてお聞きいたします。

本制度の導入は、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを本旨としています。地方公務員の臨時・非常勤職員は、2005年の約45万5,000人から、2016年の約64万4,000人に増加し、事務職員や教職員、保育士など多様な地方行政の担い手として、日々の公共・公務サービスを住民に提供する重要な役割を果たしています。その一方で、官製ワーキングプアの問題や公務職場の多忙化が深刻化しており、その解決に資する制度運用が求められています。

会計年度任用職員制度は2020年4月からの運用開始を予定し、現在本県でも該当する各職員に対し、労働条件、給与等の説明が行われているとお聞きをしています。地方公務員制度は、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営を行うことを原則としており、この基本が堅持されることが必要です。

2018年9月議会において塚地議員の質問に対し、現在の臨時・非常勤職員が従事している職の業務内容について精査し、整理した上で、常勤職員と同様の業務を行う職があることが判明した場合には、常勤職員等の活用について検討する必要があるものと考えていると答弁がなされています。

まず、深刻化する官製ワーキングプアや公務職場の多忙化をどのように認識しているか、ま

たこれを解消していく手だてが必要ですが、どのように取り組んでいくのか、あわせて知事に御所見を伺います。

さらに、本制度の運用開始に向けて、現在の臨時・非常勤職員について、正職員として雇用すべき業務を精査されたものと思いますが、その検討経過と、正職員とすべき職がなかったのか、精査した結果について総務部長にお聞きをいたします。

会計年度任用職員制度に関する職員説明会資料によれば、本県の臨時的任用職員制度の運用において、職の設置は原則パートタイムとなるとされています。このことによって、現在フルタイムで雇用され事務補助業務などを担っている臨時的任用職員の皆さんが、原則パートタイムでの勤務に移行することになります。

知事部局において、この事務補助業務等を担う臨時的任用職員が何名おり、男女構成比率はどうか、お答えください。また、そのうちパートタイム勤務となる職員が何名いるのか、あわせて総務部長に伺います。

事務補助等業務を担う臨時的任用職員の業務内容は、行政管理課のホームページによれば、職員の事務補助業務となっており、電話の応対や書類の発送、コピーなどの事務作業が中心となっています。各所属によってはパソコンの作業をお願いする場合や、所属ごとの固有の業務もありますと説明をされています。

総務省は、この間の通知で、会計年度任用職員制度への移行について、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであると繰り返し指摘をし、職務の内容等に応じてフルタイムでの任用について積極的な活用を検討するよう促しています。

現在の臨時的任用職員の業務内容は、所属ご

との固有の業務があると説明されていることからわかるとおり、多くの部署に配置をされ、フルタイムで多様な業務を担っているのが実態です。

会計年度任用職員制度の運用に当たり、現在の臨時的任用職員をフルタイムから原則パートタイムへと移行させるとすれば、その職務の内容を具体的に考慮したものとは言えず、そもそも総務省通知で示された合理的な理由を欠くものではないかと考えられますが、総務部長の見解をお聞きいたします。

現在、フルタイムで業務を担っている臨時的任用職員がパートタイムに移行することについて、大きく2つの問題点を挙げなければなりません。

1つは、その方々の給与の問題です。事務補助等を担う会計年度任用職員の月額給与の上限設定は15万6,000円とされています。しかし、この額はフルタイム、週38時間45分で計算されているため、仮に週29時間の勤務となればその分を差し引き、上限で11万7,000円となると示されています。ここから健康保険料7,044円、厚生年金保険料1万797円、労働保険料351円、所得税640円が差し引かれ、手取り給与で9万8,168円、給料上限を適用したとしても10万円を切るという低額になります。

総支給額で、平成31年度のフルタイムの臨時的任用職員と、移行後のパートタイムとなった会計年度任用職員を比較すれば、年額で現在12カ月給与172万3,200円に期末手当最高支給額7万9,000円を加えると180万2,200円、これが移行後は、12カ月給与140万4,000円に期末手当最高支給額を加えても、年総支給額で9万9,850円の減額となります。さらに言えば、現在フルタイムの臨時的任用職員には、任期切れの退職時には退職手当が支給されています。これが約7万円あり、パートタイムでは支給されません。退

職手当も考慮すれば16万円余りの大幅な減給となります。

これほど給与が減額されれば、当然生活が成り立たない、また働き続けられないという事態を生むことは必至です。パートタイムになれば副業も可能とし、ダブルワークを想定していることも、このパートタイムの任用だけでは暮らしが成り立たないということを示唆するものとなっています。

これは、既に官製ワーキングプアと呼ばれる現在の公務非正規職員の不安定な働き方をさらに助長する重大な不利益変更であり、本制度の導入の本旨である、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するという点から見ても、適正な勤務条件とは言えないものであると考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

2つ目の問題点は、ただでさえ、行政需要の増加に伴い多忙化、過密化している県庁職員へのさらなる負担増です。現在フルタイムの臨時的任用職員がパートタイムとなることで、勤務の仕方にもよりますが、1日1時間45分の勤務時間減、あるいは週4日勤務となるなど、その分は勤務時間が減ることになります。勤務時間が減ったからといって、その方たちが担っていた業務自体がなくなるわけではありません。その業務は、正規職員など他の職員への負担増となってしまいます。あるいは、そうでないとなれば、行政サービスを受ける県民へのサービス削減とならざるを得ません。どちらにせよ、看過できない大きな問題です。

現在、事務補助等の業務を担う臨時的任用職員は、配属部署によって固有の業務があるとされ、実際に多様な業務を担っています。これまでも、各部署の職務内容を考慮し、現に必要があったからこそ、臨時的任用職員をフルタイムで任用してきたのではありませんか、総務部長にお聞きします。

最後に、会計年度任用職員制度の導入に当たり、県庁業務を円滑に遂行し、県民への必要な行政サービスを保障するという点から見ても、これまでフルタイムで任用してきた職については、現在と同様フルタイムの任用とする必要があるものと考えますが、総務部長にお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県の男女平等の到達点と課題についてどのように考えているのか、また高知県男女共同参画推進本部について、その体制、役職を引き継ぐつもりなのかといったお尋ねがございました。

本県では男女共同参画社会の実現に向けまして、平成13年度以降、こうち男女共同参画プランにおきまして、3つのテーマ、すなわち第1に意識を変える、第2に場を広げる、第3に環境を整える、このテーマを掲げまして、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

意識の面では、平成16年度と26年度に実施いたしました意識調査の結果を比較いたしますと、男女平等と感じる県民の割合は、職場生活では23.1%から32.7%へと約10ポイント増加をいたしております。学校教育におきましては、62.5%から71%へと約9ポイント増加というような結果になっております。このように県民意識の面で一定の進展は見られますものの、さらに改善の必要があると考えております。

また、県の審議会などの委員に占めます女性の割合が伸び悩んでいること、あるいは育児休業の男性の取得が少ないことなどの課題もあると認識いたしております。こうしたことから、男女平等の意識、あるいは女性の活躍などの点で、男女共同参画の取り組みは道半ばであるというふう感じております。

このため、知事を本部長といたします男女共同参画推進本部の体制は引き継ぎ、男女共同参画社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、男女にとらわれない婚姻制度の法整備についてのお尋ねがございました。

多様性が尊重される社会の実現を図るということは大変重要であると認識いたしておりますが、御質問にありましたような同性婚の導入は家族のあり方などにかかわるものでありまして、社会にさまざまな御意見があると受けとめております。

政府におきましては、次のような見解を示されております。憲法第24条は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法のもとでは、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されていない。また、同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家族のあり方の根幹にかかわる問題であり、極めて慎重な検討を要する。こういった考え方が政府の考え方でございます。一方、国会におきましては、同性婚に関連します法案が議員提案されている状況にあるというふうに承知しております。

婚姻制度のあり方は、家族法の基本にかかわる問題でございます。私といたしましては、この問題は国政の場でよく議論していただくべき問題であるというふうに認識をいたしております。

次に、いわゆるパートナーシップ制度についてお尋ねがございました。

パートナーシップ制度の導入に関しましては、性的指向・性自認に対します県民の皆さんの理解が進んでいくということが、まずは必要だというふうに考えております。このため県におきましては、高知県人権施策基本方針の中に、県民に身近な人権課題として、性的指向・性自認

を位置づけまして、研修や啓発などを行っているところでございます。また、来年度は、こうち男女共同参画プランにおきましても施策の一つとして盛り込み、啓発などを行う予定といたしております。

パートナーシップ制度につきましては、現状におきましてはこうした取り組みを進めまして、県民の皆様の問題に対する理解が深まるよう、まずは努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの生活実態調査におきます生活困難世帯の割合に対する受けとめ、あるいはこれの目標値を示すことが必要ではないかといったお尋ねがございました。

平成28年度に実施いたしました本県の子どもの生活実態調査におきましては、生活困難と位置づけた世帯の割合が全体の約3分の1となっております。多くの子供たちが大変厳しい状況に置かれているものというふうにご受けとめております。

県といたしましては、こうした状況を踏まえまして、これまで幼少期の子供たちに対しましては、主に保護者の生活、あるいは就労面などへの支援を強化して取り組んでまいりました。さらに、学齢を重ねるに従いまして、子供たち本人を対象といたしまして、例えば放課後の学習の場の充実でございますとか、学校と地域が連携した見守り体制づくりなど、厳しい環境にあります子供たちへの支援を充実強化して取り組んでまいりました。

こうした施策を効果的に進めるためには、目標値を設定した上で、進捗状況をいわゆるPDCAサイクルによって、しっかりと検証していくことが重要であるというふうに考えています。目標値の設定につきましては、来年度国におきまして各県比較の参考となるような実態調査が予定されておりますことから、その結果も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

今後とも、厳しい環境にあります子供たちの将来の道が閉ざされることのないように、貧困などさまざまな要因による負の世代間連鎖を断ち切るという強い思いで、子供や家庭が抱える課題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

続きまして、子育て支援に関連いたしまして、国民健康保険料の減免を実施している自治体の努力をどう評価するかというお尋ねがございました。

国民健康保険料の子供に係ります被保険者均等割の減免につきましては、お話にございました自治体を含めまして、全国の幾つかの市町村ではこうした減免を行っているというふうに承知をいたしております。この子供に係ります被保険者均等割の減免は、減免することによって減収となります国保料をどう賄うか、財源をどうするかということが大きなポイントだと考えております。

この一部の自治体では、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れを財源として実施をしているというふうに聞いているところでございますが、一方、国保財政の安定的な運営ということを考えますと、この国保特会に必要な支出は、被保険者の国保料、それから国庫負担金などの公費、これによって賄っていくと、そして当該年度の収支を均衡させるということが基本となっております。こうした基本的な考え方に照らしますと、一般会計からのいわゆる基準外繰り入れによります対応は、必ずしも適切な対応とは言えないというふうに考えております。

もう一つ別のやり方といたしまして、国保の所得割の税率のほうを引き上げる、これによって財源を引き上げて、国保被保険者全体で負担をして、子供の均等割の減免をするというような対応をしている自治体もあるというふうに承

知をいたしております。こういう手法は、地域におきます少子化対策を進める上での一つの工夫だろうというふうに評価をしているところでございます。

次に、国民健康保険料の子供の均等割の廃止に向けてどのように取り組んでいくのかというお尋ねがございました。

我が国の少子化の現状は危機的な状況にありまして、若い世代が安心して結婚し子育てを行うことができる環境を整備することは、国を挙げて取り組むべき課題であるというふうに考えます。このため本県では、少子化対策、子育て支援の充実などの観点から、全国知事会を通じまして、国に対して子供の均等割の軽減措置を導入するよう、繰り返し提言をしてきたところでございます。

それぞれの自治体が国保財政を安定的に運営していくための基本を踏まえた上で、独自に子供の均等割を減免すること自体は、否定をされるべきでないとは思いますが、ただ、私といたしましては、この問題は国が制度として、財源も含めて責任を持って対応していただく必要があるというふうに考えております。今後も、全国知事会を通じまして、粘り強く提言を行ってまいります。

最後に、会計年度任用職員制度に関連いたしまして、いわゆる官製ワーキングプアの問題、あるいは公務職場の多忙化についての認識、これらを解消する取り組みがどうかというお尋ねがございました。

まず、臨時・非常勤職員の任用や処遇に関してでございますが、これまで適正な任用が確保されていないこと、あるいは非常勤職員について、労働者性が高い者であっても期末手当の支給ができないといった課題があったというふうに認識しております。

これに対しまして、来年度から会計年度任用

職員制度が導入されたという背景がございます。この新しい制度によりまして、現行の臨時・非常勤職員の多くが一般職の地方公務員として位置づけられまして、任用が明確化をされることになると思います。

また、給与水準につきましては、地方公務員法に規定されております職務給の原則、あるいは均衡の原則などに基つきまして、職務の内容や責任の程度などに応じて設定をされることとなります。さらに、新たに期末手当の支給が可能となりますことから、一定の処遇改善につながるという効果も生じると考えます。

本県におきましても制度の開始に向けまして、具体の運用について鋭意検討をしているところでございます。会計年度任用職員となる方々は、これまでも常勤職員とともに頑張っておられるというふうにご考えておきまして、円滑な導入に向けて引き続き準備を進めてまいります。

次に、公務職場の多忙化に関しましては、行政需要の多様化、複雑化や災害などへの対応のため、業務量が増加しているものと認識をいたしております。これに対しましては、簡素で効率的な組織の構築に努める中で、これまでも業務の状況に応じた職員の配置、あるいは事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底に取り組んでまいりました。これに加えて、デジタル技術を活用した、事務の抜本的な効率化を図る取り組みを現在進めているところでございます。

その上で、これらの取り組みの成果、効果が出るまでの間におきましては、県政運営指針に掲げています知事部局3,300人体制につきまして、時限的にこれを超える一定のマンパワーの確保が必要ではないかというふうにご考えているところでございます。

今後とも、県勢浮揚の実現に向けまして、県職員一丸となって取り組める体制づくりに努めてまいります。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、学校給食の無償化についてお尋ねがございました。

学校給食の無償化につきましては、平成29年度の文部科学省の調査では、学校給食費を無償化している自治体は全国で4.7%、一部無償化または補助している自治体は24.4%となっております。

本県の直近の状況では、完全無償化をしている自治体は3町村あり、そのほか第3子以降を無償化する一部無償化や、給食費の8割補助や、1食当たり50円を補助するなど、学校給食費の補助を実施している自治体が11町村となっております。平成29年度の調査時には給食費を完全無償化している自治体はなく、一部補助する自治体が7町村であった状況から、現在、学校給食費の完全無償化や一部補助を実施している自治体は14町村と増加をしております。

また、生活保護など経済的に厳しい家庭には就学援助制度があり、学校給食費や学用品費等について、児童生徒が経済的理由によって教育を受ける機会が妨げられることがないよう、市町村や県が必要な援助を行っております。

学校給食は、児童生徒の健康の保持増進や地産地消、食育の観点などから、教育の一環として大変重要な役割を担っていると考えておりますが、その無償化については負担規模も大きく、継続的な財源の確保が難しいことなどの課題があり、県教育委員会としましては、国や市町村の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度を高校まで利用できるよう要望することについてお尋ねがございました。

高等学校におきましては、小中学校における就学援助制度に相当するものとして、国の制度である高校生等奨学給付金制度があります。高

校生等奨学給付金は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱に基づき給付されるもので、3分の1が国費、3分の2が県費で負担をされております。その対象者は、生活保護世帯や非課税世帯の低所得の世帯となっておりまして、小中学校の就学援助制度の対象者とはほぼ同じとなっております。

小中学校の就学援助制度の支給額が対象費目ごとに定額または実費で支給されるのに対して、高等学校の奨学給付金は費目にかかわらず年間の定額支給になっており、国公立か私立の学校かによって、また子供の数などの世帯状況によって年間の支給額は異なりますが、本年度は国公立の高等学校に通学する高校生には年額で3万2,300円から12万9,700円が給付され、教科書費や教科外活動費、部活動費、それから修学旅行などに幅広く充てることができるようになっております。

この高等学校の奨学給付金は毎年増額されておりますので、今後も引き続き全国知事会や全国都道府県教育長協議会、全国都道府県教育委員協議会を通じて、国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、一方的な条例によって変形労働時間制を導入することは、教員の地位に関する勧告に反するのではないかとのお尋ねがございました。

地方公務員法第24条第5項の規定により、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」こととされており、変形労働時間制の活用を盛り込んだ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律においても、変形労働時間制を活用する場合には、その内容を条例で定めるよう規定されたものと承知しております。

仮に、本県において教育職員に変形労働時間制を活用するための条例を制定しようとする場合には、当然のことながら職員団体との交渉な

どを経て、具体的な制度の内容を決定していくこととなります。こうした手続を経ることになりますので、議員のお話にありました、教員の地位に関する勧告82項の「教員の給与及び勤務条件は、教員団体と教員の使用者との間の交渉の過程を経て決定されるものとする。」、及び同勧告89項の「教員の1日及び1週あたりの勤務時間は、教員団体と協議の上定めるものとする。」という内容に沿うものであると考えております。

次に、教員の時間外労働の実態をどう認識しているかとお尋ねがございました。

本県においては、公立小中学校のうち、教員の業務負担軽減を目的とした校務支援員を配置している30校の教員約900人を対象としまして、ことし6月から10月までに行った調査では、所定の勤務時間を超える時間が月80時間を超えている小学校教員の割合は10.6%、中学校教員の割合は24.7%となっております。また、県立学校においても、ことし4月から7月までに行った長時間勤務者の調査では、所定の勤務時間を超える時間が月80時間を超える教員の割合が5.5%程度となっております。

所定の勤務時間を超える要因としましては、小学校では担任業務が64%と最も多く、続いて授業研究の担当や生徒指導の担当などの分掌業務が26%となっており、中学校では分掌業務が37%、担任業務が24%の順となっております。

こうした状況を踏まえ、現在働き方改革の取り組みを進めているところであり、長時間勤務者の割合は減少傾向にはありますが、いずれの校種においても月によってばらつきがあり、また部活動の顧問に長時間勤務者が多い傾向や、長時間勤務者の固定化といった状況が見られます。

県教育委員会としましては、引き続き学校組織マネジメント力の向上、業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用など、学校にお

ける働き方改革の取り組みを徹底し、長時間勤務の解消に取り組んでまいります。

次に、現行法でもまとまった休みの取得は可能ではないかとお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、長期休業期間中等における各種大会を含む部活動や研修などを縮減することなどにより、現行の法制度のもとでも、教職員が一定期間連続して年次有給休暇などを取得することは可能だと考えております。

他方、通院や介護などの事情で年次有給休暇の残日数が少ない教員や、年次有給休暇の付与日数が少ない臨時的任用職員など、一定期間にまとまった休暇を取得することにちゅうちょされている方々にとっては、変形労働時間制のもとで、一定期間、勤務時間を割り振れない日が連続して設定されることで、みずから取得できる休暇の日数を減らすことなく、まとまった休日をとることができるというメリットもあるのではないかと認識をしております。

次に、勤務時間の実態や現場の教員の声が教育長にダイレクトに届く仕組み、安心して実態を届けられることができる仕組みについてお尋ねがございました。

県教育委員会では教員の勤務時間の実態把握に関しましては、これまでも働き方改革の取り組みを進める中で、校務支援員を配置している働き方改革推進校の学校長の意見や、同校の教員へのアンケート調査、学校訪問時における教員からの意見、教職員団体との意見交換など、さまざまな機会を捉えて現場の声をお聞きしながら取り組んでまいりました。そうした取り組みの中で、私も例えば教職員団体からは、勤務時間が正確に記録されていないケースがあるなどといったお声をお聞きしております。

働き方改革を進めていくに当たっては、教職員一人一人の勤務時間を適切に把握、管理する

ことが不可欠であり、また今後さまざまな取り組み等を検討する上でも前提になるものであります。今後も、学校訪問や教職員団体との意見交換など、現場の教員の皆様の生の声をお聞きする機会をできるだけ設け、勤務時間の実態の把握に努めながら、働き方改革に取り組んでいきたいと考えております。

次に、見かけの残業時間を削るために新たな事務負担をふやす変形労働時間制は、導入の根拠が崩れているのではないかとお尋ねがございました。

平成28年に文部科学省が調査した教職員の勤務実態調査では、副校長、教頭の勤務時間が教員に比べて長くなっており、その要因としては、副校長や教頭の業務が、人材育成から調査・照会等への対応、渉外に至るまで多岐にわたっていることが考えられます。県教育委員会としましては、こうした管理職も含めて、学校における働き方改革を推進することで、長時間勤務の縮減を図っていく必要があると考えております。

変形労働時間制を導入する場合には、教職員への勤務時間の割り振りなど、管理職に新たな業務が発生することが考えられます。しかしながら、平成20年度から1年単位の変形労働時間制を導入されている高知大学教育学部附属小学校・中学校では、本年度も、校長や非常勤教員、事務職員を除く全ての教員を対象に実施しておりますが、実際に業務を担っておられる管理職の方にお聞きしましたところ、勤務時間を延長する時期や、それに応じて勤務時間を短縮または割り振らない時期を調整するなどの業務が一定発生するものの、管理職の負担はそれほど大きなものではないとのことでありました。

今後、変形労働時間制を導入する場合においても、管理職に過度の業務負担が発生することのないように研究してまいりたいというふうに考えております。



最後に、働く環境の抜本的な改善のため、少人数学級の拡大と教員増に努めるべきとのお尋ねがございました。

本県では、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップに対応するために、平成16年度から全国に先駆けて少人数学級編制に取り組み始めました。令和元年度においては、現在の少人数学級編制を行うために、国や県単独の加配定数を合わせて、100人程度の教員を増員しております。

また、そのほかにも教育課題の解決に向けて、習熟度別学習やチームティーチングを行うための加配や、生徒指導上の課題、特別に支援を要する児童生徒に対応するための加配を実施しており、県内の都市部においては、教員1人当たりが受け持つ平均の児童生徒数は全国とほぼ同じ水準であるものの、県全体としては、小規模校が多いということも相まって全国で最も少ない状況となっております。

しかしながら、発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の増加傾向への対応や、学力の向上・不登校の児童生徒への取り組みの強化、教員の時間外勤務の縮減などの働き方改革の推進に向けた取り組みを進めるに当たり、教員定数の改善についても、今後全体的な対策の中で、効果的な増員や配置などについての研究も進めていきたいというふうに考えております。

まずは、国に対して引き続き教員加配の充実を要望してまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** 本県の妊産婦等福祉避難所の位置づけはどのようになっているかとお尋ねがございました。

妊産婦等福祉避難所は、特に配慮が必要な妊産婦や乳幼児を受け入れケアを行う施設として、議員のお話にありました京都市では大学や看護学校など15施設が、また東京都文京区では4カ所の大学が指定されています。いずれも妊産婦

と乳児のみが対象となっており、父親など他の家族は施設に入ることができないと規定されています。

本県においては、市町村の地域子育て支援センターが併設された健康福祉センターなどが福祉避難所に指定されている事例はありますが、利用者を妊産婦等に限定している福祉避難所はございません。

災害時において、妊産婦等は平時に増して、妊娠の合併症などの健康面や、授乳、夜泣きなどの対応への不安が大きくなることなどが心配されるため、今後そうした点に配慮した、妊産婦等の避難生活支援のあり方について検討していく必要があるものと考えております。その際には、災害時に妊産婦等をケアする専門職の確保や、かかりつけの医療機関との連携などへの対応も必要となりますので、健康政策部とも連携し、福祉避難所の指定主体である市町村を初め、関係する機関と協議してまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○**健康政策部長(鎌倉昭浩君)** 災害時における妊産婦などへの保健・医療体制の充実が必要ではないかとお尋ねがございました。

まず、そのうち保健体制につきましては、平成25年に南海トラフ地震時保健活動ガイドラインを策定しております。その中で、被災後に避難所での生活を余儀なくされた妊産婦などが安心して生活できるよう、まずは保健師が健康状態などを把握し、その上で早産傾向や妊娠高血圧症などの合併症のある妊産婦は、産科医療機関につなげる活動を行うこととしています。

一方、医療体制につきましては、平成29年度から周産期医療災害ワーキングを開催し、高知県災害時医療救護計画に基づく枠組みの中で活動することを基本として、協議を行っています。ワーキングでは、これまで災害時の分娩機能の確保に向けた体制のあり方や、妊産婦や新生児

の搬送方法のほか、周産期リエゾンと言われる、医療機関の受け入れ調整等の役割を担う産婦人科医師の活動内容などに関する協議を行ってまいりました。その結果、産科医療機関同士の連携体制が確立し、また周産期リエゾンの活動マニュアルが策定されるなど、一定体制強化が図られてきているところです。

今後は、さらに保健体制、医療体制のいずれにも共通することですが、訓練を通じて実効性を検証し高めることを初め、熊本地震の際には、出産直後の産婦、乳幼児のケアといったことの対応に苦慮したと聞いておりますので、そうした人への支援のあり方などについての検討をもう一段深める必要があると考えています。

そのため、引き続きワーキングでそれらの課題解決に向けて協議を行い、地域福祉部とも連携しながら、災害時における妊産婦支援の充実に向けて取り組んでまいります。

(総務部長 君塚明宏 君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、会計年度任用職員制度の運用開始に当たって、現在の臨時・非常勤職員のうち、常勤職員とすべき業務に関する検討経過とその結果についてお尋ねがございました。

会計年度任用職員制度の導入に向けましては、平成29年度から30年度にかけて、臨時・非常勤の職の実態についての調査を行いました。この結果をもとに、総務省からのマニュアルにおいて示されております常勤職員とすべき職の要件——具体的には、従事する業務の性質と業務量を踏まえた勤務時間について、該当するか確認を行っております。

その結果、現時点では、常勤職員とすべき職としては、本来臨時的任用職員に想定されております正職員の欠員代替の職のほか、高等技術学校の職業訓練指導員の職のうち、現在非常勤の職となっているものの一部が、これに該当す

るものと考えております。

次に、知事部局における事務補助業務等を担う臨時的任用職員の人数と男女比率、またそのうち会計年度任用職員制度への移行後にパートタイム勤務となる人数についてお尋ねがございました。

事務補助業務等に従事する臨時的任用職員につきまして、知事部局における平成31年4月1日時点の職員数は197人であり、男女比率については、男性は20人で10.2%、女性は177人で89.8%となっております。

また、会計年度任用職員制度へ移行する職につきましては、フルタイムとすべき標準的な業務量があるかどうかなどの観点から、現在個別に検討を進めているところであります。事務補助業務等の職につきましては、実態調査の結果を踏まえ、フルタイムとすべき標準的な業務量が認められないものが多いとなっておりますので、基本的にはパートタイムに移行すると考えております。

なお、本県の知事部局などでは臨時的任用職員につきましては、12カ月を雇用期間の上限といたしまして、期間終了後、公募を実施しております。その際、同一の方は3カ月間は県の臨時的任用職員に応募できない、いわゆる空白期間を設ける運用をとってきておりますので、属人的にそのまま移行することは想定しておりません。あくまで職としての移行ということになります。

次に、現在フルタイムである臨時的任用職員をパートタイムに設定することは、合理的な理由を欠くのではないかとのお尋ねがございました。

総務省のマニュアルでは、会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じて、適切な勤務時間を設定することが必要とされているところです。このことを

踏まえまして、個々の職の具体的な職務内容や業務量を把握するために、知事部局におきまして全庁的に実態調査を実施いたしまして、その結果をもとに設定をするとパートタイムが基本になるとしたものでございまして、合理的な理由を欠くものではないと考えております。

次に、現在フルタイムである臨時的任用職員をパートタイムとすることは不利益変更であり、適正な勤務条件とは言えないのではないかとのお尋ねがございました。

今般の制度改正によりまして任用の適正化がなされ、臨時的任用の職については要件が厳格化されました。これによって、事務補助業務等の職については、会計年度任用職員として位置づけられることとなったところであります。

この見直しに当たりましては、総務省マニュアルにおいて、職の設定に当たっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めることとされていることも踏まえ、職の内容や標準的な職務の量に応じた勤務時間を設定しようとしているところであります。

また、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、現行の3カ月間のいわゆる空白期間の設定を廃止することとしております。平等取り扱いの原則などの制度の趣旨に沿った任用や勤務条件を確保しているものと考えております。これによりまして、公募を経て、12カ月を超えて連続して任用されることが可能となるというものでございます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、知事部局などにおきましては、臨時的任用職員は最長12カ月の任用ごとに公募を実施しておりまして、空白期間がありますことから、同一の方が継続雇用となっている状況ではございません。新たにパートタイムの会計年度任用の職として設定するものでありますので、不利益変更にあ

たるとは考えておりません。

次に、現行の臨時的任用職員の勤務時間について、これまでも必要性を認めてフルタイムの設定としたのではないかとのお尋ねがございました。

事務補助業務等に従事する職の勤務時間につきましては、正職員の業務を補助する業務であることを踏まえ、正職員の勤務時間と同様としてきたものと理解をしております。しかしながら、地方公務員法上、本来臨時的任用職員は正職員の欠員代替などを想定しているものでありまして、このたびの会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の要件の厳格化に伴いまして、事務補助業務等の職は会計年度任用職員に移行することとなります。

移行に当たりましては、事務の効率化や業務の見直しなども勘案しながら、個々の職の業務量を確認し、基本的にはパートタイムの設定になると見込んでいるところでございます。当然、フルタイムでなければならない業務量や必要性がある職もありますことから、個々の職の設定につきましては、なお確認、検討を進めているところであります。

最後に、県民への行政サービスを保証する観点から、フルタイムで任用してきた職はフルタイムで任用する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

先ほどからの繰り返しになりますが、任用の適正化を主たる目的としました地方公務員法などの改正によりまして、臨時的任用の職の厳格化や会計年度任用職員制度が導入されるというものでございます。法改正を受けまして、本県では、事務補助業務等に従事する臨時的任用の職の取り扱い、いわゆる空白期間の設定など、従前の運用について、適正な取り扱いとなるよう見直しを進めてきたところであります。

個々の職の具体的な職務内容や業務量を把握

するための実態調査の結果をもとに、総務省から示されているマニュアルの内容を踏まえまして、職務給の原則、均衡の原則等に基づいて、勤務時間や給料水準などの勤務条件の設定を進めてきているところでございます。制度の開始に向けまして、必要な県民サービスの提供の観点も踏まえながら、業務量や必要性などを勘案し、個別具体の職について適切に設定するよう検討を進めてまいります。

○34番（中根佐知君） それぞれに御答弁ありがとうございました。

第2問を行います。知事にお伺いいたします。

ちょうど昨日、ジェンダー指数が発表されました。そのジェンダー指数を見ると、昨年よりもぐっと順位を下げて、153カ国の中で121位という状況になっています。不平等の維持が現状になっているというふうにおっしゃる方もたくさんいらっしゃいまして、私たちはジェンダーの問題というのは、多様な生き方、多様な性、そしてそうしたものを社会全体で受け入れながら、人間として生きやすい世の中をつくっていく、そのために大切なものだというふうに思っています。

今回、知事にお聞きをいたしましたパートナーシップ制度なども、そうした一環としてどうなのかというお伺いをしたところでした。家族のあり方そのものも本当に多様になっていますし、職場の状況も多様になっている。そんな中で、やっぱり共感と前進の県政をつくるという知事のもとでは、共感というのは、こちらが共感していただくのではなくて、本当に多様な目線、そして考え方にこちらが寄り添いながら、沿いながら、少数者の意見であってもしっかりそこを見ながら、丸ごと高知県を発展させていくという視点が必要ではないか。家族のあり方そのものも、今後しっかりと男女共同参画、男女平等の点でも、課題として論議を進めていただき

たい、このことを要望しておきたいと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

それから、子育て支援についても、知事は国保の均等割の制度、これはやるにしても、国保料を高くして、その分をというお話をされましたけれども、今本当に少子化の中で、この少子化をどうやって乗り越えていくか、このことが大切になっています。そんな中で子どもの生活実態調査をすると、33%もの世帯が何らかの困窮に突き当たっていることは判明をしたと、こういう高知県であるならば、ここを解決するための施策が次々と必要になると思います。

ぜひこの点で、子供の貧困状態をどう見るかという視点をしっかりと持っていき、調査も含めてやっていただくよう要望したいと思います。それについて再度お願いいたします。

最後に、会計年度任用職員制度ですけれども、やっぱり全てがパートになるということが、公務労働のワーキングプアをつくっていくことにつながっていく。仕事をつくり、暮らしていける高知県の中で、公務の場でこういうことをやっていくということがやっぱり許されないと思いますが……

○副議長（弘田兼一君） 中根議員に申し上げます。議会運営委員会の申し合わせ時間を超過いたしましたので、御協力願います。

○34番（中根佐知君） はい。

○知事（濱田省司君） 中根議員の再質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる男女平等、あるいはパートナーシップ条例の関連についての御質問でございます。

御指摘がございましたように、我が国のいわゆる男女平等ないし男女共同参画の現状を見ました場合には、特に国会議員の女性の比率、これが国際的に見ても低いというような形で、大きな課題があるのが、我が国全体の状況だとい

うふうに認識しております。そのために、国でも候補者をできるだけ均等に出していく努力義務を課すような法律もできているというような動きはあると思いますが、これは社会の各局面においてしっかりと取り組んでいかなければいけない、努力をしなければいけない問題だと思います。

私ども高知県も一つの事業体といたしまして、その中で例えば管理職員の問題、あるいは育休の取得の問題、こういった問題が現実の問題としてございますので、こういったものにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

また、お話がありましたパートナーシップ制度の関連について申し上げますと、これは、ひとつ制度をつくるべきだという御提案でございました。そうなりますと、やはり多くの県民の皆さんのこの問題に対する御理解というのが背景としてないと——片方でこの問題については、社会にさまざまな意見がある問題でございますので、そういった問題に対する県民の理解というのをまず先行させた中で考えていくべきだという立場で、御答弁を申し上げたつもりでございます。

いずれにいたしましても、今多様な個性を認めていくというのが大きな時代の流れだと思いますので、そうした考え方に立ちまして、県行政も進めてまいりたいと思います。

それから、子育て支援の関連の、国民健康保険の減免等のお話でございました。

これについても、大きな制度は名前のとおり国民健康保険でございますので、一種のナショナルミニマムとして、国のほうで大きな制度的な枠組みが決まっているという、制度のあり方ということにかかわる部分に関しましては、やはり国のほうでしっかり考えていただく必要があるという趣旨を申し述べたつもりでございます。

片方で、子供の貧困に関しての調査というお話についてございましたのですが、これは答弁でも申し上げましたとおり、来年度国のほうで、各県比較の参考にできるような新しい方法で調査されるという話も伺っておりますので、そうしたものの動向もしっかり見きわめながら、県の調査についても実施することをしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時20分休憩



午後 2 時40分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

5 番下村勝幸君。

（5 番下村勝幸君登壇）

○5 番（下村勝幸君） 黒潮町選挙区選出の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

濱田知事におかれましては、激しい選挙戦、大変お疲れさまでした。選挙戦の疲れがまだ十分にとれていないかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

また、今議会におきまして、知事のふるさとであります幡多出身の自民党会派議員の3名のうちの一人として、最後の質問ができますことを大変光栄に思います。濱田知事のキャッチフレーズでもあります共感と前進を県内津々浦々にまで推し進めていただけますよう、私からもぜひお願いをしたいと思います。

まずは、中山間対策の充実強化についてお伺いいたします。

特に、ここでは集落活動センターにスポット

を当てて御質問させていただきたいと思いを。さて、中山間地域を支え発展させていくために、集落活動センターが県内31市町村、58カ所に広がると同時に、地域福祉の拠点でもあります、あったかふれあいセンターも県内各所に開設されるなど、県独自の制度を利用した、中山間を元気にするこうした施設は着実に広がりを見せております。

私はこの県の取り組みは、地域地域が抱えるそれぞれの課題に対し、その地域に住んでおられる住民の皆様にはまず地域課題の存在という気づきを与え、それに対して住民みずからが考え行動していただくきっかけづくりに非常に効果的な、すばらしい仕組みであると高く評価しております。やはり将来において、そこに住まわれる住民の皆様が我が事として取り組む姿勢を生み出すことができるのかが、その地域の将来を左右することになるようにも感じております。

しかしながら、現在設置された集落活動センターによっては、地域の高齢化が進み、そのセンター組織を支える人員が少しずつ減少していくことにより活動が停滞し、これまで普通に行われてきた活動を維持することが困難となるセンターが、県内でも見られるようになってまいりました。今後、こうした状態に陥っている集落活動センターをどのように支えていくのかが、大きな課題になっていると感じています。

こうした状況の中、平成26年6月定例会におきまして当時の土森正典県議が、鹿屋市串良町の柳谷集落、通称やねだんを例に、地域振興に関する幾つもの質問をなさっておられます。この質問に対する答弁の中で、県では市町村を初め地域住民とも十分連携をし、人材育成メニューの積極的な活用を図るとともに、県外の地域づくりの先進地域との人的な交流の場なども大いに活用し、地域活動の中心となる人材の育成と

確保に努めてまいりたいと答弁されています。

そうした中、この土森県議の質問にも出てまいりました鹿児島県の柳谷集落を、私もことしの11月末に、三石文隆県議、野町雅樹県議とともに視察してまいりました。

私ごとになりますが、このやねだんを実質的にリードし引っ張っていかれている豊重哲郎館長とは、10年ぶりの再会となりました。館長との初めての出会いは約10年前、私の地元の現在の集落活動センターであいの里蜷川でした。このときのやねだんのコンセプトは、行政に頼らず、住民自治で地域を再生させていくというものでありました。初めてそのお話を伺ったとき、当時の私は町議会議員でしたので、行政の支援なくして本当にそのようなことができるのだろうか半信半疑でしたが、実際にお話を伺い、お話の核心部分では涙が出るほど感動したのを今でもはっきりと覚えております。

そして、今回約10年ぶりに豊重館長と再会することができました。この視察で私が一番お聞きしたかったのは、あれから10年、やねだんをどのようにリードしてきたのか、また集落の人口動態はどうなったのか、今でも行政に頼らず自治ができているのか、さらに豊重館長にかわる次のリーダーの育成はなされたのかなどでありました。結果は、さらなるパワーアップを遂げておられ、ことしの2月には、平成30年度ふるさとづくり大賞において最優秀賞、その内容は、内閣総理大臣賞・総務大臣表彰をいただいたとお聞きいたしました。

この視察を通してはっきりわかったことは、行政の支援がなくとも、その地域に住んでおられる住民の皆様が、その地域課題をいかに自分事として考えねばならないという問題意識を持ち、さらにその計画に参画し、課題解決に向けて努力してもらえらるる土壌を築くことができるのかが、成功の秘訣であるということでもあります。

また、それと同時に、地域住民のコンセンサスが十分得られていない状況の中で、経済的自立の部分を余りにも押しつけ過ぎると、地域住民が余計に萎縮し、それにより地域住民のやる気をそいでしまうことになるのではないかということでもあります。

私が県独自で創設されたこの制度を初めて知ったころは、集落活動センターは3年間での自立運営の色合いが濃かったように思います。準備期間を入れて4年間の補助が出る間に、ビジネスとしての運営ができるようにしなさいということでもあります。私は、現在県内に立ち上がっている集落活動センターの中には、間違いなく経済的自立が可能で、県が究極的に目指している、いわゆるやねだん型の集落活動センターも存在すると思います。また、その一方で、まずは地域の皆様が経済的自立には至らなくとも、その地域を元気にするために活動することをメインとする集落活動センターのように、大別すると、県内には2つのタイプの集落活動センターが存在していると思います。

さきにも述べましたが、県内に集落活動センターがたくさん立ち上げられ、その地域の課題や未来図を想像しながら、みんなで協議し、そこで暮らし続けられる方法を模索し続けることは非常に重要であります。間違いなく、将来にわたり、こうした集落活動センターのある地域とそれが無い地域には、歴然たる差が発生するようにも感じます。

そこで、まず知事にお伺いいたします。濱田知事はこの選挙戦を通じ、中山間地域の振興なくして高知県の未来はないと、尾崎前知事の考え方を完全に踏襲されておられました。私がこれまで述べてきたように、今後はこの集落活動センターの支援のあり方を、いま一度再確認する必要があるように思います。例えば、同一市町村に数カ所の集落活動センターがある場合は、

市町村が複数の集落支援員を雇用し、チームとしてそれぞれの集落活動センターのサポートをする仕組みづくりなど、さまざまな方法が考えられると思います。これに対しての知事の御所見をお伺いいたします。

また、先日集落活動センターであいの里蜷川におきまして、幡多地域の集落活動センターの関係者が一堂に集い、研修会が実施されました。私は、非常に画期的かつ意義ある研修会であったと高く評価しております。

そこでの研修を見ておりました感じたのは、地域での自活をメインとするような集落活動センターのあり方を考えるとき、そこにかかわってくる集落支援員のうち、専門的な対応ができる方の育成、さらに言うなら、コミュニティービジネスを確立できるような地域の人材を育成する支援策も必要ではないかと考えております。これに対して、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いいたします。

次に、国際教育についてお伺いいたします。

ことし8月に、ニュージーランドに視察に行つてまいりました。それは、現在県で取り組んでおられます高校生の海外派遣プログラムの現状を、現地において私の目で確かめたいと思ったのがきっかけでした。また、このプログラムにつきましては、私が県議に当選させていただいて初めての予算委員会での、県立高校に通う高校生の海外研修派遣についてという質問の中で、海外派遣の制度を持たない高校の生徒たちのためにも、県全体で募集をかけ、県が主催で実施すべきであると訴えました。

その後、当時の教育長の御尽力もあり、今回で4年目を迎えているとお聞きいたしました。現地において、担当される先生方ともお話をさせていただきましたが、本当によくできたプログラムであると感じました。私がお伺いしたのは、高校生の彼らがニュージーランドへ到着し

て間もないころでしたので、さあこれからどうなるだろうかと戸惑いを覚えていた時期であったと思います。テキストも御厚意でいただきまいましたが、彼ら、彼女らのためにつくられた完全オリジナルのテキストで、授業が行われていました。

その日の午前中は、これから約3週間はホストファミリーのもとで暮らしていくための諸注意を聞いた後に、買い物をするときの知識を身につけるための授業を行っておりました。当然、現地では日本語は一切ありません。例えば、その日の授業はこんな感じです。今から、あなたたちに300ニュージーランドドル分の架空のお金を差し上げます。このお金の範囲の中で、実際に町に出て、私の買い物リストに基づき、皆さんがよいと思うものを、最低2店舗以上回り購入したと想定して、その店舗、商品、代金等のチェックをしてきてください。そして、全部購入した後は残金を計算して、あしたの午前中の授業でそれを報告してくださいという授業でした。

このわずか1こまの授業だけで、ニュージーランドの通貨の種類や単位、現地の物価、何がどこに売られているのか、また店を探し商品を選ぶための英語力など、さまざまな知識をフル動員して臨まねばならないような、文字どおり生きた勉強がなされていました。私は、この授業を見せていただきながら、こうした生きた英語の授業をもっと多くの若手の英語教員に見ていただきたいと、心からそう思いました。

そこで、教育長にお伺いいたします。せっかくのこうした機会を、さらに有意義なものにするためにも、海外での生きた英語の授業方法を体感並びに実感してもらいよい機会と捉えるべきと考えます。現在、20名の研修生に対して1名の英語教員が引率しておりますが、でき得るならば、せっかくの機会ですので、やる気のあ

る中堅的な教員や若手の教員なども複数名、同時に現地へ派遣すべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、私は以前から、海外での研修を、県職員の皆様や関係者にも積極的に行うべきと訴えてまいりました。例えば、フィンランドで行われているネウボラという取り組みを現在高知県では取り入れて、高知版ネウボラとして推進しております。実際、このフィンランドにどれだけの関係者の皆様が視察に訪れたのかお聞きしてみましたが、思ったほど多くの皆様は訪れておりません。かく言う私も、フィンランドにおいてネウボラを視察したことはありません。できれば、この任期中に一度現地を訪れ、高知県に足りないもの、工夫の余地や改善点などを自分の目で確かめてきたいと考えているところです。

特に、現場で実践されておられる皆様には、現地に行きその実態を確認することにより、現地と日本の事情の違いや高知県でのアレンジの仕方など、現場で従事される皆様にしか得られない独自の気づきや、さらに頑張ろうとするモチベーションのきっかけになるのではないかと考えます。医療や介護、子育てなど、先進地を視察し、そこに学ぶことは、非常に有意義であると思います。

そこで、地域福祉部長にお伺いいたします。今、例に挙げましたフィンランド等、福祉の分野の先進地へ職員や関係者を派遣するための予算を確保することができないのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

また、農業分野では、オランダの最新技術を学ぶために、毎年積極的に関係者がオランダへ視察に行っております。実際、私も参加させていただき、これからの高知県の農業について、現地の皆様に多くの御示唆をいただいて帰ってまいりました。今後は、このように海外をお手



本にしているような分野では、さらに積極的に予算を確保し、現場で働いておられる、やる気のある中堅や若手職員の派遣を実践していただきたいと思います。

さて、冒頭お話ししました高校生の海外派遣プログラムですが、私も現地で感じたように、このプログラムは参加した高校生の満足度も非常に高いものになっております。また、子供たちがこのプログラムに参加したことで大きく成長しているのがよくわかります。単純に英語のリスニング力やスピーキング力が上がったというアンケート結果だけではあらずことのできない、子供たちの内面の力、いわゆる大きな目標にチャレンジする力や、壁を乗り越えていくためのすばらしい力を得たと感じました。今後、さらにグレードを上げながら、積極的な支援をお願いしたいと思います。

また、このプログラムには、約37万円の参加費のうち、県から各家庭に10万円の補助金が支給されています。教育費にお金のかかる年代でするので、このプログラムに参加した多くの御家庭が本当に感謝していることだと思います。

しかしながら、学校の成績が優秀であっても家庭の事情で断念してしまう子供をつくらない支援体制が必要だと感じています。子供たちの中には、行きたいと思っても、親への負担を考え、申請の前に諦めてしまっている子供がいるのではないかと心配をしております。市町村によっては、出身地域の高校生に対し、独自の支援制度を設けているところもあるように聞いております。市町村にも働きかけ、こうした独自の支援をしてくださる市町村をふやしていくことも大切であり、家庭の事情で、せっかくできた県主催の短期留学を断念してしまう子供をつくらない支援方法を、ぜひ考えていただきたいと思います。

例えば、現在篤志家の皆様から寄附金をいた

だき、それをもとに大学への入学支援の奨学金をつくっていただいておりますが、今後そういった篤志家の方がいた場合、さきに述べた環境の子供たちも支援していただける仕組みがつかれないかと考えるわけであります。

今回の質問を行うに当たり、私は嶺北高校に聞き取りに行っていました。それは、今回のニュージーランドへの短期留学に嶺北高校からは3人の高校生が参加しており、またこれまで嶺北高校では海外との姉妹提携校等の関係もなく、そうした留学のきっかけがないと聞いておりましたので、今回の短期留学に参加した3人がどんな感想を持ったのか、ぜひ聞いてみたいと思ったからであります。3人とも、本当にすばらしい意見をたくさんお話ししてくれました。その中の一人の女子学生の話が大変印象に残っておりますので、皆様にもぜひお聞きいただきたいと思います。

彼女は、日本の医療関係の道に進みたいという夢をしっかりと持ち、着実に努力を重ねておられます。そうした中で、次のようなお話をしてくれました。「これからは、私が働きたい医療の現場にも、必ず外国の方がふえてくると思います。そんなとき、私は、日本語が話せない外国の方たちが安心して日本の医療の現場でも過ごせるように自分を磨き、言葉の壁を乗り越えられるように自分を鍛えていきたい」といった趣旨のお話でした。私は、その彼女に心からの拍手を送ると同時に、この制度をつくってくれた県庁職員の皆様に感謝の気持ちでいっぱいになりました。

そこで、教育長に御質問いたします。県では、郷土に誇りを持ち、志を持った人間を育てようとしています。そのためには、支援する県側も志を持った支援をすることが必要だと思います。これらにつきまして教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、高知県内の忠霊塔などの戦没者慰霊碑の維持管理についてお伺いいたします。

私は、これまで県主催の戦没者慰霊祭や地元黒潮町が主催する戦没者慰霊祭には可能な限り出席させていただき、とうときみたまをささげられました英霊の皆様へ心からの哀悼の誠をささげてまいりました。また、さきの質問でも取り上げました、やねだん視察とあわせて、三石県議、野町県議とともに、鹿児島県の万世特攻平和祈念館、さらには鹿屋市の鹿屋航空基地史料館を訪問し、ここでも哀悼の誠をささげてまいりました。

さて、昨今では慰霊祭への出席も、御遺族の皆様が御高齢となり、随分少なくなってまいると同時に、地域にある忠魂墓地の管理や慰霊碑の管理が難しくなっているとお聞きしております。

この質問につきましては平成29年2月の定例会で、現桑名龍吾議長が尾崎前知事に対し、県内に現存する忠霊塔などの慰霊碑をどのように捉えているのかと質問したのに対し、そのときの知事答弁では、戦没者を追悼し平和を祈念する思いを次の世代に受け継いでいくためにも、地域に今後も慰霊碑があり続けることが重要であると考えている、今後管理される方の高齢化が進む中、慰霊碑を戦没者を追悼し平和を祈念するためのものとしてどのように地域で保存し、継承していくかについて検討していく必要があるものと考えていると、お答えがありました。

そこで、まずは知事に、県内に現存する忠霊塔などの慰霊碑をどのように捉えているのかをお伺いしたいと思います。

次に、そういった慰霊碑の維持管理状況については、当時の門田地域福祉部長に問うており、その答弁では、県内には242基が存在し、そのほとんどは良好な管理状況にあり、全体の9割を超える225基は遺族会支部や自治会の皆様などに

より年1回以上の清掃が行われていると、答弁がありました。また、令和元年6月の定例会で大石宗議員も同様に取り上げておられます。その中で答弁により、前回調査の242基から71基を加えた313基の慰霊碑が確認されております。

このように、県内各地には本当にたくさんの慰霊碑が各所に建立されております。御遺族が高齢化し、それを維持管理してきた地域住民も高齢化を迎える中、さらに踏み込んだ対策を実施せねばなりません。

そこで、地域福祉部長にお伺いいたします。この現状を踏まえて、将来におけるこれらの慰霊碑の維持管理について遺族会や地域の皆様との協議はなされているのか、また御高齢になり、地域の方がお参りすることが困難な場所にある慰霊碑については、他の慰霊碑と統合して管理したり、皆が訪れやすい場所に公園とあわせて整備したりするなどの検討がなされているのか、現在の具体的な検討状況について地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、がん教育についてお伺いいたします。

政府は、がん対策基本法を平成28年12月16日に改正し、第3期がん対策推進基本計画を平成29年10月24日に閣議決定しております。また、ここでの個別目標にありますように、国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるとしております。さらに、文部科学省では、新学習指導要領に対応したがん教育の普及啓発、地域の実情に応じたがん教育の実施を行うものとしております。そして、令和2年度からは小学校で全面実施となり、さらにその翌年度は中学校、そして高等学校へと順次全面実施されてまいります。

さて、平成30年6月の定例会におきまして、西森雅和議員がこのがん教育の現状や外部講師の活用法等について御質問されております。そ

の教育長の答弁の中で、平成29年度におけるがん教育を実施したと回答した県内の学校は、小学校で69校、約34%、中学校で77校、約67%、高等学校で29校、約71%の合計175校、約49%となっている、このうち外部講師を活用してがん教育を実施したと回答した学校は、小学校で12校、中学校で10校、高等学校で2校の計24校となっているとの答弁がありました。

そこで、まず教育長にお伺いいたします。学習指導要領の全面実施に向け、どのような取り組みが進められているのか、直近のがん教育実施状況とあわせて教育長にお伺いいたします。

次に、私の住む高知県西部の幡多地域や高知県東部では小中学校において、外部講師の先生方の御協力もいただきながら、積極的にがん教育が行われるようになってまいりました。しかしながら、さきのデータでも示されたように、外部講師を利用するという内容において、県内のがん専門医にお伺いすると、特に私立学校においては、いまだ積極的な動きが見られないとお伺いしております。

今の時代、がんは不治の病ではありませんし、がん予防のための生活習慣の見直しが当たり前の世の中です。そういったときに大切になるのが、次の世代をつくってくれる子供たちへのがん教育です。

将来がんにならない身体づくりのためにも外部講師を積極的に活用し、子供たちへの効果的かつ実効力のあるがん教育に取り組んでいただきたいと思いますが、この外部講師の活用状況について教育長に取り組みをお伺いいたします。

また、私立の学校においても、がん教育は行われなければなりません。先ほど述べた外部講師の活用を含めてどのような取り組みがなされているのか、文化スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、太平洋島嶼国へのアプローチについて

御質問いたします。

高知県は、ミクロネシア連邦の森小弁氏や、ハワイのマキキ聖城キリスト教会で知られる奥村多喜衛氏等、大変多くの高知県関係者との間で、友好関係が保たれてまいりました。また、今年はラグビーワールドカップで日本国内が大きく盛り上がる中、その中でもトンガ代表チームが高知で事前合宿を行うなど、友好のきずなが築かれました。

このように太平洋島嶼国と友好な関係を保っている高知県ですが、ことし6月、高知県が取りまとめ役として、太平洋島嶼国駐日大使会議及び太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク実務者会議が開催されました。私は、今こそこれら太平洋島嶼国と関係の深い高知県が、国内でもさらなるリーダーシップを発揮し、大きく貢献をしていっていただきたいと考えております。

太平洋島嶼国は、日本にとりましても、安全保障上非常に重要な地域であり、さらに高知県にとりましても、カツオ資源を初めとする水産資源確保の上でも非常に重要なパートナーであります。こういった国々に対し、国際的な人的交流や防災、環境技術、さらには医療援助等を積極的に行っていくことが、今後のこれらの国々と友好関係を維持し、両国が発展していくためにも非常に重要であると考えます。

先日、高知大学医学部の小林道也教授にお話を伺ってまいりましたが、高知大学医学部では小林教授を中心とし、これまでもハワイ大学等を初め、さまざまな大学等と連携をしながら、積極的な医療技術の提供や支援を行っております。そうした中、現在太平洋島嶼国では、生活習慣病である成人病、周産期医療、また感染症等が大きな問題になっているとお聞きいたしました。小林教授は、そういった太平洋島嶼国には最新の医療設備を支援するよりは、まず医療

現場への医療教育であるとおっしゃっておられます。今後も、高知県では、そういった太平洋島嶼国からの医療関係者を研修員としてお迎えしながら、医療技術の提供等を積極的に行っていくべきだと考えます。

さきに述べましたように、特に漁業分野では、これら太平洋島嶼国とは今後もタフな交渉が予想されます。そのためにも、こうした人道支援は、日本、さらに言えば高知を知ってもらうと同時に、我々が抱える課題をともに解決していくためのきっかけに必ずなると信じます。このためにも、JICA等の国の機関と連携しながら、高知県、さらには日本国のためにこれまで以上の友好的な関係を築くべきだと考えます。

そこで、知事に御質問いたします。これまで尾崎前知事が中心となり進めてこられたこの太平洋島嶼国へのアプローチを、今後どのように継承し発展させていかれるおつもりなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、デジタル技術の活用に関して御質問いたします。

県では、高知県行政サービスデジタル化推進会議のもとで、AIやRPAといった新たなデジタル技術の活用などによる行政業務の効率化について、市町村への情報提供を行っており、さらに市町村間での事務の共同処理を促進するための、こうち広域行政推進プロジェクトや自治体クラウドの導入を進めることにより、業務を効果的、効率的に行えるよう、市町村間での連携を積極的に後押ししています。こうしたデジタル技術の活用は、人口が減少し、より効率化を求められる時代の必然であり、現代の技術であれば、当然推し進めていくべき事柄であると思います。

そうした中で、先月都内のITベンダーと意見交換をする機会があり、そのときの会話の中で気になったことがありましたので、御質問さ

せていただきたいと思います。

RPAの技術は、私がサラリーマンの時代によく用いられた、端的に申せば、エクセルのマクロ機能の応用のようなものであり、考え方は決して目新しいものではありません。その時代との違いを申し上げるとするならば、RPAはさまざまなアプリケーションを連携しながら処理することができるということが大きな違いであり、業務を効率化するという考え方に大きな違いはないと思います。

さて、この業務を効率化するとき一番のネックとなるのは、業務の洗い出しであります。日々行われているルーチンワークを細かく拾い出し、他の業務との統合の可能性はないのか、同じ入力を繰り返す作業をしていないかなど、そういった業務の洗い出しに多くの時間を費やします。

しかしながら、さきのITベンダーの話では、自治体の中には、予算執行の関係で成果物の提供を焦る余り、十分に業務の洗い出し等が行われずに発注されるものが多くあると伺いました。ひどいものは仕様書までベンダー任せとなり、開発の際も、実際に業務を行う担当職員との意思疎通が不十分になっているものもあるようです。当然、そういった状況で開発されたRPAは使い勝手が悪くなり、もう一度最初から作り直すか全く使用されずにお蔵入りとなってしまいます。

令和元年9月議会におきまして土森正一県議から、RPA導入の実証実験が行われる部署とAI導入についての御質問がありました。総務部長の御答弁によれば、財政課、高齢者福祉課、教職員・福利課、産学官民連携センターでRPAの効果を検証した上で、来年度はさらなる対象業務の拡大、必要なサーバーやライセンスの整備のほか、RPAをみずから活用できる職員の育成に取り組むとの御答弁がありました。

総務省の資料によりますと、RPAの自動化

のレベルを3つのステージに定義づけしており、第1ステージは定型業務の自動化、第2ステージはAIの要素を加えた自動化、そして最終の第3ステージはAI技術の完成に伴う完全な自動化が、その定義のようであります。

そこで、総務部長にお伺いいたします。まず、これからどのような構築体制でRPA開発がなされる予定なのか、また今年度に行われた実証実験において結果が出ているものがあれば、ぜひお示しいただきたいと思っております。さらに、上で述べた定義では、県ではどのステージを目標とされているのか、総務部長にお伺いいたします。

また、高知版地域包括ケアシステムなどの福祉分野は、こういった技術が大いに活用できる分野であろうと思っております。さらに、教員の多忙化が問題となっている教育分野などでも、こういった技術の活用は非常に大切なことであると思っております。

来年度は、こういった分野への対象業務拡大を考えておられるのか、またそのスケジュール感はどのようになっているのか、あわせて総務部長にお伺いいたします。

最後に、高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの整備に関して御質問いたします。

これまで、観光分野では「土佐・龍馬であい博」を皮切りに、「志国高知 幕末維新博」、そして現在は自然&体験キャンペーンの推進と、これらさまざまな取り組みを通じて、着実に高知県への観光客は伸びてまいりました。

しかしながら、インバウンドを取り巻く環境には非常に不確定な要素が多くなってまいりました。特に、徴用工訴訟に端を発し、日本と韓国の状況は、危機的と言ってよいほどの状態になっております。他県におきましても、例えば北海道の新千歳空港は、韓国の入り込み客を2倍に見込み拡張し、この8月に新しいターミナ

ルビルがオープンしたばかりでしたが、韓国からのお客様が前年同期比で約60%の減と、大きな打撃を受けているとの報道もあります。このほかにも、韓国からの入り込み客を想定して準備したターミナルが全く機能していない空港もあると聞いています。

私は、さきの産業振興土木委員会に所属していた折に、現在の高知龍馬空港の手狭さを指摘し、今後の航空需要等の動向を見ながら、拡張の方向で考えるべきと発言をしてきました。しかしながら、昨今のアジア情勢を見ておきますと、今までと同じ戦略で考えることはできなくなったと感じております。中国からの圧力に反発する香港の混乱や、北朝鮮のたび重なるミサイル発射など、いつ政情不安からの混乱が発生しないとも限らない状況が続いております。

高知龍馬空港では、ことしの12月20日からFDAにより、高知―神戸間に新規路線が開設されます。また、濱田知事も今議会の答弁の中でも、大阪の副知事だったときの人脈も活用しながら、関西圏からの誘客や経済とのつながりを重視する発言も行っており、今後も高知龍馬空港の混雑回避に向けて、問題が生じないように対策をしなければなりません。しかしながら、先ほど申しましたアジア情勢が不安定な中では、国内路線はもとより、今後の国際路線の需要動向をにらんだアプローチが非常に重要であると感じております。

そこで、副知事にお伺いいたします。高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの整備については、予定どおりの工期で予定規模の工事が実施されるのか、また今述べたようなアジア情勢をにらんだ国際的なアプローチをどのように考えておられるのかをお伺いし、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 下村議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、集落活動センターの支援のあり方の再確認についてお尋ねがございました。

集落活動センターにおきましては、地域住民が主体となりまして、それぞれの地域の課題やニーズに応じまして、生活、産業などの活動に地域ぐるみで取り組んでおられますが、県ではこの集落活動センターの仕組みづくりを、市町村と一体となって進めております。

集落活動センターにつきましては議員のお話にありましたように、一方では、特産品づくり、あるいは観光交流事業といたしました、産業をつくる取り組みにウエートを置いたセンターがございます。また、他方では、集いの場づくりといたしました、生活を守る取り組みにウエートを置いたセンターもあると、こういうふうにご考えております。

このうち、産業をつくる取り組みにつきましては、集落活動センターの経済活動の拡充や基幹的なビジネスの確立を、補助金により後押しいたしております。加えて、センターの活動をビジネスとして展開していくため、必要な事業計画の作成などに対しまして、それぞれの活動内容に沿った専門家による伴走支援などを実施しているところであります。

一方、生活を守る取り組みにつきましては、センターの初期段階での施設などの整備、あるいは活動に必要な人材の導入に対する支援を行っております。また、市町村などにおきまして、高齢者の見守りや道路の維持、自主防災訓練の実施といった取り組みに対して独自の支援を行っている事例もございます。

県といたしましては、今後とも地域支援企画員などにより、地域に寄り添った、きめ細かなフォローアップを継続してまいります。また、議員からお話がありましたような支援の仕組みづくりを含めまして、より効果的な支援の

あり方について市町村とも協議をしながら、集落活動センターの活動の継続、拡充に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、県内に現存する忠霊塔などの慰霊碑をどのように捉えているかとお尋ねがございました。

終戦から74年が過ぎ、戦後に生まれた世代が国民の8割を超え、ややもすれば、戦没者の方々への思いや戦争の悲惨さ、平和のとうとさの意識が薄れかねない状況でございます。こうした中、戦争の教訓を風化させることなく次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な責務であるというふうにご考えております。

戦没者慰霊碑は、戦争の教訓を現在に引き継いでいる貴重な財産であり、身近な地域に慰霊碑があり続けることは意義があるものと考えております。一方、県内の慰霊碑の維持管理につきましては、遺族の高齢化が進み、地域によっては管理が困難であるといったお話も伺います。

こうした中、遺族会では、将来にわたる維持管理と保存・活用などを検討する委員会を設置されまして、地区代表の理事や評議員の皆様からの御意見もお伺いしているというふうにお聞きをしています。県といたしましては、今後とも遺族会の皆様や市町村と協議を重ねまして、将来にわたる慰霊碑の保存や継承などのあり方につきまして、検討してまいりたいと考えております。

最後に、これまでの太平洋島嶼国へのアプローチをどのように継承し、発展させていくつもりなのかというお尋ねがございました。

太平洋島嶼国は、国際社会におけます日本の重要なパートナーであり、歴史的にも親日的な国家群であります。このため国におきましては、首脳レベルによります太平洋・島サミットを3年ごとに開催するなど、これまでも友好関係を築いてまいりました。

一方、本県を初めとする地方自治体におきましては、これまでもそれぞれの地域と深いつながりのある日系人ネットワークを中心とした人的交流などに取り組んでまいりました。そのきずなをより強固なものとし、交流をさらに拡大していくため、昨年5月の第8回サミットに合わせまして、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークを設立いたしました。

ことしの6月には、駐日大使と自治体の幹部職員、外務省やJICA——国際協力機構などの関係機関にも御出席をいただき、ネットワーク設立後初めての会議を本県で開催いたしました。その中で外務省からは、保健・医療分野の医療従事者の派遣や研修員受け入れによる人材育成、あるいは防災など日本の技術やノウハウを生かした支援など、取り組みを強化するという報告がございました。

本県では、これまでにトンガやサモアなどの島嶼国の青少年などを受け入れまして、WHO——世界保健機関の健康増進プログラムを実施いたしました。また、高知大学がJICAと連携し、島嶼国の行政関係者などを対象といたしました、防災関連の技術や災害医療などに関する研修を実施したところでございます。

今後は、日本側の代表であります本県が、県内の大学や関係機関と連携をいたしまして、島嶼国の医療従事者の人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。こうしたことでネットワーク全体をリードし、島嶼国と我が国との交流のさらなる発展に貢献をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 集落活動センターにおいて、コミュニティービジネスを確立できるような地域の人材を育成する支援策についてお尋ねがございました。

県では、それぞれの集落活動センターの意向に応じて事業をビジネスとして展開するため、センターの課題やニーズに沿って専門家が一貫して伴走支援する、うちんくのビジネス塾を、今年度から実施しております。ビジネス塾では、それぞれのセンターの持つ地域資源や体制についての現状分析からスタートして、新規事業の立ち上げ、既存事業の拡充の検討、事業計画の作成や磨き上げまでの一連の流れを、専門家からアドバイスを受け実践していく内容となっています。

今年度は、いの町越裏門・寺川地区での原木マイタケの生産・販売や、津野町船戸地区での特産品づくりなど、11カ所のセンターがビジネス塾に参加し、試作や試験販売などの実践活動も交えながら、自律的な事業の実施に向け、事業計画の磨き上げを行っているところです。

加えて、ビジネス塾では、伴走支援する専門家を初め、県、市町村、商工会などの関係機関がチームを編成し、現状分析から事業計画の磨き上げまでの一連の活動を多角的な視点で支援することで、経済活動の中心となる人材のマネジメント力などの育成にもつなげていきたいと考えています。

今後も、集落活動センターの継続、発展に向け、コミュニティービジネスを確立できるよう、ビジネス塾のほか、高知ふるさと応援隊研修や土佐まるごとビジネスアカデミーの受講など、課題やニーズに応じた支援メニューを提供し、集落支援員を初めとするセンターの人材育成を後押ししてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、海外派遣プログラムに複数名の教員を同時に派遣することについてお尋ねがございました。

グローバル化が急速に進展する中であって、生徒の指導に当たる教員においても、広い視野

や異文化理解の態度を身につけておくことが重要となります。このため県教育委員会では、海外の日本人学校への教員派遣事業を活用して、あわせて他国の教育や産業、文化などを学ぶことができるように、昨年度は6名、今年度は3名の教員を海外に派遣しております。

生徒のニュージーランドへの海外派遣プログラムは、高校生の国際理解を深めるため平成28年度から実施しており、これまで生徒の引率として毎年1名、計4名の英語教員を派遣してまいりました。英語教員にとりまして、引率業務中ではありますが、生徒が参加している授業を参観し、海外における指導技術や方法を学ぶことができますので、大変有益であると考えております。

また、これ以外にも、各県立高等学校が実施しているイギリスやシンガポールなどへの生徒の海外研修には、英語教員を初めとして平成30年度には延べ20名、今年度は現在までで既に延べ29名の教員を引率として派遣しております。このように教員の海外派遣は年々増加傾向にあり、教員の海外の教育や文化などの理解促進につながっていると考えております。

県教育委員会としましては、まずは生徒の留学機会を拡大したいと考えておりますが、教員につきましても、ただいま説明いたしましたように増加傾向にあります引率業務に加えまして、国や市町村の事業などを活用した海外の学校との交流や、JICA、民間の海外研修プログラム等への参加などを通して、海外で学ぶ機会の拡大を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、郷土に誇りを持ち、志を持った人間を育てるため、支援をする県側も志を持った支援をすることについてお尋ねがございました。

本県では、教育等の振興に関する施策の大綱におきまして、郷土への愛着と誇りを持ち、高

い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成を基本理念の一つとして掲げ、それぞれの発達段階において、ふるさとを知り、個々の生き方を考えることができるような学習を進めております。このため各校におきましては、学力の向上はもとより、キャリア教育やグローバル教育、地域の課題解決学習に取り組むことなどを通して、地域への愛着を醸成し、児童生徒が夢や目標を持って、その実現に向かって努力し続ける力の育成に取り組んでおります。

また、家庭の事情や経済的な理由によって、その活動が閉ざされることがないように、奨学金制度や留学については補助金制度などにより支援をしているところです。

高知県以外が実施する高校生への留学支援としましては、独立行政法人日本学生支援機構が民間の寄附金によって創設した、自己負担の少ない「トビタテ！留学JAPAN」という制度もございます。これまで、本県の県立高校から3校、6名が参加をし、大好きなハリウッドの舞台であるイギリスで生きた英語を学び学習意欲が高まった、サッカーの本場スペインでサッカーを学びレベルの高さにモチベーションが上がったなど、自分の夢の一部を実現しております。今後、この制度を県内の高校生がより活用できるように、さらなる周知に努めてまいります。

子供たちがみずからの夢や目標を達成していくために、こうした既存の制度や市町村の支援制度を有効に活用しつつ、議員からお話のありましたように具体的な寄附金等のお話があった際には、新たな支援の仕組みについても検討してまいりたいと考えております。

次に、学習指導要領の全面実施に向けての取り組みと、直近のがん教育実施状況についてのお尋ねがございました。

平成29年に告示されました小学校学習指導要



領の体育編においては、喫煙や飲酒について学習する際に、がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにすると明記されました。また、同年告示された中学校学習指導要領及び平成30年に告示されました高等学校学習指導要領の保健体育編では、がんについても取り扱うものとするとして明記され、その内容としては、がんの疾病概念やその要因、予防と検診の必要性等が示されています。がんを扱うことを通じて、食生活、喫煙など生活習慣全般を認識し、自分事として考えられるような、健康教育そのものの充実を図ることが大切であると考えております。

本県においては、平成30年度から文部科学省のがん教育総合支援事業を受託し、がん診療連携拠点病院や高知県医師会、大学の先生を委員とする、がん教育推進協議会を開催して、がん教育の充実について協議を深めております。また、がん教育推進地域として四万十市を今年度から指定し、地域の課題に応じたがん教育を推進するため、研修会や外部講師を活用した授業を実施するなどの取り組みを進めております。

このような状況の中で平成30年度に文部科学省が実施しました、がん教育実施状況調査によりますと、本県でがん教育を実施したと回答した公立学校は、小学校で64校、中学校で72校、高等学校で24校となり、合計で160校となっております。今後も、四万十市での取り組みを県全体に周知するなど、引き続きがん教育の有効性や意義の周知徹底を図り、健康教育の充実につなげてまいります。

最後に、がん教育における外部講師の活用についてお尋ねがございました。

がん教育において医師などの外部講師を活用することは、教科で教える内容に加えまして、より専門的な内容や命の大切さを伝えることで子供たちの学習が深められることから、大変重

要であると考えております。

昨年度、がん教育を実施した160校のうち、外部講師を活用して実施した学校は29校で、本年度は今後の実施予定も含めると、約50校が外部講師によるがん教育を実施することになっており、着実に増加をしてきております。外部講師としては、がん診療連携拠点病院に指定されております高知大学医学部附属病院や、高知県総合保健協会の先生方を初め、がん経験者の方にも御協力をいただいております。現在、医師、薬剤師、看護師、学校医、患者団体などへ呼びかけを行って、県内どこであっても講師に来ていただける体制に向けて整備を進めております。

外部講師の授業を受けた児童生徒からは、がんの早期発見、早期治療のために、大人になったらきちんと検診に行こうと思った、両親にも検診を勧めたいし、たばこは絶対に吸わないと決めた、家族にきょう学んだことを伝えようと思ったといった、がん教育の狙いに合致する感想が聞かれ、各学校でもがん教育の理解が深まってきていると考えております。あわせて、児童生徒を通じて、その家族にもがんの正しい知識が伝わり始めるなどの効果もあらわれつつあります。

現在、がん教育総合支援事業において専門家の御意見もお伺いしながら、校種別のがん教育教材を作成しており、これらを活用しながら、外部講師の派遣とあわせて、充実したがん教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、福祉分野の先進地へ職員や関係者を派遣するための予算の確保ができないかとお尋ねがございました。

本県では、発達障害に関する世界的権威であるクリストファー・ギルバーク博士が所属されているスウェーデン・ヨーテボリ大学との交流を深めており、療育福祉センターの医師や高知

ギルバーク発達神経精神医学センターの研究者が同国を訪問し、子供の診断や療育支援プログラムなどに関する直接指導を受けております。こうしたスウェーデン・ヨーテボリ大学との交流を通じて、本県では、発達障害に関する専門医師の養成を初め、早期発見・早期療育支援の体制づくりが進んでまいりました。

このほか、子育て分野では、議員からお話がありましたフィンランドの母子保健システムでありますネウボラや、介護分野では、オーストラリア看護連盟が看護師の腰痛予防対策として実践してきたノーリフトの取り組みを、本県の実情に合った形で推奨するなどしております。

こうした海外の先進的な取り組みは、各国の社会保障制度の違いもありますが、先進的な取り組みを学び、本県の実情に合った形で導入していくことは、本県福祉分野の課題解決につながりますことから、今後も有識者との交流や先進地への職員等の派遣について予算確保に努めてまいります。

最後に、戦没者慰霊碑の維持管理について、遺族会などとの協議や、統合管理などの現在の具体的な検討状況についてお尋ねがございました。

慰霊碑の維持管理につきましては、先ほど知事から答弁いたしましたとおり、本年度高知県遺族会において特別委員会が設置され、協議されています。この特別委員会が今月15日に取りまとめた中間報告によれば、慰霊碑については、今後行政に対して管理状況などの実態調査を求めた上で、維持管理や補修等についての協議を行っていくとしています。また、老朽化している慰霊碑の移設については、国の国内民間建立慰霊碑移設等事業の活用を市町村と検討するとしています。

このため、県としましては遺族会における協議内容も踏まえ、今後県内に建立されている慰

霊碑について、老朽化による危険性や保護の必要性の把握など、より詳細な実態調査を行ってまいりたいと考えております。

また、実態調査の結果、倒壊の危険性などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがある慰霊碑の移設等については、国補助金の活用などについて、県遺族会の皆様や市町村とも協議を行ってまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長(橋口欣二君) 私立学校のがん教育の取り組みについてお尋ねがございました。

私立学校におきましては学習指導要領に基づきまして、今年度18校全ての学校で、保健体育の授業や特別活動の時間を利用して、がん教育を実施しております。このうち中学校、高等学校それぞれ1校が、昨年度がん関連団体の職員やがん患者の家族を外部講師として招いた授業を行っております。

がん教育につきましては、医療関係者やがん経験者などに講師になっていただくことで、がんやがん患者に対する正しい知識を深めることができますので、今後の全面実施に向け、外部講師を使った授業がさらに広がりますよう、学校に対して周知を行ってまいりたいと考えております。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) デジタル技術の活用について、まずこれからどのような体制でRPAの開発がなされる予定なのか、また実証実験において結果が出ているものがあるか、さらに県ではどのステージを目標としているかについてのお尋ねがございました。

まず、RPAの開発に当たりましては、他県の先行事例なども示しながら、導入に適した定型業務や単純業務などを庁内に照会し、業務を選定しているところです。その上で、開発に際

しましては業務量や作業工程を明確にする必要がありまことから、業務担当課と開発事業者、さらに県の情報政策課が同席しまして、協議、調整等を行っているところであります。今後においてもこうした体制で、より使いやすいRPAの開発が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、今年度取り組んでおりますRPAの4つの実証実験のうち、現段階では、財政課が所管する、人件費推計表のデータを集計用の様式に転記する業務について、検証結果が出ているところです。従来は、全庁で延べ375時間かけて事務処理を行っていたものが、RPAの導入によりまして、作業時間を99.9%削減できることを確認したところです。さらに、転記ミスも防ぐことができたというメリットも確認ができました。その他の業務につきましても、シナリオ作成がおおむね終了したところでありまして、それぞれ作業時間の大幅な削減が見込めると考えております。

RPAの今後の展開ステージにつきましては、まずは定型的な作業を効率化、自動化する第1ステージの取り組みを全庁的に展開してまいります。AI技術の要素を加える第2ステージや第3ステージに該当する取り組みにつきましては、目標にして順次進めていくというよりは、本県が進めていく行政サービスのあらゆる分野にデジタル技術を活用するという取り組みの中で、対象業務の内容、性質に応じて取り入れていくことになるものと考えております。そういった意味で、第2ステージ、第3ステージの導入についても積極的に研究、検討してまいります。

次に、来年度はどういった分野への対象業務拡大を考えているのか、またそのスケジュール感についてお尋ねがございました。

今年度実施したRPAの実証実験も踏まえまして、来年度は対象業務を20件程度に拡充し、

全庁的に取り組んでいきたいと考えております。その対象業務については、来年2月に改めて全庁照会を行いまして、分野を問わず、導入可能な業務を洗い出した上で、作業の削減時間が多いなど、効果が高いと見込まれる業務について開発を行ってまいります。その際には、各所属固有の業務に加えまして、市町村等へのメール発信、調査集計業務など、庁内で共通する業務や手続についても対象業務に含めて、開発を進めていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、既に今月5日には、各所属が積極的に導入を検討できるよう、他県におけるRPAの導入事例を取りまとめた上で、全庁に情報を提供したところです。今年度から、しっかりと開発に向けた準備を行いまして、来年度のできるだけ早い段階で開発、検証していきますとともに、職員のRPAに対する理解を深めるための研修も実施いたしまして、令和3年度以降の取り組みを加速させてまいりたいと考えています。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 高知龍馬空港の国際線ターミナルビルの整備と今後の国際的なアプローチについてお尋ねがございました。

ことしの9月に、現在の国内線の混雑解消や国際チャーター便100往復と、その先の定期便の受け入れに対応できる新ターミナルビルの基本構想案について、中間報告という形で公表をさせていただきました。この基本構想案を9月議会において説明させていただきましたが、海外の航空需要を見きわめて施設整備に反映すべきではないか、また約42億円の整備費用というのは適正なのかなどといった御指摘、また議論がございました。

このような議論を踏まえて、またその他の関係者からもさまざまな御意見をいただいたことから、現在航空需要に見合う施設規模や機能的な

どについて見直しの検討を進めておりまして、この検討結果を来年1月に開催予定の、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議で告示し、了承を得たいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、ネットワーク検討会議の了承を得た後、令和2年度の当初予算に設計費用を計上させていただきたいと考えております。この予算をお認めいただいた場合には、2年度に設計、3年度に建設に着手をし、令和4年度の早い段階での供用開始を目指す考えに変更はございません。

また、目標としております国際定期便の就航に向けましては、議員からお話のありました、さまざまな国際情勢の変化を念頭に置きながら、チャーター便の誘致実績を積み重ね、海外の航空会社等との関係づくりに取り組んでまいります。

○5番（下村勝幸君） 濱田知事を初め執行部の皆様には本当に前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

2問目の質問はいたしません、今お話を聞きながら自分で思ったことを二、三、お願いという形で申し述べたいと思います。

まず、国際教育の関係で、教育長からのお話の中で、海外派遣のプログラムは、たくさんの方にそういった形で教員の皆さんが行かれているというお話もございました。ですが、私がこの質問の中で申し上げたかったのは、先生が1人だけで行っている現場だと、どうしても、相談をしながらそれに向けて来年度の実施はどうしようとか、同じステージの場所で考えたいときに、なかなかそこら辺が難しいのではないかと。そういった思いの中で、一つの現場でもやはり複数の教員の皆さんが行く仕組みができたほうがよろしいんじゃないかなと、そういうのを自分で見て感じましたので、あえてそういった質問の中で取り上げさせていただきました。

それからもう一点、先ほど私立の学校のほうのがん教育の関係で、周知を今から行っていくと、文化生活スポーツ部長のほうからお話もございました。同じ学習指導要領、公立も私立もございません。ぜひ、やはり外部講師の先生に来ていただいて、きちんとがん教育をしていただくということは、本当に大切なことだと思いますので、そういった意味ではもう一度きちんと周知をしていただいて、同じような教育ができるような仕組みをつくっていただきたいと、そのように思います。

それから、総務部長からRPAの実績の報告もございました。99.9%の削減ということで、本当にすばらしい結果だと思います。業務を割り出していけば、こういった事例はもっとももっとたくさん眠っているんじゃないかなあというふうには思います。ですので、また来年度で20件程度というお話がありましたけれど、どんどんどんどんそれを広げていただいて、職員の皆さんの職務の軽減であったりとか、いろんな意味で活用ができるようお願いをしたいと思います。

それから、最後に濱田知事におかれましては、今回官僚トップの職を振り捨ててといますか、高知県の皆様へ恩返しをするということでこの高知に帰ってこられたということで、なかなか普通の方にできることではないんじゃないかなというふうに思いました。

また、最後御答弁いただいた岩城副知事も、新聞報道によりますと、副知事をまたこのままお続けいただけるようなお話も伺っております。私も大変うれしく思います。ぜひこれからも全国のモデルとなるような高知県を目指して、さらに積極的な取り組みをお願いして、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議

令和元年12月18日

事日程は終了いたしました。

明19日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時50分散会

## 令和元年12月19日（木曜日） 開議第4日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第4号)

令和元年12月19日午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第4号 令和元年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例議案

- 第11号 高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 令和2年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第13号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第14号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第15号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 県有財産(高知新港港湾関連用地)の処分に関する議案
- 第24号 国道439号防災・安全交付金(大木絆第一橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第25号 県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第26号 国道493号道路災害関連(小島トンネル)工事請負契約の一部を変更す

る契約の締結に関する議案

第 27 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

報第 1 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

第 2 一般質問  
( 2 人 )



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 直ちに日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第27号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案」まで及び報第 1 号「令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から報第 3 号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上 30 件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

8 番野町雅樹君。

( 8 番野町雅樹君登壇 )

○ 8 番（野町雅樹君） 皆さんおはようございます。東部地域の安芸市・芸西村から選出をいた

だいております自由民主党の野町雅樹でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、早速質問に入らせていただきます。濱田知事初め執行部の皆さん、よろしく願いを申し上げます。

まず、高知版地域包括ケアシステム構築の推進についてお伺いをいたします。

濱田知事は開会日の提案説明におきまして、県政運営の基本姿勢の一つとして、日本一の健康長寿県づくりの推進などを通じた、いきいきと生活ができる高知を掲げられました。具体的には、医師の確保や地域の実情に応じた医療提供体制の整備を図るとともに、県内各地域の医療・介護・福祉のサービス資源をネットワークとしてつなぎ、日常生活から入退院、在宅までを切れ目なく支援する高知版地域包括ケアシステムの構築を着実に進め、特に地域における総合的な支え合いの拠点である、あったかふれあいセンターの取り組みを強化し、訪問看護や訪問介護サービスの拡充を図っていくと述べられております。このことは、さきの知事選挙におきましても県内随所で訴えられてきたことでもあると思います。

この課題につきましては、私もこれまで本会議において何度も取り上げさせていただき、特に地元である東部地域において、医療人材の不足などにより大変厳しい状態となっている医療体制の窮状について訴えてまいりました。

そうした中で、この課題を打開するため、県が前面に立って相当思い切った施策の展開が必要だとして、昨年の 6 月に高知県東部地域医療確保対策協議会が設置をされ、昨年 9 月には、県から東部地域における公立看護専門学校を核とする多機能支援施設の設置が提案をされました。

昨年の 9 月議会で私の質問に対しまして当時の尾崎知事から、「東部地域の医療をしっかりと確



保していくためにも、東部における看護師の確保、また卒業後その地域に残る方の割合が低いことや高齢化が進んでいることなど、この問題にも正面から取り組んでいかなければならない。県全体において地域包括ケアシステムの構築が求められる中で、東部地域こそ、地域包括ケアシステムを担う訪問看護とか訪問介護とかの人材を育成する実践フィールドとして最適と云えるのではないかと。また、新たな施設は、看護師養成の機能に加え、さまざまな地域包括ケアシステムを構築するために必要な人材育成施設として、高知県全般の抱える課題の解決に資するものにしていきたい」との力強い御答弁をいただいたところであります。

しかしながら、現在県から地元市町村への投げかけはいただいておりますけれども、残念ながら大きな進展は得られず、この問題の発端となりました室戸市では、現在地域が一丸となって診療所開設に向けた取り組みをしておるわけでありまして、看護師不足による室戸病院の閉院の影響は大きく、いまだに病院の救急機能や一般病床がないという状態が続いております。

そこで、知事選挙を通じまして、室戸市も含めた県内各地域を歩かれ、県民の切実な御意見や御要望をお聞きになってこられた濱田知事に、特に郡部の医療提供体制の確保も含めた、高知版地域包括ケアシステムの構築への思いについてお伺いをいたします。

次に、本年度当初予算の約5億6,000万円に加えまして、今議会にも約1,200万円の補正予算が提案をされております地域医療介護ネットワークなど、ICTを活用した医療と介護の連携についてお伺いをいたします。現在、県内でこうした情報ネットワークシステムは、主なものとして本年10月から運用が始まりました高知あんしんネットや幡多医療圏で既に普及をいたして

おりますはたまるねっと、また導入から3年が経過をし、本年度安芸医療圏でモデル事業として推進がされております「高知家@ライン」、さらにはこうち医療ネット、転院支援システムなどがあるというふうにお聞きをしております。

ICTなどの情報通信技術が飛躍的な進化を遂げている今、こうしたシステムは、高知版地域包括ケアシステムの構築には必要不可欠な技術であり、働き方改革を踏まえた業務の効率化など、その推進は極めて重要だというふうに考えます。一方で、そのシステムの導入には多額の費用がかかること、また医療・介護・福祉の現場においても人手不足や職員の高齢化などによって、こうした新たなシステムの導入に慎重な事業所も多く、セキュリティ問題も含めて、その推進に当たっては十分な説明責任と慎重な取り組みが求められるというふうに考えます。

そこで、本年10月から運用が始まりました高知あんしんネットの加入状況と課題、またその解決を含めました利用拡大を県としてどのように支援していくのかについて健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、安芸医療圏では、現在106カ所の医療機関や介護事業所などにおいて「高知家@ライン」が導入されまして、本年度さらに普及推進を図るためのモデル事業が展開をされているというふうにお聞きをしております。これは、医療・介護・福祉の多職種間での情報共有がリアルタイムで可能となるものであります。

しかしながら、このモデル事業に参加をしている医療機関や介護事業所などからは、同じ利用者さんに対する多職種間での情報が入りありがたいなどの前向きな意見がある一方で、従業員の高齢化や業務の多忙さにより使用していない、通常業務に使用しているシステムとの互換性がなく作業が重複して手間がかかるなどの消極的な意見も多く、初歩的な問題で利用率が低

いことが指摘をされています。また、当システムを活用する上でのルールづくりが不十分で、やりとりされる情報がまちまちであることから、医療機関などでは十分に活用されていないこと、さらには特に多職種間での情報共有では、ふだんから顔の見えるつながりがなければその情報の信憑性などに疑念が生じてしまうなど、「高知家@ライン」の普及推進に当たっての課題や改善点に関する意見が多く聞かれます。

そこで、今後「高知家@ライン」の普及に向けて県全体で現在の利用状況をどのように捉えているのか、またモデル事業で出されたシステムの改善やルールづくりなどの課題解決に向けて県としてどのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

さらに、このモデル事業は本年度事業として1年間取り組まれておりますけれども、利用するタブレットが支給をされましたのは本年の7月とお聞きをしており、中間検討会が行われましたのが9月なので、使い方がわからないなどの初歩的でネガティブな意見が出されることも無理はないかというふうに考えます。また、あき総合病院では、内科の在宅患者を対象に「高知家@ライン」の活用を図ってきたものの、その運用方法が十分に確立をされていなかったということから、対象患者の範囲が拡大され現場での混乱が生じたため、対象患者の新規登録を一時見合わせているともお聞きをしております。

こうしたことから、モデル事業に参加をしている事業者などからは、当事業が次につながる成果を上げるには大変厳しい状況だとの意見が多く聞かれます。あくまでも普及推進のためのモデル事業ですので、システムやその運用などに関する改善点や課題が多く出されることは歓迎すべきことだとも考えますけれども、多職種間での顔の見える連携が比較的進んでいる地域からの貴重な意見だというふうに考えますと、

このままでは県域普及への道は遠いようにも思われます。

そこで、安芸医療圏で現在取り組んでおりますモデル事業の今後の取り組みに当たって、あき総合病院での患者さんの新規登録再開をどのように図っていくのか、またモデル事業を延長し、引き続き同圏域内での課題解決に向けた取り組みができないものか、健康政策部長にお伺いをします。

また、あき総合病院として、「高知家@ライン」の普及に向けてどのような役割を果たしていかれるのかについて公営企業局長にお伺いをいたします。

この項目の最後に、高知版地域包括ケア推進体制の充実についてお伺いいたします。県では、地域包括ケアシステムの推進体制を強化するため、昨年度から各福祉保健所に5人の地域包括ケア推進監・推進企画監を配置し、今年度からは地域福祉部に新たに総括地域包括ケア推進監を配置しております。

しかしながら、中山間部を多く抱え、高齢化が全国よりも10年先行していると言われる本県において、医療や福祉の分野では、そのほとんどが課題先進県として、全国に先駆けて取り組まなければならないことばかりというふうに考えます。また、ICTの活用など新たな施策やその人材育成など課題が山積をしております。さらに、これらの取り組みの実質的な担い手でもある市町村のマンパワー不足も否めません。

そこで、県の推進体制が強化をされましてから1年半が経過をしますけれども、その取り組みの進捗状況をどのように捉えているのか、また今後の施策の加速化や対外的な視点も踏まえまして、推進体制のさらなる充実について地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

次の項目に移らせていただきます。中山間対策についてお伺いいたします。

知事は提案説明におきまして、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないという強い思いを述べられました。前尾崎知事も、中山間地域の再生なくして県勢浮揚なしというフレーズを口癖のように繰り返され、産業をつくる取り組みと生活を守る取り組みを県政の各部局の横断的な施策として展開してきました。

その対策の核となる集落活動センターが、現在31市町村、58カ所に立ち上がっております。さらに、中山間地域における産業の主体でもある農業分野でも、集落営農組織が225カ所、また農業公社などの複合経営拠点が21カ所で設立をされるなど、中山間地域の産業を支える仕組みの充実が図られているところであります。さらに、生活を守るという視点では、先ほど述べましたように、あったかふれあいセンターがサテライトを含めまして約290カ所設置されるなど、総合的な中山間対策が着実に進みつつあります。

知事は、さきの知事選挙におきまして、山間部で遠くのユズ園から大きく手を振って農家の皆さんが声援を送ってくれたことや、若い農業者が県の取り組む新たな施策に背中を押されて頑張る姿などを見られて感動したこと、またこうした方々と一緒に高知県を元気にしたいとの意気込みを訴えられております。

そこで、若者が住み続けられる中山間地域を実現するため対策をどう充実し加速化をしていくのか、また世界に誇れる本県の強みに成長したユズや園芸農業の振興、さらに集落営農などの地域農業を支える仕組みなど本県農業の振興をどのように展開されていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、集落活動センターの活性化策についてお伺いをいたします。昨日、下村県議からも鹿児島県の柳谷集落、通称やねだんの、行政に頼らず住民自治で地域再生を行ってきた取り組み

を踏まえました、集落活動センターへの支援のあり方や人材育成などに対する質問がありました。私も昨日の質問の趣旨に賛同するものであり、県としてしっかりと取り組んでいただきたい。私からも要請をさせていただきます。

さて、私も先月、三石県議、下村県議とともにこの柳谷集落を訪ね、その実質的なリーダーである自治公民館長の豊重哲郎さんと初めてお会いをいたしました。リーダー豊重の印象を短い言葉であらわすなら、ボランティア精神の塊、信念のリーダー、アイデアの泉といったところでしょうか。2時間ほどの意見交換でしたけれども、その情熱と行動力に圧倒され、地域のお年寄りや子供たちへの愛情に、時に涙が出るほど感動したことであります。

そこで、この調査で感じたことを踏まえまして、本県の集落活動センターの取り組みについてお伺いをいたします。まず、これまで設立をされた集落活動センターでは活動を休止したり解散をするなどの事例はないというふうにお聞きをしておりますけれども、県ではそれぞれのセンターの運営実態をどのように把握され、どのような支援をされているのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、昨日下午村議員からの質問にもありましたとおり、県では、集落活動センターを中山間対策の核として位置づけ、小さな拠点として自主財源を生み出し雇用を創出することを目指す、いわゆるやねだん型の集落活動センターを一つの方向性として目指しているというふうに考えます。

そこで、そうしたセンターが県内にどの程度存在し、今後どの程度まで育成をしていくのかについて中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、自主財源の確保や自主独立とまではいかないけれども、集いの場として住民に安心と

元気を与える活動を主体とするセンターも存在するというふうに考えますけれども、継続的な運営には市町村の主体的なかかわりが特に重要になってくると考えます。

そこで、市町村との連携や役割分担について中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

豊重館長はお話の中で、地域活動の頂点は小中学校、子供や孫たちが動けば必ず親たちは動くとして述べられています。自身が長年、地元中学校のバレー部の熱血監督としてその手腕を發揮したことも踏まえ、その言葉には説得力がありましたし、私も地元での地域活動に携わる中でずっと感じてきたことであり、大変共感をしたところでもあります。

やねだんでは、おはよう声かけ運動や小中学生が企画運営する42.195キロのミッドナイトウォーキング大会、さらには父の日や母の日に、集落を離れて生活する方々から集落に残る親御さんに宛てた手紙を高校生たちが有線放送で朗読する異郷の子からのメッセージなど、地域の子供たちを主役とした感動あふれる活動が展開をされております。

そこで、本県でも地域学校協働本部の取り組みやコミュニティ・スクールの設置運営など、学校と地域との連携が進んでおりますけれども、学校と集落活動センターとの連携の現状と成果、また今後の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

次に、集落活動センターの経済活動の推進に当たっては、例えば農業分野で設置をされている集落営農組織や複合経営拠点などとの連携も重要な取り組みの一つであるというふうに考えます。現在、奈半利町では、集落活動センターと複合経営拠点が一体化をし、集落営農組織や個別農家に対して農作業受託や機械の貸し出しを行ったり、高知市の梅ノ木地区では、集落活

動センターと集落営農組織が連携をして加工品の製造や販売を行うことを計画するなど、地域内のネットワークができ、連携することで相乗効果が生まれている事例があるというふうにもお聞きをしております。

そこで、集落活動センターと地域農業の振興や、それを支える仕組みである集落営農組織などとのさらなる連携につきまして農業振興部長にお伺いをいたします。

この項目の最後に、集落活動センターの次代のリーダーの養成についてお伺いいたします。豊重館長は、よき後継者の育成が私の夢であるが、後継者育成ほど難しいものはないというふうに述べられております。また、地域再生の核となる人徳のあるリーダーを養成するため、御自身が主宰をし10年以上続けられてきた、やねだん故郷創世塾の卒業生は1,000人を超え、全国で地域づくりのリーダーとして活躍をされているとのことでもあります。

さらに、気になる御自身の後継者についてお尋ねをしましたところ、周囲の方々も認める若者が自分のもとでしっかりと成長しているとのことでありました。その方は、何と中学校のバレー部監督時代から目をつけ、やねだんの活動にもずっと参加をしてきた教え子とのことでもあります。周囲からも認められる人徳のある真のリーダーの養成には時間がかかり、これほど難しいものはないというあかしであります。

また、私もこれまで多くの農村地域におきまして、リーダーの交代によって、それまでのすばらしい地域活動や組織が大きく後退をするといった残念な事例を目の当たりにしてきた経験からも、豊重館長の慎重さにはうなずけるころがあります。

そこで、次代のリーダーを養成する取り組みの現状と成果、また今後の取り組みについて中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

なお、お聞きをいたしますと、下村県議からの御紹介もあり、豊重館長が本県における講習会の講師を快くお引き受けいただいたとのでありますので、ぜひ本県での次代のリーダー養成研修として実現をしていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

次の項目に移らせていただきます。次に、農福連携の取り組みについてお伺いをいたします。

現在、ひきこもりやその御家族の抱える高齢化や生活困窮など、8050問題が大きな社会問題としてクローズアップされる中、本年3月には内閣府が、40歳から64歳までのひきこもり状態にある人が全国に61万3,000人いるという推計値を初めて公表いたしました。15歳から39歳までの推計値である54万1,000人を加えますと、約115万人がひきこもり状態にあり、若者世代よりもむしろ中高年世代に多いという傾向が明らかとなりました。

こうした中、国では就職氷河期世代の約30万人の新たな雇用創出への取り組みや、ひきこもり、介護、貧困など家庭における複合した課題に対して、医療や介護などの制度の縦割りをなくし、自治体における窓口の一本化を推進するということとしております。また、農福連携の推進に関しましては、取り組む事業主体を新たに3,000カ所創出するとの政策目標を掲げ、生産施設の整備やマッチングなどを行う専門人材の育成など、新たな施策を打ち出しております。

一方、本県でも本年10月に、ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を立ち上げ、県内での実態把握やその支援策の骨子などが検討されているというふうにお聞きをしています。また、安芸地域におきましては、それまで長年取り組んできました自殺予防ネットワークでの医療、福祉、警察、市町村などの官民の垣根を越えました多職種間での連携が基

礎となって、農福連携の取り組みが広がっております。

昨年の5月には、JAや農業振興センターなどと連携をしまして安芸市農福連携研究会が発足をし、農業サイドからの積極的な取り組みもスタートしております。発足当時10人程度であった就労者も44人となり、受け入れ農家や法人も23カ所と大幅にふえております。また、就労者の年齢層も20代から50代までと幅広く、ひきこもりや精神障害、発達障害などさまざまな障害を抱えた方々に対応をしています。さらに、就労へのつながりも医療機関や市町村、御家族、福祉事業所、こうち若者サポートステーションなどさまざまで、それぞれの機関がしっかりと取り組みをサポートしているということがうかがえます。

そこで、県では農福連携セミナーなどを開催し、こうした安芸地域における先進的な取り組みも御紹介いただいているというふうにお聞きをしておりますけれども、安芸地域における取り組みの成果とまだまだ山積をする課題をどう分析し、今後どのように支援をしていくのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、県では農福連携セミナーの開催に加えて、就農希望のある生活困窮者やひきこもりの方々などと農家とのマッチングを図るため、各市町村での農福連携支援会議などの立ち上げを支援しているというふうにお聞きをしています。

また、9月議会の浜田豪太県議の質問に対しまして当時の尾崎知事からは、「安芸市において、マッチングから定着支援までの一貫した仕組みができ上がってきており、ぜひこのノウハウを標準化し、農業部門、福祉部門双方で共有をするとともに、県内全域に横展開をしていきたい。ただ、やはり福祉が主だということを忘れずに、余り焦らずに、しっかりと仕組みが地域地域に根づいていくように心がけたい」という御答弁

がありました。私もそのとおりだというふうに思います。農福ではなく、福農連携と表現すべきではないかとも考えます。

一方で、8050問題がクローズアップされる中で、ひきこもりなど生きづらさを抱えている方々の中には生活困窮に直面している方々や御家族も多く、その方々にとりましては、安心できる居場所での就労機会というのは、待ったなしの社会復帰へのチャンスでもあるというふうに考えます。

そこで、県内での農福連携の現状と安芸地域での取り組みの横展開を含めましたこれまでの取り組みの成果と課題、また今後の支援策について地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、安芸地域におきましては、現在JA高知県安芸地区本部の無料職業紹介所が、積極的に障害者の受け入れ農家の掘り起こしや就労支援を行っています。しかしながら、JAや受け入れ農家などからは、障害者雇用における専門知識に乏しいこともあり、突発的な事態への対応などの不安が多く聞かれております。JAでは研修会などを実施し、それらへの対応力の向上を図っておりますけれども、やはり専門知識を有した人材が現場近くにいること、また緊急連絡などの対応が的確に行えることなどが望まれております。

そのため、JAでは独自に農業就労サポーターを雇用し、就労後のサポート体制の充実にも努めております。また、県では今年度から、農家などと障害者就労継続支援B型事業所とのマッチングを図り施設外就労を促進するため、新たに農福連携促進コーディネーターを設置したとお聞きをしております。今後は農業分野に限らず、障害者の就労を促進していくためには、マッチングに加えて、就労後の定着支援が大変重要になってくるというふうに考えます。

そこで、県が設置をしている農福連携促進コー

ディネーターの役割と今後の支援の充実、また就労後の定着支援を行う専門的な知識を持つ人材の確保・育成についてどのように取り組んでいかれるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

また、JA高知県安芸地区本部の無料職業紹介所の積極的な取り組みに対する評価と、他のJA無料職業紹介所への横展開について農業振興部長にお伺いをいたします。

この項目の最後に、安芸地域では農福連携に積極的に取り組む農家グループが、障害や生きづらさを抱えている方々をより多く農業現場へ誘い、安心できる居場所と生きがいを持てる作業を提供していこうということで、福祉の視点に立った新たな取り組みを展開しようとしております。

そこで、今後農業サイドからもふえてくるであろう農福連携へのニーズにどのように対応していくのかについて農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

最後の項目に移ります。県立高等学校の再編振興計画についてお伺いをいたします。

これまで、高知西高等学校と高知南中学校・高等学校が高知国際中学校・高等学校として統合することとなり、昨年度から中学校での新たな学校運営が始まりました。初年度の受験者数は定員60人に対して237人、本年度も190人という大変な人気ぶりで、この数値からも県民の皆さんの当校、そして2年後に開校する新たな高等学校に対する期待度の高さがうかがえます。

現在、令和3年度の開校に向け、国際バカロレア教育プログラムの認定に向けた取り組みが進められているというふうにお聞きをしております。また、本年4月には須崎高等学校と須崎工業高等学校が統合し、須崎総合高等学校が開校いたしました。

そこで、統合して間もない両校ではあります

けれども、統合後の目指すべき姿を踏まえた両校の取り組みの現状と見えてきた課題につきまして教育長にお伺いをいたします。

次に、ICTを活用した教育についてお伺いをいたします。県では、本年度から地理的な条件や学校の規模に左右されず、生徒の多様な進路希望を実現できる教育環境を目指して、中山間地域の高校10校に遠隔教育システムを導入しています。教育センターで教員が行う講義をライブ配信し、各校の生徒がモニターを通じて学習をする仕組みであります。現在、国公立大学等への進学を希望する3年生の学習をサポートしており、その様子は先日テレビ番組でも紹介をされ、小規模校の生徒たちの生き生きとした授業風景に感動したところであります。

また、来年度からは授業でも実施ができるよう、教育課程の編成や教員配置などの検討も進めているというふうにお聞きをしております。また、今議会にも、アクションプランに基づき魅力化に取り組んでおられる嶺北高等学校を核とした地域の教育力向上と活性化に向けた関連予算が提案をされており、ICTを活用し国内外との遠隔教育などに先行的に取り組んでおられる土佐町など、嶺北4町村との地域連携も進んでいるというふうにお聞きをしております。

そこで、ICTを活用した教育の現状とその成果、また国の新たな施策などの動向も踏まえ、中山間地域の小規模校以外の学校における今後の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

今回の再編振興計画後期実施計画では、東部地域において安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合が決定をされ、校名も県立安芸中学校・高等学校に決まりました。現在、新たな制服や新たな学校施設の整備などの検討が進められているとお聞きをしております。また、両校でも統合に向けて、地域でのイベントやポ

ランティア活動、さらに部活動などの分野で、積極的な生徒間の交流も進められているというふうにお聞きをしております。

私は昨年の9月議会におきまして、現在芸西村以東の東部地域から、実に38%の中学生が高知市や南国市などの高校に流出しているという実態を踏まえまして、新たな統合校を東部地域の拠点校として、また学生流出の防波堤として、どのように差別化し、魅力的な学校とするのかについて質問をさせていただきました。その中で、通学の利便性や防災面を含めた施設整備はもちろんでありますけれども、新たな学校の理念や授業内容など、統合校としてのより明確なコンセプトを打ち出し、地域住民にしっかりとアピールをすべきではないかとの考えを述べさせていただきました。

一方、先ほど述べましたように、嶺北高校など山間部の小規模校では、地元の市町村などと連携した学校魅力化プロジェクトが展開され、ICTを活用した先進的な授業システムの導入も図られようとしております。そうした中、新たに統合いたします安芸中学校・高等学校におきましても、魅力化の一つとして、こうしたICTを活用した先進的な授業や国内外の大学や企業などと連携をした遠隔教育など、子供たちの学びにとりましてより魅力的な仕組みを構築し、東部地域における拠点校としてのアピールができないものかと考えます。

そこで、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高校の再編計画の進捗状況、特に東部地域の拠点校としての魅力度向上への取り組みにつきまして、改めまして教育長にお伺いをいたします。

次に、現在新たな統合校の校舎や体育館などの整備に向けた取り組みが進められておりますけれども、当校が一部津波浸水区域であることも踏まえた整備計画となっているものというふうにお聞きをいたします。また、今のところ近隣住民の避

難所としての指定はないというふうにお聞きをしております。今後、耐震基準をクリアしました新たな体育館や校舎が整備をされた場合、安芸市との協議も必要でありますけれども、避難所としての利活用も検討すべきだというふうに考えます。特に、体育館につきましては避難所として、また近年の夏場の異常高温の中での部活動などを考慮しまして、空調設備も整備をすべきではないかというふうに考えます。

また、学校の敷地の狭隘問題がある中で、一部遊休地となっております市有地などを有効活用することや、通学路の安全対策としての市道の拡幅、さらには現在の安芸中学校・高等学校が津波避難ビルに指定をされており、地元住民の一時的な避難場所として必要不可欠であること、また将来において観光やスポーツ振興などへの有効活用も含めた跡地利用など、安芸市や同窓会などの地域住民とも事前に協議をしなければならない事柄が山積しているものと考えます。

そこで、今後市町村や地域住民などとの情報共有をどのように図り、地域に根差した拠点校としていくのかについて教育長にお伺いをいたします。

最後に、知事は提案説明の中で、県経済をさらに活気あるものとし、より多くの若者が高知に帰ってくることをできるようにするため、あるいは若者が県外へ出ず、高知に定住する希望をかなえるようにするためにも、本県に付加価値の高い産業を生み出し、新たな雇用を一層創出していくことを目指すと述べられています。

また、知事選挙への出馬を決意するに当たったのエピソードの一つとして、官僚時代に本県の当時の副知事から、高知県は君のような優秀な人材を高校まで育てるのに、その後は他県に持っていかれるのが悔しいんだよと本音を吐露され、そのことがずっと頭の隅に残っていたと

もおっしゃっておられます。

濱田知事におかれましては、また前任の尾崎知事も同様ですけれども、大きな決断をされ、最高の形で高知県へのUターン就職をされた代表者であります。県では、高知県移住促進・人材確保センターなどと連携して、県外に進学した大学生や県出身者、さらには本県への移住を希望する皆さんに積極的にさまざまなアプローチを行ってきました。その結果、平成30年度の移住者数が934組、1,325人となり、本年度は目標の1,000組を達成する勢いだとのことであります。

一方で、県外大学生の県内への就職率は徐々に向上しているものの、昨年度で18.4%と依然として低迷しております。知事がおっしゃられるように、これから若者が高知に残り、帰ってくるためには、経済対策が重要であることは承知はしておりますけれども、その産業を高知で興す、あるいは支える優秀な人材を育成するための教育こそ大変重要なものだというふうに考えます。

そこで最後に、若者が高知に残り、帰ってくるために教育面からのアプローチを強化することが重要だというふうに考えますけれども、知事の御所見をお願いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 野町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、郡部の医療提供体制の確保も含めた高知版地域包括ケアシステムの構築への思いについてお尋ねがございました。

県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域医療の確保が不可欠であることは言うまでもございません。しかし、医療資源が高知市周辺に集中する一方で、郡部では医師や看護師不足、さらに医師の高齢



化などの課題が顕著になってまいっております。

特に室戸市におきましては、御指摘にありましたように、平成30年2月の室戸病院の閉院により市内には一般病床がなくなりました。このことによって圏域全体の病床数も保健医療計画に定める基準病床数を下回る状態になっております。また、医師を初め、閉院の原因となりました看護職員の確保も他の圏域に比べて困難な状況にあります。医療提供体制の確保に大きな課題があるというふうに認識をいたしております。このため県から、東部地域に看護師の養成や訪問看護活動を支援するなどの複合的な機能を持った施設を整備するというところについて、提案をしているところであります。

高知版地域包括ケアシステムの構築に向けましては、医療を初め介護・福祉などのサービス資源の拡充が欠かせません。中でも高知ならではの取り組みとして、あったかふれあいセンターを、子供から高齢者までの切れ目のない総合的な支援の拠点として整備をしております。また、中山間地域の多い本県の実情を踏まえまして、訪問看護や訪問介護などについて手厚い支援を講じてまいります。

こうしたことを通じまして、入院医療に過度に依存せず、高知らしい形で在宅での療養を後押しできる総合的な支援体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、中山間対策の充実、加速化と中山間地域での農業振興についてお尋ねがございました。

若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けましては、今後も産業をつくる取り組みと生活を守る取り組みを中山間対策の柱といたします。この2つの柱のもと、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想を初めといたします全ての施策を、中山間地域を念頭に置いてさらに充実強化をしております。中でも農業は中山間地域の基幹産業でありまして、県土の保全、集落

機能の維持などを図る上でも重要な役割を担っていると考えております。そのため、農業の振興なくして中山間地域の活性化、ひいては高知県の発展はないという強い思いを私自身持っております。

私自身、県内を回る中で、中山間地域、中でも特に奥深い山間地域では、高齢化の進行によって農業の担い手不足が深刻化する厳しい実態を目の当たりにいたしました。一方で、ユズやお茶、土佐あかうしといった中山間地域ならではの豊かな資源を生かしまして、山間部においても若い農業者が根づきつつある姿を見て、この点は非常に心強く感じたところであります。

地域をもっと元気にするためにも、多くの若者が高知に残り、都会に出た多くの若者が戻ってこられるようにするためにも、これまでの取り組みをさらに強化してまいります。具体的には、御指摘もございましたように、これまで取り組みが進んでおります集落営農組織及び中山間農業複合経営拠点などの地域農業を支える組織をさらに県内全域に広げてまいります。あわせて、これらの地域農業の核となる組織が相互に連携をし、広域的に農業を支える地域農業戦略づくりにも取り組んでまいります。

さらには、スマート農業、あるいはNext次世代型施設園芸農業といった最先端技術の導入を積極的に進めてまいります。これによりまして、付加価値や労働生産性が高い産業として本県農業の魅力をさらに高め、若者の新規就農につなげてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを一体的に推進することによりまして、将来に希望を持った若者が暮らせる、活力のある中山間地域の農業の実現に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、若者が高知に残り、帰ってくるために教育面からのアプローチの強化が必要ではないかという点についてお尋ねがございました。

若者が高知県に戻ってくるができるように、さらには誇りを持って定住できるようにするためには、郷土が活気にあふれ、もっと元気になることが重要であると考えております。

現在、高知県は、経済の活性化に向けましたさまざまな施策によりまして、1人当たりの県民所得が伸び、県内総生産、各産業分野の産出額、こういった指標も上昇傾向に転じております。また、日本一の健康長寿県づくりや教育の充実に向けた施策などによりまして、魅力あふれる高知県に向けて着実に進んでおります。

こうした魅力を子供たちに伝え、将来本県を支え活躍してくれる人材を育てるという点では、御指摘にありましたように、教育の果たす役割は大変大きいものと考えております。このため教育大綱におきましては、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成を基本理念の一つに掲げ、郷土愛を育む取り組みが進められております。

例えば、各高等学校などにおきましては、地域や企業と連携をした課題解決学習やインターンシップなどが行われております。また、県内企業などで活躍されている方々を紹介いたします中学生用のキャリア教育副読本でございますとか、中高生用の郷土史副読本を用いまして、郷土に対する理解を深め、郷土への誇りと愛情を育む取り組みが実施をされております。加えて、県などが主催いたします、ものづくり総合技術展にも、本年度は小・中・高校生約3,200人が授業の一環として見学をするなど、県内産業などについての理解を深める機会といたしております。

このように、子供たちが高知の人や地域、産業を知り、そのよさに気づき、高知で頑張りたい、高知に戻りたいと思えるような学習活動がさらに充実されることが重要だと思います。県教育委員会には、こうした教育面からのアプロー

チとなる取り組みのさらなる強化を図っていたきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、高知あんしんネットの加入状況と課題、またその解決を含めた利用拡大に向けた支援についてのお尋ねがございました。

本年10月に運用を開始した地域医療情報連携ネットワークシステム、高知あんしんネットへの加入事業者数は、12月13日時点で303施設、またデータを共有することに同意をいただいた県民の方は758人で、当初の見込みよりはやや少ない状況となっております。

これは、特に診療所において、周囲の日ごろ連携している施設の状況を見て、今はまだ加入施設が少なく現時点では加入のメリットを余り感じないと、様子見をしている施設が多いといったことが要因の一つだと考えております。また、システムの稼働初期ということもあって、このシステムへの県民の方の認知度が低いといったこともあります。

このため、今議会にシステムへの加入施設や登録者をふやすためのプロモーション活動強化に向けての補正予算案を提出させていただいているところでございます。具体的には、あらかじめ施設間の連携状況を調べ、それをもとに地域で日ごろから連携している施設同士がまとめて加入してもらえよう働きかけを強化いたします。あわせて、半年単位で前払いとしている利用料について、病院以外の診療所等についてはその初回分を無料化し、システムへの加入の初期段階のハードルを下げたいと考えています。さらには、ウェブサイトへのあんしんネットのプロモーション動画の掲載や、住民向けの新たな啓発資材の作成、またその配布場所の拡充などを通じて、登録者の増加を図ってい

きたいと考えています。

次に、「高知家@ライン」の普及に向けて現在の利用状況への認識と、モデル事業で出された課題解決への取り組みについてのお尋ねがございました。

「高知家@ライン」は、在宅における医療介護情報連携ツールとして、12月17日現在でモデル地域である安芸地域を含めて16市町村の153事業者が加入しております。ただ、まだ十分に普及しているとは言えない状況であると考えております。

モデル事業に参加していただいている事業者からは、議員のお話にもありましたように、「高知家@ライン」を評価する御意見がある一方で、利用のための一般的なルールが必要といったことや通信速度など、システムの使い勝手についての御意見もいただいております。

このため、こうした課題解決に向け、まずは現在安芸福祉保健所も含めて、県で各地域で活用できる関係者間での利用ルールのひな形をつくっているところです。一方、システム自体の課題につきましては、もう少し多くの方に使っていただき、より多くの御意見を頂戴した上で検討したいと考えています。

最後に、モデル事業の今後の取り組みに当たって、あき総合病院の患者の新規登録の再開をどのように図っていくのか、またモデル事業を延長し、引き続き同圏域内での課題解決に向けた取り組みができないかのお尋ねがございました。

「高知家@ライン」は、在宅療養中の患者にかかわる関係者間での連携のためのツールであり、急性期医療を担う医療機関での利用まで想定したものではありません。ただ、県立あき総合病院は、東部地域での地域包括ケアシステムの構築に中心的な役割を担っていることから、今回モデル事業に参加しています。

あき総合病院では、急性期医療への支障が出ないように、同病院で「高知家@ライン」を活用するのは内科の在宅患者に限定することにしていました。しかしながら、そのことについての県からの他の参加事業者への周知が十分でなく、事業所から対象外の患者に関する問い合わせが集中をいたしました。そのため、同病院として責任を持って対応ができる状況になるまで、新規の患者登録は中断することになったものでございます。

現在、1月中をめどに新規登録の再開ができるよう、県と「高知家@ライン」事務局とあき総合病院との間で運用方法の協議をしているところです。また、来年度以降については、モデル事業のワーキンググループでの議論を通じて得られた課題への対応を的確に行うとともに、安芸圏域も含めて、より多くの地域で普及するよう取り組んでいきたいと考えています。

(公営企業局長北村強君登壇)

○公営企業局長(北村強君) 「高知家@ライン」の普及に向けたあき総合病院の役割についてお尋ねがございました。

あき総合病院では、総合診療医の養成のほか、民間医療機関や介護施設等とのネットワークづくりや退院調整のルールづくりにも積極的にかかわるなど、東部地域の地域包括ケアシステムの構築に中心的な役割を果たしてまいりました。「高知家@ライン」のモデル事業につきましても、患者情報共有の有効なツールであることから、当初より積極的に参加し、内科の在宅患者を対象に、有効な活用方法について検討を進めてきました。

一方で、「高知家@ライン」は、整理されていない多くの情報を多忙な医師が確認しなければならないなど、幾つかの課題があります。その上、先ほど健康政策部長からお答えしましたように、利用者間で運用方法が徹底されず、内科

以外の急性期の患者が登録されるなど、このまま対象が広がっていきますと、「高知家@ライン」の有効な活用はもとより、情報の未確認により事故につながることも危惧される事態となりましたことから、やむなく新規の患者登録を一時的に見合わせました。その後もあき総合病院では、登録している患者について有効なかかわり方の検証を継続するとともに、来年1月中の新規登録の再開を目指して、関係機関と運用方法の協議を重ねております。

「高知家@ライン」を広く普及させていくためには、これらの課題を解決し、さらに改善をしていく必要があります。新規登録再開後も健康政策部と連携し、「高知家@ライン」の有効な活用方法について、医師への負担等も考慮しながら課題の整理や提案を行っていくなど、普及に向けて役割を果たしてまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** まず、高知版地域包括ケアシステムの進捗状況をどのように捉えているのか、また今後の施策の加速化や推進体制のさらなる充実についてお尋ねがございました。

各福祉保健所に配置した地域包括ケア推進監・推進企画監のこれまでの取り組み状況につきましては、圏域のブロックごとに地域の医療・介護・福祉等の関係者による地域包括ケア推進協議体の設置を支援し、地域課題の洗い出しやその対応策の検討を行うとともに、相互の連携強化を図ってまいりました。

あわせて、地域のサービスの拡充や支援の仕組みづくりにも積極的に取り組んでおり、例えば安芸福祉保健所では、安芸市において高齢者に対して短期間で集中的にリハビリを行うサービスの導入に向けた支援を行っております。また、中央西福祉保健所では、仁淀川町において、高齢者の方が要支援・要介護状態とならな

いたための、住民主体のフレイル予防の取り組みを支援しているところです。

地域包括ケア推進監等を中心に、地域のこうした取り組みを後押ししてきたことにより、切れ目のない支援体制の構築に向けた各地域の医療・介護・福祉の関係者の連携が一層進んでおります。さらに、今後はフレイル予防などの好事例の県内各地への横展開にも取り組むこととしておりますので、高知版地域包括ケアシステムの推進体制についてもより充実したものとなるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、農福連携について、安芸地域における取り組みの成果と課題をどう分析し、今後どのように支援していくのか、お尋ねがありました。

安芸地域では、県の農業振興センターと福祉保健所が中心となり開催することとなった農福連携に関する勉強会に、農家の方や安芸市役所、社会福祉協議会の方などが加わり、障害のある人への理解と受け入れへの協力の輪を広げてきたと伺っています。

そうした中、平成29年12月には、障害者総合支援法に基づく安芸市の障害者自立支援協議会に、福祉、医療、労働などの支援機関で構成する就労支援専門部会が設置され、以後専門部会において、障害のある方など一人一人の就労の希望に応じて農家とのマッチングが行われています。その結果、現在では40名を超える障害のある方などが働く農福連携のモデルとなっております。

このように、安芸地域において農福連携が大きく推進した背景には、議員のお話にありましたように、福祉などの支援機関とJAなど農業関係機関がつながるプラットフォームとして、安芸市農福連携研究会が設立されたことなどもあるのではないかと考えております。

一方で、課題としましては、農業の現場に福祉的な支援ができる方がおらず、就職後の定着

支援の面で不安があることや、障害の特性を理解し受け入れていただく農家のさらなる開拓が必要といったことがあるとお聞きしております。

このため、県としましては、今後とも地域の関係機関と連携しながら、就職後のフォロー体制の整備や受け入れ農家のさらなる掘り起こしの取り組みなどを支援してまいりたいと考えております。

次に、県内での現状と安芸地域での取り組みの横展開を含めたこれまでの取り組みの成果と課題、また今後の支援策についてお尋ねがありました。

安芸地域の農福連携の取り組みを県内各地へ横展開するに当たって、多くの市町村では、農業、福祉双方の関係機関の連携が十分でないため、農業振興部と連携して、まずは各市町村に農業や福祉、雇用などの関係団体による農福連携支援会議が設置されるよう支援しているところです。その結果、現在安芸市以外の3市町において会議が立ち上がっております。こうした取り組みを進める上での課題としましては、障害のある人の就労について地域の理解が進んでいないことが挙げられます。

このため、今後におきましては、安芸地域において培われた障害の理解促進の取り組みを初め、関係機関の連携のあり方やマッチングする際のアセスメントの方法、また障害特性に応じた作業内容など、農福連携に関するノウハウを標準化して、県内各地の関係機関や農家にわかりやすくお伝えしながら、農福連携の取り組みを拡大してまいります。

また、農福連携には、安芸地域のように障害のある人が農家に就職するケースのほか、障害者就労支援施設の利用者が農家などで農作業に従事する施設外就労によるものがありますので、この取り組みもあわせて促進してまいります。

最後に、農福連携促進コーディネーターの役

割と今後の支援の充実及び就労後の定着支援を行う専門的な知識を持つ人材の確保・育成についてお尋ねがございました。

農福連携促進コーディネーターは、先ほど申し上げました障害者就労支援施設の利用者が農家などで農作業に従事する施設外就労を推進する役割を担っております。県がことし8月に障害者就労支援施設を対象に行ったニーズ調査では、県内99カ所の施設のうち15施設が農家等の農作業を請け負っているほか、農業分野での施設外就労を希望している施設が26カ所ありましたので、今後農福連携促進コーディネーターを中心に、施設と農家等とのマッチングを促進してまいります。

また、農家に直接雇用された方の定着支援については、安芸地域においても課題になっていとお聞きしており、今後農福連携の取り組みを県内各地に拡大していく上で、定着支援の充実強化は欠かせないものとなっております。

このため、今後は障害者就労に関する専門相談支援機関であります、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターの御協力をいただきながら、雇用されている障害のある方と農家等の雇用者の双方に支援を行う体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、安芸市においてはこの9月から、JAが定着支援を担う農業就労サポーターを独自に設置したとお聞きしておりますので、その活動状況なども参考にさせていただきながら、定着支援のさらなる充実強化について検討してまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) まず、それぞれのセンターの運営実態をどう把握し、どのような支援を行っているのかについてお尋ねがございました。

県では、地域支援企画員が窓口となり、地域

産業振興監や担当総括も含めた地域本部が市町村と連携して、立ち上げの検討段階から機会あるごとに集落活動センターを訪問し、それぞれの課題や現状の把握に努めています。その上で、関係部局を含め定期的に情報共有を行うとともに、補助金を活用したセンターへのフォローアップにより、補助金の効果や現状も確認をしているところです。

こうして把握した各センターの現状をもとに、市町村やセンターとの話し合いを行い、集落活動センター推進事業費補助金や関係部局の補助事業などを活用することで、センターの活動の基盤となるハード・ソフト事業を初め、経済活動を拡充する経費などへの支援を行っております。あわせて、それぞれの集落活動センターの意向に応じて、経営や商品開発などへの助言を行う実践活動アドバイザーなどを地域に派遣することにより、地域住民の皆様がさらに一歩踏み出し、活動を拡充する取り組みについても支援を行っているところです。

次に、いわゆるやねだん型の集落活動センターが県内にどの程度存在しており、今後どの程度まで育成していくのかについてお尋ねがございました。

開所している58カ所の集落活動センターのうち、年1回の地域イベントの開催といった小規模な経済活動も含めると、現在56カ所のセンターが何らかの経済活動に取り組んでおります。それぞれのセンターでは農産物の生産、特産品づくり、飲食店の運営、体験メニューの提供、宿泊施設の運営など、地域資源を生かしたさまざまな経済活動が行われております。

こうした活動は、地域の皆様の主体性によるものですので、県では市町村と連携し、地域の皆様の思い、取り組みの段階や目標に応じて、各種補助制度の活用や専門家による助言などにより、それぞれのセンターの取り組みをバック

アップしているところです。

また、集落活動センターの経済活動のうち、今後地域の主要産業となるような基幹的なビジネスの展開を目指し、確立、強化していこうとする取り組みに対しましては一層の支援を行い、行く行くは産業成長戦略や地域アクションプランにまで発展していくことを後押ししてまいります。

次に、地域活動によって住民に元気を与えるなどの活動を主体とするセンターに対する県と市町村との連携や役割分担についてお尋ねがございました。

集落活動センターには、産業づくりを主体とするセンターがある一方で、議員のお話のとおり、生活を守る活動を主体とするセンターがございました。市町村は、集落活動センターの検討・立ち上げ段階から活動段階まで県とともに地域と向き合い、ともに支援を考えていくパートナーでもありますし、特に生活を守る活動については地域の実情を最も把握している市町村のかかわりが重要であると考えます。

こうしたことから、センターの立ち上げ段階では、施設整備などの土台づくりに必要な経費等について県と市町村による支援を行っているほか、市町村において、センターの運営に携わる集落支援員を継続的に雇用したり、高齢者の見守りや自主防災訓練の実施などの地域の支え合い活動に対して独自の支援を行っている事例もございます。

県といたしましては、こうした事例や集落活動センターの現状について市町村と情報共有を図りながら、センターの継続的な運営に向けて引き続き連携して取り組んでまいります。

最後に、次代のリーダーを養成する取り組みの現状と成果、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

平成24年度に取り組みがスタートしてから8

年目を迎える集落活動センターの中には、若い世代の方が会長を務めるセンターも複数ございますが、開設当初のリーダーから次世代への引き継ぎが課題となっております。

このため、県では、集落活動センターのリーダー養成に向けて、集落活動センター連絡協議会等で、県内外の地域づくりリーダーを招いた先進事例の紹介や、参加者相互の情報共有や意見交換を通じた、ともに学び合う場づくりを行ってまいりました。例えば、昨年11月の仁淀川地域のエリア別情報交換会では、若い世代や地域外の人材などを地域の活動に巻き込んでいく方法をテーマにして、若い世代がセンターの活動にかかわっている県内の事例紹介やグループワークを行うなど、リーダー養成の意識の醸成に努めたところです。

議員のお話にありました、やねだん故郷創世塾は大変参考になる取り組みですので、来年2月に開催を予定しています集落活動センター推進フォーラムに豊重館長様をお招きし、御講演をいただく準備を進めております。

今後も、やねだんなど県内外のリーダー養成に関する取り組み事例を紹介するなど、うちのビジネス塾や高知ふるさと応援隊研修等を通じた人材育成を行うことで、集落活動センターの継続的な運営に不可欠な次代のリーダー養成につながる取り組みを推進してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、学校と集落活動センターとの連携の現状と成果、また今後の取り組みについてお尋ねがございました。

家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子供を育てる仕組みである地域学校協働本部は、現在中山間にある小中学校はほぼ全てとなります268の小中学校、義務教育学校に設置されております。また、地域とともにある学校づくりを推進するためのコミュニティ・スクールは、

60の小中学校、義務教育学校に設置をされております。

集落維持や活性化の拠点である集落活動センターと学校の連携した取り組みの数については、県教育委員会では正確に把握しておりませんが、南国市稲生地区では地域学習の一環として、子供たちが集落活動センターの方々とともに特産品を栽培、販売し、地元産品を使った加工品づくりに挑戦した事例があります。また、四万十町仁井田地区では防災活動の一環として、ともに非常食づくりに取り組んだ事例が報告されています。そのほか、3カ所の集落活動センターにおいて、子供たちの居場所である放課後子ども教室が実施され、作物の栽培や収穫した食材を使った調理、餅つきなど多様な体験活動や学習が行われております。

また、地域と学校が連携した地域学校協働本部事業に関する取り組み状況調査では、地域住民が学校を支援することにより地域の教育力が向上し、地域の活性化につながったと回答した市町村の割合は、90%を超えております。さらには、子供たちが地域住民と交流することにより、自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力の向上につながったと回答した割合が、それぞれ80%を超えております。

このように、地域と学校の連携活動は子供の教育にも地域の活性化にも効果が期待されますことから、今後集落活動センターと学校の連携事例なども収集しつつ、各市町村や学校に紹介していくとともに、地域学校協働本部を設置している地域のそれぞれの実情を踏まえながら、さらなる活動の充実が図られるよう、引き続き支援してまいります。

次に、統合後の目指すべき姿を踏まえた、高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校両校の取り組み状況と見えてきた課題についてお尋ねがございました。

高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合及び須崎工業高等学校と須崎高等学校の統合については、平成26年度に策定しました県立高等学校再編振興計画前期実施計画に基づいて進めており、高知国際中学校が平成30年4月に、須崎総合高等学校がことし4月に開校しております。

高知国際中学校・高等学校は、グローバル教育のリーダー校、大学進学の特長校として魅力ある学校を目指し、外部有識者から成るグローバル教育推進委員会から助言をいただきながら、普通科も含めたグローバル教育の推進について指導計画の作成などの取り組みを進めております。今後、国際バカロレアの認定作業を滞りなく進めていくとともに、国際バカロレアを柱としたグローバル教育を実施するための教員を育成することや、県内において新しい取り組みを行っている学校ですので、普通科とグローバル科の具体的な教育内容などを広く県民の皆様方に周知し、御理解いただくことが必要であると考えております。

また、須崎総合高等学校は、普通科、工業科それぞれの強みを生かし、難関大学進学から就職まで生徒の多様な進路希望を実現し、地域を支える人材育成を目指した学校づくりを進めております。今後、高吾地域の拠点校として、より多くの生徒に入学してもらえよう、しっかりと進学や就職などの実績を上げていくことが必要となってまいります。

両校ともおおむね順調に進んでいると考えておりますが、今後教育活動を進める中で出てくる具体的な課題につきまして、関係機関とも連携を図りながら、目指す学校づくりに向けてしっかりと取り組みを進めてまいります。

次に、ICTを活用した教育の現状と成果、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

多くの中山間地域を抱え、小規模な学校が多

い本県において、ICTを教育に活用する効果は大変大きいと考えております。本年度から教育センターで実施している、中山間地域の小規模な高等学校に対する進学対策のための英語や数学等の補習授業の配信講座では、生徒から、これまで自分の学校では学べなかったことを学ぶことができよかった、他校と一緒に補習なのでとても刺激になっているなどの感想をいただいているところです。

このため、来年度から教育センターの配信授業を正規の授業として実施していくため、教育次長をリーダーとするプロジェクトチームにおいて、教育課程の編成や教員配置等について検討を進めているところです。加えて、特別支援教育への活用など、中山間地域の高等学校以外への展開も含め、引き続き遠隔授業の充実を図ってまいります。

また、デジタル技術を活用した動画教材の視聴や、タブレットによる確認テストなどを教員が授業で活用していくことにより、子供たち一人一人の興味関心や習熟度に応じた最適な教育が実現できるものと考えております。このため、来年度から県内の各地域に拠点となる高等学校を指定し、民間企業とも連携しつつ、ICTを活用した学習の充実に向けた研究の実施を検討しているところです。

これらのICTの教育への活用に当たっては、基盤となるネットワーク環境のさらなる高速化が必要となるため、高知県情報ハイウェイの増強による教育ネットワークの高速化も進めているところです。

さらに、先般国において、学校内における高速ネットワーク環境の整備の推進等を含む補正予算案が閣議決定されたことを踏まえ、このような国の施策の活用についても検討を進めつつ、中山間地域の高等学校を初めとする県内の各高等学校のICT環境の充実に取り組んでまいり



ます。

次に、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の再編計画の進捗状況について、特に東部地域の拠点校としての魅力度向上への取り組みについてお尋ねがございました。

昨年12月に策定しました県立高等学校再編振興計画の後期実施計画において、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する新たな安芸中学校・高等学校は、普通科、工業科、商業科の3学科を置く併設型中高一貫教育校として、中高一貫の6年間の系統的、横断的な教育課程により、生徒の多様な学びを支援できる学校を目指しております。

令和5年度の統合を目指して、両校間の調整を着実に進めるため、本年4月よりそれぞれの学校に副校長を配置し、両校と県教育委員会事務局で準備会を立ち上げ、これまでに6回開催し、現在校訓や教育目標、制服のデザイン、教育課程などについて協議を進めているところです。

この統合に当たっては、魅力ある学校づくりを目指し、例えば工業科にはこれまでの土木専攻に加えて新たに機械について学ぶことができる専攻を設けることや、体育館の新築や校舎の一部新築、既存校舎の改修などを行っていきたいと考えております。加えて、ICTを活用した学習が充実した学校として、校内の情報環境等の整備も検討しており、こうした教育環境の充実によって魅力度向上を図ってまいります。

あわせて、現在の安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の両校において、しっかりと進学や就職、部活動などでの実績を上げていくことによって、新しい県立安芸中学校・高等学校が在校生はもとより、地域内の小中学生や保護者にとって魅力ある学校となるよう取り組んでまいります。

最後に、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘

高等学校の統合について、市町村や地域住民などとの情報共有をどのように図り、地域に根差した拠点校としていくのか、お尋ねがありました。

安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合につきましては、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定の過程において、平成29年度、30年度に安芸市で公開の教育委員協議会を2回開催し、地元市町村やそれぞれの同窓会、PTAを初めとした地域の皆様からの御意見をお聞きしてまいりました。策定後のことし2月にも後期実施計画についての説明会を開催し、両校の統合について御理解をいただくことにも努めてまいりました。

本年4月には、両校の管理職と県教育委員会事務局職員で構成する準備会を既に立ち上げており、同窓会やPTAなどから御意見をお伺いする場も持ちながら、統合のスケジュールなどについて情報共有を図っているところです。

現在、新校舎等についての基本設計を実施しており、今後節目節目で安芸市や学校関係者の皆様の御意見をお聞きしながら、施設整備等を進めてまいりたいと考えております。また、生徒数がふえることに対する通学路の安全確保や、現在の安芸中学校・高等学校の施設の利活用などについても、県の各部局や安芸市、関係機関の御意見をお伺いしながら検討を進めていく必要があると考えております。

今後も、県東部地域の拠点校として、教育内容や教育環境がより充実できるよう取り組んでまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、集落活動センターと集落営農組織などのさらなる連携についてお尋ねがございました。

中山間地域の人口が減少、高齢化する中、地域内の限りある人材や施設などを有効に活用し、

経済活動の活性化を図るためには、地域内の組織間連携を進めることが重要でございます。そこで県では、集落活動センターと集落営農組織や中山間農業複合経営拠点の連携を推進するとともに、ハード及びソフトの両面から支援を行うことにより、新たな経済活動の創出を図ってまいりました。

この結果、お話にございました奈半利町や高知市での取り組みのほか、四万十町では、集落営農組織が集落活動センターの農業支援部門として水稲や加工用のネギを栽培しながら、地域の農産物を使った総菜づくりや高齢者向けの配食事業に協力するなど、県内17地域でそれぞれのニーズに合わせた新たな取り組みが始まっております。

このような経済活動をさらに拡大していくためには、それぞれの組織の個々の連携ではなく、旧市町村単位など広域的なエリアにおいて組織間のネットワークを構築することが重要になっております。このため農業分野では、本年度から地域農業の進むべき道しるべとなる地域農業戦略の策定を県内5地区で進め、集落営農組織と複合経営拠点が連携して、広域で地域農業を支える仕組みづくりに取り組んでおります。

今後は、引き続き集落活動センターと集落営農組織などとの連携を促していくとともに、県内全域で策定を進める地域農業戦略の取り組みの中で、集落活動センターを含めたネットワークの構築も検討してまいります。

次に、安芸地域のJ A無料職業紹介所での農福連携の取り組みに対する評価と横展開についてお尋ねがございました。

安芸地域のJ A無料職業紹介所では、昨年5月の安芸市農福連携研究会の設立を契機に、J A無料職業紹介所としては県内で初めて農福連携に取り組み、これまで5戸の農家と3カ所のJ A集出荷場に、障害のある方延べ23名をマッ

チングされたとお聞きをしております。また、本年9月からは、農業就労サポーター1名を雇用し、障害のある方の心のケアや安心して働いてもらうための職場づくりへのアドバイスなど、農福連携の定着に向けたフォローアップにも取り組んでおられます。

作業に従事されている方々は、農家やJ A集出荷場から貴重な人材として頼りにされておりますことから、こうした安芸地域の活動は、農業現場における人手不足を補う先進的な取り組みであると認識をしております。安芸地域での農福連携の拡大を受けて、他のJ A無料職業紹介所におきましても、人手不足が深刻化しているキュウリやシントウなどの収穫作業や集出荷場での荷づくり作業に、障害のある方の雇用が検討をされております。

県としましては、J A無料職業紹介所の人材育成や、各地域での市町村や福祉団体などとの組織づくりを支援し、県内のJ A無料職業紹介所における農福連携の取り組み拡大につなげてまいります。

最後に、今後農業サイドからもふえてくるであろう農福連携のニーズへの対応についてお尋ねがございました。

農家やJ A集出荷場での人手不足が深刻化する中、本年度に安芸市と須崎市で開催しました農福連携サミットや、7カ所で実施をしました農作業体験会などによりまして、農福連携に対する農家やJ Aの関心が高まり、農福連携に取り組みたいといった声が多く聞かれるようになりました。

そうした農業サイドからのニーズに応えるためには、障害のある方に農業分野での就労に関心を持っていただくことや、農家に障害のある方への理解を深めてもらうこと、さらに両者のマッチングとフォローアップを行うことのできる福祉分野の専門知識を備えた人材を育成・確

保することが課題であると認識しております。

このため、障害のある方への取り組みとしまして、農作業に興味を持っていただけるよう、これまで実施してまいりました農作業体験会を、今後地域をさらに広げて開催してまいります。

また、農家への取り組みといたしまして、障害の特性や障害のある方への接し方などを理解していただくため、豊富な経験を持つ他県のコーディネーターを講師にお招きするなど、農福連携セミナーの内容をさらに充実してまいります。さらに、人材の育成・確保の取り組みとしまして、JA無料職業紹介所の担当者が障害特性を踏まえた作業、障害のある方への配慮事項などを農家にアドバイスできるよう、福祉分野の専門家による講習や先進事例調査などを、国の農福連携支援事業の活用も視野に入れながら支援してまいります。

こうした取り組みによりまして、農福連携の拡大と定着を進めてまいります。

○8番（野町雅樹君） それぞれ御丁寧な御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

2問目はいたしませんけれども、農福連携につきまして改めて御要請をさせていただきたいというふうに思います。8050問題がクローズアップされる中で、ひきこもりなどの生きづらさを抱える方々の中には生活困窮に直面している方々や御家族も多く、その方々にとりましては、安心できる居場所での就労機会の確保というのは、待ったなしの社会復帰へのチャンスであるということをお述べさせていただきました。安芸地域での取り組みは、そうしたことへの実践を伴った大いなるチャレンジとも言えるのではないかとこのように思っております。

県におきましては、農福連携などの広がりがますます広がっていく中で、やはり福祉の視点を基本に置くということで考えますと、地域福

祉部が中心となりまして農業を含めた各部局と連携をし、ひきこもりを含めました障害者の社会復帰につながる新しい仕組みづくりを、力強く推進していただきたいというふうに改めてお願いをいたします。

最後に、濱田知事におかれましては、大変厳しい選挙を勝ち抜かれ、まずは今後4年間の高知県政のかじ取りを県民から託されたということでもあります。初めて臨まれるこの議会の質問戦を通じまして、私も含めまして多くの県民の皆さんが、託してよかったと改めて確信をしたのではないかとこのように思います。

濱田知事の今後にもエールを送らせていただき、私もチェック・アンド・バランスと緊張感を持って、議員としてしっかりと務めていくことをお誓い申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩



午後1時再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

16番依光晃一郎君。

（16番依光晃一郎君登壇）

○16番（依光晃一郎君） お許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

令和元年を締めくくる高知県議会は、濱田県政がスタートする注目の県議会となりました。議会初日の知事提案説明では、濱田知事が県政運営の基本姿勢として、大切な故郷をもっと元気にしたい、多くの若い人が戻ってくることができるような、さらには都会に出ていなくて

も誇りを持って定住できるような魅力あふれる県にしたいと述べられましたが、私も同感で、尾崎県政を引き継ぎ発展させていく濱田知事とともに、高知県をこれまで以上に輝かせるべく、県議会議員の一人としてしっかりと議論をさせていただきたいと思います。

さて、さきの9月県議会では、私は尾崎県政最後の質問者として、一問一答により質問をさせていただきました。私としては、高知県民の評価の高かった12年間の県政運営とはどういったものだったのか、また尾崎正直氏個人の力がなくても高知県庁の組織として引き継いでいけることは何かということについて、少しは明らかにできたのではと思います。尾崎県政の後を受けての濱田県政は、選挙戦を通じての、共感と前進という県民との約束を大切に、組織運営のよいところを引き継ぎ、今後の県政を担っていただけるものと思います。

本日の質問の最初は、知事のキャッチフレーズである共感と前進から、まず前進に注目し、質問を進めていきたいと思います。

尾崎県政の主要政策である産業振興計画については、産業別に数値目標を定め、その目標を達成すべくいろいろな政策を打ち出してきました。毎年毎年のバージョンアップを繰り返すことで精度を上げていきましたが、年を重ねるごとに、目標を達成し続けることの難易度が上がってきていると感じておりました。直感的に考えても、100点満点のテストで30点から50点、50点から70点、70点から90点と、それぞれ20点の点数アップを達成しようと考えたときに、30点から50点に上げるのと70点から90点に上げるのでは、同じ20点ではあっても難易度は違ってきます。尾崎県政が高知県を30点の県政から70点に引き上げた県政だとするならば、濱田県政では70点を90点に、さらに引き上げる県政にさせていただきたいと思います。

大きなお世話であろうと思いますが、私が考える70点から上を目指すために必要なことを2つお話しさせていただきます。1つは、今の高知県の状況をいま一度客観的に分析して、新たな突破口を生み出すこと。もう一つは、高知県の潜在力をさらに掘り起こし、官民協働、県民一丸となって前進することです。

まず1つ目の、高知県の状況をいま一度客観的に分析するというのは、産業振興計画の大前提となった考え方を生み出したと言えるクロスSWOT分析を、濱田知事みずからがバージョンアップさせることです。

平成31年度版のクロスSWOT分析については、第3期高知県産業振興計画ver. 4の総論・産業成長戦略という分厚い冊子の32ページから33ページに別表として、SWOT分析と改革のための8つの基本方向として書かれております。このクロスSWOT分析は、県庁の中では当たり前のものになり過ぎているのか、議会で公式の議論を聞いたことがありませんが、非常に重要なものだと考えております。

改めて、クロスSWOT分析というのは、高知県の強み、弱み、機会、脅威の4つの項目について、それぞれの状況を分析し、高知県の政策立案に対する方向性を導き出すものです。尾崎県政ではクロスSWOT分析から、3つの大項目に分類される8つの基本方向を打ち出しました。大項目だけ御紹介すると、1、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する、2、成長の壁を乗り越える、3、成長を支える取り組みを強化するの3つです。私は、濱田知事には、このクロスSWOT分析の前提となる項目について御自身のお考えを加えていただき、そのことが産業振興計画の新たな突破口となり、また尾崎県政を超えていくためのエンジンになるのだと考えております。

僭越ながら、濱田知事がつけ加えるであろう

項目を1つ例に挙げれば、知事選挙において、また議会冒頭に、関西圏の経済活力を高知に持ってくるということをおっしゃられていたので、その関西圏の活力というのは、SWOT分析では、機会という項目の全国的な社会・経済情勢というところに、大阪万博の開催としてつけ加えられるのではと思います。そのほかにも、クロスSWOT分析について、濱田知事としてつけ加えることや修正する部分があるのではと思います。その追加や修正は、濱田県政での新たな政策の特色を生み出す種であり、つぼみとなります。

そこで、濱田知事は尾崎県政をさらに前進させるために、これまでの産業振興計画におけるクロスSWOT分析に対して、新たにどのような視点を盛り込もうと考えているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、濱田県政の行政運営についてお聞きをいたします。

私は、尾崎知事の12年間の県政運営についてのノウハウを次期県政にも残すべく、さきの9月議会で次のようにお聞きいたしました。尾崎知事は、PDCAサイクル、数値目標、パス回し、5W1Hというようなキーワードで大きな県庁組織を動かしていったと思うが、どういったことに気を配ってきたのかという質問です。

尾崎知事は答弁で、県政運営では5つの点に気をつけたと述べられ、1、政策において明確な理念を掲げて目標を設定すること、2、数値目標を到達点とゴール、両方含めて設定すること、3、パス回し、もっと言えばストーリーをつくり、その中でボトルネックを見出すとともに解消し、また牽引役を育てるような政策をつくること、4、政策を展開し、その経済効果を県内全域に波及させるネットワークをつくること、5、イノベーションを生み出すプラットフォームをつくること、その上で、つくり上げた

政策について、各部署に5W1Hという形で役割を割り振って、PDCAサイクルを徹底することだと答えられました。尾崎県政の成功の秘訣であると感じます。

濱田知事には、これまでの総務省での経験からも、また議会冒頭に述べられた成果志向の県政運営という言葉からも、濱田知事なりのお考えがあらうと思います。そこで、高知県政について、どういったことを念頭に県庁組織を動かそうとしているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、共感と前進についての共感という部分に焦点を当てて質問をさせていただきます。

濱田知事は、尾崎知事の対話と実行というキャッチフレーズから、共感と前進という言葉をつくり、選挙戦を勝ち抜かれましたが、対話から共感への進化について、私は非常に期待をしております。イメージ的なことを言えば、対話とは知事と県民、行政と民間が向かい合うイメージですが、共感からは隣り合っているイメージが浮かびます。濱田県政には、尾崎県政よりもさらに踏み込んだ形での民間支援や市町村支援をやっていただきたいと思っております。

尾崎県政は、他県での一般的な行政支援の枠から踏み込んで、民間や市町村支援を進めました。一般的な行政支援というのは、公平性を大切にしながら広く薄くという支援だと思いますが、尾崎県政では、市町村単独事業であっても、やる気を応援するという形で、いわば狭く厚くという支援を行いました。

例えば観光分野を例に挙げれば、現在の自然・体験型キャンペーンの核となる施設として、県内各地にキャンプ場が新設、リニューアルされていますが、このことは観光拠点等整備事業費補助金がなければ実現できなかったことだと思います。この補助金は、市町村ごとのニーズに対応するきめ細かな手厚い補助金であると思

ます。県内の34市町村には、それぞれ異なった事情、異なったニーズがあります。県はその市町村ごとのニーズや事情を酌み取った形で、オーダーメイド型の支援をしたからこそ、費用対効果の高い成功モデルを生み出すことができたのだと思います。

この市町村ごとのニーズや事情について、市町村と県庁の間を取り持つ役割を担ったのが、高知県の7つのブロックに配置された高知県地域支援企画員です。この高知県地域支援企画員制度は、地域地域のやる気を掘り起こし、新たな事業を生み出したり、また市町村との連携にも成果を上げている重要な仕組みだと感じております。

加えて、平成27年2月定例会では、地域支援企画員とその拠点である県内7つの地域本部が、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の手助けや、そのためのRESASを活用したデータ分析支援を行うことを県議会で提案し、県と市町村の戦略を一致させることができないかと質問させていただいたことがありました。その際、県が持つ数値目標を県内市町村に割り振る形で、県が市町村に目標を示すことまで提案しました。さすがに難しいということでしたが、お互いの総合戦略の方向性や目標数値を確認する場を設け、連携を進めるという答弁をいただきました。尾崎県政は、地域支援企画員制度を有効に活用することで成果を上げ続けたと言えると思います。

そこで、濱田県政においては、共感と前進というキャッチフレーズのもと、地域地域の取り組みをさらに応援していくのだと思いますが、地域支援企画員という仕組みを濱田県政ではどのように位置づけていくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、尾崎県政の市町村支援の一例である龍河洞の再整備についてお聞きをいたします。

この事業は、県の支援でスタートした龍河洞エリア活性化協議会での議論をベースに、再整備が行われました。ちなみに、協議会のメンバーは、龍河洞保存会、龍河洞の商店主、地元住民、株式会社龍河洞みらい、四国銀行、高知県、そして香美市です。この議論から、洞内の照明整備などの第1弾整備計画が完了し、ことし7月19日にリニューアルオープンをいたしました。このリニューアルを受けて、県には今年度の自然・体験型キャンペーンの目玉施設ということで、パンフレットなどでも龍河洞を積極的にPRしていただいております。

続いて、第2弾の整備として、龍河洞の商店街を含むエリア全体を再整備しようと、4月の協議会では施設整備費10億円の概算費用が示され、整備の優先順位などの詳細を詰めようと議論の場が持たれました。この10億円という整備費には、珍鳥センターや博物館の整備費も含まれております。

高知県の支援は事業費の半分が原則ですが、尾崎前知事は龍河洞への思い入れを県議会でも語っておられ、香美市が負担をするのであれば、県も同じだけの負担をするべく議論を練り上げる腹づもりがあったのだと思います。

他方、香美市の考えは、補助金予算は財政面からも一度に計上するのではなく、費用対効果も見ながら、できるところからやっていくという姿勢です。つけ加えると、この整備内容に関しては、マーケティング会社、銀行も加わった事業計画が前提となっており、施設整備が実現すれば、高知県観光の横綱として過去に年間100万人の観光客を誇った龍河洞ですから、大きな波及効果を生み出すことが期待できます。しかし、現状では優先順位をつけて段階的に整備を進めていきたい香美市においては、来年度予算に想定しているのは2,000万円足らずとお聞きをしています。龍河洞を高知県観光の一つの目玉

として一気に整備を進めてもらいたい地元と、思惑が異なっております。

正直なところ、香美市にもう少しスピード感を持って進めてもらいたいという思いはありますが、もちろん香美市の言い分もわからないわけではありません。一般的に市町村の職員にしてみれば、ただでさえ忙しい業務に加えて、新たな事業を提案し、費用対効果を検証して議会に説明するという業務が負担になることは理解できます。また、新たな事業は新たなリスクを生むわけで、市町村職員としてこれからも働いていく中において、リスクの高い事業の責任者となって失敗したくないと思っても無理はありません。

こういったことは香美市だけではなく、例えば新たなキャンプ場整備や集落活動センターなどの事業を立ち上げることでできる市町村と、毎年の業務をこなしていくだけの市町村というように、何もしなければ取り組みの差がさらに拡大していくのではと危惧をしております。

私は、県内の市町村全てが新たな取り組みで地域を活性化できるように支援することも、濱田県政には期待をするところです。とりもなおさず、これまで地域で議論を積み上げてきた龍河洞の再整備については、ぜひ実現させたいと思います。

ついでに、香美市の龍河洞整備支援において、尾崎県政では龍河洞を高知県観光の目玉に育てたいという意思を持って整備していただきましたが、濱田県政においてもその意思を引き継いでいかれるのか、知事にお聞きをいたします。

次に、高知県が取り組んでいる社会人経験者採用についてお聞きをいたします。

高知県は平成20年から、行政・TOSAという名称で、民間企業での勤務経験などを積んだ職員を採用しようと、受験年齢を引き上げ、34歳までが受験できる試験を実施しました。この

試験では、平成29年度までで124人が採用され、現在108人が在籍しており、定着率は87%となっております。また、平成29年からは、さらに受験年齢を59歳にまで引き上げるという、実質的には年齢制限を撤廃した試験にして62人を採用し、現在59人が在籍しております。

私は、民間の経験を積んだ人材が県庁で仕事をすることは、組織を活性化するという面で非常に有効な手段だと感じております。一方で、行政の仕事には民間企業と違う意思決定のやり方があり、また会計事務などは非常に厳格となっていることから、民間を経験した方が溶け込めるのか心配もしておりました。そういった懸念もあって社会人経験者採用の定着率に関心を持っていましたが、平成20年からの採用者186名のうち、現在でも167名が在職しているということで、定着率89.8%と、私としてはまずまずの数値であると感じております。

そこで、高知県は社会人経験者採用試験がもたらしたメリットについてどう考えているのか、またあわせて残念ながら離職してしまった方の事情をどう分析しているのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、高知県における職場環境の向上に関する取り組みについてもお聞きをいたします。

昨今、過労死の問題がマスコミをにぎわせ、鬱病などのメンタルヘルス不調に対する意識が高まってきております。国においても、ストレスチェックを義務化するなど職場環境をよくしていくことで、生産性の向上や離職率の低下への取り組みを支援しております。

高知県においては、職場ドックに組み込み、ストレス要因を各職場で発見、解決する仕組みの確立と職員間の相互理解を進め、職場コミュニケーションをよくしようと、職場ドックマニュアル改善事例集という冊子をつくり、よい取り組みを県庁内で共有していくことを行っており

ます。お聞きしますと、職場ドックは高知県発祥のネーミングなのだそうです。こういった取り組みは成果が直接見えるものではありませんが、県政を担う県庁職員の能力を最大限引き出し、県民に還元する重要な取り組みであると感じています。

尾崎県政は職員を叱咤激励し、全力疾走で走らせ疲弊させたということを言う人もいますが、職場ドックのような取り組みが下支えたことを忘れてはいけません。そもそも自分の能力を最大限発揮して仕事をするには、充実した毎日と成果を感じられる喜びがあります。そして、その前提にはしっかりとした休息があってこそだと、高知県庁は理解しているのだと感じています。

濱田県政では、やりがいのある仕事を充実した毎日として働くことができるように、今後も職場ドックの取り組みを進めていただきたいと思います。働きやすい職場づくりに取り組んでいく御決意を知事にお聞きいたします。

次に、市町村行政についてお聞きをしていきます。

先ほどは香美市の事例を取り上げて、県と市が一緒になって政策をつくり上げていく必要性を述べましたが、市町村によっては踏み込んだ政策を打ち出せないのは、財政的な理由に加えて、県と一緒に事業を進めていく市町村行政職員のマンパワー不足も原因で、そしてこのことは将来的に深刻となっていくのではと危惧をしております。例えば市町村によっては、新規職員採用において求める人材がとりにくくなっているという現状を聞きますし、高知県庁においてさえ志願倍率が下がり、特に土木技術職や薬剤師、獣医師などは採用が難しい現状ということです。

県内市町村の職員数は、平成30年には9,449人と、ピークであった平成12年、1万1,625人から

2,176人、率にして約19%の減少となっております。市町村職員数の底は平成26年、9,251人で、そこから約200人はふえています。南海トラフ地震への対応、相次ぐ自然災害に加え、少子高齢化による新たな行政課題への対応など、業務はふえる一方で、市町村行政のかなめである職員へのサポートは、今後ますます必要ではないかと考えるところです。

国は、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を平成17年3月に示し、市町村職員の定員削減を打ち出しました。この指針は今でも生きており、簡素で効率的な行財政システムを構築するという行政改革は今後も進めなければなりません。しかし、解決すべき課題に向き合う市町村にとっては、団塊の世代など層の厚かった経験豊富な職員が減り、早急に若手を育て上げる必要性が高まっています。

県は、こういった市町村の職員数に関する現状についてどういった認識を持っているのか、総務部長にお聞きをいたします。

関連して、市町村職員の採用についてお聞きをいたします。市町村の採用に関しては県内34市町村ごとに課題があると思いますが、特に郡部の小さい市町村では、採用に関する課題が大きくなっているのではと思います。

受験する側からいえば、例えば県庁が第1志望、高知市が第2志望、その他の市町村は日程が合えば受験ということもあろうかと思えます。ちなみに、高知県の1次試験の試験日は、ことは上級試験が6月23日、初級試験が9月29日、高知市も同じ日程となっております。また、高知市以外の市町村については試験日がばらばらですが、9月22日は11市町村、10月20日は8市町村が1次試験の試験日となっております。高知県庁と高知市以外のほとんどの市町村とは、試験日が異なることから併願が可能で、結果として市町村への就職を辞退し、高知県庁に入る



ということも多いようです。加えて、高知県警が9月29日と10月20日ということで、公務員試験に関する試験日は重なる傾向があります。

私は、公務員という仕事は非常に重要な仕事であって、志があり適性と能力がある方は、適材適所で、高知県及び市町村の行政職として活躍していただきたいと思います。一方で、試験日が重なっていることは、第1希望、第2希望ではないかもしれないが、合格すれば就職する意思があるという方への門を閉ざしてしまうということも感じます。

私は、高知県の市町村職員採用の1次試験は共通試験とすることで、各市町村の事務負担を軽減し、また試験日が重なってしまうことで受験を諦めるということに対する対策になり、多くの能力ある人材を高知県内の行政職員として活躍してもらうことにつながるのではと思います。

そこで、高知県内の市町村職員の採用1次試験を共通化することによる、よい面、悪い面をどのように考えているか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、高知県と市町村が連携して課題に向き合っていくための仕組みづくりについてお聞きをいたします。高知県は市町村の業務を支援するために、こうち広域行政推進プロジェクトを立ち上げ、市町村の希望を聞いた上で事務ごとにワーキンググループを設置し、共同処理する具体的な事務の洗い出しを進めております。そして、介護保険サービス事業所の実地指導、ごみ処理、航空写真の撮影、固定資産税の家屋評価、行政不服審査会の5つの分野で議論を進めています。これらの事業は専門性が高い分野で、知識と経験を持った人材が必要にもかかわらず、市町村の単位では配置できず、また頻繁にある業務ではないため、市町村が助け合って取り組んでいくことが有効であると思います。

私は、平成29年2月定例会で、市町村には建築に関する専門的な知識を持った職員が少なくなっている現状を取り上げ、市町村が策定した公共施設等総合管理計画などの立案や、建築物の建てかえに対して、しっかりとした住民サービスが行えるのかという問題提起をさせていただきました。県からは、市町村の建築工事の発注に必要な情報収集を支援するために、営繕業務に関する県と市町村の担当者会議を開催したいと考えておりますという答弁をいただいたりと、市町村支援についても積極的なサポートを行っていただいております。

しかし、こうち広域行政推進プロジェクトの検討テーマとなっている、介護保険サービス事業所の実地指導という福祉に関する専門職など、多くの分野で専門的な人材が不足している現状がまだまだあるのだと思います。また、市町村職員の年齢構成が若くなっていることや業務を経験した方の退職などにより、知識が十分でないままに担当となって、相談する先輩もおらず御苦労されている市町村職員の実態があるのではと感じます。

行政には民間への指導監督という業務が多くありますが、例えば、指導監督する側は配置されたばかりの若手職員で、指導監督される側の民間企業は経験豊富な経営者という状況が多く発生しているのではという予想です。経験の浅い若手職員は、なれない業務にプレッシャーを感じますし、民間企業の方も、行政からの指導であれば、間違った指導であっても事を荒立てたくない意識が働き、泣き寝入りすることもあるかもしれません。どちらにとっても不幸な状況であると心配をしております。

私は、このような問題に対応していくためには、市町村が業務を行っていくに当たってどのようなことが課題となっているのか、またどのようなことに苦労をしているのかといったこと

を把握し分析した上で、例えば経験の浅い若手職員については研修制度を充実させていくことや、事務を処理するに当たって高い専門性が求められるものの、件数が少なく日常業務では専門性を高めることが難しい業務については、広域連携の枠組みで対処していくことなども重要となってくるものと考えております。

そこで、このような市町村が抱えるマンパワーや専門職員の不足といった課題について、高知県としてどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組んでいくのかについて総務部長にお聞きをいたします。

次に、県と市町村の人事交流についてお聞きをいたします。高知県では令和元年10月1日時点で、市町村や地域の観光協議会などに対して、38人の県庁職員を派遣や割愛により人事交流させているということです。また、市町村からは35人の交流を受け入れており、相互の交流が進んでおります。お聞きすると、10年前は10人くらいだったということですので、3倍以上になっています。こういった交流人事は、市町村にとっては、職員を高知県に派遣することで、広い視野で仕事を見る機会が得られる職員研修となりますし、県庁からの派遣受け入れは、即戦力を受け入れることで、マンパワー不足でできなかった、例えば産業振興に関する事業立案などを大きく進めることができます。

私は、市町村の将来的な住民サービスについて、これまで多かった定型業務はITなどの活用によって小さくなっていき、過疎・高齢化に向けた課題を解決するための、例えば集落活動センターを立ち上げるというような業務が大きくなっていくのではと感じております。つまり、小さい市町村ほど課題がふえるのに、経験豊富な職員の数はふやせないという状況から解決の事業に手が回らず、ますます疲弊するということが想像できます。

こういった市町村を救うには、相互派遣というよりは、県庁からの派遣のみで対応することも考えなければならないと思います。実際に、大川村、本山町、そして最終処分場への対応で佐川町に県庁職員が、相互派遣ではない県庁からだけの形で派遣をされております。私は、小さな市町村が採用に苦勞してきている現状から、将来的には、小さい自治体は職員の定数を満たすことができず、県庁からの派遣がなければ業務が滞るという事態が起こるのではと思います。

国もそういったことも考えた上で、市町村合併を過去に進めたのだと思いますが、平成の大合併で合併しなかった町村が今後合併するとはすぐには考えられず、これまでの住民サービスを維持するためには、派遣だけではない形の市町村への人的サポートについても考えていかなければならないと思います。

そこで、県から市町村への人的サポートについてどう考えるか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、市町村の業務の効率化についてお聞きをいたします。高知県は、行政事務の効率化と県民サービスの向上などを目指した、高知県行政サービスデジタル化推進会議を設置し、県庁各部局での洗い出しを進めております。一方で、高知県の市町村においても同じ課題があり、行政サービスのデジタル化には取り組んでいることと思います。

しかし、市町村が独自にサービスを検討し、単独の市町村で導入するというのでは、高知県内全体を見れば非効率で、むしろ先ほど述べた、こうち広域行政推進プロジェクトなどで検討して、システムの共同利用や自治体クラウドを導入するということができないかと思います。また、このことで、市町村ごとにやり方の違う住民サービスの共通化が促進され、市町村の広域連携を促進し、例えば豪雨災害でマンパワー不

足になった市町村に、被災していない市町村の職員が応援に行くということも、システムが共通している分スムーズに助けられることにもなります。

また、教育委員会では、県内の公立小中学校を対象に校務支援システムの運用がスタートすることからも、その効果は実証されていると思います。加えて、他県の事例では、香川県の丸亀市、多度津町、善通寺市、琴平町、まんのう町が中讃広域行政事務組合を形成し、ごみ処理や納税関係のサービスを共同化している事例がありますし、ほかにも住民情報、税務、保険、年金、防災システムなどの分野でも、共同化の事例が全国各地にあるようです。私は、導入のハードルが低く費用対効果の高い業務の洗い出しや、県外の事例を研究することからスタートさせればよいと思います。

そこで、高知県の市町村業務の効率化を支援するため、システムの共同利用、特に自治体クラウドの導入を高知県が音頭をとって促進していくお考えはないか、総務部長にお聞きをいたします。

最後に、れんけいこうち広域都市圏についてお聞きをいたします。本県では、平成30年3月28日に高知市と県内33市町村によって、れんけいこうち広域都市圏の形成に係る連携協約が結ばれ、高知県も高知市と、れんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約を締結しております。目的は、人口や都市機能が集中、集積する高知市の持つマーケットや、人や物のハブ機能等を生かした取り組みを進めるとともに、県内全市町村が一体となって人口減少、少子高齢化の克服に向け、強みや特色を生かした魅力ある都市圏の形成を目指すというものです。

私はこの連携事業の中で、特に広域観光推進事業に注目しております。その内容を見ると、ビッグデータを活用した観光客動態調査をもと

に、ターゲット等に応じた効果的な商品開発やプロモーションを圏域市町村で連携して行うとあります。

そこで、先進事例として私が御紹介したいのは、宮城県気仙沼市が導入したクルーカードです。クルーカードは、1ポイント1円として利用できるポイントを発行し、気仙沼市内の加盟している飲食店、物産店、宿などで、ためたり使ったりできます。また、ネットショッピングにも対応し、ヤフーショッピング、伊勢丹オンラインストア、大丸松坂屋オンラインショッピング、三越オンラインストア、ヤフートラベル、じゃらんnetなど、有名なネットショップとも連携をしております。加えて、今月からはスマートフォンアプリも導入し、気仙沼の観光スポットやイベント、お勧めの店が探せたり、ナビ機能で簡単、便利に目的の場所まで行くことができます。

私になぜこの事例を紹介するかといえば、尾崎県政で最も成果が上がったとも言える観光分野をさらに伸ばすためには、新たな挑戦が必要だと感じるからです。この事例は、気仙沼のファンをふやし、そのファンにカードを発行することで購買層としてしっかりと囲い込み、地産外商のデータベースを構築しているところがすぐれております。情報化が進展する中での商売では、顧客の囲い込みをいかにするかが決め手で、例えばキャッシュレス決済の分野では、決済手段のシェアを奪い合う会員獲得競争が激化しております。

高知県での導入を考えた際には、このようなポイント発行システムの仕組みとともに、他県に先駆けた事業として定着した龍馬パスポート事業を加味した仕組みとすれば、より効果が生まれるのではないかと思います。龍馬パスポートは導入から7年がたち、県内の観光施設や飲食店、道の駅などとの連携も進んでいますので、

スマートフォンアプリの導入もアイデアとしてこれまであったのだと思います。

気仙沼市のクルーカードは気仙沼観光推進機構が事業主体で、気仙沼市、宮城県気仙沼地方振興事務所、気仙沼観光コンベンション協会、気仙沼商工会議所などから成る組織で、行政もリスクをとった事業であるとも言えます。

そこで、れんけいこうち広域都市圏において、高知ファンの囲い込みと顧客データ構築の仕組みをつくるのが望まれるわけですが、れんけいこうち広域都市圏における広域周遊観光の取り組みとして、気仙沼市のクルーカードを参考にしたポイント発行システムを広域都市圏に対して提案するつもりはないか、加えてこうした提案とともに、県として龍馬パスポートの電子化も視野に入れた研究をしてみる考えはないか、観光振興部長にお聞きをいたしまして、私の1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの産業振興計画におけますいわゆるクロスSWOT分析に対しまして、新たにどのような視点を盛り込もうと考えているのかのお尋ねがございました。

産業振興計画の推進やバージョンアップに当たりますとは、本県の強みや弱みを常に見詰め直すことが必要であります。これによりまして、社会経済状況の変化を的確に捉えながら、強みをさらに生かし、弱みをも強みに転ずることが重要であります。このため、毎年度クロスSWOT分析を行いまして、戦略の方向性を導き出し、計画のPDCAサイクルをしっかりと回すということに努めてまいっているところでございます。

このSWOT分析の4つの要素のうち、外部環境でございます機会——オポチュニティーや、

脅威——スレットは、本県経済への大きな追い風や逆風になり得るものでございます。例えば機会といたしましては、大阪・関西万博やIR誘致などによります関西圏の経済成長が期待をされております。これを本県の強みである豊かな1次産品や観光、さらには私自身の人脈、経験などと組み合わせることで、関西圏の経済活力を本県に取り込むことができるものと考えております。

また、今後最も意識しなければならない機会といたしましては、急速なデジタル化の流れがあると考えます。これは、別の見方をいたしますと、本県において第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの基盤整備がおくれるということになりますと、デジタル化の流れから本県が取り残されてしまうという、逆に脅威ともなり得るものであります。このデジタル技術の本県の強みである地場産業と組み合わせることによって、世界と戦える地場産業として発展させるということが可能だと考えております。そのため次期計画におきましては、横串を刺す重要な視点の一つとして、地場産業とデジタル技術の融合ということを新たに位置づけまして、各産業分野での取り組みを加速してまいりたいと考えております。

そしてまた、人手不足という脅威が全国的に一層深刻となってきたと考えてます。これを受けまして、次期計画の基本方向の一つに、働き方改革の推進と労働生産性の向上を新たに位置づけようとしております。人手の確保につながる取り組みや、人手不足を補う取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

来年度からスタートいたします次期計画の策定に向けまして、今後議論を本格化してまいります。その際は、本県経済をさらなる上昇気流に乗せることができる計画となりますよう、引

き続きクロスSWOT分析なども行いながら、戦略の方向性や施策のバージョンアップの検討をさらに進めてまいります。

次に、県政運営に当たってどのようなことを念頭に県庁組織を動かそうとしているのかというお尋ねがございました。

まず、県政運営につきましては、県民の皆様との対話を通じて共感を得ていくこと、課題の解決に向けて着実に前進をしていくこと、この共感と前進を基本姿勢として取り組んでまいりたいと考えております。この共感と前進の県政を実現していくために必要な県庁組織の運営の基本姿勢につきましては、先日職員への訓示の際に5つのキーワードを申し上げました。

1つ目は、透明性ということであります。県民の皆様に対してしっかりと説明ができる透明性がある県政運営を行うことが、県民の皆様の信頼を得て、共感の県政を実現していくために必要不可欠な最低条件であるというふうに考えております。

2つ目は進化、英語で言いますとエボリューションであります。社会情勢が変化する中で県民の皆様の共感を得ていくためには、行政の安定性、継続性を大事にしていくということも大事でありますけれども、時代の変化に合わせて行政自身も変わっていく必要がある、この点を特に強調したいということでございます。

3つ目は使命、英語で言いますとミッションであります。職員一人一人が今の仕事は何のためにやっているのか、どういう形で県民の皆様役に役立っているのかということをお断りせず自分に問い直しながら仕事に当たる、このことが重要だと考えております。

4つ目といたしましては、挑戦という言葉であります。前進をしていく、進化をしていくためには、現状を保つだけではなくて、課題解決に向けて、時にはリスクをとって挑戦をするこ

とが必要だと考えます。

そして、5点目は想像力、これはイマジネーションであります。例えば施策の実行に当たって、関係する方々、また県民の方々にどのようなインパクトや印象を持たれるかといったことに想像力を働かせて、先手先手を打っていくということに意を用いていくことが大切だということを申し上げたところでございます。

これらの5つのキーワードに加えまして、日々の仕事を進めるに当たっては、私自身、数値目標、期限、行程表、この3つを常に意識しながら、事業の確実な進捗管理を図ることが必要だと考えておりました、これは引き続き心がけてまいりたいと思っております。

共感と前進の基本姿勢のもと、申し上げました5つのキーワードを職員と共有しながら、官民協働、市町村政との連携・協調を図りまして、またしっかりと仕事の進捗管理をしながら県政運営に努めてまいります。

次に、本県の地域支援企画員という仕組みをどのように位置づけていくかというお尋ねでございます。

地域支援企画員は、地域の声を県政に反映させていくことや、県の施策を地域につないでいくことを基本的な使命といたしております。そして、その活動は地域アクションプランの推進を初めといたしまして、例えば集落活動センターの立ち上げや運営支援、さらには市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略や移住促進の取り組みへのサポートなど、多岐にわたっております。

このような地域活性化の取り組みの推進役となります地域支援企画員の活動に対しましては、市町村や地域の皆様から高い評価をいただいているとお聞きしておりますし、また私も実際にこの数カ月間、県内各地を回る中で、多くの皆様から感謝の言葉、あるいは評価の言葉をいただきまして、大変心強く感じた次第でございま

す。

その一方で、今後ますます高齢化や人口減少が進みまして、担い手不足、地域力の低下が懸念をされております。こうした中、産業振興計画を初めといたしまして、県のさまざまな施策をスピード感を持って推進していくためには、これまで以上に、地域支援企画員を通じました地域支援の取り組みを充実強化していくことが必要になっていると考えます。

こうしたことから、次期のアクションプランにおきましては、地域の中心市街地の活性化の取り組みなど、より地域への波及効果が高い取り組みへの支援を強化してまいりたいと考えております。あわせまして、地域での人材ニーズや後継ぎなどの仕事の掘り起こしを、市町村や関係機関と一体となって推進するといったことを含めまして、地域での担い手の確保に向けた取り組みをさらに強化していく必要があると考えております。

地域支援企画員は、市町村や住民の皆様寄り添いまして、ともに考え行動しながら、地域の思いの実現や課題解決の後押しをする制度であります。私が県政運営の基本姿勢として掲げました共感と前進をそれぞれの地域で実行していく上で、欠かすことのできない重要な仕組みと考えておりますので、さらにその活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、龍河洞の整備についてお尋ねがございました。

日本三大鍾乳洞とも言われる龍河洞は、私も何度か訪れたことがございますけれども、全国に誇ることができる貴重な観光資源だと考えます。

この龍河洞につきまして尾崎前知事は、高知県の自然・体験型観光の4番バッテリーになり得る、多くの観光客を県外から呼び込む潜在力を持つ本県観光の宝というふうに評されました。

この思いのもと、龍河洞保存会や株式会社龍河洞みらい、地元の商店、香美市など、地域の皆様とともに、磨き上げ再生していく決意を持って、龍河洞エリア全体の活性化に取り組みされてきたものというふうにとめております。

こうした関係者の皆様の御尽力によりまして、自然&体験キャンペーンの拠点として、本年7月には洞内を光と音で演出する新たな魅力を加えましてリニューアルをされ、多くの集客につながっております。この点は大変私もうれしく感じております。

今後も、地域の皆様が目指す30万人観光の実現に向けて、具体的な事業内容の検討が進んでまいります。龍河洞が世界に通用する観光資源として、さらに多くの観光客を呼び込んでいけるよう、私といたしましても引き続きしっかりと取り組んでまいります。

最後に、今後も働きやすい職場づくりのために職場ドックの取り組みを進めていく決意はどうかという点についてお尋ねがございました。

本県の直面する困難な課題に真正面から向き合いまして、県民の皆様とともに汗をかきながら取り組んでいくためには、職員が心身ともに健康であるということが大切だと考えております。

御質問いただきました職場ドックは、職員が人間ドックを受けて自分自身の健康を確認するように、職場も過ごしやすい環境にあるかどうかを職員自身が点検する、そしてストレスが少なく働きやすい職場づくりを目指して取り組む、高知県庁発祥の職員参加型の職場環境改善事業であります。仕事の進め方や職場内で不便だなと思うことを改善することで、仕事の満足感や生産性の向上を図っていく、同時に職員同士の相互理解が進み、職場のコミュニケーションがよくなるといった効果が期待できる、大変すばらしい取り組みであると私も思います。私の34

年間の行政経験を踏まえましても、こうした取り組みを実践、定着させることは容易なことではなく、これは他県に誇れる取り組みだというふうに思います。

近年は、ミーティングの活用やスケジュールの共有化によりまして、時間外勤務の縮減と公務の能率の向上につながる取り組みが行われております。例えば、業務の進捗状況に合わせて役割分担の設定や業務シフトの見直しを行う、また職員が相互に支援を行うことなどが挙げられます。さらに、過去の職場ドックの取り組み自体にPDCAサイクルを回すことで取り組みをさらに改善させた事例、他課の良好事例の横展開、こういった動きも進んでおります。

今後も、ストレスの少ない安全で快適な職場環境をつくり、職員がその能力を最大限に発揮できるような工夫をしながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、私自身が率先をして働きやすい職場づくりに取り組んでいくという決意のもと、職員の取り組みを直接たえるといふ意味で、来年2月に開催が予定されております職場ドックの表彰式には私自身も出席をして、職員を激励いたしたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長 君塚明宏 君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、社会人経験者の採用によるメリットと、離職した職員の事情をどう分析しているかについてお尋ねがございました。

平成20年度から開始しました社会人経験者を対象とする採用試験は、多様な能力や経験を持つ人材を確保するという観点から導入したものでございます。

これまで、11年間にわたり採用を行ってまいりましたが、採用した職員が、その行動力を生かして新たな人脈を開拓し、国際的なスポーツ

大会のキャンプ誘致につなげたり、旅行業界での経験を公共交通や観光分野での事業推進に生かすなど、それまでの職務経験を通して培った能力や感性が発揮された事例も生まれております。即戦力の確保や組織の活性化などの面でメリットがあったと考えております。加えまして、本県の過去の採用抑制によって30歳代から40歳代半ばまでの職員数が少ないという年齢構成の是正という点でも、メリットがございました。

また、採用後の離職の状況につきましては、これまで離職した職員は19名であって、議員御指摘のとおり採用者数全体の1割程度にとどまっているところであります。その理由につきましては、大半は他の企業等への転職や、結婚に伴う移転などのプライベートの事情でありまして、やむを得ないものが多いと受けとめております。

県としましては、職員の離職を防止するためには、採用の段階で、受験者の考える県の仕事と実際の県の仕事とのミスマッチを防ぐことが重要だと考えております。このため平成29年度以降の試験では、通常の面接試験に加えまして、幹部職員等と1対1での採用面接を8回実施いたしまして、県の仕事への理解と適性を見きわめているところであります。このことは同時に、受験者にとりましても県庁の仕事や職員というものが具体的にイメージできる、よい機会になっているものと考えております。

さらに、採用後においても、会計事務などを学ぶ研修に加えまして、社会人経験者採用の先輩職員との座談会を行い、民間企業と公務職場の違いや県庁のルールを学ぶ機会を設けるなど、実務に関する不安等の解消に取り組んでおります。

今後とも、社会人経験のある職員が公務職場に定着し、これまでの経験などを生かして県勢浮揚に力を発揮していただけるよう努めてまい

ります。

次に、市町村の職員数に関する現状についてどういった認識を持っているのかのお尋ねがございました。

県内市町村の職員数につきましては、議員お話しのとおり、国の三位一体改革の影響による厳しい財政状況などを背景に減少してきておりましたが、平成26年以降増加に転じてきております。総務省の定員管理調査で県内市町村の状況を見ますと、一般行政部門や消防部門を中心に増加傾向にあります。これは、地方創生や少子化対策、南海トラフ地震対策を初めとした防災対策など、近年増大する行政需要に対応してきたことによるものと考えております。

一方で、個々の市町村からは、職種によっては採用試験への応募者が採用予定人員にも満たない場合があることや、合格発表後の採用辞退などにより人材の確保に苦慮しているという声もお聞きしているところです。

今後、市町村において必要な人材を確保していくためには、採用試験における年齢制限の緩和や年度途中での採用、インターンシップ制度の導入など、より工夫を凝らしていくことも必要ではないかと考えております。あわせて、研修の充実などによって、今後市町村行政の中核を担うこととなります20代、30代の職員を、組織としてしっかりと養成していくことも重要であると認識しております。

次に、市町村職員の採用1次試験を共通化することによる、よい面、悪い面をどのように考えているかのお尋ねがございました。

市町村職員の採用試験の日程は、それぞれの市町村が決定するものではありますが、専門的な機関が作成した同じ問題を活用している団体が多いことから、1次試験の日程が重複しているという実態がございました。

議員からお話のありましたように、1次試験

を共通とし、2次試験を各市町村において日程が重ならないよう個別に実施するとした場合には、次のようなメリットや課題が考えられると思います。

まず、メリットとしましては、市町村にとっては、1次試験に係ります問題の準備や試験案内の作成、会場の手配などの事務の省力化が図られます。また、受験者にとっては、受験機会が大幅に拡大し、より多くの市町村を選択肢とすることができることとなります。

一方、課題としましては、市町村にとっては、2次試験受験者の増加による事務の増大や、他の市町村の合格決定に伴う採用辞退者の増加につながるなどが考えられます。これによりまして、採用予定人数を確保できないケースが生じることや、成績上位の人材が一部の市町村に偏ることなどが懸念されるところであります。

いろいろ申し上げましたが、言うまでもなく、試験方法を変更する場合には市町村同士の合意が必須のものとなります。また、職員の採用は、組織のみならず、その地域の将来を左右するものであります。したがって、試験方法も含め採用のあり方につきましては、それぞれの市町村において日ごろからよく検討していただく必要があると考えております。

次に、市町村が抱えるマンパワーや専門職員の不足といった課題について、どのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

市町村のマンパワーや専門職員の不足といった課題に対しましては、議員のお話にもありましたとおり、職員個々の能力向上に向けた研修の充実や広域連携の推進が重要でありますことから、県においてもさまざまな支援を行ってきたところであります。

まず、研修について申し上げますと、講師の派遣や県との合同開催、さらにはれんけいこう



ち広域都市圏の枠組みを活用した研修事業への財政支援などを行ってきたところです。こういった支援に加えまして、今後は市町村において専門的な知識の習得の必要性が高まると考えられます、行政サービスのデジタル化などの分野の研修支援についても拡充していきたいと考えております。

次に、広域連携の推進につきましては、市町村単独では処理案件がほとんどない事務や、専門的な知識や経験を持った人材の確保が難しくなっている事務などの共同処理を進めるため、県が主体となって今年度から、こうち広域行政推進プロジェクトを開始したところです。初年度となる今年度は、市町村の希望を伺った上で5つの事務を選定し、県と市町村の職員で構成するワーキンググループを立ち上げまして、現状や課題の把握、共同処理に向けた検討を進めてまいりました。この結果、例えば行政不服審査に関する事務については、県への委託という形で事務の共同処理に向けた具体的な手続を進めているところです。また、固定資産税の家屋評価に関する事務については、希望する市町村でモデル的に共同処理に向けた検討を進めることとしたところであります。

今後は、こうしたモデル的な取り組みを横展開していくとともに、さらなる広域連携推進のため、全国の先進事例を紹介し、加えて県からも積極的に提案を行いながら、新たなワーキンググループの設置にも取り組んでまいります。

次に、県から市町村への人的サポートについてのお尋ねがございました。

まず、県と市町村が互いに職員を派遣する職員交流につきましては、双方の職員の人材育成を図るとともに、相互理解と連携・協調を促進し、地域の振興と発展につなげていくことを目的として実施しているものであります。

次に、議員のお話にありました、相互の交流

ではない形での市町村への職員派遣につきましては、産業廃棄物の最終処分場整備に伴います周辺安全対策や地域振興策の調整のために、佐川町に職員を派遣しているケースのように、その地域における県の重要プロジェクトを推進する場合に行っているものであります。

また、派遣ではない形の人的サポートとしましては、市町村とともに地域の課題解決に取り組むため、産業振興や南海トラフ地震対策を推進するための地域本部などを設置し、職員を配置しております。

このほか、先ほど申し上げたように、市町村のマンパワーや専門職員の不足といった課題に対応するため、市町村職員を対象とする研修への支援や広域連携の推進にも取り組んでおるところであります。

市町村への人的サポートを含めました都道府県と市町村との連携につきましては、本年7月の政府の第32次地方制度調査会の中間報告におきまして、都道府県職員による技術支援や専門職員の共同研修の実施、都道府県と市町村の事務の共同執行など、さまざまな具体策を挙げた上で審議に着手することとなっております。一昨日には同調査会の専門小委員会が開催されておりまして、例えばその資料の中では、本県の地域支援企画員の事例なども取り上げられているところであります。

今後、この審議の状況もよく注視しながら、また紹介されております他県の事例などもよく研究しながら、引き続き県内市町村の支援に努めてまいります。

最後に、市町村業務の効率化を支援するシステムの共同利用の促進についてお尋ねがございました。

複数の市町村によります業務システムの共同利用、特に自治体クラウドの導入は、参加市町村の業務の効率化に加えまして、運用コストの

削減、データセンターの活用による情報セキュリティ水準の向上など、さまざまなメリットがあるところです。このため県といたしましても、先進事例の紹介や参加市町村間の協定内容の調整など、自治体クラウドの導入に向けた支援を行ってきているところであります。

現在、県内には2つの協議会、8市町が自治体クラウドを導入しているところです。加えまして、今年度7市町村が新たに協議会を設立しまして、来年4月の自治体クラウド導入に向けて調整作業等を行っているところでありまして、今後さらに1村がこの協議会に加入の予定であると聞きしているところであります。

引き続き、自治体クラウド導入に向けて、県としても積極的に役割を果たしてまいります、今後は市町村間の共同利用にとどまらず、県が開発していく電子申請システムやオープンデータを一覧の形で閲覧、検索できるようにするカタログサイトなどにつきまして、市町村との共同利用ができるように検討を進めてまいります。

県では、あらゆる行政サービスのデジタル化に取り組んでいるところでありまして、市町村も含めた県全体でデジタル化がより一層進むよう、市町村と情報共有を図りながら、しっかりと連携して取り組んでまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) れんけいこうち広域都市圏へのポイント発行システムの提案と、龍馬パスポートの電子化についてお尋ねがありました。

れんけいこうち広域都市圏では、現在高知市から県内各地へ観光客の周遊を促進するため、観光客の動態調査の結果をもとに、複数の広域周遊ルートを開発する取り組みが進められています。

議員のお話にありましたポイント発行システムの仕組みを活用しますと、利用者による消費

の拡大に加えて、利用者がどこに立ち寄り何を購入したかなどのデータが効率的に把握できますことから、このデータを効果的な周遊ルートづくりに役立てることが出来ます。あわせて、龍馬パスポートを使って周遊しますと、観光施設の入館料の割引や、ステージアップ時の賞品といった特典も得られますので、これらによって周遊観光の魅力向上やリピーター化にもつながると考えられます。

れんけいこうち広域都市圏への事業化提案につきましては、手順として、まずは高知市と県との間で提案内容を協議することとなっておりますので、その場において、県からポイント発行システムと龍馬パスポート事業の活用を提案したいと思います。

また、龍馬パスポートの電子化につきましては、平成27年に実施した利用者へのアンケート調査で、約9割の方が冊子にスタンプを押印する現在の方式を望まれていましたが、先ほどの高知市を初め、れんけいこうち広域都市圏との協議内容も踏まえながら、電子化による効果や費用面の検証など、さまざまな観点から研究してまいりたいと考えています。

○16番(依光晃一郎君) 御答弁ありがとうございます。

最後のポイント発行の観光に関する事、前向きと受けとめましたので、積極的に頑張りたいと思います。

今回の質問は、濱田知事に初めて聞けるということで、私自身は濱田知事の総務省の御経験を聞きたいなと思っておりましたが、SWOT分析の部分であるとかいろんな部分でそういうのが見えて、新しい県政になるんだなということのを思いました。

それと、訓示において、私はちゃんと聞いておらんかったんですけども、5つのキーワードを出されたということで、納得の訓示をされ

たんだなあということも感じました。

それで、組織運営についての部分でも、また職場ドックのことについてもいい御答弁をいただいたわけですが、1つだけ私は再質問させていただきたいのが——いろいろな自治体を見てこられた濱田知事だと思います。私は、尾崎県政を支えたのは、高知県の職員さんがすばらしい能力を発揮されたからだと思っております。

なかなか答えにくい答弁になろうかと思いませんけれども、高知県の職員さんに初めて接して一緒にいろんな議論をされた中で、高知県職員さんが他県の職員さんに比べてどうかというのは言いにくいかもしれませんが、何か思うところがあればおっしゃっていただければと思います。

第2問とします。

○知事（濱田省司君） 高知県庁の職員の皆さんを他県と比べてどうかという御質問でございます。

私自身は、ほかの都道府県、3つ4つ経験をしておりますけれども、決して他の府県の職員に劣ることなく、非常に真面目に、かつ誠実に仕事をしていただける、頑張っていたというふうに思います。かつ、今お話のございました、ここ12年間、尾崎知事の非常に強力なリーダーシップのもとで——特につばに係った部分に関しましては、尾崎知事の仕事ぶりが、いわば非常に手抜きをされない仕事だと私は受けとめました。そういう中で非常に鍛えられた部分も含めまして、非常に県庁の職員のスキルは上がっているし、今からさらにこの職員と一緒に、しっかりと高知県勢の浮揚に向けて仕事をしてまいりたいという決意しております。

○16番（依光晃一郎君） 鍛えられた県庁職員さんとともに輝ける高知県をつくっていただきたいと思ひますし、我々議会もいろんな提案もさせていただきますながら、政策を練り上げることに

力を尽くしたいと思います。

以上で、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長（桑名龍吾君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表及び請願文書表配付）

○議長（桑名龍吾君） ただいま議題となっている第1号から第27号まで及び報第1号から報第3号まで、以上30件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末227ページに掲載〕



#### 請願の付託

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末231ページに掲載〕



○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明20日から25日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月26日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月26日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時10分散会

## 令和元年12月26日（木曜日） 開議第5日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石利彦君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君



議事日程(第5号)

令和元年12月26日午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第4号 令和元年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例議案
- 第11号 高知県建築士法施行条例の一部を改

正する条例議案

- 第12号 令和2年度当せん金付証券の発売総額に関する議案
- 第13号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第14号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第15号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立香北青少年の家指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 県有財産(高知新港港湾関連用地)の処分に関する議案
- 第24号 国道439号防災・安全交付金(大木絆第一橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第25号 県道川之江大豊線道路災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第26号 国道493号道路災害関連(小島トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

<p>第 27 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案</p> <p>報第 1 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第 2 号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告</p> <p>報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告</p> <p>請第 1-1 号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第 1-2 号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第 2-1 号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>請第 2-2 号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p>	<p>見書議案</p> <p>議発第 4 号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案</p> <p>議発第 5 号 林野関係予算の確保を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第 6 号 内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書議案</p> <p>追加 継続審査の件</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p>
<p>修正動議</p> <p>議発第 1 号 第 1 号令和元年度高知県一般会計補正予算に対する修正案</p> <p>追加</p> <p>第 28 号 高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 29 号 高知県副知事の選任についての同意議案</p> <p>第 30 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 31 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 2 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙追加</p> <p>議発第 2 号 米軍機による超低空飛行訓練の中止を求める意見書議案</p> <p>議発第 3 号 持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意</p>	<p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。</p> <p>各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p style="text-align: center;">〔委員会審査結果一覧表 巻末255ページ〕 〔に掲載〕</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>委員 長 報 告</p> <p>○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。</p> <p>日程第 1、第 1 号から第 27 号まで及び報第 1 号から報第 3 号まで並びに請第 1—1 号から請第 2—2 号まで、以上 34 件の議案並びに請願を一括議題といたします。</p> <p>これより常任委員長の報告を求めます。危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君。</p>

(危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君登壇)

○危機管理文化厚生委員長(上田貢太郎君) 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案から第6号議案、第13号議案、第14号議案、報第1号議案、報第3号議案、以上8件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、いずれも賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金について、執行部から、本年10月から運用を開始した高知あんしんネットの普及を加速させるため、運営主体が行うプロモーション活動を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、本年度末時点で参加が見込まれる事業者数は、県内の事業者のうちどれくらいの割合に当たるのか。また、ネットワークシステムのランニングコストについては、今後県が負担することになるのかとの質疑がありました。執行部からは、本年度末での参加見込み事業者数は、病院で6割程度、診療所で2割程度、薬

局で半数程度、また訪問看護ステーションについては8割程度に参加いただくことを目標にしている。システムの運用経費については、運営する一般社団法人が、システムの利用料収入で自主運用する形になっているとの答弁がありました。

別の委員から、これまでに登録された患者の方は、どのような経緯で登録されたのか。また、今後どのように啓発を行うのかとの質疑がありました。執行部からは、これまでのところ、医療機関からの呼びかけにより登録した患者の方が多いが、より多くの県民に参加いただくには、システムのPRを強化する必要がある。補正予算により、ウェブで動画を見られるようにし、パンフレットを配布するなどのプロモーションを支援したいとの答弁がありました。

別の委員から、歯科診療所は対象としていないのかとの質疑がありました。執行部からは、歯科診療所も対応するシステムになっているが、電子カルテに移行しているところはまだそれほど多くないことなどから、歯科における利用の拡大は課題として残っている。歯科医師会とは、普及に向けた話し合いを続けていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、はたまるねっとや「高知家@ライン」との役割分担及び連携の状況と、統合を含めた長期的な運用の方向性について質疑がありました。執行部からは、高知あんしんネットとはたまるねっとは、医療機関や薬局が患者の診療・カルテの情報を共有するという仕組みは同じだが、対象とする地域が異なっている。2つのシステムで保有する情報については一元的に共有するのが望ましいので、現在相互に閲覧できるように技術的な詰めを進めてもらっている。一方、「高知家@ライン」は、在宅で療養している方の情報を、訪問診療を行う医療機関や介護系の訪問サービス事業者の間で共有する



システムとなっている。これら3つのシステムは開発した経緯や事業主体が異なるが、将来的に望まれる形については、県としてそれぞれの事業主体の間に入って検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、登録した患者の方の情報はどの範囲の事業者において閲覧できるのか。また、システムに多くのデータが蓄積されていくことを見据えると、統計的に有効活用することも考えられるが、そうしたことの同意についてはいかがとの質疑がありました。執行部からは、それぞれの参加事業者が閲覧できるのは当該事業者の患者の情報のみであり、他の施設の患者の情報は閲覧できない。また、患者の方には、個人を識別できないデータに加工して医療政策の検討や研究などに活用することに関し、同意いただけるかどうかを確認した上で登録が行われているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、まんが王国・土佐情報発信等委託料について、執行部から、来年4月に開設する漫画文化の情報発信拠点、高知まんがBASEの管理運営等を令和3年度末まで委託するための経費であるとの説明がありました。

委員から、管理運営等に当たる民間事業者はどのようなところを想定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、漫画の学科を持つ専門学校やこれまでのイベントを通じて漫画に精通している事業者など、特色を発揮できるノウハウを持つ事業者から幅広く応募があることを期待しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

危機管理部についてであります。

執行部から、高知県地域防災計画について、国の防災基本計画が修正されたこと、また豪雨

災害対策推進本部や応急救助機関受援計画など、本県が独自に取り組みを始めた防災対策を踏まえ修正を行ったとの報告がありました。

委員から、受援計画の策定状況はどうかとの質問がありました。執行部から、県では応急活動のさまざまな分野において、約30の受援計画を策定するよう取り組んでおり、既に約20の計画が策定済みである。市町村においては、受援計画を策定しているところはまだ一部にとどまっている。県としては、今後とも計画の策定に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、地域防災計画に豪雨災害対策推進本部を追加したことを踏まえ、豪雨対策については、市町村や出先機関等とより一層の連携を図ってほしいとの要請がありました。

次に、消防防災ヘリコプター「おとめ」が、耐空検査のため搬入していた埼玉県の事業所において台風第19号により浸水した件について、執行部から、その後の状況及び今後の対応の報告がありました。今月中には、機体の修理の可否と修理が可能である場合の費用が提示される見込みで、また機体の所有者である消防庁は、本年度補正予算及び来年度予算案に代替機の調達費用21億9,000万円を計上しているとの報告がありました。

委員から、修理が可能な場合の費用などはどうなるのか。また、本県への代替機配備を検討している消防庁に対して、「おとめ」と同じ機種になるように要望しているかとの質問がありました。執行部からは、修理、廃棄の費用、保険の適用などは、基本的には整備事業者と国との間のことになると考えられる。また、代替機の再配備に関しては、同じ機種となるよう要望しているとの答弁がありました。

別の委員から、消防防災ヘリコプター「りょうま」の耐空検査はいつからか。また、それまでに代替機の配備等がなかった場合、隣県との

応援協定はどうなっているかとの質問がありました。執行部からは、「りょうま」は、来年4月から2カ月から3カ月を期間として耐空検査に入る予定となっている。2機ともに運航できない際には、四国内での相互応援協定に基づき、他3県に出動要請して対応している。今後、「おとめ」の修理の可否、代替機の配備といったことがわかるので、2月議会で報告するとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

執行部から、高知県立大学図書館の改革の取り組みに関し、9月定例会以降の状況についての報告がありました。

委員から、学内に設置された図書館改革委員会の協議について、9月24日開催分以降の議事録を求めることはできるかとの質問がありました。執行部からは、要請があったことを大学側に伝えるとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 商工農林水産委員長西内隆純君。

（商工農林水産委員長西内隆純君登壇）

○商工農林水産委員長（西内隆純君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第10号議案、第15号議案、第16号議案、報第2号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、企業誘致活動推進事業費について、執

行部から、企業立地に関して一定の投資額や県内新規雇用を要件として企業の設備投資などに対して補助を行うもので、当初想定した計画を上回る支援件数が見込まれることから、今回債務負担行為限度額の増額をするものであるとの説明がありました。

委員から、企業を誘致する際には補助制度など支援策をいかにPRしていくかが重要だと思うが、どのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、製造業であれば土地や設備等の取得に要する費用、事務系企業であれば事務所の賃借料などを支援対象とした、全国的にもトップクラスの補助制度を設けており、都市圏での見本市や県外企業へのダイレクトメールなどで、本県の工業団地を初めとする立地環境や地方進出のメリットの紹介などとあわせてPRを行っているとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、農業担い手育成センター研修推進事業費について、執行部から、農業担い手育成センターの研修指導業務や圃場管理業務などを外部に委託するもので、令和2年4月からの円滑な業務の実施に向けて、本年度中にプロポーザル方式により委託先を決定し、業務の実施方法などの協議が行えるよう債務負担で計上するものであるとの説明がありました。

委員から、本来センターの職員が研修を行い、継続性なども含めてノウハウを蓄積し、農業の振興に努めるべきだと思うが、なぜ外部に委託しているのかとの質疑がありました。執行部からは、外部委託を導入する際に、県が直接行うべき業務と委託できる業務とを十分な検討の上、切り分けており、委託している研修についても受託業者とセンターの職員が話し合っている。委託先の農業関係者との交流により、農家の方

が持つノウハウを活用できるなど、外部委託の効果はあると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、契約の履行に当たって、所管課としてどのような確認を行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、担い手育成センターにおいて業務が適正に行われているかをチェックしており、その状況は定期的に報告を受けているとの答弁がありました。

委員から、現場からの報告も大事ではあるが、実際に現場へ行き、指導、管理が適正に行われているかをしっかりと確認することも含め、何かあった場合は指導、改善をしていただきたいとの意見がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、水産加工振興事業費について、執行部から、宿毛市において本年7月に操業を開始した大型水産加工施設の整備等に関する補助金で、基本の補助率に加えて、新規雇用や輸出額の達成により段階的に補助金額を加算する仕組みとなっているものである。今回は、新規雇用の要件について当初計画していた見込みよりも早く達成したことから、令和2年度に交付予定であった補助金を前倒しで交付するための経費であるとの説明がありました。

委員から、現在の水産加工施設の稼働状況はどのように把握しているのかとの質疑がありました。執行部からは、養殖のクロマグロなど順調に加工ができており、先日は加工した養殖魚を中国向けに輸出する出荷式も行われ、加工部門、販売部門とも順調に進んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、水産業クラスターの中核として水産加工施設の整備を支援しているが、今後どのように広めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、この大型水産加工施設の稼働により大きな商流をつくることができ、地元

の中小加工事業者が製造したものもあわせて出荷できる体制が広がっていくと考えている。また、加工体制が整ったことから、住民の方や観光客の方々にも地元のクロマグロなどを提供できるため、第1次産業、第2次産業に加えて第3次産業についても、これから効果が波及していくものと期待しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

林業振興・環境部の報告事項についてであります。

地域活性化等に資する形での県有遊休財産の利活用推進について、執行部から、県有財産四万十源流センターの土地、建物を津野町に譲渡することに伴い、さきの9月定例会で議決をいただいた遊休財産利活用交付金の活用について、当該土地が土砂災害警戒区域等の指定に向けた住民説明会の開催準備の過程で特別警戒区域に入ることが判明し、町、地元関係者、県の関係機関が対応策を協議した結果、区域の山林全体の潜在的な土砂災害リスクを解消するまでの整備は困難な状況であると判断し、財産譲渡を断念することとなったとの報告がありました。

委員から、今後はこのようなことが起こらないよう、状況を再確認しておかなければならないのではないのかとの質問がありました。執行部からは、今回の事案により土木部とも協議し、情報共有のあり方は改善していくべきとの考えのもと、このような取り組みに当たっては十分情報収集を行い留意するようにとの通知が土木部から発出されているとの答弁がありました。

別の委員から、本県は中山間地域が多いため、地域から活用策の要望が出てきた際に同様のケースが起こることも想定される。今回の案件を事例として終わらすことなく、地域活性化等の取り組みに生かしていくよう、制度や措置について、今後検討を行っていく一つのきっかけにしていきたいとの意見がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終ります。

○議長（桑名龍吾君） 産業振興土木委員長土居央君。

（産業振興土木委員長土居央君登壇）

○産業振興土木委員長（土居央君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第7号議案、第11号議案、第17号議案から第20号議案、第23号議案から第27号議案、以上13件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、産業人材育成研修等委託料について、執行部から、産学官民連携センターで実施している土佐まるごとビジネスアカデミーについて、来年度の講座を5月から開講するため、本年度のうちに来年度に向けた準備に取りかかるための経費であるとの説明がありました。

委員から、小規模事業者向けのナリワイセミナーについて、今年度の状況と募集はどのようにしているのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度のナリワイセミナーは田野町と四万十市で開催し、合計45名、いろいろな業種の方に参加していただいた。セミナーを行うに当たっては、事前に市町村や商工会に説明に行き、地域の個人事業主や小規模事業者への参加の呼びかけをお願いした。来年度も引き続き、市町村、商工会などに声をかけ、多くの方に参加していただけるよう取り組みたいとの答弁がありました。

別の委員から、土佐まるごとビジネスアカデ

ミーの委託について、どのような事業者が受けることになるのかとの質疑がありました。執行部からは、予算を認めていただいた後、プロポーザルの準備に入る。この事業については、初年度は今とは別の事業者であったが、それ以降は愛媛県に本社を置く事業者に委託しているとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、広域公共交通対策事業費について、執行部から、フジドリームエアラインズの高知一神戸線の新規就航に伴う支援を行うためのものであるとの説明がありました。

委員から、高知一神戸線の新規就航に伴い、神戸を経由して高知とつながることができる地方都市も出てくるが、それらの地方都市との交流を活発にする取り組みは行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、就航先の神戸市とは双方で航空路線のPRなどを行うこととしており、フジドリームエアラインズでは出雲空港や松本空港へ乗り継ぐダイヤを掲載したチラシも作成している。今後は、こういった乗り継ぎ利用もPRしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、高知一神戸線には期待しているが、1年前にはジェットスター・ジャパンが就航したものの、関西便が週4便に減便になっている状況もあるので、関西圏の伊丹・関西・神戸と高知を結ぶ3路線が維持・発展できるように頑張っていただきたいとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、2020よさこいで応援プロジェクト事業費補助金について、執行部から、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会が来年7月に東

京で開催を予定している、プレミアムよさこい in東京2020の開催等に関する経費を補助するものであるとの説明がありました。

複数の委員から、37都道府県が参加している、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会の中で、どのように高知をPRしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、プレミアムよさこいでは、海外メディアなどを通じて、高知から全国、世界へとよさこいが広がったことをPRし、発祥の地高知をアピールしていきたい。また、外国人の目線で旅行商品を造成し、プレミアムよさこいをきっかけとして外国人観光客に高知に来ていただけるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、オリンピック前の時期であり、最高のPR機会となるが、イベントを行うに当たっては、海外メディアの厳しい目を踏まえ、イベント後のごみや食品ロスといった問題に配慮し、国際的な基準をクリアできるイベントとなるよう心がけ、海外メディアにPRしていただきたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、このイベントについて、ごみや食品ロスなど国際的に問題となっている部分にも注意しながら、実行委員会の中で議論を重ね、世界の基準にかなうイベントとなるよう取り組みたいとの答弁がありました。

次に、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、客船受入等業務委託料について、執行部から、外国クルーズ船の乗船客が訪れる高知市中心市街地での受け入れ体制の充実を図り、外国クルーズ船のさらなる誘致につなげるためのものであるとの説明がありました。

委員から、外国クルーズ船が観光施設のあいっていない朝の早い時間に寄港したとき、機会損失になると考えるが、クルーズ船寄港時には観光施設の開館を早めることなど、関係者と議論されているかとの質疑がありました。執行部か

らは、クルーズ船の寄港に当たっては、高知市の中心市街地の関係者と県で高知港外国客船受入協議会市街地受入部会をつくり、情報を共有しながら対応について協議をしている。高知市が中心市街地に設置した外国人観光客にも対応する観光案内所、こうち観光ナビ・ツーリストセンターでは、寄港に合わせて通常よりも早くあけており、そういった取り組みが広がるよう、今後も引き続き商店街や関係機関と協議をしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは、条例などで開館時間は規定されているかもしれないが、多額の受入費用を使っているのに、効果が目に見えるよう取り組んでいただきたいとの意見がありました。

別の委員から、来年度クルーズ船の寄港数が大幅に回復すると想定されていることから、関係機関で情報を共有し、年単位で考えた対応を準備していただきたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、今後も必要な情報を関係機関と共有して取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第23号「県有財産（高知新港港湾関連用地）の処分に関する議案」について、執行部から、高知新港の高台用地は、緊急避難場所としての機能に加え、産業振興や港のにぎわいに係る使い方をさせていただく企業などに分譲して利活用を図っていくとの説明がありました。

委員から、来年の8月に開催予定の譲受人等選定委員会では、申込者が民間企業となる可能性が高いが、審査の過程や結果についてどこまで公開を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、選定委員会では、港の関係者や港に関する有識者を入れて、どの譲り受け人に分譲すれば一番いい使われ方をするのか、審査を行いたいと考えている。選定委員会の公開については、企業の企画提案的な部分もあるので、

どこまで公開できるのか検討したいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、とさでん交通が12月のモニタリング会議で説明をした、ことし4月から9月までの上半期の経営実績について説明がありました。

委員から、ICカード「ですか」の使用率について、電車が約53%というのはキャッシュレスの時代に少し低いと考える。ほかでも使えるようにするなど、「ですか」の利便性を高めればよいと思うが、「ですか」の普及についてどのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、当初は資本金の関係で店舗での利用についてはできなかったが、今後どのようにして普及率を高めていくのかを、とさでん交通と協議していきたいとの答弁がありました。

複数の委員から、「ですか」をさらに普及するため、ポイントを利用しやすくするなど、「ですか」のさらなる活用について検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

はりまや町一宮線はりまや工区について、執行部から、これまでの経緯及び今後の予定について説明がありました。

委員から、今後地元説明会を行うとのことだが、どれくらいの範囲の皆さんに参加を呼びかけているのかとの質問がありました。執行部からは、地元説明会については、現場を中心とした約4,000世帯に案内状をお送りする予定で準備をしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、地元の皆さんの御意見やアドバイザーの御意見もあるので、慎重に進めたいいただきたいとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終

わります。

○議長（桑名龍吾君） 総務委員長今城誠司君。  
（総務委員長今城誠司君登壇）

○総務委員長（今城誠司君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案、第8号議案、第9号議案、第12号議案、第21号議案、第22号議案、以上6件については全会一致をもって、第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

教育委員会についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、債務負担行為の基礎学力把握検査等委託料について、執行部から、生徒の学力状況を確認し、指導改善につなげる学力定着把握検査をできるだけ早い時期に民間業者に委託し、より効果的な対策を講じて学力向上につなげていくものであるとの説明がありました。

委員から、基礎学力把握検査の実施に当たり、新高校1年生に対し、入学前の3月末に学力定着把握検査を行うことは不合理ではないかとの

質疑がありました。執行部からは、生徒の学力をしっかりと育てていくためには、学力定着把握検査により、その学力状況を見ながら、しっかりと取り組みを進めていく必要があるため実施しているものであるとの説明がありました。

委員から、委託事業者の選定について、毎年同じ事業者に委託しており、その理由として、事業者がかわると過去データが利用できなくなるためと説明があったが、県として委託事業者から毎年データを回収し、分析するべきではないのかとの質疑がありました。執行部からは、データは前年度も含めて、業者のほうで生徒個人個人を細かくしっかりと分析して、生徒にも返還をされ、また学校はそれを確認しながら、各生徒の課題に合わせた個別の指導ができるようになってきている。委託事業者の選定については、今後は競争原理が働く調達方法に移行するように取り組んでいくとの答弁がありました。

複数の委員から、学力定着把握検査について、まず生徒自身が学力の状況を自己認識すること、また学校も生徒の課題等を把握して指導するということが大切であり、今後とも取り組みを進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、債務負担行為の高知若草特別支援学校のスクールバス運行委託について、執行部から、肢体不自由特別支援学校であるため、運行開始前にルート確認のほか、乗車する生徒の障害についての理解や、車椅子の固定・身体の適切な固定方法について、介助員等への教育が必要である。安全で質の高い業務の履行にはこうした準備が必要であり、早期の契約が望まれるため、予算を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、スクールバスの運行中に災害等があったときにどう対応するのかとの質疑がありました。執行部からは、緊急時や地震の際にど

のように避難をするか、さまざまな想定をした避難訓練を年2回行っている。また、高知若草特別支援学校のスクールバスには2名の介助員が乗っているが、自分たちだけでは避難できない場面を想定した訓練も実施しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

「県政運営指針」検証委員会の検討状況等について、執行部から、12月10日に開催された第1回高知県「県政運営指針」検証委員会について報告がありました。

委員から、県政運営指針に関する意識調査として職員を対象に実施したアンケートについて、回答率が5割強にとどまっているが、県庁職員が働く上において大きな柱になるものであり、全職員から回収して分析することが大事ではないかとの質問がありました。執行部からは、検証委員会においても回収率を上げる努力が必要との意見があり、今後は回答を求めることも含め対応したいとの答弁がありました。

別の委員から、現時点の案について、濱田新知事の意向が反映されていないように見え、違和感を覚えるが、どう考えているかとの質問がありました。執行部からは、今回の検証委員会では、知事が交代するタイミングでの開催となったこと及びこの指針は県庁として従うべき普遍的な内容が多いことを前提に検証を行った。今後、改定に向けて知事と協議を行い、柱の立て方や表現など、必要に応じて修正していくことを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、コンプライアンスの徹底のために、県政運営指針をどのように活用しているのかとの質問がありました。執行部からは、県政運営指針は、新任職員や課長等の各階層での研修などで活用している。また、モード・アバンセ事件については県政の教訓としてしっかり

と引き継ぎ、県が組織として不適切な政策決定を防ぐ取り組みを継続して実施していることを研修で説明しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、執行部から、本県の生徒指導上の諸課題は依然として厳しく、暴力行為、いじめ、不登校ともに前年度より増加している。特に小中学校の不登校は増加する傾向にあり、総合的な対応を強化していきたいとの説明がありました。

委員から、暴力行為、いじめ、不登校は全て関連して起こっており、入学前の幼児教育が重要だと考えるが、現状をどのように分析しているのかとの質問がありました。執行部からは、小学校入学時に既に課題を抱えている児童がいることは把握しており、保幼、小中学校と連携していくということも重要である。また、学級経営において、小中学校を中心に始めたメンター制などにより、若年教員を育成していくことを学校でしっかり取り組んでいくことも重要であると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、不登校に対する取り組みは対症療法になっており、未然防止に向けた取り組みが必要だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、対症療法的なものではなく、未然防止の取り組みが大事であることは、教育の本質の部分だと考えている。子供たちが行きたくなる学校をどうやってつくっていくのか、そこを追求するのが我々の仕事であることを再認識し、教育行政に携わっていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域において地元の教育支援センターは近過ぎて相談しづらいとの声があるが、何か対応方法はないかとの質問がありました。執行部からは、地元だから相談しにくいという保護者等がいることは把握しており、

今、近隣市町村の教育支援センターの活用について、制度設計を含めて市町村に相談している。また、心の教育センターで、不登校の子供を持つ親の相談を受ける会を毎月開いているとの答弁がありました。

別の委員から、発達障害のある子供に対して、特性に応じた適切な支援を行うことによって予防できる不登校もあると考えるので、学校としての支援力の向上を進めてほしいとの要請がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



#### 修正動議、提出者の説明（議発第1号）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」に対し、議員塚地佐智さんほか4名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 卷末236ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） ただいま御報告いたしました第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案を、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 日本共産党の米田稔です。提出者を代表いたしまして、議発第1号「第1号令和元年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」についての提案説明を行います。

この修正案は、高校教育推進費・基礎学力把握検査等委託料に関する債務負担行為補正、追加823万3,000円を削除しようとするものであります。



進学者の多い県立高校6校の新1年生、そしてこの6校と追手前高校を除くほかの県立高校29校の新しい3年生に対して、3学期の授業終了から春休みにかけて実施しようとする検査と結果分析に係る経費です。

削除を求める修正案提案理由の第1は、実態は高校生向け高知県版学力テストであるということです。新1年生に対する検査ですが、直前に高校入学試験を行ったばかりです。中学校の学習内容の理解などを含めた入試結果に基づいて、生徒一人一人に応じた援助・指導を尽くすべきではありませんか。また、新3年生の検査を含めて、単独随意契約により委託する特定の民間専門業者が実施するわけですが、受ける検査も、それに向けて事前に活用する学習教材も、同じ業者が作成をしたものです。公平・公正さの確保を含めてさまざまな問題をはらんでいます。

同時にこの検査は、進学者が多い7校のうち、追手前高校は1年生、2年生とも年1回、他の6校は1年生、2年生とも年2回ずつ、それ以外の29校は1年生2回、2年生2回、3年生1回、3年間でそれぞれ2回、4回、5回実施する計画です。まさに、高校の学習到達水準、いわゆるランクに応じた基礎学力把握検査等が実施されているのであります。

そして、教育施策の大綱や教育振興基本計画には、平成31年度の目標数値を示しています。公立高校卒業生の国公立大学進学者数を現状現役545人から現役700人以上にする、県内大学入学定員数に占める県内公立学校卒業者の割合を現状18.8%から25%以上にする、また家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合を、高1、26.6%、高2、41.1%からどちらも15%以下にするなどを掲げています。こうした指標、目標の達成を至上命題とした学校訪問や指導が強化され、学校現場に大きな負担となっていま

す。揺れ動く高校生たちや多忙化が深刻な学校現場、教職員を追い立て、追い込んでいることは明らかです。

これまでも行われている学校現場での定期検査などの活用、さらなる改善によって、実態把握は可能です。そして、教師集団の協働・同僚性の保障と発揮によってこそ、生徒一人一人への援助と指導を充実し、未来をともに切り開くことができるのではないのでしょうか。

一人一人の生徒の人生の評価を、一民間企業の評価によって診断、認定することは、公教育の責任を放棄するものです。そういった一業者の評価基準で学校現場が翻弄される高校生向け県版学力テストは中止すべきです。毎年5,000万円余の財源は、教員をふやすことや教育条件の整備改善に回すべきと考えます。

第2の理由は、委託は単独随意契約で、特定の民間専門業者と契約しようとしています。平成24年度からこの事業が始められていますが、8年間も9年間も同じ業者に委託しており、幾つもの重大な問題があります。受験産業などを業とする有名な全国企業ですが、この間の県立高校生全ての基礎学力把握検査等の結果を保有している、膨大なデータを蓄積しているのがあります。ことしの2月議会委員会審査で担当課長は、管理は業者の責任においてしっかりやっていたらいいものと思っていると答えましたが、膨大な高校生の個人情報、プライバシー保護の点で、大きなリスク、不安が解消するものではありません。

次に、高知県下の公立高校生の、高校生のための学びの基礎診断、測定ツールをこの特定の業者に委ねてしまっています。先ほど一部紹介しましたが、検査結果も、企業の定める学力指標、学習到達度ゾーンで評価されているのがあります。文部科学省も、基本的に各学校の判断によるとしており、秋田県では、独自の一斉テ

ストで学力は把握できる、それ以外の外部テスト実施は各校の判断に委ねているとしています。高知県は、特定の受験産業業者に、膨大なデータ、生徒の学力指標、到達度評価を、まさに丸投げしているのです。

さらに、今回の委員会審査でも、データの返還を求めたのに対して担当課長は、到達の評価や今後の対策の協議などに必要だと答えています。まさに到達、評価とともに、今後の対策まで一民間企業に委ねるものであり、余りにも異常と言わなければなりません。一人一人の高校生、子供たちの現在と未来、人生を、特定の民間企業に委ねてしまってよいのか、今問われていると思います。

第3の理由は、今回の基礎学力把握検査等によって一人一人の評価が、評価尺度、学習到達ゾーンによって認定、振り分けられていることです。SからDゾーンまであり、最下位のDゾーンは、上級学校に進学することはできるが、授業についていけず苦勞する学生と規定をしています。しかも、さらにD1、D2、D3と細かく分類をしています。そして、教育施策大綱、教育振興基本計画で、例えばD3層の生徒の割合を現在の27%から15%以下に引き下げる、高校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を5.4%から3%以下にするなどの目標、指標が示されています。未来ある高校生たちが進学した高校によって、さらに今回の基礎学力把握検査等の結果によって診断、認定をされ、評価されてしまっています。特定の民間企業がつくった評価尺度で、あなたはDゾーンです、あなたはCゾーンですなどと呼びかけることができますか。自己肯定感の醸成につながると胸を張って言えますか。

一民間企業に丸投げする教育行政の姿勢は見直し、一人一人の個性や尊厳が大事にされ、成長と進路が保障される教育を推進することこそ、

子供、生徒、保護者、県民の願いではありませんか。そして、そのためにも、今議会に提出されました3万4,000人を超える県民の請願、すべての子どもに行き届いた教育を進めるための教育条件の一層の整備を図ることを、強く求めておきたいと思います。

以上、議発第1号「第1号令和元年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」の提案説明といたします。同僚各位の御賛同を心よりお願いいたします。(拍手)



## 討 論

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案並びに請願については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

1番土森正一君。

(1番土森正一君登壇)

○1番(土森正一君) 私は、自由民主党を代表いたしまして、議発第1号「第1号令和元年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」に反対する立場で討論を行います。

本県における児童生徒の学力向上への取り組みとしましては、まずは平成9年度からの10年間、教員の資質・指導力の向上、子供の基礎学力の定着と学力の向上、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上などを目指した、いわゆる土佐の教育改革の取り組みが実施されたところでもあります。しかしながら、そうした取り組

みにもかかわらず、平成19年度に行われた全国学力・学習状況調査では、本県の小中学校の児童生徒の極めて厳しい学力の状況が明らかとなりました。また、その児童生徒たちが進学する高等学校の学力につきましても非常に厳しい状況にあるなど、学力向上への県民の期待に応える成果を上げることはできませんでした。

振り返ってみますと、戦前は教育先進県としての実績と自負のあった本県が、戦後70年以上にわたって低迷してきた事実は、学力調査一つとってみても明確であります。公立学校の学力不振の原因を例えば私立学校に求める風潮がありますが、仮に私立学校の存在が公立学校の学力を骨抜きにしていると唱えるなら、その私立学校に生徒を向かわせたのは——勤評闘争に始まり、これまであらゆる教育施策を批判してきた教員の姿に県民が背を向けたという事実をどのように説明するのか。学力調査が序列化につながるという現場教員が、我が子となると私立学校にせせと通わず姿を、多くの県民は知っております。この学力低迷の実態を長きにわたって続け、公教育への期待を裏切り、県民、保護者の信頼をかち得てこなかった事実から目をそらし、県民、保護者の期待に沿っていないことにまだ気づかれていないことは、大変遺憾なことでございます。

また、これまでの教育現場では教育レベルをはっきりと評価することを嫌う傾向があり、テストを行うことも、さも児童生徒の人間性に害を与えると考える風潮も、依然として残っております。この結果、子供たちの学ぶ意欲や学んだことの結果の責任を問わない、緊張感のない教育現場を醸成してきたわけでございます。そうした危機的状況を受け、県教育委員会においては、それまでの取り組みを徹底的に検証し改善を図るとともに、より具体的な目標を定めて新たな教育改革を推進し、一定の成果を上げて

きたものと承知しております。

まず、平成20年7月に「学ぶ力を育み 心に寄りそう 緊急プラン」を策定し、本県の児童生徒の学力をまずは全国水準にまで引き上げることを目標に掲げ、新たな学力向上対策を開始しています。さらに、平成24年3月には、高知県教育振興基本計画重点プランを策定し、小学校の学力は全国上位に、中学校の学力は全国平均にまで引き上げることを目標に、取り組みを強化しております。こうした小中学校における学力向上に向けた取り組みと並行して、県立高等学校においては、平成24年度から全ての全日制及び多部制昼間部において学力定着把握検査を実施し、その結果を分析、活用しながら学校の取り組みや授業の改善を進め、一定の成果があらわれ始めました。

さらに現在は、県立高等学校における基礎学力の定着や、進路未定で卒業する生徒への進路保障などの課題の抜本的な解決に向け、学力定着把握検査の結果を取り組みの成果をはかる指標として、基本目標を設定し、PDCAサイクルを回しながら順次取り組みを拡充していくという、学力定着把握検査をより有効に活用する取り組みが推進されています。また、平成30年度には、県教育委員会事務局に指導主事及び授業改善アドバイザーから成る学校支援チームが設置され、このチームが各県立高等学校を訪問し、授業参加や研究協議などを通じて、基礎学力の定着に向けた授業改善など各学校における取り組みに対して支援することで、PDCAサイクルを回しながら学力向上を図る仕組みが構築されております。

これまでのこうした取り組みにより、例えば平成29年度入学の高校1年生の学力定着把握検査の結果では、入学時においてはD3層の割合が30%を超えていたものが、学年が進むにつれて年々その割合が低下し、この生徒たちが3年

生となった令和元年度の4月においては、D3層の割合が25%程度にまで低下するとともに上位層の割合が増加するなど、効果が見られています。また、全国学力・学習状況調査などに基づく中学校での取り組みの結果、高校へ入学する1年生の4月の結果も、D3層の割合が25%程度にまで低下をしています。

こうした学力の底上げがされた結果、本県の公立高等学校では、平成31年3月の卒業生の就職内定率は99%と高い割合を維持するとともに、国公立大学への進学者数も557名と過去最高となっています。このように本県では、県立高等学校における基礎学力の定着などの取り組みの中で、学力定着把握検査を効果的に活用する方法を確立して、成果を上げてきているところがございます。

国においても、高等学校における基礎学力の定着に向けたPDC Aサイクル構築のため、平成30年度から、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験などを文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する、いわゆる高校生のための学びの基礎診断制度の運用を開始しており、本県においてはもう既にその仕組みが確立されているところがございます。

加えて、仮に学力定着把握検査の実施について、民間業者に委託することをやめ、問題の作成、採点なども含め全てを各県立高等学校が直接行うこととした場合には、教職員に大きな負担を生じさせることとなり、学校における働き方改革の取り組みに逆行することとなるものがあります。本県は今、尾崎県政から濱田県政へ引き継がれる中で、あらゆる分野で、県民が幸福に暮らせていけるかどうかの瀬戸際の取り組みを、必死の努力で続けています。人づくりはその根幹であり、今打ち立てていこうとする対策をおろそかにしてはなりません。

以上のことから、今議会に執行部が提出しております、県立高等学校における基礎学力把握検査等の委託に関する予算につきましては、提案どおり認めるべきだと強く求め、議発第1号「第1号令和元年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」への反対討論といたします。何とぞ、同僚議員の各位の御賛同をいただきますようお願いいたしまして、私の討論といたします。(拍手)



## 採 決

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する議員塚地佐智さんほか4名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案から第27号議案まで、以上26件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、以上26件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



#### 議案の追加上程、提出者の説明、採決（第28号—第31号）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末238ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第28号「高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案」から第31号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第28号議案は、高知県土地利用審査会の全ての委員の任期が今月26日をもって満了いたしますため、岡部早苗氏、中橋紅美氏、林幸一氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏を再任いたしますとともに、新たに猪野裕之氏、相良康麿氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第29号議案は、副知事の選任に関するものでございます。副知事の岩城孝章氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。岩城副知事は、すぐれた行政手腕によりまして県政の推進に大きな力となっており、副知事として、今後も県勢発展を図る上で大きな力を発揮していただける適任者だと考えております。

第30号議案は、高知県収用委員会委員の近藤啓明氏と山本洋子氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、両氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

第31号議案は、高知県教育委員会委員の平田健一氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第28号「高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

猪野裕之氏、岡部早苗氏、相良康麿氏、中橋紅美氏、林幸一氏、藤塚吉浩氏、古谷純代氏を高知県土地利用審査会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、以上7名の方々を土地利用審査会の委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第29号「高知県副知事の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第30号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

まず、近藤啓明氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、近藤啓明氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、山本洋子氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、山本洋子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第31号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



#### 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長(桑名龍吾君) 日程第2、高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

高知市中万々286番地26

行田博文氏

高知市長浜5090番地

土居秀喜氏

高知市鴨部3丁目32番25号

中川香代氏

高知市三園町58番地

宮上佳恵氏

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、高知県選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

補充の順位第1位

高知市神田1518番地16

大原充雄氏

補充の順位第2位

高知市中万々896番地4

佐竹慶生氏

補充の順位第3位

吾川郡いの町八田463番地2

森曉氏

補充の順位第4位

吾川郡いの町天王南8丁目1番地4

島村和人氏

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、ただいま申しあげました補充の順位をもって、高知県選挙管理委員の補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が、ただいま申しあげました補充の順位をもって、選挙管理委員の補充員に当選されました。



議案の上程、採決（議発第2号—議発第5号 意見書議案）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号から議発第5号 巻末239～  
247ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「米軍機による超低空飛行訓練の中止を求める意見書議案」から議発第5号「林野関係予算の確保を求める意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「米軍機による超低空飛行訓練の中止を求める意見書議案」から議発第5号「林野関係予算の確保を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ∞∞∞ —————

議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第6号 巻末250ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

33番岡田芳秀君。

（33番岡田芳秀君登壇）

○33番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀です。提出者を代表して、ただいま議題となりま



した議発第6号「内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書議案」に対して賛成討論を行います。

内閣総理大臣が主催する桜を見る会は、1952年から行われており、各界において功労、功績のあった方々を招いて、日ごろの御苦勞を慰勞し、親しく懇談する公的行事です。出席者には酒類や菓子、食事が振る舞われ、招待客の参加費や新宿御苑の入園料は無料であり、費用は全て税金から拠出をされております。2010年までは招待客が約1万人であったものが、2013年以降は安倍首相のもとで年々招待客数が増加をし、2019年の参加者は1万8,200人と報道されています。また、例年1,760万円の予算計上に対して、支出が年々増加をし、2014年が3,000万円余り、2018年は5,200万円余りと、予算の3倍もの支出がされております。

この桜を見る会に対する疑惑は膨らむばかりです。疑惑の第1は、桜を見る会招待客の問題です。国会での質疑や新聞報道によれば、功労、功績の有無にかかわらず、安倍晋三後援会が多数招待されており、安倍首相夫人の友人、知人も招待されている、これらが招待客増加の大きな要因であることが明らかにされています。

また、2015年には、特定商取引法違反で警視庁などの家宅捜査を受けた反社会的勢力ジャパンライフの当時の会長が招待されていたことも判明しました。この会社は首相からの招待状をマルチ商法の宣伝に悪用していましたが、安倍首相はこの会長と面識があったことも明らかになりました。首相が、招待者の取りまとめ等には関与していないと述べたのは、虚偽ではないかという疑念があります。功労、功績にかかわらず、首相に直接関係する招待客を年々ふやし公費で接待してきたことは、首相による政治の私物化だと言わなければなりません。

第2は、桜を見る会と一体となっていた安倍

後援会の前夜祭会費の問題です。一流ホテルでの会費5,000円のパーティーは安過ぎるのではないかとされています。この前夜祭は後援会行事とされており、不足分を補充していれば、場合により公職選挙法に違反することになります。会費は参加者が個別に直接ホテルに支払ったと言いますが、領収書は1枚も見つかっておらず、ホテル発行の明細書の有無も、開催経費の収支詳細も不明です。また、この前夜祭の収支は政治資金収支報告書に記載されておらず、政治資金規正法違反の疑いもあります。

第3は、この問題に関連する政府の公文書管理の問題です。桜を見る会は政府の公的行事であり、政府としての説明責任があります。ところが、政府は、国民の疑問に答えようとせず、はぐらかし、関係文書を隠蔽しています。ことし5月に、我が党の宮本徹衆議院議員が資料の提出を求めたところ、各省庁の招待者名簿は保管されているにもかかわらず、内閣府だけは、保存期間1年未満だとして名簿をシュレッダーにかけて廃棄していました。そして、廃棄したのは宮本議員が資料の提出を求めた後のことであることを認めました。故意ではないという一方で、シュレッダーが混み合っていたからそうになったという理由の証拠を示さず、バックアップデータの復元も拒否しており、証拠隠滅の疑いは濃厚です。

この桜を見る会については、安倍首相自身に直接の疑惑がかけられているにもかかわらず、みずからの説明責任を果たそうとしないのは、政治家の姿勢として極めて重大です。安倍首相は、11月8日の参議院予算委員会での我が党の田村智子議員の質問以降、法案採決のために出席せざるを得なかった参院本会議の2度を除いて、国会には出ない、質問には答えない、資料は出さない、廃棄するという、逃げの一手を繰り返しています。野党が求めた臨時国会の会期

延長にも応じず、疑惑の全容解明に背を向けたまま国会を閉じました。

政府が一体となって国権の最高機関である国会における説明責任をないがしろにすることは、決して看過できません。世論調査でも国民の8割以上が、説明責任が果されていないと怒りの声を上げています。

岩手県議会では12月11日、内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書が、賛成多数で可決されました。今、私たちに求められているのは、桜を見る会疑惑の徹底解明を行い、日本の民主主義を守ることではないでしょうか。そして、政治への信頼を取り戻すことではないでしょうか。

政府においてはみずからきちんと説明責任を果たすこと、また国会においては国民からの疑惑の究明を図ることを強く求めるものです。

党派を超えて御賛同いただくことを心からお願い申し上げて、議発第6号議案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

————— ❦❦❦ —————

#### 継続審査の件

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手

元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末252ページ〕  
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ❦❦❦ —————

○議長(桑名龍吾君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ❦❦❦ —————

#### 副知事選任同意に伴う挨拶

○議長(桑名龍吾君) この際、副知事に選任同意されました副知事岩城孝章君から御挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

副知事岩城孝章君。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) お許しをいただきまし

たので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは私の副知事選任につきまして御同意を賜り、まことにありがとうございます。改めまして、身が引き締まる思いであります。私は、何分微力ではございますが、共感と前進の基本姿勢のもと、活力ある高知をつくり上げようという知事の思いに応えられますよう、また議会の皆様から賜りました御同意の意義を深く心に刻み、県勢浮揚に向けまして、知事の補佐役として全力を尽くしてまいりたいと決意を新たにしております。

議員の皆様には、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。(拍手)



## 閉会の挨拶

○議長（桑名龍吾君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、濱田知事が就任されて初めての定例会となりました。知事からは、これまでの県政を継承し、経済の活性化、日本一の健康長寿県づくりなど、政策をさらに推進するための補正予算を初め、高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚く御礼

を申し上げます。

さて、ことしを振り返りますと、5月1日に天皇陛下が御即位されて、新しい時代、令和が幕をあけました。また、高知県議会といたしましては、議会開設140周年の節目の年でもございました。そういった中で、この1年は、県議会議員も含めました春の統一地方選挙に始まり、参議院議員選挙、また先月には知事選挙が行われるなど、選挙の年となりました。4月に新たな県議会の陣容が決まりますとともに、11月には濱田知事が多くの県民の期待を担われ御当選の栄に輝いたのであります。

本県は今、各種の経済指標が上昇傾向に転じ、県勢浮揚に向けた兆しが見え始めたところでございます。今後は、政策議論を重ねながら、執行部と議会が両輪となって、さらなる県勢発展に向けてさまざまな挑戦を行っていかねばなりません。濱田知事におかれましては、県民の期待に応え、立派にその責務を果たされますよう願ってやみません。

さて、ことしも残りわずかとなり、これから寒さも厳しさを増してまいります。議員各位を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛の上、皆様お元気でよき新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念を申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 令和元年12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和元年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県流域下水道事業の設置等に関する条例議案などを提出させていただきました

た。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、今後の県政運営に努めてまいります。

今議会は、私にとりまして知事として臨む初めての議会でした。今議会では、選挙期間中に県内各地を回った際に県民の皆様からたくさん頂戴いたしました御期待の声や激励に答えていくという責任の重さを、改めて感じました。その上で、これからの県政運営について、共感と前進という基本姿勢を堅持しつつ、本県が直面をする困難な課題の解決に向けまして、県民の皆様とともに立ち向かうことの決意を申し上げたところです。また、議員の皆様方からは温かい激励の言葉もいただき、大変勇気づけられました。執行部とともに、県政を前進させていくための車の両輪として、緊張感のある建設的な議論を通じて、目指すべき方向性をしっかり共有させていただきたいと存じます。

これまでの県勢浮揚に向けた歩みをとめることなく、産業振興による経済の活性化や教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりへの取り組み、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、インフラ整備の推進を初め、さまざまな県政課題の解決に向けて全力で取り組んでまいり所存です。

また、先ほどは岩城副知事の再任に御同意いただき、まことにありがとうございました。庁内を取りまとめ、県議会や市町村とも円滑に意思疎通を図ることができるその卓越した調整力を持つ岩城副知事とともに、二人三脚で歩んでまいりますので、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

この1年を振り返りますと、春の統一地方選挙を皮切りに、夏の参議院議員選挙、せんだっ

ての知事選挙と、各種選挙が集中した激動の1年でありました。また、5月1日には元号が令和に改まり、新しい時代が幕をあけました。この新たな令和の時代の始まりを受けまして、希望に満ちあふれた高知県の未来を県民の皆様とともに作り上げていくため、最善の努力を尽くしてまいります。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員の皆様方には御自愛の上、今後とも一層の御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。



○議長（桑名龍吾君） これをもちまして、令和元年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分閉会